

平成 22 年 11 月

下請取引適正化推進講習会

テキスト

いつも作って 発注書！ いつも守って 下請法！

公正取引委員会・中小企業庁

目 次

1 下請代金支払遅延等防止法の内容.....	1
(1) 本法制定の趣旨.....	1
(2) 本法の概要.....	2
(3) 本法の適用対象.....	4
ア 親事業者・下請事業者の定義（第2条第7項及び8項）	4
イ 製造委託（第2条第1項）	5
ウ 修理委託（第2条第2項）	8
エ 情報成果物作成委託（第2条第3項）	9
オ 役務提供委託（第2条第4項）	13
カ トンネル会社の規制（第2条第9項）	15
(4) 親事業者の義務.....	23
ア 書面の交付義務（第3条）	23
イ 支払期日を定める義務（第2条の2）	31
ウ 書類の作成・保存義務（第5条）	31
エ 遅延利息の支払義務（第4条の2）	33
(5) 親事業者の禁止事項.....	34
ア 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）	35
イ 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）	37
ウ 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）	44
エ 返品の禁止（第4条第1項第4号）	50
オ 買いたたきの禁止（第4条第1項第5号）	54
カ 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）	58
キ 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）	60
ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）	61
ケ 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）	62
コ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）	63
サ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（第4条第2項第4号）	65
(6) 立入検査・勧告・罰則等（第6条～12条）	71
(7) 本法事件処理フローチャート	73
2 下請代金支払遅延等防止法第3条に規定する書面に係る参考例.....	75
3 電磁的方法による発注・取引記録の保存.....	95
(1) 関係規定.....	95
(2) 書面の交付に代えることができる電磁的記録の提供の方法及びその留意点	95
(3) 取引記録の作成・保存の要件（第5条関係）	97
4 一括決済方式の概要.....	98
5 電子記録債権を用いた支払の概要.....	102
6 本法違反行為の未然防止の指導.....	105

参考	下請中小企業振興法の内容	106
(1)	下請中小企業振興法による施策の概要	106
(2)	基本的性格	106
(3)	下請振興法の一部改正	106
(4)	法の適用範囲	107
(5)	振興基準	108
(6)	振興事業計画	108
(7)	下請企業振興協会	109

資料編

資料 1	下請代金支払遅延等防止法	111
資料 2	下請代金支払遅延等防止法施行令	117
資料 3	下請代金支払遅延等防止法第3条の書面の記載事項等に関する規則	118
資料 4	下請代金支払遅延等防止法第4条の2の規定による遅延利息の率を定める規則	121
資料 5	下請代金支払遅延等防止法第5条の書類又は電磁的記録の作成及び保存に関する規則	122
資料 6	下請取引における電磁的記録の提供に関する留意事項	125
資料 7	下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準	129
資料 8	下請代金の支払手形のサイト短縮について	146
資料 9	一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられる場合の下請代金支払遅延等防止法及び独占禁止法の運用について	148
資料 10	一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について	149
資料 11	電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合の下請代金支払遅延等防止法及び私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の運用について	151
資料 12	電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について	152
資料 13	サプライチェーン・マネジメントに関する考え方	153
資料 14	下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者の取扱いについて	157
資料 15	下請中小企業振興法	158
資料 16	下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準	161
資料 17	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(独占禁止法)(抄)	167
資料 18	不公正な取引方法	169
資料 19	特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法	171
資料 20	「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」(物流特殊指定)の概要	173
資料 21	下請法勧告一覧(平成19年度以降)	174
	[下請ガイドラインについて]	180
	[相談窓口]	182

1 下請代金支払遅延等防止法の内容

(1) 本法制定の趣旨

下請取引における下請代金の支払遅延等の行為は、独占禁止法の不公正な取引方法のうち優越的地位の濫用行為に該当し、同法第19条の規定に違反するおそれがある行為であるが、同法により規制する場合は、当該行為が「取引上優越した地位を利用したものかどうか」、「不当に不利益なものかどうか」を個別に認定する必要がある。この認定は、最終的には、同法の審査審判手続を通して行われることになるが、この手続によるときは、相当の期間を要し問題解決の時機を逸するおそれがある上、親事業者と下請事業者との継続的取引関係をむしろ悪化させる要因となる場合もあり、結果として下請事業者の利益にならないことも考えられる。

また、下請取引の性格上、下請事業者が親事業者の違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に申告することは、余り期待できない。

したがって、下請事業者の利益を確保するためには、独占禁止法の違反事件処理手続とは別の簡易な手続が必要であるとの考え方から、下請代金支払遅延等防止法（以下「本法」という。）が、昭和31年に独占禁止法の補完法として制定された。

すなわち、本法は、適用対象を明確にし、違反行為の類型を具体的に法定するとともに、独占禁止法に比較して簡易な手続を規定し、迅速かつ効果的に下請事業者の保護を図ろうとするものである。

また、本法は、下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護を図るという目的から中小企業関係法としての性格も併せ有しており、中小企業政策の重要な柱となっている。

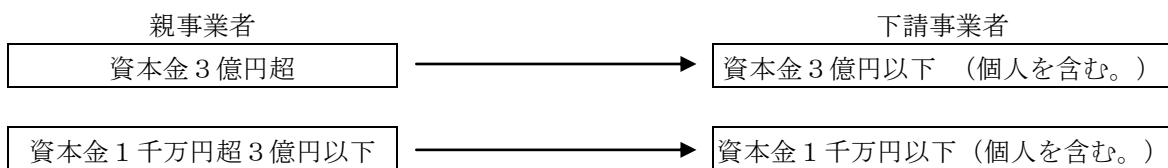
(2) 本法の概要

● 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

● 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

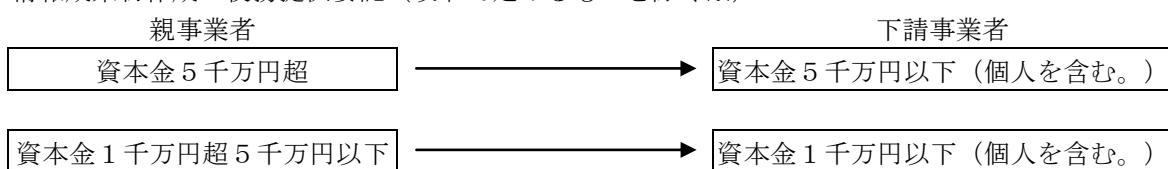
a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託※



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く※）



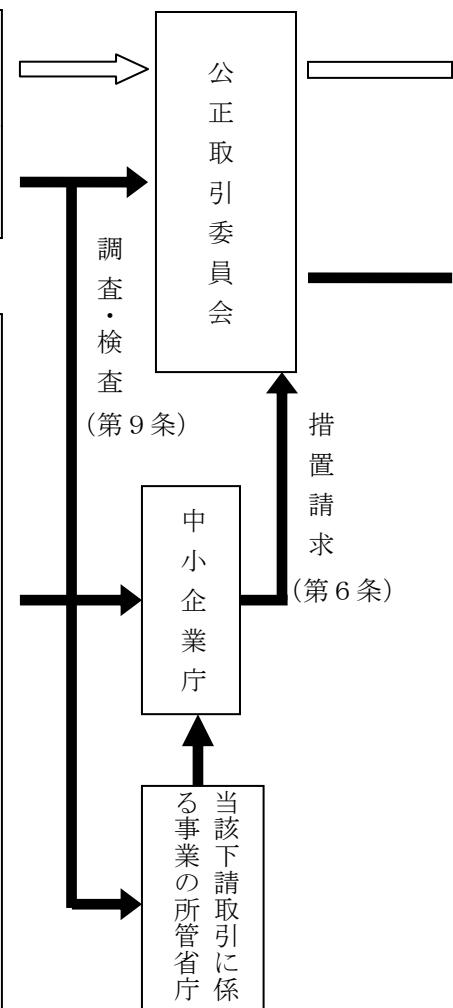
● 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）、禁止事項（第4条第1項、第2項）、調査権（第9条）、勧告（第7条）等

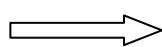
a. 義務

- (ア) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (ア) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品の禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買いたたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
(第4条第2項第1号)
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
(第4条第2項第3号)
- (メ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止
(第4条第2項第4号)





ア 違反したときは 50 万円以下の罰金（第 10 条）



違反行為に対する勧告措置（第 7 条）

イ 下請事業者が被った不利益の原状回復措置

- (ア) 受領拒否…受領するよう勧告
 - (イ) 支払遅延…支払うよう勧告
遅延利息（年 14.6%）を支払うよう勧告
 - (ウ) 下請代金の減額…減じた額を支払うよう勧告
 - (エ) 返品…返品したものを引き取るよう勧告
 - (オ) 買いたたき…下請代金を引き上げるよう勧告
 - (カ) 購入・利用強制…購入させた物を引き取るよう勧告
 - (キ) 報復措置…不利益な取扱いをやめるよう勧告
 - (ク) 早期決済
 - (ケ) 割引困難な手形
 - (コ) 不当な利益の提供要請
 - (ヌ) 不当なやり直し等
- } 下請事業者の利益を保護するために
必要な措置を探るよう勧告

ウ その他必要な措置（例）

- 本法遵法管理体制を確立するよう勧告
- 本法遵守マニュアルの作成及び社内に周知徹底するよう勧告
- その他必要な再発防止措置を探るよう勧告

(3) 本法の適用対象

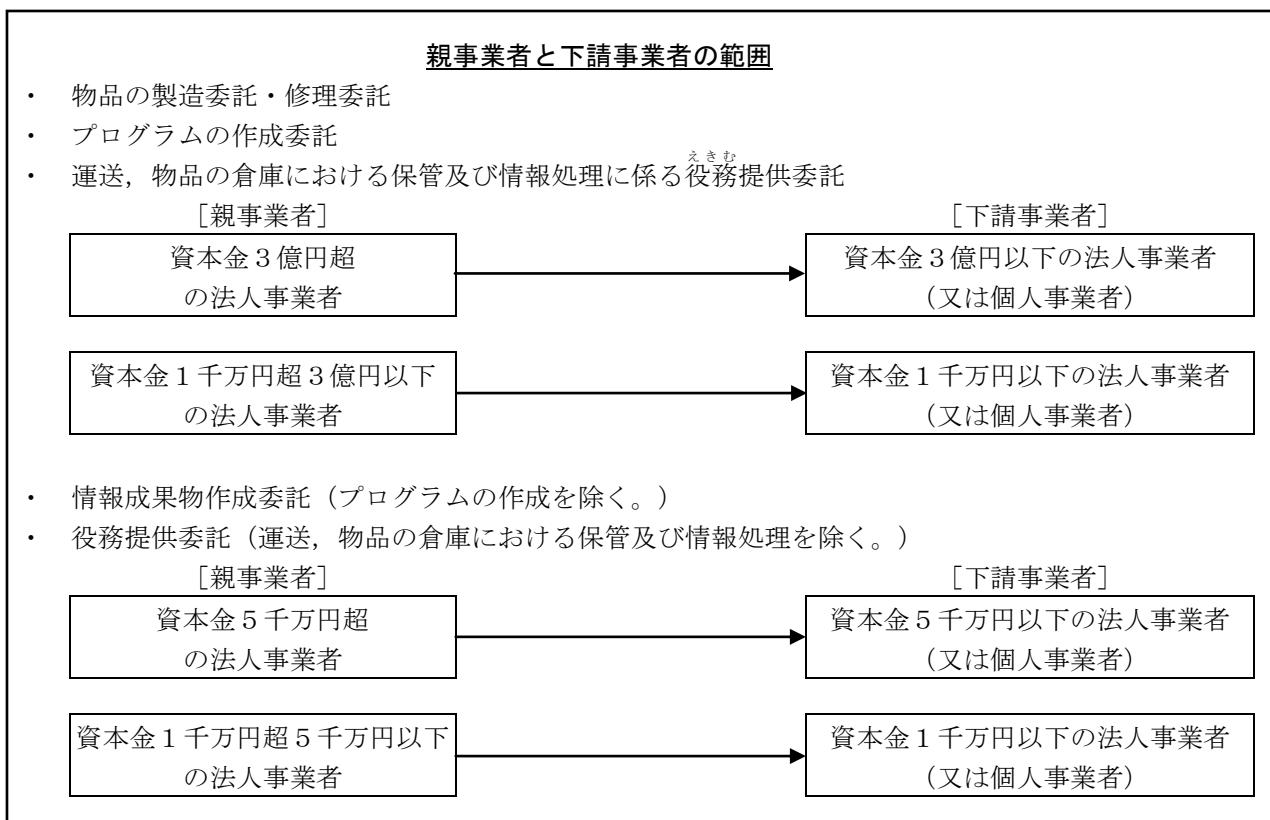
ア 親事業者・下請事業者の定義（第2条第7項及び8項）

本法は、適用の対象となる下請取引の範囲を①取引当事者の資本金（又は出資の総額。以下同じ。）の区分と②取引の内容（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託）の両面から定めており、この2つの条件を満たす取引に本法が適用される。

● この規定が設けられたねらい

独占禁止法の補完法である本法では、規制対象に当たはまる取引の発注者（親事業者）を「優越的地位にある」ものとして取り扱い、下請取引に係る親事業者の不当な行為を、より迅速かつ効果的に規制することをねらいとしている。

● 規制対象の内容を図示すると次のようになる。



※ 「プログラムの作成」と「情報処理」の違いについて

「プログラムの作成」とは、電子計算機を機能させて、一の結果を得ることができるようにこれに対応する指令を組み合わせたものとして表現したものを作成することをいう。本法ではソフトウェア、例えば、プログラム自体、制作過程のシステム設計書等の作成をいう。

「情報処理」とは、電子計算機を用いて、計算、検索等の作業を行うことで、プログラムの作成に該当しないものをいう。例えば、受託計算サービス、情報処理システム（電子計算機及びプログラムの集合体であって、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。）の運用（データ入出力、稼動管理、障害管理、資源管理、セキュリティ管理等）を行うこと等をいう。

イ 製造委託（第2条第1項）

第2条（定義）

この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することをいう。

[運用基準第2の1 129ページ参照]

「製造委託」とは、事業者（製造業者のほか商社や百貨店などの販売事業者等も含まれる。）が他の事業者に物品（その半製品、部品、附属品、原材料及びこれらの製造に用いる金型を含む。）の規格・品質・性能・形状・デザイン・ブランドなどを指定して製造（加工を含む。）を委託することをいう。

※ 本法で定義している「製造委託」では、親事業者が下請事業者に物品の規格等を指定して製造を委託する取引を対象としているので、規格品・標準品を購入することは、原則として製造委託の対象とはならない。しかし、規格品・標準品であっても、その一部でも自社向けの加工などをさせた場合には対象となり、さらにカタログ品等でも汎用性が低く、下請事業者が親事業者の委託を受けてから製造することが前提となっているような場合には、「製造委託」に該当する。

また、製造設備を持たず、製造をしていない事業者が、その販売する物品についての製造を他の事業者に委託することも「製造委託」に該当する。例えば、製造問屋と呼ばれる卸売業者が製造を依頼すること、大規模小売店等が自社のプライベートブランド商品の製造を依頼することは「製造委託」に該当する。

「業として」とは、事業者が、ある行為を反復継続的に行っており、社会通念上、事業の遂行とみることができる場合を指す。

「製造」とは、原材料たる物品に一定の工作を加えて新たな物品を作り出すことをいう。

「加工」とは、原材料たる物品に一定の工作を加えることによって、一定の価値を付加することをいう。

「物品」とは、動産をいい、不動産は含まれない。物品そのものの製造委託は、一般的に製品外注、完成品外注と呼ばれている下請取引である。

「半製品」とは、目的物たる物品の製造過程における中間状態にある製造物をいう。

「部品」とは、目的物たる物品にそのままの状態で取り付けられ、物品の一部を構成することとなる製造物をいう。

「附属品」とは、目的物たる物品にそのまま取り付けられたり目的物たる物品に附属されることによって、その効用を増加させる製造物をいい、例えば、

- ① 商品や製品に付着させる銘板・ラベルなど
- ② 商品や製品を使用するときなどに必要な取扱説明書・品質保証書・保護カバー・収納ケースなど
- ③ 商品や製品と一体として販売される容器包装用の物品

などを指す。

「原材料」とは、目的物たる物品を作り出すための基になる資材（原料・材料）をいう。

「これらの製造に用いる金型」とは、「物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料」の製造を行うために使用する当該物品等の形状をかたどった金属製の物品をいう。

なお、金型の製造を委託した親事業者が、それを用いて自ら物品等の製造を行う場合に限らず、更に別

の事業者に対しその金型を用いて製造するよう委託する場合の金型も含む。

製造委託は次の4つの類型に分けられる。

(類型1) 物品の販売を業として行っている事業者が、その物品の製造を他の事業者に委託する場合。

例えば、製品、中間製品、特注材料等の製造・加工外注、製造工程中の検査・運搬等の作業外注などがこれに当たる。販売する物品の部品等の製造に必要な金型の製造・加工もこれに当たる。

また、販売する物品の附属品（取扱説明書・保証書、容器、包装材料、ラベルなど）の製造（加工を含む。）を委託する場合もこの類型に含まれる。

事業者が「物品の販売」を行っている場合に、その物品（その半製品、部品、附属品、原材料及びこれらの製造に用いる金型を含む。）の製造（加工を含む。）を委託する場合で、組立外注（製品組立、完成品組立など）、加工外注（機械加工、プレス・板金・製缶加工など）、部品外注（ねじ、スプリングなど）、金型外注などが含まれる。

(類型1に該当する例)

- 自動車メーカーが、消費者に販売する自動車の部品の製造を部品メーカーに委託すること。

(類型2) 物品の製造を業として請け負っている事業者が、その物品の製造を他の事業者に委託する場合。

例えば、ある種の製品について受注生産しているもので、その生産の全部又は一部を他の事業者に委託する場合がこれに当たる。

事業者が「物品の製造（加工を含む。）」を請け負っている場合に、その物品（その半製品、部品、附属品、原材料及びこれらの製造に用いる金型を含む。）の製造（加工を含む。）を委託する場合をいう。

建築物など不動産の工事請負は、「物品」の製造ではないので、本法の適用の対象とはならない。

(類型2に該当する例)

- 精密機器メーカーが、製造を請け負う精密機械に用いる部品の製造を部品メーカーに委託すること。

(類型3) 物品の修理を業として行っている事業者が、その物品の修理に必要な部品又は原材料の製造を他の事業者に委託する場合。

例えば、自社で修理している機械の修理に必要な特殊部品の製造又は加工を他の事業者に委託する場合がこれに当たる。

(類型3に該当する例)

- 家電メーカーが、販売した製品の修理用部品の製造を部品メーカーに委託すること。

(類型4) 自ら使用又は消費する物品の製造を業として行っている事業者が、その物品の製造を他の事業者に委託する場合。

例えば、自社の工場で使用する工具又は設備・機械類を自家製造している場合、そのもの又は一部の製造を他の事業者に委託する場合がこれに当たる。

事業者が、「その使用し又は消費する物品の製造」を業として行う場合、つまり、外部への販売を

目的にするのではなく、自家使用又は自家消費する物品の製造を、社会通念上事業の遂行とみることができ的程度に反復継続的に行っている場合に、その物品（その半製品、部品、附属品、原材料及びこれらの製造に用いる金型を含む。）の製造（加工を含む。）を他の事業者に委託する場合をいう。

典型的なケースとしては、自家使用又は自家消費する工具・専用機械、製品の運送に使用する包装・梱包用物品などについて自家製造している場合に、当該工具、機械、物品又はその部品等を他の事業者に製造委託することが挙げられる。

なお、単に製造する能力が潜在的にあるにすぎない場合は「業として」行っていることとはならないが、他方、発注する事業所では自家製造していなくても、他の事業所で当該物品を自家製造していれば「業として」行っていることとなる。

（類型4に該当する例）

- 自社で製品運送用の梱包材を製造している精密機器メーカーが、自社で使用する製品運送用の梱包材の製造を資材メーカーに委託すること。

以上の製造委託の4類型をまとめて整理すると、次のようになる。

事業者が、

類型1 ——— ① 販売の目的物たる物品
——— ② ①の半製品、部品、附属品、原材料、①②の製造に使用する金型

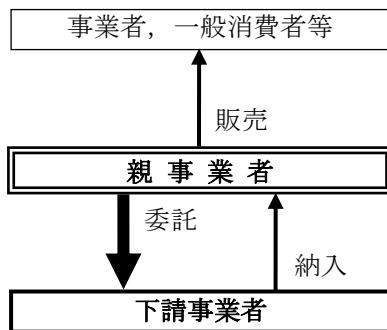
類型2 ——— ③ 請負の目的物たる物品
——— ④ ③の半製品、部品、附属品、原材料、③④の製造に使用する金型

類型3 ——— ⑤ 修理に必要な部品、原材料

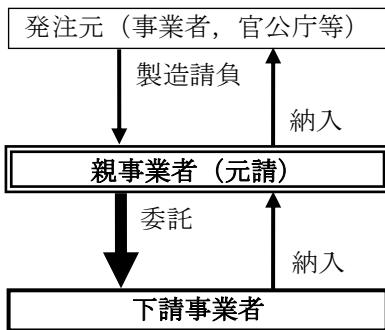
類型4 ——— ⑥ 自家使用・自家消費する物品で自家製造している場合の物品
——— ⑦ ⑥の半製品、部品、附属品、原材料、⑥⑦の製造に使用する金型

の製造（加工を含む。）を、規格・品質・性能・形状・デザイン・ブランドなどを指定して他の事業者に依頼する場合をいう。

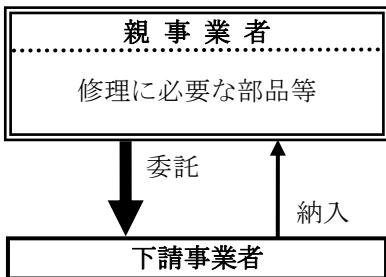
(類型 1)



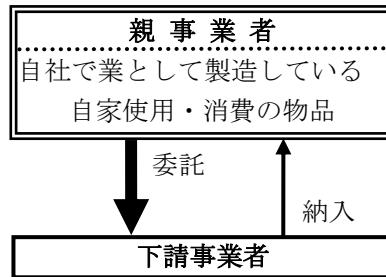
(類型 2)



(類型 3)



(類型 4)



※ 太線の矢印部分の取引が本法の対象となる。

ウ 修理委託 (第2条第2項)

第2条 (定義)

2 この法律で「修理委託」とは、事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合にその修理の行為の一部を他の事業者に委託することをいう。

[運用基準第2の2 131ページ参照]

「修理委託」とは、物品の修理を業として請け負う事業者が、その修理の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する物品を自家修理している場合に、その修理の行為の一部を他の事業者に委託することをいう。

この場合における「修理」とは、元来の機能を失った物品に一定の工作を加え、元来の機能を回復させることをいう。

「請け負う物品の修理」には、事業者が販売する物品について保証期間中にユーザーに対して行う修理も含まれる。

物品の「修理委託」は次の2つの類型に分けられる。

なお、家屋などの不動産が物品に含まれないのは、製造委託の場合と同じである。

(類型 1) 物品の修理を業として請け負っている事業者が、その物品の修理行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合。

例えば、自動車修理業者が請け負った自動車の修理を他の事業者に委託する場合がこれに当たる。

(類型 1に該当する例)

- 自動車ディーラーが、ユーザーから請け負う自動車の修理作業を修理会社に委託すること。

(類型 2) 自ら使用する物品の修理を業として行っている事業者が、その物品の修理行為の一部を他の事業者に委託する場合。

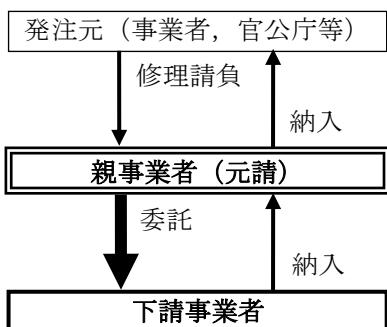
例えば、自社の工場で使用している機械類や、設備機械に付属する配線・配管などの修理を社内でも行っている場合であって、その修理の一部を他の事業者に委託する場合がこれに当たる。

類型 2 は、事業者が、「その使用する物品の修理」を業として行う場合、つまり、他から請け負うのではなく、自家使用する物品の修理を反復継続的に社会通念上、事業の遂行とみることができる程度に行っている場合に、その物品の修理の一部を他の事業者に委託する場合をいう。単に修理する能力が潜在的にあるにすぎない場合は「業として」行っているとは認められない。

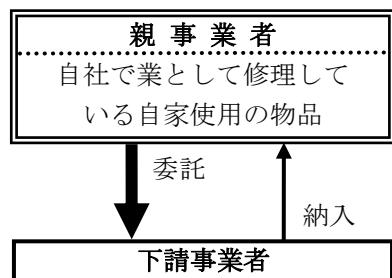
(類型 2 に該当する例)

- 自社工場の設備等を社内で修理している工作機器メーカーが、その設備の修理作業を修理会社に委託すること。

(類型 1)



(類型 2)



※ 太線の矢印部分の取引が本法の対象となる。

(注) 実際の修理委託においては、下請事業者が発注元に出向いて修理することがある。このような場合は物品を納入する行為は発生しないが、納入されないからといって修理委託に該当しなくなるわけではないので注意が必要である。

エ 情報成果物作成委託（第 2 条第 3 項）

第 2 条（定義）

3 この法律で「情報成果物作成委託」とは、事業者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。

[運用基準第 2 の 3 131 ページ参照]

「情報成果物作成委託」とは、ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザインなどの情報成果物の提供（作成を含む）を行う事業者が、他の事業者にその作成作業を委託することをいう。

「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。

- ① プログラム（電子計算機を機能させて、一の結果を得るためにこれに対応する指令

を組み合わせたものとして表現したもの)

例：テレビゲームソフト，会計ソフト，家電製品の制御プログラム，顧客管理システム

② 映画，放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの

例：テレビ番組，テレビCM，ラジオ番組，映画，アニメーション

③ 文字，図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの

例：設計図，ポスターのデザイン，商品・容器のデザイン，コンサルティングレポート，雑誌広告

「提供」とは，事業者が，他者に対し情報成果物の販売，使用許諾を行うなどの方法により，当該情報成果物を他者の用に供することをいう。この提供には，物品等の附属品として提供される場合（例：家電製品の取扱説明書の内容，CDのライナーノーツ），制御プログラムとして物品に内蔵される場合（例：家電製品の制御プログラム），商品の形態，容器，包装等に使用するデザインや商品の設計などを商品にかたい化体して提供する場合（例：ペットボトルの形のデザイン，半導体の設計図）も含まれる。

「業として行う提供」とは，反復継続的に社会通念上，事業の遂行とみることができる程度に行っている提供のことをいい，純粋に無償の提供であれば，これに当たらない。

「情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること」とは，情報成果物の作成のうち，①情報成果物それ自体の作成，②当該情報成果物を構成することとなる情報成果物の作成を，他の事業者に委託することをいう。

「情報成果物作成委託」は，次の3つの類型に分けられる。

(類型1) 情報成果物を業として提供している事業者が，その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合。

情報成果物の提供が，純粋に無償の場合（例：広告宣伝物，リクルートビデオ）には「業として行う提供」には当たらず，類型1には該当しないが，この場合であっても類型3には該当する可能性がある。

(類型1に該当する例)

- ソフトウェア開発業者が，消費者に販売するゲームソフトの作成を他のソフトウェア開発業者に委託すること。
- ソフトウェア開発業者が，ユーザーに提供する汎用アプリケーションソフトの一部の開発を他のソフトウェア開発業者に委託すること。
- 放送事業者が，放送するテレビ番組の制作を番組制作業者に委託すること。
- 家電製品製造業者が，消費者に販売する家電製品に内蔵する制御プログラムの開発をソフトウェア開発業者に委託すること。
- 家電製品製造業者が，消費者に販売する家電製品の取扱説明書の内容の作成を他の事業者に委託すること。
- 衣料品製造業者が，消費者に販売する衣料品のデザインの作成を他の事業者に委託すること。
- 不動産会社が，販売用住宅の建設に当たり，当該住宅の建設設計図の作成を設計会社に委託すること。

(類型2) 情報成果物の作成を業として請け負っている事業者が，その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合。

(類型2に該当する例)

- 広告会社が、広告主から制作を請け負うテレビCMの制作を広告制作業者に委託すること。
- ソフトウェア開発業者が、ユーザーから開発を請け負うソフトウェアの一部の開発を他のソフトウェア開発業者に委託すること。
- 広告会社が、作成を請け負うポスター・デザインの一部の作成をデザイン業者に委託すること。
- テレビ番組制作業者が、制作を請け負うテレビ番組のBGM等の音響データの制作を他の音響制作業者に委託すること。
- テレビ番組制作業者が、制作を請け負うテレビ番組に係る脚本の作成を脚本家に委託すること。
- 建築設計業者が、施主から作成を請け負う建築設計図面の作成を他の建築設計業者に委託すること。
- 工作機械製造業者が、ユーザーから製造を請け負う工作機械に内蔵するプログラムの開発をソフトウェア開発業者に委託すること。

なお、情報成果物の作成においては、情報成果物の作成に必要な役務の提供の行為を他の事業者に委託する場合がある。この場合、当該役務は委託事業者が専ら自ら用いる役務であり、他者の用に供する役務と異なるので、本法第2条第4項の「役務提供委託」には該当しない（役務提供委託については13ページ参照）。

最終的な情報成果物	最終的な情報成果物を構成することとなる情報成果物（例）	最終的な情報成果物の作成に必要な役務（例）
	（当該情報成果物の作成を委託することは、本法の対象）	（当該役務の提供を他者に委託することは、本法の対象とならない）
ゲームソフト	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラム ・映像データ ・BGM等の音響データ ・シナリオ ・キャラクターデザイン 	<ul style="list-style-type: none"> ・監修 (情報成果物の作成を伴わないもの)
放送番組	<ul style="list-style-type: none"> ・コーナー番組 ・番組のタイトルCG ・BGM等の音響データ ・脚本 ・オリジナルテーマ曲の楽譜 	<ul style="list-style-type: none"> ・監督 ・AD ・俳優 ・照明 ・撮影 (撮影したデータを納める場合は「情報成果物を構成することとなる情報成果物（いわば部品、半製品）」に該当)
アニメーション	<ul style="list-style-type: none"> ・セル画、背景美術等 ・BGM等の音響データ ・脚本 ・絵コンテ ・キャラクターデザイン ・オリジナルテーマ曲の楽譜 	<ul style="list-style-type: none"> ・監督 ・声優

(注) 当該役務の提供委託を受けた事業者が他者に再委託する場合は、役務提供委託として本法の対象となる。

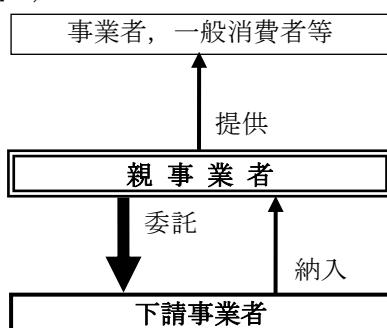
(類型3) 自ら使用する情報成果物の作成を業として行っている場合に、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合。

「事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行っている場合」とは、事業者が、自らの事業のために用いる情報成果物（例：広告宣伝物、社内で使用する会計用ソフトウェア、自社のホームページ）の作成を反復継続的に社会通念上、事業の遂行とみることができる程度に行っている場合をいう。例えば、社内にシステム部門があっても、他の事業者に作成を委託しているソフトウェアと同種のソフトウェアを自社のシステム部門においては作成していない場合など、単に作成する能力が潜在的にあるにすぎない場合は「業として」行っているとは認められない。

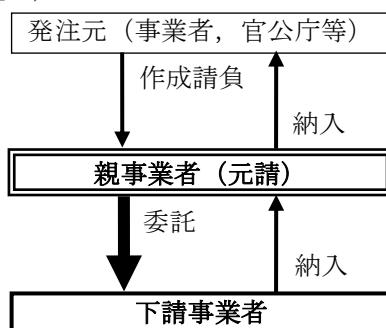
(類型3に該当する例)

- 事務用ソフトウェア開発業者が、自社で使用する会計用ソフトウェアの一部の開発を他のソフトウェア開発業者に委託すること。
- 自らデザインを作成している広告会社が、新製品のデザインコンペ（試作競技）に参加するに当たり、デザインの作成をデザイン業者に委託すること。
- テレビ放送事業者が、自社が放送する番組の広告宣伝コマーシャルの作成の一部を番組制作会社に委託すること。

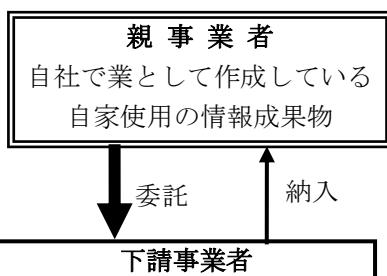
(類型1)



(類型2)



(類型3)



※ 太線の矢印部分の取引が本法の対象となる。

才 役務提供委託（第2条第4項）

第2条（定義）

4 この法律で「役務提供委託」とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。

※ ただし、建設業（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第2項に規定する建設業をいう。）

を営む者が、業として請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせる場合は本法の対象とはならない。

〔運用基準第2の4 133ページ参照〕

「役務提供委託」とは、運送、ビルメンテナンス等の各種サービスの提供を行う事業者が、それらのサービスの提供を他の事業者に委託することをいう。

「業として行う提供」とは、反復継続的に社会通念上、事業の遂行とみることができる程度に行っている提供のことをいい、純粋に無償の提供であれば、これに当たらない。

「役務提供委託」の類型は、以下のとおりである。

(類型) 役務の提供を業として行っている事業者が、その提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合。

「（業として行う）提供の目的たる役務」とは、委託事業者が他者に提供する役務のことであり、委託事業者が自ら利用する役務は含まれない（自ら利用する役務について他の事業者に委託することは、本法上の「役務提供委託」には該当しない。）。他の事業者に役務の提供を委託する場合に、その役務が他者に提供する役務であるか、又は自ら用いる役務であるかは、取引当事者間の契約や取引慣行に基づき判断されることとなる。例えば、荷主から貨物運送の委託に併せて請け負った梱包作業の委託を他の事業者に再委託する場合は、当該梱包作業は他者（荷主）に提供する役務であるから、当該梱包作業の再委託は「役務提供委託」に該当し、本法の対象となる。逆に、荷主から梱包作業の委託は請け負っていないが、自らの運送作業に必要である梱包作業を他の事業者に委託する場合は、当該梱包作業は自ら用いる役務であるから、当該梱包作業の委託は「役務提供委託」に該当せず、本法の対象とはならない。

他者に提供する役務が、純粋に無償の場合であれば本法の対象とならないが、その役務が他者に販売する物品に付随して提供される場合（例：家電メーカーが販売するソフトウェアに付随して提供するサポートサービス）には対象となる。

なお、本法では、建設業法に規定される建設業を営む者が業として請け負う建設工事は対象とならない。これは、建設工事の下請負については、建設業法において本法と類似の規定が置かれており、下請事業者の保護が別途図られているためである。

（役務提供委託に該当する例）

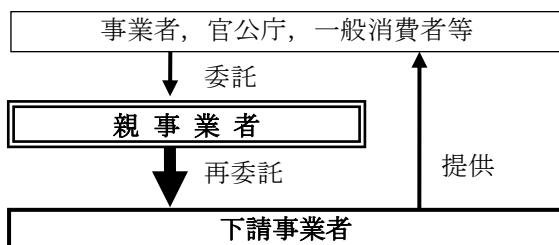
- 貨物利用運送事業者が、請け負った貨物運送のうちの一部を他の運送事業者に委託すること。
- 貨物自動車運送業者が、貨物運送に併せて請け負った梱包を梱包業者に委託すること。
- 内航運送業者が、請け負う貨物運送に必要な船舶の運航を他の内航運送業者又は船舶貸渡業者に委託すること。

- ビルメンテナンス業者が、請け負うメンテナンスの一部たるビルの清掃を清掃業者に委託すること。
- 広告会社が、広告主から請け負った商品の総合的な販売促進業務の一部の行為である商品の店頭配布をイベント会社に委託すること。
- ビル管理会社が、ビルオーナーから請け負うビルメンテナンス業務をビルメンテナンス業者に委託すること。
- 警備会社が、委託を受けた警備業務の一部を他の警備会社に委託すること。
- ソフトウェアを販売する事業者が、当該ソフトウェアの顧客サポートサービスを他の事業者に委託すること。

(自ら用いる役務の委託に該当し、役務提供委託に該当しない例)

- ホテル業者が、ベッドメイキングをリネンサプライ業者に委託すること。
- 工作機械製造業者が、自社工場の清掃作業の一部を清掃業者に委託すること。
- カルチャーセンターを営む事業者が、開催する教養講座の講義を個人事業者である講師に委託すること。
- プロダクションが、自社で主催するコンサートの歌唱を個人事業者である歌手に委託すること。

(類型)



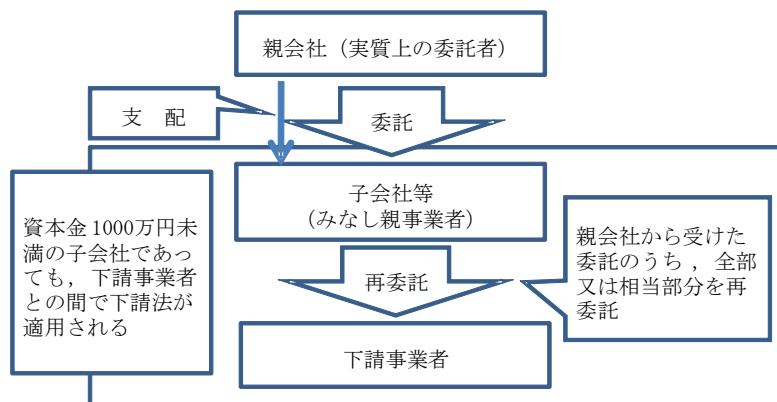
※ 太線の矢印部分の取引が本法の対象となる。

力 トンネル会社の規制（第2条第9項）

事業者が直接下請事業者に委託をすれば本法の対象となる場合に、資本金が3億円（又は5千万円）以下の子会社（いわゆるトンネル会社）等に発注し、この子会社が請け負った業務を再委託し、本法の規制を免れるというような脱法的行為を封ずるために、次に掲げる2つの要件を共に充足しているときは、その子会社等が親事業者とみなされ、本法が適用される。

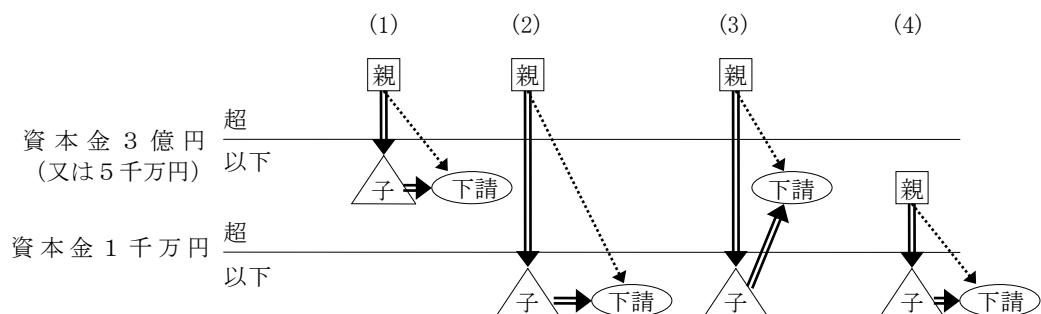
- (ア) 親会社から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受けている場合（例えば、親会社の議決権が過半数の場合、常勤役員の過半数が親会社の関係者である場合又は実質的に役員の任免が親会社に支配されている場合）。
- (イ) 親会社からの下請取引の全部又は相当部分について再委託する場合（例えば、親会社から受けた委託の額又は量の50%以上を再委託（複数の下請事業者に業務を委託している場合は、その総計）している場合）。

(1) 概要



（注）親会社が、直接、下請事業者に委託したときに、下請法の適用を受けることが前提となる。

(2) 具体例



→ は、親会社が製造委託・修理委託・情報成果物作成委託・役務提供委託を行う本来の形態

→ は、トンネル会社の規制を受ける製造委託・修理委託・情報成果物作成委託・役務提供委託を行う形態

これらの下請取引においては、資本金が3億円以下であっても子会社等が親事業者とみなされ、本法の適用を受ける。

【適用範囲についてのQ & A】

① 下請取引の該当性

Q 1 : 当社と外注取引先との取引について、商社が関与することとなった場合、下請事業者に該当するのは商社か、それとも外注取引先か。

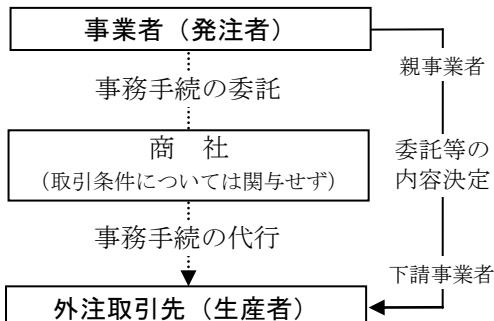
A: ① 商社が本法上の親事業者又は下請事業者に該当しない場合

商社が本法の資本金区分を満たす発注者と外注取引先の間に入りて取引を行うが、製造委託等の内容（製品仕様、下請事業者の選定、下請代金の額の決定等）に全く関与せず、事務手続の代行（注文書の取次ぎ、下請代金の請求、支払等）を行っているにすぎないような場合、その商社は本法上の親事業者又は下請事業者とはならず、発注者が親事業者、外注取引先が下請事業者となる。したがって、親事業者は商社と外注取引先との間の取引内容を確認し、本法上の問題が生じないように商社を指導する必要がある。

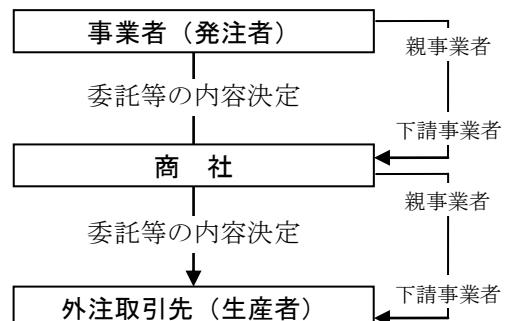
② 商社が本法上の親事業者又は下請事業者に該当する場合

商社が製造委託等の内容に関与している場合には、発注者が商社に対して製造委託等をしていくこととなり、発注者と商社の間で本法の資本金区分を満たす場合には、商社が下請事業者となる。また、商社と外注取引先の間で本法の資本金区分を満たす場合には、当該取引において商社が親事業者となり、外注取引先が下請事業者となる。

① 商社が親事業者にも下請事業者にも該当しない場合



② 商社が親事業者又は下請事業者に該当する場合



Q 2 : 財團法人、社団法人等の公益法人は、本法上の親事業者となり得るか。

A : 出資がなければ親事業者に該当せず対象とはならないが、公益法人であっても出資があってその総額が資本金区分に該当すれば本法上の親事業者となり得る。
なお、出資がなくとも下請事業者にはなり得る。

Q 3 : 親子会社間の取引にも、本法が適用されるか。

A : 親子会社間の取引であっても本法上はその適用が除外されるものではないが、親会社が子会社の議決権の 50%超を所有するなど実質的に同一会社内での取引とみられる場合は、従来から、運用上問題としている。

Q 4 : いわゆる「取次ぎ」は役務提供委託に該当するか。

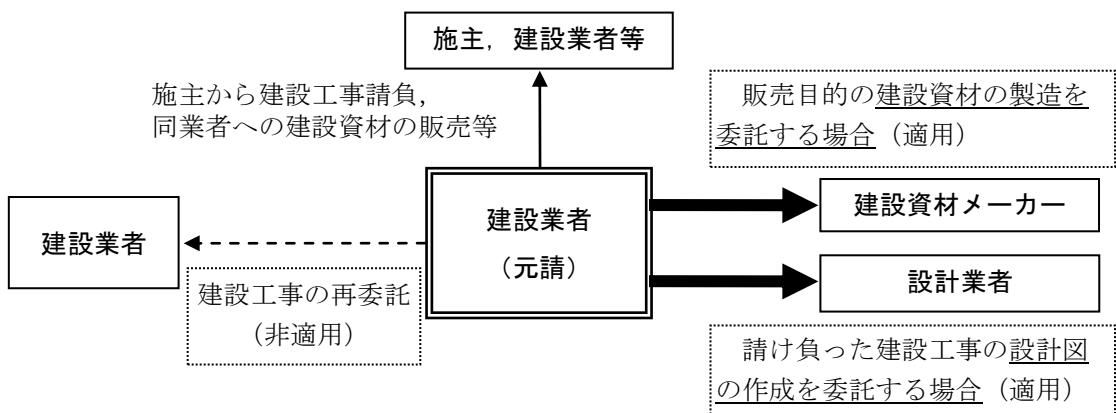
A : 直接的に取引当事者とならず、単に契約事務を代行するものであれば、本法の対象とはならない。

Q 5 : 労働者の派遣を受けることは、本法の対象となるか。

A : 労働者派遣法に基づき労働者の派遣を受けることは委託取引とは異なるので、本法の対象とはならない。

Q 6 : 建設工事の請負には本法の適用がないことだが、建設業者には本法の適用がないと考えてよいか。

A : 建設工事に係る下請取引には本法は適用されないが、例えば、建設業者が業として販売する建設資材の製造を他の事業者に委託することは製造委託に該当し、また、業として提供する建築物の設計や内装設計を他の事業者に委託することは情報成果物作成委託に該当する。



※ 業種でなく委託の内容で判断する（太線の矢印部分の取引が本法の対象）。

② 製造委託関係

Q 7 : 規格品、標準品の製造を委託する場合、製造委託に該当するか。

A : いわゆる規格品、標準品であって、広く一般に市販されており、市販品としての購入が可能で、製造委託が実質的には購入と認められる場合は該当しない。しかし、規格品、標準品であっても親事業者が仕様等を指定して下請事業者にその製造を委託すれば製造委託に該当する。例えば、規格品の製造の委託に際し、委託者の刻印を打つ、ラベルを貼付する、社名を印刷する、あるいは、規格品の針金、パイプ鋼材等を自社の仕様に合わせて一定の長さ、幅に切断するというような作業を行わせた場合等がこれに当たる。

Q 8 : 小売業者が納入業者からの商品の企画に関する申出に応じて商品の企画・仕様等について意見を述べた場合、これは製造委託に該当するか。

A : 小売業者が納入業者からの商品の企画に関する申出に応じて商品の企画・仕様等について意見を述べた場合であっても、小売業者が仕様等を指定したとは認められない場合には、製造委託には該当しない。ただし、この場合であっても、小売業者が買い取った商品について納入業者に対して一方的に返品等を行うと、独占禁止法上問題となるおそれがあるので注意する必要がある。

Q9：小売業者がメーカーブランドの商品（各メーカー等が自ら仕様等を決定し自社ブランドとして販売している商品）を発注し、納入業者が発注を受けてから生産する場合、これは製造委託に該当するか。

A：小売業者のメーカーブランド商品の発注については、納入業者が発注を受けてから生産する場合であっても、当該メーカーブランド商品の汎用性が高く、かつ、自社用として変更を加えさせることがない場合には、下請法の対象となる受注生産とは異なり、実質的には規格品の購入と認められ、製造委託には該当しない。ただし、この場合であっても、小売業者が買い取った商品について納入業者に対して一方的に返品等を行うと、独占禁止法上問題となるおそれがあるので注意する必要がある。

Q10：景品の製造を委託した場合も本法の対象となるか。

A：いわゆる景品は、商品に添付されて提供される場合、有償で提供している商品の一部として提供がなされているため製造委託（類型1）に該当する。また、純粹に無償で提供している景品であっても、自家使用物品として当該景品を自社で業として製造している場合には、製造委託（類型4）に該当する。

Q11：工場内における運送作業を外部に委託する取引は、「製造委託」と「役務提供委託」のどちらに該当するか。

A：運送は役務の提供に該当する行為であるが、同一工場内における製造工程の一環としての運送（ライン間の仕掛け品の移動等）を他の事業者に委託する場合には、製造委託に該当する。

③ コンテンツ関係

Q12：映画等の制作においては、製作委員会方式が採られる場合が多いが、製作委員会名で映画制作をプロダクションに委託した場合には、製作委員会が親事業者に該当するか。

A：製作委員会が法人格を持つ場合には、出資金の金額が資本金区分の要件を満たせば、製作委員会が親事業者となるが、法人格を持たない場合には、製作委員会に参加している事業者が共同でプロダクションに制作を委託しているので、それぞれの参加事業者ごとに資本金区分を満たせば、それぞれの参加事業者が親事業者となる。

なお、この場合、製作委員会名で3条書面（23ページ参照）を交付することは差し支えない。

Q13：当社では、海外で販売しているゲームソフトを国内向けに販売することがあるが、そのためにはまず当該ゲーム内で使用されている言語を日本語に翻訳する必要がある。この翻訳については外注しているのだが、これは情報成果物作成委託に該当するか。

なお、翻訳はペーパーの形で当社に納入される。

A：翻訳文書は情報成果物であり、また、当該翻訳文書はゲームソフトを構成することとなる情報成果物であるので、翻訳を外注することは、情報成果物作成委託（類型1）に該当する。

Q14：放送番組に使用する脚本、オリジナルテーマ曲の楽譜の作成は情報成果物作成委託に該当すると

のことだが、これらについては、脚本家や作曲家が著作権を持つことから本法の対象とはならないと考えてよいか。

A：脚本、オリジナルテーマ曲は、放送番組という情報成果物を構成する情報成果物であり、その作成を委託することは、著作権の帰属先のいかんを問わず、情報成果物作成委託に該当する。

Q15：放送番組に使用する番組のタイトルCG、BGM等の音響データの作成は情報成果物作成委託に該当することだが、これらについては、プロダクションの担当者が放送局に来て、ディレクターの指示のままに作業をする場合には、情報成果物作成委託には該当しないと考えてよいか。

A：放送局がプロダクションに委託する業務の内容が、放送局においてディレクターの指示のままに作業をすることというものであれば、それは情報成果物作成委託でなく、放送局が専ら自ら用いる役務の委託であることから、本法の対象とはならない（情報成果物作成委託にも役務提供委託にも該当しない。）。

なお、それが労働者派遣法の対象となるような場合には、本法の対象とはならない。

④ ソフトウェア関係

Q16：当社（資本金2億円）の業種はソフトウェア業なので、本法の対象となる下請事業者の資本金は1千万円以下と考えてよいか。

A：適用される資本金区分は、業種によるのではなく、委託の内容により異なることとなる。したがって、貴社がソフトウェア業を営む事業者であっても、製造委託、修理委託、プログラムの作成委託及び情報処理の委託については、資本金1千万円以下の事業者との取引が対象となり、他の情報成果物作成委託や役務提供委託については資本金5千万円以下の事業者との取引が対象となる。

Q17：自社で使用するソフトウェアについて社内のシステム開発部門で作成しているが、特殊な知識が必要な部分があり、その部分について専門のシステム開発会社の人に来てもらって社内で作業している場合には、本法の対象となるか。

A：自社で使用する情報成果物の作成に際して、自ら作成できないものを外注する場合には情報成果物作成委託には該当しない（情報成果物作成委託（類型3）の考え方については12ページ参照。また、Q25参照）。

なお、それが派遣労働者の派遣を受け、自らの指揮命令の下で当該派遣労働者に業務を行わせる場合には当該情報成果物の作成はあくまでも親事業者が自ら行っていることとなり、そもそも他の事業者に対して情報成果物作成の行為の全部又は一部を委託しているとはいえないため、本法の対象とはならない。

Q18：販売目的のソフトウェアを作成するため、コーディング作業等のシステム開発業務支援に係る恒常的な業務委任契約（特定の情報成果物の作成ではなく、親事業者の社内に常駐して様々な情報成果物の作成業務を行う。）を結ぶ場合があるが、当該コーディング作業等は、役務の提供をさせていることとなり、情報成果物作成委託に該当せず、本法の対象とはならないと考えてよいか。

A：コーディング作業はソフトウェアの作成行為そのものであり、形式的には業務委任契約により役務の提供を依頼している場合であっても、コーディング作業等を委託することは、原則として情報

成果物作成委託に当たる。ただし、派遣労働者の派遣を受け、自らの指揮命令の下で当該派遣労働者に業務を行わせる場合には、委託取引とは異なるので、本法の対象とはならない。

なお、3条書面上の「給付の内容」を個別プログラムごとに記載できないという場合には、「システム（ソフトウェア）開発支援業務」等と記載すれば足りるが、この場合には、業務と同時並行的に親事業者のコンピュータに記録される瞬間に受領が発生しているとみなさざるを得ないので、1か月締切制度の場合には締切後30日以内に支払期日を定める必要がある。

Q19 : ソフトウェアを販売する事業者が、販売したソフトウェアの顧客サポートサービスを他の事業者に委託することは役務提供委託に該当するとのことだが、無償のサポートサービスの場合も含まれると考えてよいか。

A : ソフトウェアを購入した顧客に対するサポートサービスの提供は、無償に見えても対価は当該ソフトウェアの販売価格に含まれていると考えられるので、サポートサービスを他の事業者に委託することは役務提供委託に該当する。

⑤ 役務提供委託関係

Q20 : 一般に、企業と弁護士、公認会計士、産業医との契約も、本法の対象となるか。

A : これらは、一般に企業が他者に業として提供する役務でないので、役務提供委託に該当せず、本法の対象とはならない。

Q21 : 鉄鋼製造業者が顧客への製品の運送を運送業者に委託した場合には、本法の対象となるか。

A : 鉄鋼製造業者が顧客渡しの契約で製品を販売している場合、運送中の製品の所有権が鉄鋼製造業者にあるときは、鉄鋼製造業者は自己の所有物の運送を他の事業者に委託しているに過ぎず、役務提供委託には該当しない。

本法の規制対象となる役務提供委託に該当するのは、他人の所有物の運送を有償で請け負い、他の事業者に委託する場合に限られる。

Q22 : 医療法人が患者の検査を行い、検査結果の解析を外部に委託する取引は、役務提供委託に該当するか。

A : 治療行為の参考とするために行われる検査は、医療法人が自ら用いる役務であるので、役務提供委託に該当しないが、人間ドック、健康診断等の委託を受けて行う検査の場合には、その検査結果の解析を委託することは役務提供委託に該当する。

Q23 : 内航海運における定期用船契約や運航委託契約は、船舶の貸渡し又は運航を他の内航運送業者等に委託するものであり、貨物運送を委託する契約ではないが、運送委託として本法の対象となるのはなぜか。

A : 契約の名目が船舶の貸渡し又は運航の委託であっても、取引の実態が運送の委託であることから、役務提供委託に該当するものである。

Q24： 内航海運の用船契約は役務提供委託に該当することだが、裸用船契約は含まれないと考えてよいのか。

A： 裸用船契約は他の内航運送業者に対して運送を委託するものではないので、役務提供委託には該当しない。

⑥ その他

Q25： 当社は自社ホームページの一部を自社で作成し、一部の作成を外注に出しているが、これは本法の対象となるか。

A： 通常、ホームページは自社の宣伝のために使用するものであるので、自ら使用する情報成果物に当たり、当該外注部分についてはそもそも自社で作成する能力がないような場合には、当該外注部分の作成を業として行っているとは認められないことから、他の事業者に作成を委託しても情報成果物作成委託に該当しない（情報成果物作成委託（類型3）の考え方については12ページ参照）。ただし、ホームページ上で有償提供するコンテンツ（画像等）の作成を他の事業者に委託する場合には、当該コンテンツは業として提供を行う情報成果物であることから、情報成果物作成委託（類型1）に該当する。

Q26： 商品の「設計図」は情報成果物に該当することだが、半導体の回路の設計図、建築工事の工事図面のようなものまでも本法の対象となるか。

A： これらの設計図、工事図面に従って、半導体、建築物が製造・建築されるものなら、当該設計図、工事図面は、半導体、建築物に化体して顧客に提供されているものなので、情報成果物作成委託（類型1）として本法の対象となる。

Q27： 取扱説明書の内容の作成とその印刷の委託を併せて行うというような、情報成果物作成委託と製造委託を同時に行った場合、下請事業者を画する資本金区分はどう判断すればよいか。

A： 「3億円又は1千万円」の資本金区分を用いる取引（製造委託、修理委託並びに政令で定める情報成果物作成委託及び役務提供委託）と「5千万円又は1千万円」の資本金区分を用いる取引（政令で定めるものを除く情報成果物作成委託及び役務提供委託）が同時に発注された場合には、それぞれの取引ごとに、それぞれの資本金区分をもって本法の対象となるか否か判断される。すなわち、親事業者と下請事業者の資本金額によっては、一方の取引だけが本法の対象となるということがあり得る。ただし、これらが一体不可分の取引として発注された場合には、いずれかの資本金区分に該当すれば、当該取引は一体として本法の対象となることになる。

Q28： 無償で配布する商品カタログや販促用のポスター、チラシなどの作成を委託することは、本法の対象となるか。

A： 無償で提供する情報成果物の作成（カタログやチラシの原稿、ポスターの原画の作成等）又は物品の製造（カタログ、ポスター、チラシの印刷等）を委託する場合であっても、これらを自ら反復継続的に製造又は作成する場合は、情報成果物作成委託（類型3）又は製造委託（類型4）として本法の対象となる。

Q29： 有償で販売するポスターの作成を（デザインと印刷の両方を同時に）委託することは従来製造委託と認識していたが、今後ともそれでよいか。仮に情報成果物作成委託にも該当するとした場合、①製造委託と情報成果物作成委託とでは資本金区分が異なるが、どのように適用されるか、②3条書面は2枚出さなければならないか、③当社は印刷についてしか代金を支払っていないが、デザイン部分について問題となるか。

A： デザインの委託は情報成果物作成委託（類型1），印刷の委託は製造委託（類型1）に該当することとなり、各々の資本金区分に該当した場合、それぞれ本法の対象となる。3条書面は、まとめて記載できるのであれば2枚交付する必要はない。デザイン料については、3条書面上でデザインを委託していることを明確化した上で、その対価について下請事業者と十分協議した上で決定することが必要である（印刷とデザインを一体として対価を決定することは差し支えないが、まとめて支払うのであればデザインの受領日が印刷物の受領日よりも早い場合、デザインの受領日から60日以内に支払期日を定める必要がある。）。

Q30： 社内に調査部門がありマーケティングを行っているが、当該マーケティングの一環として行うアンケート調査等の一部を他の事業者に委託している場合には、本法の対象となるか。

A： 委託の内容により、考え方は異なる。すなわち、委託の内容がアンケート結果の入力・集計等の情報処理等の役務であるならば、他に提供するものではなく、自ら用いる役務の委託であるため、本法の対象とはならない（自ら利用する役務について他の事業者に委託することは、本法上の役務提供委託には該当しない。13ページ参照）。

一方、委託先事業者の意見等を記載した報告書等の情報成果物の作成を委託しているものならば、当該情報成果物を自社で反復継続的に作成している場合には、本法の対象となる（情報成果物作成委託（類型3）の考え方については12ページ参照）。

(4) 親事業者の義務

下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護のため、親事業者には次の4つの義務が課せられている。

- ア 書面の交付義務（第3条）
- イ 支払期日を定める義務（第2条の2）
- ウ 書類の作成・保存義務（第5条）
- エ 遅延利息の支払義務（第4条の2）

ア 書面の交付義務（第3条） [運用基準第3 134ページ参照]

(7) 原則的な書面の交付方法

親事業者は、発注に際して下記の具体的な必要記載事項をすべて記載している書面（3条書面）を直ちに下請事業者に交付する義務がある。

● この規定が設けられたねらい

下請取引において口頭による発注は、発注内容・支払条件が不明確でトラブルが生じやすく、トラブルが生じた場合、下請事業者が不利益を受けることが多い。このため、親事業者から発注内容を明確に記載した書面を発注の都度下請事業者に交付させ、下請取引に係るトラブルを未然に防止するためこの規定が設けられた。

● 書面交付は発注の都度必要

書面の交付は原則として発注の都度必要であるが、下請取引は継続的に行われることが多いため、取引条件のうち基本的事項（例えば支払方法、検査期間等）が一定している場合には、これらの事項に関してはあらかじめ書面により通知することで、個々の発注に際して交付する書面への記載が不要となる。この場合には、「3条書面に「下請代金の支払方法等については現行の『支払方法等について』によるものである」とことなどを付記しなければならない。

なお、通知した書面については、新たな通知が行われるまでの間は有効とすることができます。この場合、通知した書面には、新たな通知が行われるまでの間は有効である旨明記する必要があり、また、親事業者においては、年に1回、社内の購買・外注担当者に対し、通知した書面に記載されている内容について周知徹底を図ることが望ましい。

● 具体的な必要記載事項

- ① 親事業者及び下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
- ② 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
- ③ 下請事業者の給付の内容
- ④ 下請事業者の給付を受領する期日（役務提供委託の場合は、役務が提供される期日又は期間）
- ⑤ 下請事業者の給付を受領する場所
- ⑥ 下請事業者の給付の内容について検査をする場合は、検査を完了する期日
- ⑦ 下請代金の額（算定方法による記載も可）
- ⑧ 下請代金の支払期日
- ⑨ 手形を交付する場合は、手形の金額（支払比率でも可）及び手形の満期
- ⑩ 一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日
- ⑪ 電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額及び電子記録債権の満期日

⑫ 原材料等を有償支給する場合は、品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日及び決済方法

● 下請事業者の給付の内容の記載

3条書面に記載する「下請事業者の給付の内容」とは、親事業者が下請事業者に委託する行為が遂行された結果、下請事業者から提供されるべき物品若しくは情報成果物の品目、品種、数量、規格、仕様等、又は役務提供委託における役務の内容である。3条書面を交付するに当たっては、下請事業者が作成・提供する委託の内容が分かるよう、これらを明確に記載する必要がある。

また、主に、情報成果物の作成委託に係る作成過程を通じて、委託した情報成果物に関し、下請事業者の知的財産権が発生する場合がある。この場合において、親事業者が、情報成果物を提供されるとともに、作成の目的たる使用の範囲（例：放送番組の作成委託における一次的放送権の許諾）を超えて、当該知的財産権を自らに譲渡・許諾させることを含んで発注する場合には、親事業者は、3条書面に記載する「下請事業者の給付の内容」として、下請事業者が作成した情報成果物を提供されるとともに知的財産権を譲渡・許諾させること（部分的に譲渡・許諾させる場合には、その範囲、期間等）を明確に記載する必要がある。

● 算定方法による下請代金の額の記載

3条書面には、下請代金の額を具体的な金額で記載しなければならない。具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情がある場合（例えば、プログラム作成委託であって従事した技術者の技術水準ごとの作業時間に応じて代金が支払われる場合、一定期間を定めた役務提供委託であって当該期間に提供した役務の種類及び量に応じて代金が支払われる場合等）であって、算定方法を記載できる場合には、下請代金の額として算定方法を記載することが認められる。

ただし、算定方法は、下請代金の具体的な金額を自動的に確定するものでなければならず、算定方法を定めた書面と3条書面が別のものである場合においては、これらの書面の相互の関連性（関連付け）を明らかにしておく必要がある。また、下請代金の具体的な金額を確定した後、速やかに下請事業者へ書面にて交付しておく必要がある（算定の根拠となる数値についても記載することが望ましい。ただし、3条書面の形での再発行は要さない。）。

なお、算定方法の具体的な記載例としては、次のようなものが考えられる。

① 試作品の製造委託の場合

時間当たりの労賃単価等を所与とし、所要時間等に応じて価格を決定する算定方法

(時間当たりの労賃単価○○円×所要時間数X+実際に調達した原材料費Y円)×1／歩留Z(※)

+諸経費 (○円+○円+○円+○円)

+一般管理費 (一般管理費を除いた合計×○○%)

※ 歩留とは、投入された原材料の量とその原材料から実際に産出された製品の量との比率（産出された製品の量／投入された原材料）であり、不良品の発生を見込んで、予定数量の生産を達成するために必要とする労賃及び原材料費を下請代金の額に反映させるために設定されるものである。

② 修理してみないと費用が判明しない修理委託の場合

a 各工程（分解、取替、組立等）における時間当たりの労賃単価等を所与とし、所要時間等に応じて価格を決定する算定方法

物品Aの分解工程の時間当たりの労賃単価○○円×当該工程の所要時間数

+物品Aの取替工程の時間当たりの労賃単価○○円×当該工程の所要時間数

+物品Aの組立工程の時間当たりの労賃単価○○円×当該工程の所要時間数

- + 実際に調達した原材料費 Y 円 + 出張費 ○○ 円
- + 一般管理費 (一般管理費を除いた合計 × ○○ %)
- b 修理内容の種類に応じて基本料金が定められており、これに下請事業者が修理に要した実費を加えて価格を決定する算定方法
修理内容の種類別の基本料金 ○○ 円 + 下請事業者が修理に要した実費 (部品代、交通費等)
- ③ 原材料費等が外的な要因により変動する場合
 - a 為替相場に応じて価格を決定する算定方法
工賃 ○○ 円 + 実際に海外から調達した原材料費 X ドル × 為替レート (下請事業者が調達した時点 ○月 ○日の☆☆市場の終値) + 一般管理費 (一般管理費を除いた合計 × ○○ %)
 - b 原材料の相場に応じて価格を決定する算定方法
工賃 ○○ 円 + 原材料 A 金属を下請事業者が調達した時点 ○月 ○日の A 金属 ★★ 市場の終値 × 調達した A 金属の量 + 一般管理費 (一般管理費を除いた合計 × ○○ %)
- ④ プログラム作成委託であって従事した技術者の技術水準ごとの作業時間に応じて代金が支払われる場合
A ランク技術者の時間当たりの単価 ○○ 円 × 当該技術者の所要時間数
+ B ランク技術者の時間当たりの単価 ○○ 円 × 当該技術者の所要時間数
+ C ランク技術者の時間当たりの単価 ○○ 円 × 当該技術者の所要時間数
+ 下請事業者が作成に要した実費 (交通費、△△費、▲▲費)
- ⑤ 一定期間を定めた役務提供委託であって当該期間に提供した役務の種類及び量に応じて代金が支払われる場合 (例: 運送委託であって月ごとの運送実績に基づき代金が支払われる場合)
A 区間における運送の単価 ○○ 円 × 当該区間の運送回数
+ B 区間における運送の単価 ○○ 円 × 当該区間の運送回数
+ C 区間における運送の単価 ○○ 円 × 当該区間の運送回数

(注) ○は具体的な数字を記入する。

● 電磁的方法による提供 (電子受発注)

前記「● 具体的な必要記載事項」の項目を、下請事業者の承諾を得て、書面に代えて電子メール等の電磁的方法で提供することができる (95ページ参照)。

(イ) 例外的な書面の交付方法

3 条書面の具体的な必要記載事項のうち、その内容が定められないことにつき正当な理由がある事項がある場合は、当該事項を記載せずに下請事業者に書面を交付することが認められる。ただし、記載しなかった事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を交付する義務がある。

● 当初書面の交付

3 条書面の具体的な必要記載事項のうち「その内容が定められないことにつき正当な理由がある」事項がある場合には、当該事項を記載せずに、それ以外の事項を記載した書面 (当初書面) を交付することが認められる。この場合には、記載しなかった事項について、内容が定められない理由及び内

容を定めることとなる予定期日を当初書面に記載しなければならない（※）。

※ 当初書面に記載する「理由」には、内容が定められない理由を簡潔に記載すればよく、例えば「ユーザーの詳細仕様が未確定であるため」といった記載が考えられる。「予定期日」には、内容を定めることとなる具体的な日付が分かるように記載する必要があり、例えば「〇年〇月〇日」「発注後〇日」といった記載が考えられる。

● 「正当な理由」とは

「正当な理由」とは、取引の性質上、委託した時点では具体的な必要記載事項の内容を定めることができないと客観的に認められる理由であり、例えば、以下のような場合には「正当な理由がある」と認められる。

〔正当な理由があると認められる例〕

- ソフトウェア作成委託において最終ユーザーが求める仕様が確定しておらず、正確な委託内容を決定することができない場合
- 広告制作物の作成委託において制作物の具体的な内容が確定していない場合
- 放送番組の作成委託において番組の具体的な内容が確定していない場合
- 製造委託において、親事業者はその基本性能等の概要仕様のみを示して委託を行い、下請事業者が持つ技術により詳細設計を行って具体的な仕様を決定していく場合

一方、例えば、ユーザーとの取引価格が決定していないなど具体的な必要記載事項の内容について決定できるにもかかわらず決定しない場合や、下請代金の額として「算定方法」を記載することが可能である場合には「正当な理由がある」とはいえない。

● 補充書面の交付

当初書面に記載されていない事項について、その内容が確定した後は、直ちに、当該事項を記載した書面（補充書面）を交付する必要があり、遅くとも納入日までには交付しなければならない。また、これらの書面については相互の関連性が明らかになるようにする必要がある（※）。

※ 当初書面と補充書面とで同じ注文番号を用いたり、補充書面上に「本文書は〇年〇月〇日付けの〇〇文書の補充書面である。」と記載したりする等、当初書面の内容を補充する書面であることが分かればよく、書式・内容は問わない。

● 仮単価による発注

下請代金の額として単価を決められることについて正当な理由がある場合には、その単価を記載せずに当初書面を交付することが認められていることから、そのような正当な理由があれば、正式な単価でないことを明示した上で、具体的な仮単価を記載したり「0円」と表記すること等についても認められる。しかし、このような場合であっても、下請代金の額等が定められない理由及びそれを定めることとなる予定期日を当初書面に記載しなければならない。また、単価が確定した後は、直ちに、正式単価を記載した補充書面を交付しなければならない。

【書面の交付義務についてのQ & A】

① 発注書面として認められる範囲

Q31： 継続的に運送を委託する場合に、契約書を3条書面とすることは問題ないか。それとも個々の運送を委託する度に3条書面を交付する必要があるか。

A： 契約書の内容が、3条書面の具体的な必要記載事項がすべて網羅（下請代金の額については算定方法を記載することも可）されていれば、個別の役務提供のたびに3条書面を交付する必要はない。

② 発注書面等の交付時期

Q32：電話で注文をして、後日3条書面を交付する方法は問題ないか。

A：電話のみによる発注は、書面の交付義務違反となる。緊急やむを得ない事情により電話で注文内容を伝える場合は、「注文内容について直ちに注文書を交付するので、これにより確認されたい」という趣旨の連絡をする必要がある。この場合、直ちに3条書面を交付しなければならないことは言うまでもない。

Q33：3条書面は様式を問わないので契約書を3条書面とすることも可能と聞いたが、契約締結まで日数を要する場合、どのくらいまでなら「直ちに」交付したとみなされるか。

A：「直ちに」とは「すぐに」という意味である。親事業者には、発注した場合「直ちに」書面を交付する義務があるので、発注から契約締結までに日数を要するのであれば、発注後、直ちに、契約書とは別に必要事項を記載した書面（3条書面）を交付する必要がある。

Q34：長期継続的な役務取引の場合には、従前、年間契約を締結し、その後1年ごとの自動更新としている場合があるが、3条書面を改めて交付する必要はないか。

A：契約書中の3条書面に記載すべき事項に変更がなければ、改めて交付する必要はないが、このような場合には、通常、契約上代金については別の書面で定めることとされていると考えられるので、この書面については代金改定時に随時交付するとともに、相互の関連付けが明らかになるようにする必要がある。

Q35：補充書面は、いつまでに交付する必要があるか。

A：当初書面に記載されなかった事項の内容が確定した後、「直ちに」交付する必要があり、かつ、遅くとも納入日までには交付しなければならない。

③ 発注書面の記載内容

Q36：EDI（※）により発注する場合、3条規則に定める事項のうち、システム上の問題により文字を入力・送信することが困難な場合があるので、記号（パターンコード）化可能なものは記号により通知することとしたいが問題ないか。

A：それぞれの事項においてそれぞれの記号が何を意味するのか（パターンコードの情報）をあらかじめ下請事業者に文書（又は電磁的方法）で通知しておけば、記号を使用することも可能である。

※ 電子データ交換（Electronic Data Interchange）

異なる組織間で、取引のためのメッセージを、通信回線を介して標準的な規約（可能な限り広く合意された各種規約）を用いて、コンピュータ（端末を含む。）間で交換すること。

Q37：情報成果物作成委託においては、委託内容のすべてを3条書面に記載することは不可能だが、どの程度詳しく書かなければならないか。

A：委託内容のすべてを記載することは困難でも、下請事業者が3条書面を見て「給付の内容」を理

解でき、親事業者の指示に即した情報成果物を作成できる程度の情報を記載することが必要である。

また、3条書面の「給付の内容」の記載は、親事業者として下請事業者に対し、やり直し等を求める根拠となるものもあるので、必要な限り明確化することが望ましい。

Q38：本法第3条の規定に基づく規則（下請代金支払遅延等防止法第3条の書面の記載事項等に関する規則）第1条第3項の規定により、特定事項の「内容を定めることとなる予定期日」の記載が義務付けられているが、次のような記載は問題ないか。

- ① 「○月○日まで」
- ② 「発注日から○日以内」
- ③ 「納入日まで」
- ④ 「納入月まで」

A：「予定期日」は具体的な日が特定できるよう記載する必要がある。

①、②は予定期日として具体的であり認められる。

③は具体的だが、本当に納入日まで決まらないのであれば認められるが、そのような実態がない場合は認められない。また、当初書面において納入日を記載していない場合には認められない。

④は、具体的な日を特定していないので、認められない。

なお、すべての委託について一律の記載をすることは、真に一律の時期に特定可能となるということであれば可能であるが、通常は認められない。

Q39：発注時に書面に記載することができないことに正当な理由がある事項がある場合には、当初書面には「内容が定められない理由」と「内容を定めることとなる予定期日」を記載することとされているが、どの程度詳しく書く必要があるか。また、やむを得ず「予定期日」が守られなかった場合には問題となるか。

A：「理由」は、現時点で未定となっていることが正当化できる程度に明らかにし、「予定期日」は具体的な日が特定できるよう記載する必要がある。書面に記載する時点で合理的に予測できる期日を記載する必要があるが、結果的に「予定期日」が守られなくても、直ちに本法上問題となるものではない。

（代金関係）

Q40：3条書面に仮単価を記載することは認められないのか。

A：仮単価を記載することは認められる。ただし、仮単価を記載した場合であっても、正式な単価が記載されたことにはならないので、「単価が定められない理由」と「単価を定めることとなる予定期日」を記載し、単価が決定した後には直ちに補充書面を交付しなければならない。

Q41：具体的な金額の記載に代えて算定方法を記載する際に留意すべき点は何か。

A：具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情がある場合（例えば、試作品の製造を委託する場合、修理委託であって修理してみないと修理に要する費用が算定できない場合、一定期間を定めた役務提供委託であって当該期間に提供した役務の種類及び量に応じて代金が支払われる場合等）であって、算定方法の形であれば正式単価として記載できる場合には、具体的な金額の記載

に代えて算定方法を記載することが認められる。ただし、①算定方法は、下請代金の具体的な金額を自動的に確定するものでなければならず、②算定方法を定めた書面と3条書面とが別のものである場合においては、これらの書面の相互の関連性が明らかになるようにしておく必要があり、また、③遅くとも最初の代金支払時までには、下請代金の具体的な金額を確定し、下請事業者に対して書面により通知しておく必要がある（ただし、3条書面の形での再発行は要さない。）。

Q42：顧客側の都合により、下請事業者に委託する給付の内容が定まっておらず、下請代金の額も給付の内容に応じて変わることから決定できない。この場合、下請代金の額は給付の内容が定まった後で決定することになるが、問題ないか。

A：問題ない。ただし、この場合、「給付の内容」、「下請代金の額」について速やかに決定し、決まり次第、補充書面を交付する必要がある。

Q43：下請事業者に委託する給付の内容は定まっているのだが、顧客側の都合により、顧客への引渡代金は定まっていない。この場合、下請代金の額は顧客への引渡代金が定まった後で決定することになるが問題ないか。

A：下請事業者への下請代金の支払は親事業者が責任を負うべきものであり、顧客への引渡代金が未定であることは理由にならない。顧客への引渡代金の決定時期にかかわらず、発注時に下請代金の額を決定し、受領後60日以内に定めた支払期日までに下請代金を支払う必要がある。

Q44：下請事業者に運送を委託するに当たり、年間契約を結び、下請代金は単価表に従い毎月の運送実績に応じた額を支払うこととしたが、本法を遵守するために留意すべき点は何か。

A：1年間の運送を発注し、契約書に3条書面の必要記載事項がすべて記載されているのであれば、当該契約書を3条書面とすることが可能である。この場合、3条書面は発注後直ちに交付しなければならないので、契約書の締結までに時間を要する場合には、契約とは別に3条書面を交付する必要がある。下請代金の支払期日は、月単位の締切対象期間の末日から60日（2か月）以内の日とすることが認められる（具体的な要件は39ページ参照。）。

また、下請代金については、具体的な金額が確定した際に、当該金額を速やかに下請事業者に書面にて通知する必要がある。算定の根拠となる運送実績については、5条書類として記録・保存する必要があるが、下請事業者に対しても下請代金の具体的な金額と併せて通知することが望ましい。5条書類は、毎月の運送実績に応じて作成する必要があり、当月分の下請代金を支払い、その旨を5条書類に記録した日から2年間保存する必要がある。

Q45：交通費等の諸経費を下請代金に含めて支払うこととしている場合、交通費の額が不明であるため、発注時点では下請代金の額が確定できない。このような場合、3条書面には、交通費等の諸経費を含まない段階における下請代金の額と、交通費等の諸経費は親事業者が負担する旨が明記してあれば、算定方法による下請代金の額の記載として問題ないか。

A：問題ない。ただし、この場合、「作成に要した交通費、○○費、○○費の実費は当社が負担します。」など、具体的に何に係る費用を負担するのかを明確にする必要がある。

Q46：EDIにより発注する場合、システム上、単価欄を空欄で発注することはできないようになって

いるが、どうしたらよいか。また、実際の単価ではないことを明記した上で、「0円」と表記して発注することは問題ないか。

A：下請事業者と十分協議を行い、0円が実際の単価を意味していないことを明示した上で発注することは問題ない。

Q47：内航運送業者が船舶貸渡業者に貨物運送を委託するに当たり、運航委託契約書を3条書面とし、下請代金は毎月の荷主から收受する運賃実額から一定率を減じた額とする算定方法を探ることは本法上問題あるか。また、この場合、月末締め翌々月末払いは認められるか。

A：本法上認められる算定方法は、提供する役務の種類及び量当たりの単価があらかじめ定められている場合に限られるので、荷主から收受する運賃実額から一定率を減じた額とする算定方法は、提供する役務の種類及び量当たりの単価が定められているとはいえないため認められない。

なお、運航委託においては、スポット的な運航があるが、この場合において本法を遵守するためには、個々の運航を給付の内容とし、個々の運航ごとに3条書面を交付することが考えられる（運航委託契約書は、通常、共通記載事項の書面となる。）。また、スポット的な運航の場合には、算定方法により一定期間の役務を給付の内容とする場合と異なり、個々の運航の終了後60日以内に支払期日を定めることになるので、1か月締切制度の場合には締切後30日以内に支払期日を定める必要があり、月末締め翌々月末払いは認められない（月末締め翌月末払いまでは認められる。）。

（知的財産権関係）

Q48：知的財産権が親事業者・下請事業者のどちらに発生するか不明確だが、契約において親事業者に帰属することとしている。この場合も3条書面に記載する必要があるか。

A：下請事業者に帰属する知的財産権を「給付の内容」に含めて親事業者に譲渡させるのであれば、3条書面に記載する必要がある。

Q49：下請事業者に知的財産権が発生する情報成果物作成委託において、当該知的財産権を譲渡されることについては後日契約書で明確化したいと考えているが問題ないか。

A：委託した給付の内容に含めて知的財産権を譲渡せる場合には、3条書面にその旨記載し、知的財産権の譲渡対価を含んだ下請代金の額を下請事業者との十分な協議の上で設定して発注する必要がある。

なお、委託した給付の内容に含めず、後日、当該知的財産権については譲渡対価を支払って譲渡させるという場合には、3条書面に知的財産権の譲渡についての記載は要しない。

【違反行為事例】

- ① 緊急を要するため、親事業者が下請事業者に口頭（電話）で発注し、その後、3条書面を交付しない場合
- ② 親事業者が、発注単価をコンピュータに登録してこれを帳票に印字する方法で3条書面を作成しているが、新規部品の製造委託の発注時に、既に単価が決定しているにもかかわらずコンピュータには未登録のため、結果として3条書面に単価を表示することなく発注する場合

- ③ 親事業者が下請事業者に対して、電子メールで発注することについて下請事業者の事前の承諾を得ることなく、書面の交付に代えて電子メールで発注する場合
- ④ 親事業者は下請事業者に対して運送を委託しているところ、下請代金の額は、下請事業者の1か月間の運送実績に応じて定められることとなっており、下請事業者に委託した時点ではどれだけ運送するのか分からないので具体的金額を記載することができないとして、算定方法を記載することが可能であるにもかかわらず、当初書面に具体的金額も算定方法も記載せずに3条書面を交付している場合
- ⑤ 親事業者は下請事業者に対して、ユーザーから開発を請け負ったソフトウェアの一部のプログラムの作成を委託しているところ、委託した時点では、ユーザーの求める仕様が確定しておらず、正確な仕様を決定することができないため発注の内容及び下請代金の額を定めることができないことを理由として、これらが確定するまで、3条書面を一切交付しない場合

イ 支払期日を定める義務（第2条の2）

親事業者は、下請事業者との合意の下に、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、物品等を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者が役務の提供をした日）から起算して60日以内のできる限り短い期間内で、下請代金の支払期日を定める義務がある。

● この規定が設けられたねらい

下請取引の性格から、親事業者が下請代金の支払期日を不当に遅く設定するおそれがあり、下請事業者の利益を保護するためこの規定が設けられた。

● 本法上の下請代金の支払期日は次のとおり

- (ア) 当事者間の取決めにより、下請事業者の物品等を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者が役務の提供をした日）から起算して60日以内に支払期日を定めた場合は、その定められた支払期日
 - (イ) 当事者間で支払期日を定めなかったときは、物品等を受領した日
 - (ウ) 当事者間で合意された取決めがあっても、物品等を受領した日から起算して60日を超えて定めたときは、受領した日から起算して60日を経過した日の前日

ウ 書類の作成・保存義務（第5条）

親事業者は、下請事業者に対し製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした場合は、給付の内容、下請代金の額等について記載した書類（5条書類）を作成し2年間保存する義務がある。

● この規定が設けられたねらい

親事業者が、下請取引の内容について記載した書類を作成し保存することによって、下請取引に係るトラブルを未然に防止するとともに、行政機関の検査の迅速さ、正確さを確保するためである。

● 具体的な必要記載事項

- ① 下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
 - ② 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
 - ③ 下請事業者の給付の内容
 - ④ 下請事業者の給付を受領する期日（役務提供委託の場合は、役務が提供される期日・期間）
 - ⑤ 下請事業者から受領した給付の内容及び給付を受領した日（役務提供委託の場合は、役務が提供された日・期間）
 - ⑥ 下請事業者の給付の内容について検査をした場合は、検査を完了した日、検査の結果及び検査に合格しなかった給付の取扱い
 - ⑦ 下請事業者の給付の内容について、変更又はやり直しをさせた場合は、内容及び理由
 - ⑧ 下請代金の額（算定方法による記載も可（※））
 - ⑨ 下請代金の支払期日
 - ⑩ 下請代金の額に変更があった場合は、増減額及び理由
 - ⑪ 支払った下請代金の額、支払った日及び支払手段
 - ⑫ 下請代金の支払につき手形を交付した場合は、手形の金額、手形を交付した日及び手形の満期
 - ⑬ 一括決済方式で支払うこととした場合は、金融機関から貸付け又は支払を受けることができることした額及び期間の始期並びに親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払った日
 - ⑭ 電子記録債権で支払うこととした場合は、電子記録債権の額、下請事業者が下請代金の支払を受けることができることとした期間の始期及び電子記録債権の満期日
 - ⑮ 原材料等を有償支給した場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済をした日及び決済方法
 - ⑯ 下請代金の一部を支払い又は原材料等の対価を控除した場合は、その後の下請代金の残額
 - ⑰ 遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日
- ※ 下請代金の額として算定方法を記載した場合には、その後定まった下請代金の額及びその定まった日を記載しなければならない。また、その算定方法に変更があった場合、変更後の算定方法、その変更後の算定方法により定まった下請代金の額及び変更した理由を記載しなければならない。

● 電磁的記録の作成・保存

以上の項目を記録した電磁的記録を作成し、保存することが認められている（95ページ参照）。

【書類の作成・保存義務についてのQ & A】

Q50： 3条書面の写しを5条書類とすることは問題ないか。

A： 発注内容、単価、納期等が記載された3条書面の写しを5条書類の一部とすることは可能である。しかし、5条書類は取引の経緯を記載する書類なので、取引開始時に定めた事項のみが記載されている3条書面の写しを保存するだけでは、5条規則の記載事項をすべて満たすことはできないため問題となる。

Q51： 給付内容を変更した場合には5条書類に記録しなければならないが、情報成果物においては、親事業者と下請事業者が個々に打合せしながら給付内容を確定していく場合がある。この場合、どの程度の変更から記録しなければならないか。

A：個々の作業指示をすべて記載する必要はないが、少なくともそれにより下請事業者に下請代金の設定時には想定していないような新たな費用が発生する場合には、その旨記載し保存する必要がある。

エ 遅延利息の支払義務（第4条の2）

親事業者は、下請代金をその支払期日までに支払わなかったときは、下請事業者に対し、物品等を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者が役務の提供をした日）から起算して60日を経過した日から実際に支払をするまでの期間について、その日数に応じ当該未払金額に年率14.6%を乗じた額の遅延利息を支払う義務がある。

● この規定が設けられたねらい

下請取引の性格から、親事業者と下請事業者との間で自主的に遅延利息を約定することが困難であるとみられたので、下請事業者の利益を保護するためこの規定が設けられた。

この遅延利息は、民法、商法や当事者間で合意して決めた利率に優先して適用される。当事者間でこの遅延利息と異なる約定利率（10%など）を定めていても、その約定利率は排除される。

支払遅延は本法に違反する行為であり、遅延利息を支払えば下請代金の支払を遅らせてよいという趣旨ではない。

なお、遅延利息の年率14.6%は公正取引委員会規則（121ページ、資料4参照）で定められている。

(5) 親事業者の禁止事項

下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護のため、親事業者には次の 11 項目の禁止事項が定められている。たとえ下請事業者の了解を得ていても、また、親事業者に違法性の意識がなくても、これらの規定に触れるときには、本法に違反することになるので十分注意が必要である。

禁 止 事 項	概 要
ア 受領拒否の禁止 (第 4 条第 1 項第 1 号)	注文した物品等の受領を拒むこと。
イ 下請代金の支払遅延の禁止 (第 4 条第 1 項第 2 号)	物品等を受領した日から起算して 60 日以内に定められた支払期日までに下請代金を支払わないこと。
ウ 下請代金の減額の禁止 (第 4 条第 1 項第 3 号)	あらかじめ定めた下請代金を減額すること。
エ 返品の禁止 (第 4 条第 1 項第 4 号)	受け取った物を返品すること。
オ 買いたたきの禁止 (第 4 条第 1 項第 5 号)	類似品等の価格又は市価に比べて著しく低い下請代金を不当に定めること。
カ 購入・利用強制の禁止 (第 4 条第 1 項第 6 号)	親事業者が指定する物・役務を強制的に購入・利用させること。
キ 報復措置の禁止 (第 4 条第 1 項第 7 号)	下請事業者が親事業者の不公正な行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由としてその下請事業者に対して、取引数量の削減・取引停止等の不利益な取扱いをすること。
ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止 (第 4 条第 2 項第 1 号)	有償で支給した原材料等の対価を、当該原材料等を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に相殺したり支払わせたりすること。
ケ 割引困難な手形の交付の禁止 (第 4 条第 2 項第 2 号)	一般の金融機関で割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること。
コ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止 (第 4 条第 2 項第 3 号)	下請事業者から金銭、労務の提供等をさせること。
サ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止 (第 4 条第 2 項第 4 号)	費用を負担せずに注文内容を変更し、又は受領後にやり直しをさせること。

ア 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）

親事業者が下請事業者に対して委託した給付の目的物について、下請事業者が納入してきた場合、親事業者は、下請事業者に責任がないのに受領を拒むと本法違反となる。

[運用基準第4の1 136ページ参照]

● この規定が設けられたねらい

親事業者が下請事業者に対して委託するものは、親事業者の仕様等に基づいた特殊なものが多く、親事業者に受領を拒否されると他社への転売が不可能であり、下請事業者の利益が著しく損なわれる所以、これを防止するためである。

● 「受領」の考え方

下請事業者が納入したものを検査の有無にかかわらず受け取るという行為を指しており、下請事業者の納入物品等を親事業者が事実上支配下に置けば受領したことになる。親事業者の検査員が下請事業者の工場へ出張し検査を行うような場合には、検査員が出張して検査を開始すれば受領となる。

情報成果物の作成委託においては、給付の目的物として作成された情報成果物を記録した媒体（例：CD - ROM）を自己の占有下に置くこと、又は情報成果物を記録した媒体がない場合には当該情報成果物を自己の支配下に置くこと（例えば、親事業者のハードディスクに記録されること）が給付の受領となる。

● 受領拒否に該当する行為

指定した納期に下請事業者が納入する給付の目的物の受取を拒んだときは受領拒否となる。また、次の行為も原則として受領拒否に含まれる。

- (ア) 発注の取消し（契約の解除）をして、給付の目的物を受領しないこと。
- (イ) 納期を延期して、給付の目的物を受領しないこと。
- (ウ) 発注後に、恣意的に検査基準を変更し、従来の検査基準で合格とされたものを不合格とすること。
- (エ) 取引の過程において、注文内容について下請事業者が提案し、確認を求めたところ、親事業者が了承したので、下請事業者がその内容のとおりに作成したにもかかわらず、注文と異なるとすること。

● 下請事業者の責めに帰すべき理由

「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして、受領を拒否することができるのは、次の場合に限定される。

- (ア) 注文と異なるもの又は給付に瑕疵等があるものが納入された場合
- (イ) 指定した納期までに納入されなかつたため、そのものが不要になった場合（ただし、無理な納期を指定している場合などは除かれる。）

【受領拒否の禁止についてのQ & A】

Q52： 納期前に下請事業者から納品された場合にどのように対処したらよいか。

A： 約束した納期前に納品を要請されても親事業者には受け取る義務はなく、受取を拒んでも受領拒否とはならない。

下請事業者の要請に応じて物品を受け取ることが望ましいが、その場合には、仮受領する旨を伝え、納入された物品を納期まで保管し、3条書面に記載された支払期日に下請代金を支払えばよい

(仮受領とせず受領した場合には、受領した日から起算して 60 日以内に下請代金を支払わなければならない。)。

Q53： 下請事業者が、正式な発注に基づかず見込みで作成してしまった場合には、その受領を拒否しても問題ないか。

A： 発注していないものについて受領を拒否することは問題ない。ただし、3条書面を作成せず、口頭発注にて下請事業者に一定数量を作成させている場合には、書面の交付義務違反にとどまらず、受領拒否にも該当する。

Q54： 役務提供委託には受領拒否がないということだが、契約期間中に親事業者から「もういらない」と言われても問題とならないか。

A： 役務提供委託の場合は、下請事業者の給付を受領するという概念がないため、受領拒否には当たらないが、下請事業者が要した費用を負担せずに契約を打ち切ることは、「不当な給付内容の変更」に該当する。

Q55： 親事業者が、いわゆるジャスト・イン・タイム生産方式を採用するに当たり、問題とならないよう、次のような方法を検討しているが、この外に留意すべき点は何か。

ア 継続的な量産品であって、生産工程が平準化されているものについて、当社と取引先下請事業者双方の合意の上で導入する。

イ 3条書面は、事前に十分なリードタイムをとって交付する。この3条書面には、一定期間内において具体的に納入する日と、納入日ごとの納入数量を明確に記載する。

ウ ジャスト・イン・タイム生産方式による納入指示カードは、イの3条書面の納入日と納入日ごとの納入数量を微調整するために交付するものであるという考え方で運用する。

エ 納入回数及び1回当たりの納入数量を適正にし、かつ、無理な納入日（時間）の指示は行わないよう注意する。

オ ジャスト・イン・タイム生産方式の採用により輸送費等のコスト増が発生する場合には、下請代金について事前によく協議し、合意した上で実施する。

A： 親事業者で採用を検討しているジャスト・イン・タイム生産方式においては、イの3条書面が、一定期間内における生産・納入を委託する3条書面に当たり、ウの納入指示カードにより、その内容を変更していることとなる。

いわゆるジャスト・イン・タイム生産方式においては、上記アからオの事項をすべて遵守することが必要となるほか、納入指示カードによる変更により、納入日が遅れたり、納入日ごとの納入数量が少なくなる場合には、それにより下請事業者に費用（保管費用、運送費用等の増加分）が発生したときにそれを全額負担しなければ、受領拒否又は不当な給付内容の変更として問題になる。また、納入指示カードによる変更により、納入日が遅れ、下請代金の支払が遅くなることが考えられるが、それが納入時期の微調整にとどまる場合（例えば、当該発注期間の最終納入予定日が、次期発注期間の最初の納入予定日又は当該納入予定日より早い時点に変更された場合）には、ジャスト・イン・タイム生産方式においてやむを得ないものとしてこれを認めている。

なお、製品仕様の変更等親事業者側の一方的都合による発注内容の変更若しくは発注の取消し又は生産の打切り等の場合には、下請事業者が既に完成している製品すべてを受領しなければ、受領

拒否として問題となり、仕掛け品の作成費用や部品代を含む下請事業者に発生した費用を全額負担しなければ、不当な給付内容の変更として問題となる。

【違反行為事例】

① 生産計画を変更したことによる受領拒否

計測器等の部品の製造を下請事業者に委託しているA社は、下請事業者が製造委託を受けた部品について既に完成させていたにもかかわらず、自社の生産計画を変更したことを理由として発注の一部を取り消し、下請事業者の給付を受領していなかった。

② 在庫調整を目的とした受領拒否

自動車部品の加工を下請事業者に委託しているB社は、指定の納期に納品しようとした下請事業者に対して、売行き不振を理由として受領を拒否し、1～2か月後に再納品させる方法を随時採ることにより、在庫の調整を行っていた。

③ 他社から納品されたため不要になったことを理由とする受領拒否

鉄鋼製品の製造を下請事業者に委託しているC社は、鉄鋼製品を販売先に緊急に納入する必要があったことから、下請事業者2社に急いで製造するよう発注した。そのため、下請事業者2社は、割高の原材料を手当として納期に間に合わせようとした。しかし、C社は、1社から早く納入されたため、他の1社に対して、不要になったとして発注を取り消した。

④ 仕様変更等を理由とする受領拒否

建築物の設計等を下請事業者に委託しているD社は、あらかじめ指定した納期に下請事業者が納品しようとしたところ、ユーザーからの仕様等の変更を理由として、給付を受領しなかった。

⑤ 販売先の売行き不振を理由とした受領拒否

寝具等の製造を下請事業者に委託しているE社は、販売先の売行き不振を理由として、納期を延期し、あらかじめ指定した納期に下請事業者の給付を受領していなかった。

⑥ 最終顧客の広告取りやめによる受領拒否

広告の企画・制作等を下請事業者に委託しているF社は、取引先から発注をキャンセルされたことを理由に、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領していなかった。

【想定される違反行為事例】

① 放送番組における番組出演者の不祥事を理由とする受領拒否

親事業者が下請事業者に放送番組の制作を委託し、下請事業者は放送番組の作成を既に完了したところ、親事業者が指定した番組出演者に係る不祥事が発生したことを理由として当該番組を放送しないこととし、当該放送番組のVTRテープを受領しない場合

② 製造計画変更による受領拒否

親事業者（物品製造業者）が、下請事業者に対して設計図面の作成を委託したが、自社製品の製造計画が変更になったとして当該設計図面を受領しない場合

イ 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）

親事業者は、物品等を受領した日（役務提供委託の場合は、役務が提供された日）から起算して60日

以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わないと本法違反となる。

[運用基準第4の2 137ページ参照]

支払期日は受領日（役務提供委託の場合は、役務が提供された日）を起算日として計算されるので、検査・検収に要する日数にかかわりなく、支払期日を過ぎて未払となっている場合は支払遅延となる。

● この規定が設けられたねらい

支払期日までに納入した物品等（提供した役務）の下請代金の支払いを受けなければ、下請事業者の資金繩りがつかず、従業員への賃金の支払、材料代の支払等が困難になり、最悪の場合は倒産に追い込まれるなど下請事業者の経営の安定が損なわれる所以、これを防止するためである。

● 支払期日と支払遅延の関係

親事業者は、給付を受領した日から60日以内（受領日を算入する。）で、かつ、できる限り短い期間内に支払期日を定めなければならず、その定めた支払期日に下請代金を支払わなければならない。

「支払期日の経過後なお支払わないこと」は支払遅延として禁止されている。

支払遅延となる行為は、「支払期日」の内容によって次の3つに分けられる。

- (ア) 親事業者と下請事業者との間で支払期日が給付の受領日から60日以内に定められている場合は、その定められた支払期日までに支払わないとき。
- (イ) 当事者間で支払期日が給付の受領日から60日を超えて定められている場合は、受領日から60日目までに支払わないとき（この場合、本法に定める範囲を超えて支払期日が設定されており、それ自体に問題がある。）。
- (ウ) 当事者間で支払期日が定められていない場合は、その給付の受領日に支払わないとき。

なお、支払遅延が生じた場合、親事業者は下請事業者に対し、受領後60日を経過した日から支払をする日までの期間について、年率14.6%（121ページ、資料4参照）の遅延利息を支払う義務がある。

● 支払制度

下請代金を毎月の特定日に支払うこととされている場合の具体的支払制度には、納品締切制度と検収締切制度の2通りがある。

下請代金の支払については、上記いずれの支払制度を採用している場合でも、下請事業者の給付の受領後60日以内に支払わなければならないものであるが、継続的な取引の実態としては、例えば、毎月末までの給付の下請代金を翌月末に支払うこと（月末締の翌月末払）となっていることがあるので、本法の運用に当たり、「受領後60日以内」の規定は「受領後2か月（大の月31日）、小の月（30日）を問わない。）以内」として運用している。このような1か月締切制度を採っている場合は、締切後30日（1か月）以内に支払わなければならないということになる。

なお、検収締切制度においては、検収に相当日数を要する場合があるが、検査をするかどうかを問わず、納品から60日以内において、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払う必要があるので、支払期日の設定には注意が必要である。

● やり直しをさせた場合の支払期日の起算日

下請事業者の給付に瑕疵があるなど、下請事業者の責めに帰すべき理由があり、下請代金の支払前（受領後60日以内）にやり直しをさせる場合には、やり直しをさせた後の物品等を受領した日が支払期日の起算日となる（下請事業者の責めに帰すべき理由があるとして、やり直しをさせることができる場合については66ページ参照。ただし、一部でも受領した物品等がある場合に、当該物品等の下請代金は当該物品等の納入日を基準として支払う必要がある。）。

● 情報成果物作成委託における支払期日の起算日（受領日）

情報成果物作成委託では、親事業者が作成の過程で、下請事業者の作成内容の確認や今後の作業の指示等を行うために注文品を一時的に親事業者の支配下に置く場合がある。このとき、①注文品が委託内容の水準に達しているかどうか明らかではない場合であって、②あらかじめ親事業者と下請事業者との間で、親事業者の支配下に置いた注文品の内容が一定の水準を満たしていることを確認した時点で受領とすることを合意している場合には、当該時点を受領日とし、親事業者の支配下に置いた時点を直ちに受領日とはしない。ただし、3条書面に記載した納期日に親事業者の支配下にあれば、内容の確認が終了しているかどうかにかかわらず、当該納期日を受領日とする。

なお、このような取扱いとしているのは、情報成果物の場合、外形的には全く内容が分からぬことから特に認めているものであり、製造委託、修理委託の場合には認められないので注意が必要である。

● 役務提供委託における支払期日の起算日

(ア) 役務提供委託では、原則として、下請事業者が提供する個々の役務が提供された日が支払期日の起算日である。1つの役務が提供されるのに日数を要する場合は、役務提供が終了した日に当該役務が提供されたこととなる。

(イ) しかしながら、役務提供委託においては、一定期間の役務提供を給付の内容とすることがあるので、それが個々の役務が連續して提供される役務の場合には、次の要件を満たせば、月単位で設定された締切対象期間の末日に当該役務が提供されたものとする。

① 下請代金の額の支払は、下請事業者と協議の上、月単位で設定される締切対象期間の末日までに提供した役務に対して行われることがあらかじめ合意され、その旨が3条書面に明記されていること。

② 3条書面に、当該期間の下請代金の額（算定方法も可）が明記されていること。

③ 下請事業者が、連續して提供する役務が同種のものであること。

したがって、この場合には、締切後60日（2か月）以内に下請代金を支払うことが認められる。

なお、個々の役務が連續して提供される期間が1か月未満の役務提供委託の場合には、当該期間の末日に役務が提供されたものとする。

● 金融機関の休業日

下請代金を毎月の特定日に金融機関を利用して支払うこととしている場合に、当該支払日が金融機関の休業日に当たってしまうことがある。このような場合、支払日が土曜日又は日曜日に当たるなど順延する期間が2日以内である場合であって、親事業者と下請事業者との間で支払日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ合意・書面化されている場合には、結果として受領から60日（2か月）を超えて下請代金が支払われても問題はない。

なお、順延後の支払期日が受領から60日（2か月）以内となる場合には、下請事業者との間であらかじめその旨合意・書面化されていれば、金融機関の休業日による順延期間が2日を超えて問題はない。

【支払遅延の禁止についてのQ & A】

Q56： 親事業者が、下請事業者からの請求書に基づき下請代金を支払っている場合に、下請事業者からの請求書の提出が遅れた場合も、支払期日までに払う必要があるか。

A： 下請事業者からの請求のあるなしにかかわらず、受領後 60 日以内に定めた支払期日までに下請代金を支払う必要がある。

なお、親事業者は、下請事業者が請求額を集計し通知するための十分な期間を確保し、下請事業者からの請求が遅れる場合には、速やかに請求するよう督促することが望ましい。

Q57： 下請事業者から当月納入分を翌月納入分として扱ってほしいと頼まれ、下請代金も翌月納入されたものとみなして支払ったところ、支払遅延であるとの指摘を受けたが問題となるか。

A： 本法の適用については、下請事業者との合意は問題とならない。下請事業者との合意の有無に関係なく、下請代金は受領した日から起算して 60 日以内に定めた支払期日までに支払わなければならない。

Q58： 親事業者が、下請取引について商社を経由して取引を行っている場合（商社が行うのは事務手続の代行のみで、製造委託等の内容には全く関与していない。），下請代金は、支払期日までに商社に対して支払えば問題ないか。

A： 商社が本法の資本金区分を満たす発注者と外注取引先の間に入って取引を行うが、製造委託等の内容（製品仕様、下請事業者の選定、下請代金の額の決定等）に全く関与せず、事務手続の代行（3条書面の取次ぎ、下請代金の請求、支払等）を行っているにすぎないような場合、その商社は本法上の親事業者又は下請事業者とはならず、発注者が親事業者、外注取引先が下請事業者となる。したがって、下請代金が支払期日までに下請事業者に支払われていなければ、親事業者が支払遅延となるので、商社を経由して下請代金を支払う場合は、あらかじめ商社から下請事業者にいつ下請代金が支払われるのか確認し、支払期日までに下請事業者に下請代金が支払われるよう商社との間で事前に取決めを行っておく必要がある。

（製造委託関係）

Q59： 親事業者が、常に一定の在庫を確保しておくため、下請事業者に対し、一定の在庫水準が常に保たれるように納入させ、このうち毎月当社が使用した分について、翌月末に支払っていることは問題ないか。

A： このような方式（「コック方式」とか「使用高払方式」と呼ばれている。）の下では、下請事業者は、3条書面が交付されなくても、あるいは、納期が特定されていなくても、一定の在庫水準が常に保たれるように納入しなければならないので、必然的に親事業者の書面の交付義務違反（書面の不交付、交付遅れ、記載事項の不備）や支払遅延が発生するおそれがある。

したがって、このような方式は、基本的には本法上認められない。

なお、サプライチェーン・マネジメントに関する本法上の考え方については資料 13 (P153) 参照。

Q60： 金型の製造委託（金型の製造を前提として部品のみ製造委託する場合を含む。）においては、下

請事業者が作成した金型を親事業者が占有しない場合があり、親事業者が納入（受領）の時点を確認できないことから、金型そのものではなく、最初の試打ち品の受領をもって金型の受領とみなすことは問題ないか。

A： 金型の製造委託において、親事業者に占有が移転することを前提とする金型については、原則どおり金型の受渡しが受領である。また、親事業者（完成品メーカー）が金型を占有しない場合であっても、下請事業者（金型メーカー）から親事業者以外の事業者（部品メーカー）に納入される場合には、親事業者が3条書面により金型の「受領場所」を部品メーカーと指示しているのであり、当該金型が部品メーカーに納入された時点が受領となる。

しかし、下請事業者（部品メーカー）が製造した（又は金型メーカーに再委託して受領した）金型が他に納入されず、下請事業者の元に留まる場合には、親事業者が金型をいつ受領したのかが明確でないので、あらかじめ親事業者と下請事業者との間で、当該金型を使用した最初の試打ち品を受領した時点で金型を受領したこととすることを合意している場合には、当該時点を金型の受領日とみなすことは本法上問題とはならない。この場合、3条書面には、金型そのものではなく試打ち品を納入すべきことを明記し、当該試打ち品の「納期」及び「受領場所」を記載する必要がある。

(情報成果物作成委託関係)

Q61： 受領後に情報成果物の検査をする場合に、検査期間が60日を超える場合があるが、検査終了後に問題がないことを確認した上で下請代金を支払うことは問題ないか。

A： 本法上、親事業者は、検査するかどうかにかかわらず、情報成果物の受領後60日以内に定めた支払期日までに下請代金を支払う必要がある。ただし、Q64のように、委託した情報成果物が一定の水準を満たしていることを確認した時点で受領したこととすることを下請事業者と事前に合意している場合には、確認した時点が支払期日の起算日となる。

なお、当該情報成果物が3条書面に記載した納期日に親事業者の支配下にある場合には、内容の確認が終了していなくても当該3条書面上の納期日が起算日となる。

Q62： 受領した情報成果物に、下請事業者の責任による瑕疵等が発見され、やり直しが必要な場合にも、当初の受領日から60日以内に支払う必要があるか。

A： 支払期日が到来する前に瑕疵等が発見され、やり直しをさせる場合は、当初の受領日から60日以内に下請代金を支払う必要はない。この場合、やり直し後の情報成果物の受領日が支払期日の起算日となる。

Q63： 情報成果物作成委託においては、3条書面上の納期日よりも前であれば、親事業者が委託した情報成果物を支配下に置いても、一定の水準を満たしていることを確認した時点で受領したことと認めることだが、検査終了後に受領することを認める趣旨と理解して問題ないか。

A： 情報成果物の場合、外見だけでは委託内容の確認ができないことから、情報成果物の作成の過程で、親事業者が一時的に成果物を支配下に置いて、その内容を確認することを認めたものであって、検査終了後に受領することを認める趣旨ではない。

Q64： 情報成果物作成委託において、受領前に、委託した情報成果物が一定の水準を満たしていること

を確認したい場合には、下請事業者に対し、3条書面に記載した納期日より前に委託した情報成果物を持って来るよう指示する必要があるが問題ないか。

A：あらかじめ親事業者と下請事業者との間で、親事業者が支配下においてた当該情報成果物が一定の水準を満たしていることを確認した時点で、給付を受領したこととすることを合意している場合には、当該確認のために親事業者が当該情報成果物を一時的に支配下においても、そのことをもって直ちに受領したことにはならない。したがって、当該確認を行うために、下請事業者に対し、3条書面に記載した納期日より前に委託した情報成果物を一時的に持って来るよう依頼することは問題ない。

なお、この場合、情報成果物を一時的に持って来るべきことまで3条書面に明記する必要はない。

Q65：プログラムの作成委託において、給付の内容を確認するため、プログラムの納品に併せて下請事業者に最低限の証拠資料（単体テスト結果報告書等）を提出させることとし、プログラムの納品時に証拠資料の提出が間に合わなかった場合には、証拠資料の提出後にプログラムを受領したこととは問題ないか。

A：あらかじめ親事業者と下請事業者との間で、親事業者が支配下においてたプログラムが一定の水準を満たしていることを確認した時点で給付を受領したこととすることを合意しており、プログラムの納品に併せて当該確認を行うための証拠資料の提出を求めている場合において、証拠資料の提出が遅れた場合に、証拠資料の提出後にプログラムを受領したこととしても問題はない（ただし、3条書面に記載した納期日にプログラムが親事業者の支配下にある場合には、内容の確認が終了していないなくても3条書面上の納期日が支払期日の起算日となる。）。

なお、この場合には、委託した給付の内容に証拠資料の提出を含むこととし、3条書面にその旨記載して発注するとともに、証拠資料の作成の対価を含んだ下請代金の額を下請事業者との十分な協議の上で設定して発注する必要がある。

Q66：携帯電話の待受け画面の画像や携帯電話で提供するコンテンツの作成委託については、使用回数に応じて代金を払うこととしており、受領後60日以内に代金を支払う慣行となっていないが問題ないか。

A：受領後60日以内に定めた支払期日までに下請代金を支払う必要があるので、支払遅延として本法違反となる。このようなコンテンツの代金は、コンテンツの作成に係る対価と著作権等の知的財産権に係るロイヤリティーの2つで構成されていると考えられるので、本法を遵守するためには、例えば、コンテンツの作成に関する費用を下請代金として受領後60日以内に支払うこととし、事後に下請代金とは別にアクセス数や使用回数に応じてロイヤリティーを支払う方法とすることが考えられる。

（役務提供委託関係）

Q67：役務取引はすぐに現金払いされることが多いのに、本法の対象となることにより、役務を提供した後60日後の支払とされたり、手形払いとされるなど支払条件の悪化が懸念される。このようなことは、本法上どのように考えられるか。

A：親事業者が本法の適用を契機として、一方的に支払条件を悪化させることは、独占禁止法上の優

越的地位の濫用に該当するおそれがあるとともに、本法上も、支払条件の悪化を見込んだ対価を下請事業者と十分な協議の上で設定しなければ、買いたたきに該当するおそれがある。

Q68： 運送委託において、下請事業者からの配達報告が届いた時点を「役務を提供した日」とすることは問題ないか。

A： 「役務を提供した日」とは、当該役務が完了した日であり、報告書の届いた日ではない。

Q69： 期間を定めて運送業務を委託する場合において、月末締めで代金を支払うこととしているが、月末時点で運送が完了していないもの（例えば、31日に出発して翌月1日に到着する運送）については、翌月末締切分に含めることは問題ないか。

A： 役務提供委託の場合は、個々の役務が完了した日が支払期日の起算日となることから、当該ケースの場合は翌月1日に提供されたものであることから、翌月末締切分に含めて構わない。

【違反行為事例】

① 支払制度の不備による支払遅延

ソフトウェアの作成を下請事業者に委託しているA社は、下請代金の支払において、毎月末日検収締切、翌々月25日支払制度を探っているため、下請事業者の給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。

② 手形払から現金払に変更することによって生じた支払遅延

音楽、映像ソフトの製造等を下請事業者に委託しているB社は、毎月末日納品締切、翌月16日現金又は手形支払の支払制度を探っていたところ、手形払に係る経費の削減等を図るために、下請代金を手形の満期相当日（90日後）に現金で支払う方法（期日現金払）に変更したことから、下請事業者の給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。

③ 検収遅れ等による支払遅延

電気機械器具部品及び製品の組立・加工を下請事業者に委託しているC社は、毎月末日納品締切、翌月末日支払とする支払制度を探っていたが、検査完了をもって納品があったものとみなし、当月末日までに納品されたものであっても検査完了が翌月となった場合には翌月に納品があったものとして計上していたため、一部の下請代金の支払が、下請事業者の給付を受領してから60日経過後に行われていた。

④ 使用高払方式による支払遅延

電極材料の製造を下請事業者に委託しているD社は、一部の材料について、緊急時の受注に対処できるようにするために、常に一定量を納入させこれを倉庫に保管し、同社が使用した分についてのみ、支払の対象とする使用高払方式を探っていたため、納入されたものの一部について支払遅延が生じていた。

⑤ 事務処理遅れによる支払遅延

合成樹脂の成形加工等を下請事業者に委託しているE社は、下請代金の支払制度を毎月20日納品締切、翌月20日支払としているが、締切日間近に納品されたものの事務処理が20日過ぎになることがあり、この場合、翌月の締切対象とされ下請代金が翌々月20日に支払われていたため、一部の下請代金の支払が遅延していた。

⑥ 納期前納入品を受領していたことによる支払遅延

プリント基板等の製造を下請事業者に委託しているF社は、下請取引に当たり、毎月末日納品締切、翌月20日支払の支払制度を探っているが、下請事業者から指定納期の属する月より前に納品があった場合にはその

時点で受領しているにもかかわらず、当該物品に係る買掛金を指定納期の属する月に計上していた。このため、指定納期の属する月より前に納品された分について支払遅延が生じていた。

⑦ 請求書が提出されないこと等を理由とした支払遅延

商品のデザイン等の作成を下請事業者に委託しているG社は、一部の下請事業者に対し、毎月末日納品締切、翌月末日支払の支払制度を探っているところ、伝票処理の遅れや下請事業者からの請求書の提出遅れを理由に、下請事業者の給付を受領してから60日を超えて下請代金を支払っていた。

(注) 親事業者においては、あらかじめ下請事業者が請求額を集計し通知するための十分な期間を確保するとともに、下請事業者からの請求が遅れるような場合には、速やかに請求するよう督促するなどの対応を探ることが望まれる。

⑧ 支払日が金融機関の休業日に当たることによる支払遅延

自動車の修理等を下請事業者に委託しているH社は、下請代金の支払制度を毎月末日納品締切、翌月末日支払の支払制度を探っているところ、支払日が金融機関の休業日に当たってしまい、翌営業日に支払われていたが、下請事業者との間であらかじめ書面で合意していなかったため、一部の下請代金の支払が遅延していた。

(注) 金融機関の休業日による支払日の順延が認められるのは、順延する期間が2日以内である場合であって、あらかじめ親事業者と下請事業者との間で書面で合意しているときに限られる。

【想定される違反行為事例】

① 放送日を支払起算日とすることによる支払遅延

親事業者が、放送番組の制作を下請事業者に委託し、放送日を起算日とする支払制度を探っているところ、放送が当初の予定日より遅れるなどして受領日と放送日との間隔が開くことにより、納入後60日を超えて支払が行われる場合

② ユーザーからの代金未払を理由とした支払遅延

親事業者が、下請事業者に対してユーザー向けソフトウェアの開発を委託しているが、ユーザーからの入金が遅れていることを理由として、下請事業者に対して、あらかじめ定めた支払期日に下請代金を支払わない場合

ウ 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）

親事業者は、発注時に決定した下請代金を「下請事業者の責に帰すべき理由」がないにもかかわらず発注後に減額すると本法違反となる。

[運用基準第4の3 138ページ参照]

● この規定が設けられたねらい

下請取引においては、下請事業者の立場が弱く、下請代金の値引きを要請されやすいこと、一方、下請事業者はこのような要求を拒否することが困難であり、値引きが行われると、直接、下請事業者の利益が損なわれることから、これを防止するためである。

● 減額の考え方

下請代金の減額の禁止とは、親事業者が、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、定められた下請代金の額を減ずることを禁止するものであり、減額の名目、方法、金額の多少を問わず、また

発注後いつの時点で減額しても本法違反となる。つまり、歩引き、リベート、システム利用料など発注前に下請事業者と協議して合意した金額であったとしても、その内容が下請事業者の責任のない理由により3条書面に記載された下請代金から減じるものであれば減額として問題となり得ることに注意する必要がある。

既存の違反行為事例として挙げられた減額の名目は、「一時金」「一括値引き」「オープン新店」「管理料」「基本割戻金」「協賛金」「協賛店値引」「協定販売促進費」「協力金」「協力費」「協力値引き」「決算」「原価低減」「コストダウン協力金」「仕入歩引」「支払手数料」「手数料」「特別価格協力金」「販売奨励金」「販売協力金」「不良品歩引き」「物流及び情報システム使用料」「物流手数料」「分引き」「値引き」「年間」「割引料」など、多様である。

● 下請代金とは

本法では、親事業者が製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託をした場合に、「下請事業者の給付（役務提供委託をした場合には役務の提供）に対し支払うべき代金をいう」と規定している。下請代金には、消費税・地方消費税も含まれる。

なお、本法第3条では、発注時に直ちに交付しなければならない書面に下請代金の額等を記載することが求められている。これは、下請代金の額等を明確にすることを目的としている。したがって、3条書面に記載されるべき下請代金が、具体的な金額であることが求められる。例えば、一定率若しくは一定の額を減じる旨の記載は、下請代金の額についての記載とは認められず、下請代金の値引きとして問題となる可能性がある。

● 下請事業者の責めに帰すべき理由

「下請事業者の責めに帰すべき理由」があるとして、下請代金の額を減じることができるのは、具体的には、次の場合に限定される。

- (ア) 下請事業者の責めに帰すべき理由（瑕疵の存在、納期遅れ等）があるとして、受領拒否、返品した場合に、その給付に係る下請代金の額を減じるとき。
- (イ) 下請事業者の責めに帰すべき理由があるとして、受領拒否、返品できるのに、そうしないで、親事業者自ら手直しをした場合に、手直しに要した費用を減じるとき。
- (ウ) 瑕疵等の存在又は納期遅れによる商品価値の低下が明らかな場合に、客観的に相当と認められる額を減じるとき。

なお、下請事業者の責めに帰すべき理由があり、下請代金の支払前（受領後60日以内）に返品する場合には、下請代金を支払わなくてもよい（下請事業者の責めに帰すべき理由があるとして、返品できる場合については50ページ参照）。

親事業者の経営が苦しいことを理由として下請代金の減額を行うことが許されないのはもちろんのことであるが、このほかにも、親事業者が下請代金の速やかな支払等を条件として値引きを要求するようなことも、下請代金の減額に当たる。また、下請事業者と下請代金の減額を行うことについてあらかじめ約束ができているというような場合でも、その特約を理由にして下請代金の減額を行うことは許されない。

● 合意に基づく減額

本法は、契約等で当事者間の取決めがあっても本法が優先的に適用されるため、仮に親事業者と下請事業者との間で下請代金の値引き等について合意があったとしても、下請事業者の責めに帰すべき理由なく、行為の態様、外形等から減額に該当すると評価される行為（例えば、下請代金の支払時に下請代金の額から一定の金額を差し引いて支払っていることが書面等で明らかな場合等）を行ってい

る場合は違反となる。

● ボリュームディスカウント等合理的理由に基づく割戻金

①ボリュームディスカウント等合理的理由に基づく割戻金（例えば、親事業者が、下請事業者に対し、一定期間内に、一定数量を超えた発注を達成した場合に、下請事業者が親事業者に対して支払う割戻金）であって、あらかじめ、②当該割戻金の内容が取引条件として合意・書面化されており、③当該書面における記載と3条書面に記載されている下請代金の額とを合わせて実際の下請代金の額とすることが合意され、かつ、④3条書面と割戻金の内容が記載されている書面との関連付けがなされている場合には下請代金の減額には当たらない。

ここでいう「合理的理由」とは、ボリューム及び割戻金の設定に合理性があるものであって、具体的には発注数量の増加とそれによる単位コストの低減により、当該品目の取引において下請事業者の得られる利益が、割戻金を支払ってもなお従来よりも増加することを意味する。

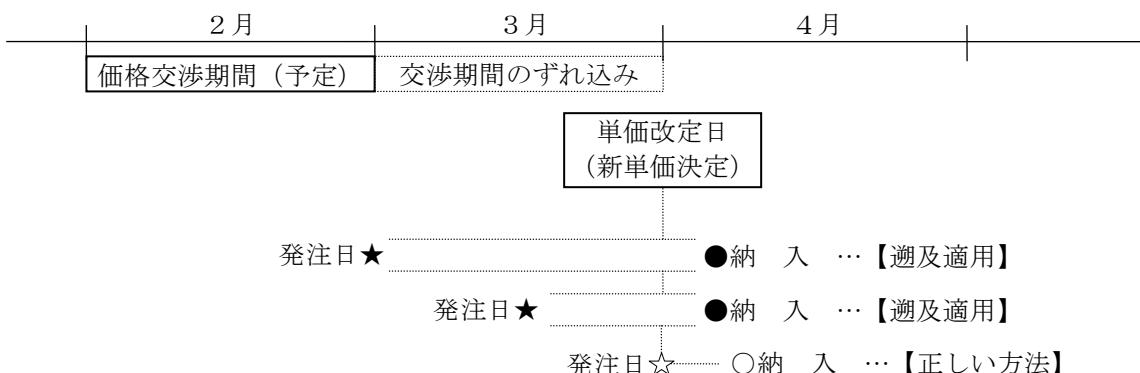
したがって、①対象品目が特定されていない発注総額の増加のみを理由に割戻金を求めるることはボリュームディスカウントには該当しない。また、②単に、将来の一定期間における発注予定数量を定め、発注数量の実績がそれを上回るものは該当しない。特定の品目の一定期間A（例えば新年度の1年間）における発注予定数量が、基準となる過去の対応する一定期間B（例えば前年度の1年間）において実際に発注した実績を上回るとともに、それに伴い、下請事業者が、割戻金を支払ったとしても、期間Aにおいて得る利益が期間Bにおける利益を上回ることとなる必要がある。

なお、現在のところ、合理的な理由に基づく割戻金と認められるものは、ボリュームディスカウントのみである。

● 違法な下請代金の減額の例

(ア) 下請事業者との間に単価の引下げについて合意が成立し単価改定された場合、その合意前に既に発注されているものにまで新単価を遡及適用して下請代金の額を減ずること。

< 遅及適用の例 >



※ [正しい方法]

(単価改定日以降の発注分から新単価を適用すること)

- (イ) 消費税・地方消費税額相当分を支払わないこと。
- (ウ) 下請事業者と合意することなく、下請代金を銀行口座へ振り込む際の手数料を下請事業者に負担させ、下請代金の額から減じること。

- (エ) 親事業者からの作成に必要な材料等の支給の遅れ又は無理な納期指定によって生じた納期遅れ等を下請事業者の責任によるものとして下請代金の額を減じること。
- (オ) 下請代金の支払に際し、端数が生じた場合、端数を1円以上の単位で切り捨てて支払うこと。
- (カ) 手形払を下請事業者の希望により一時的に現金払にした場合に、下請代金の額から自社の短期調達金利相当額を超える額を減じること。
- (キ) 親事業者の客先からのキャンセル、市況変化等により不要品となったことを理由に下請代金の額を減じること。
- (ク) 販売拡大のために協力してほしいなどの名目をつけて、下請代金の額の何%かを下請代金の額から減じること。
- (ケ) 単価の引下げ要求に応じない下請事業者に対して、あらかじめ定められた下請代金の額から一定の割合又は一定額を減じること。
- (コ) 販売拡大と新規販売ルートの獲得を目的としたキャンペーンの実施に際し、下請事業者に対して、下請代金の総額はそのままにして、現品を添付させて納入数量を増加させることにより、下請代金の額を減じること。

【減額の禁止についてのQ & A】

Q70： 業界では「歩引き」や「手数料」等の名目で、慣行として下請事業者に支払う下請代金の額を減じることが行われているが、このような行為も下請法違反となるのか。

A： 業界で慣行として行われていることであっても、差し引く名目にかかわらず、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に決定した下請代金を発注後に減じることは下請法違反となる。

Q71： 「合理的理由に基づく割戻金」として下請代金の減額に当たらないとされるボリュームディスカウントとはどのようなものか。

A： ボリュームディスカウントとは、親事業者が、下請事業者に対し、一定期間内に、一定数量を超えた発注を達成した場合に、下請事業者が親事業者に支払う割戻金のことである。

ボリュームディスカウントに当たるかどうかの判断に当たっては、割戻金支払の対象となる期間、発注数量、割戻金の水準等について考慮する必要があり、これまでの発注実績に比べて多く発注することで、下請事業者に相応の利益が生じるものである必要がある。例えば、直近6か月で10,000個の発注を行っていた場合に、割戻金支払の対象となる期間を1年とし、その間の発注数量を15,000個に設定する場合などはボリュームディスカウントと認められない。

Q72： 単価改定を行う場合、遡及適用に関して留意すべき点は何か。

A： 単価の引下げについて双方が合意した日（合意日）と新単価の適用を開始することとした日（単価改定日）が異なる場合には、合意したからといって単価改定日より前の発注について新単価を適用すると、下請代金の減額に該当する。また、下請事業者から見積書が出されただけでは合意したことにならないので注意が必要である。

なお、「〇月納入分から新単価を適用する」というような交渉は、交渉が長引くことにより遡及適用となるおそれがあることから、「〇月発注分から」という交渉を行うことが望ましい。

Q73： 下請代金の支払に際し端数が生じた場合、当該端数を四捨五入の方法によって処理することは問題ないか。

A： 支払時点において、円未満を四捨五入することは問題ない。

また、支払うべき下請代金の額に円未満の端数があった場合、これを切り捨てて支払ったとしても、下請代金の額を減ずる行為とはみなされない。例えば、下請代金の額が 1,008,005 円 80 銭だった場合、下請代金の額を 1,008,005 円とすることは問題ない。ただし、1,008,000 円とするなど 1 円以上の単位で切り捨てる場合は、下請代金の減額として本法違反となる。

Q74： 下請事業者の了解を得た上で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の振込手数料を下請代金の額から差し引いて支払うことは問題ないか。

A： 発注前に当該手数料を下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合には、親事業者が負担した実費の範囲内で当該手数料を差し引いて下請代金を支払うことが認められる。

なお、実費の範囲内とは、振込手数料として銀行等に支払っている額の範囲内のことであって、インターネットバンキングや F B (ファームバンキング) 等の方法を利用している場合においても同様である。

Q75： 下請代金の支払として手形を交付しているが、下請事業者の希望により一時的に現金で支払うことがよくある。この場合、金利引きと称して手形割引料相当分を減額することは問題ないか。

A： 下請事業者との間で支払手段を手形と定めているが、下請事業者の希望により一時的に現金で支払う場合に親事業者の短期調達金利相当額を超えて減額すれば、下請代金の減額として本法違反となる。

なお、一時的にではなく常に現金で支払うという場合には、支払手段を現金払いとして 3 条書面を交付する必要があるが、この場合において、3 条書面に記載した下請代金の額から割引料相当額を差し引くことは下請代金の減額として本法違反となるので、あらかじめ現金払いに見合う単価設定を下請事業者との十分な協議の上で行う必要がある。

Q76： 下請事業者の給付に瑕疵等があり、下請代金の支払日よりも前（受領後 60 日以内）に返品する場合には、下請代金を支払わなくてよいか。また、下請代金の支払後に返品した場合には、返品した給付に係る下請代金相当額を返却するよう求めることは問題ないか。

A： 下請事業者の責めに帰すべき理由があり返品が認められる場合（50 ページ参照）には、ともに本法違反とはならない。

Q77： 親事業者は、毎年上期（4 月～9 月）及び下期（10 月～3 月）の 2 回単価改定を行い、各期首に提供される役務から適用しているが、下請事業者との単価改定交渉が長引き、各期の半ばくらいの時点で合意することがある。下請事業者とは各期首に提供される役務から新単価を適用するという合意が成立しており、期首から適用しても問題ないか。

A： 新単価が適用できるのは親事業者と下請事業者との協議により単価改定が行われた時点以降に発注する分からである。したがって、この場合は新単価決定に係る合意日よりも前に既に発注した分に新単価を適用するわけであるから、新単価が旧単価より引き下げられているのであれば、下請代

金の減額（遡及適用）となる。各期首から新単価を適用するのであれば、各期首に提供される役務が発注される時点までに新単価を決定しておくことが必要となる。新単価適用時期について下請事業者と合意が成立していることは下請代金の減額を正当化する理由とはならない。

【違反行為事例】

① 新単価の遡及適用による減額

清掃等のビルメンテナンス業務を下請事業者に委託しているA社は、単価引下げの合意が得られた下請事業者に対し、単価引下げの合意日前に発注したものについても新単価をさかのぼって適用し、下請事業者に支払うべき下請代金から従来の単価と新単価との差額に相当する金額を差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。

② 金利引きによる減額

自動車の修理を下請事業者に委託しているB社は、下請代金の額が一定金額以上の場合、原則として手形払にしているが、現金での支払を希望する下請事業者に対し、自社の短期調達金利相当額を超える額を割引手数料として下請代金から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。

③ 下請代金の振込手数料を負担させることによる減額

道路貨物運送を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者との合意がないにもかかわらず、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の振込手数料を、下請代金から差し引いて支払うことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。

④ 「歩引き」と称して下請代金から一定の金額を差し引いて支払うことによる減額

繊維製品の加工等を下請事業者に委託しているD社は、「歩引き」と称し、下請代金に一定率を乗じて得た金額を差し引いて支払うことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。

⑤ 「協定販売促進費」と称して下請代金の額から一定の金額を差し引いて支払うことによる減額

家具及びインテリア用品の製造を下請事業者に委託しているE社は、コストダウンを図るため、下請事業者に対し、「協定販売促進費」と称して、一定期間における下請代金の額が一定額を超えた場合又は一定期間における下請代金の額が前年の同一期間における下請代金の額に比して所定の率を超えて増加した場合には、下請代金に一定率を乗じて得た金額を差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該下請事業者に支払うべき下請代金の額を減じていた。

⑥ 原材料価格の下落を理由とした減額

機械器具の半製品の製造を下請事業者に委託しているF社は、下請事業者に対し、発注後下請事業者の使用する原材料の市場価格が下落したことから、下落分を値引きするよう要請し、一定額を下請代金から減じて支払っていた。

⑦ 取引先からの代金の減額を理由とした減額

テレビコマーシャルの制作等を下請事業者に委託しているG社は、取引先からの代金の減額を理由として、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。

⑧ 協力金等の徴収による減額

貨物運送、倉庫における保管業務及び清掃業務等を下請事業者に委託しているH社は、コスト削減を図るため、下請事業者に対して、下請代金の額に一定率を乗じて得た金額を負担するよう要請し、これに合意した下請事業者に対し、「協力金」、「値引き」等の名目で下請代金の額に一定率を乗じて得た金額を

差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該事業者に支払うべき下請代金の額を減じていた。

⑨ 1円以上の単位の切捨て

自動車の修理・整備業務を下請事業者に委託しているI社は、一部の事業所において、支払時に100円未満の端数を切り捨てるにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。

【想定される違反行為事例】

① 一定額の代金支払を算定方法による代金支払に変更することによる減額

親事業者が、一定期間に運ぶ荷物の量にかかわらず一定額の代金を支払う契約を運送事業者と結んでいるところ、運ぶべき荷物が減少したため、実際の支払については荷物の量に応じた方式に基づいて算定することとし、当初の下請代金の額を下回る額を支払う場合

② 無理な納期指定による減額

親事業者が、下請事業者に対してプログラムの作成を委託しているところ、作業の途中で当初指示した仕様の変更を申し入れ、下請事業者は、プログラマーの都合がつかないことを理由に断ったが、親事業者は一方的に仕様を変更し、下請事業者は残業してこの変更に対応しようとしたが納期に間に合わず、親事業者が納期遅れを理由として下請代金から減額を行う場合

③ 運送中の荷物が毀損したことを理由に下請代金から毀損額を上回る一定額を差し引くことによる減額

親事業者が、自ら請け負った運送を下請事業者に再委託し、運送中の荷物が毀損したので荷主から損失の補償を求められていると称して、損害額の算定根拠を明らかにしないまま、下請代金から毀損額を上回る一定額を差し引いている場合

エ 返品の禁止（第4条第1項第4号）

親事業者は、下請事業者から納入された物品等を受領した後に、その物品等に瑕疵があるなど明らかに下請事業者に責任がある場合において、受領後速やかに不良品を返品することは問題ないが、それ以外の場合に受領後に返品すると本法違反となる。

[運用基準第4の4 140ページ参照]

● この規定が設けられたねらい

基本的には受領拒否の禁止規定と同じねらいであり、納入した物品等を返品されることは、受領拒否の場合と同様に下請事業者の利益が著しく損なわれる所以これを防止するためである。

● 下請事業者の責めに帰すべき理由

検査の結果、「下請事業者の責めに帰すべき理由」があるとして返品することができるのは、次の場合に限られる。

(ア) 注文と異なる物品等が納入された場合

(イ) 汚損・毀損等された物品等が納入された場合

なお、親事業者が、発注後に恣意的に検査基準を変更し、従来の検査基準では合格とされた物品を不合格とした場合の返品は認められない。

● 返品することのできる期間

(ア) 直ちに発見できる瑕疵の場合

通常の検査で直ちに発見できる瑕疵の場合、発見次第速やかに返品する必要がある。

親事業者は、全数検査を行う場合、受領後検査に要する標準的な期間内で不合格品（不良品）を速やかに返品することは認められるが、親事業者が意図的に検査期間を延ばし、その後に返品することは認められない。

また、親事業者は、ロット単位で抜取検査を行う場合、合格としたロットの中の不良品について返品することは認められない。ただし、①継続的な下請取引が行われている場合において、②発注前にあらかじめ、直ちに発見できる不良品について返品を認めることが合意・書面化されており、かつ、③当該書面と3条書面との関連付けがなされているときに、④遅くとも、物品を受領後、当該受領に係る最初の支払時までに返品する場合には、これを返品することが認められる。この場合、親事業者と下請事業者との間では、合格ロット内の不良品を返品することを前提に下請代金の額について十分な協議が行われる必要があり、これに反し、親事業者が一方的に従来と同様の単価を設定する場合は買いたたき（本法第4条第1項第5号違反）に該当するおそれがある。また、検査を行わないで返品したり、物品を受領後、当該受領に係る最初の下請代金の支払時を超えて返品することは、違法な返品として本法違反となるので注意する必要がある。

(イ) 直ちに発見できない瑕疵の場合

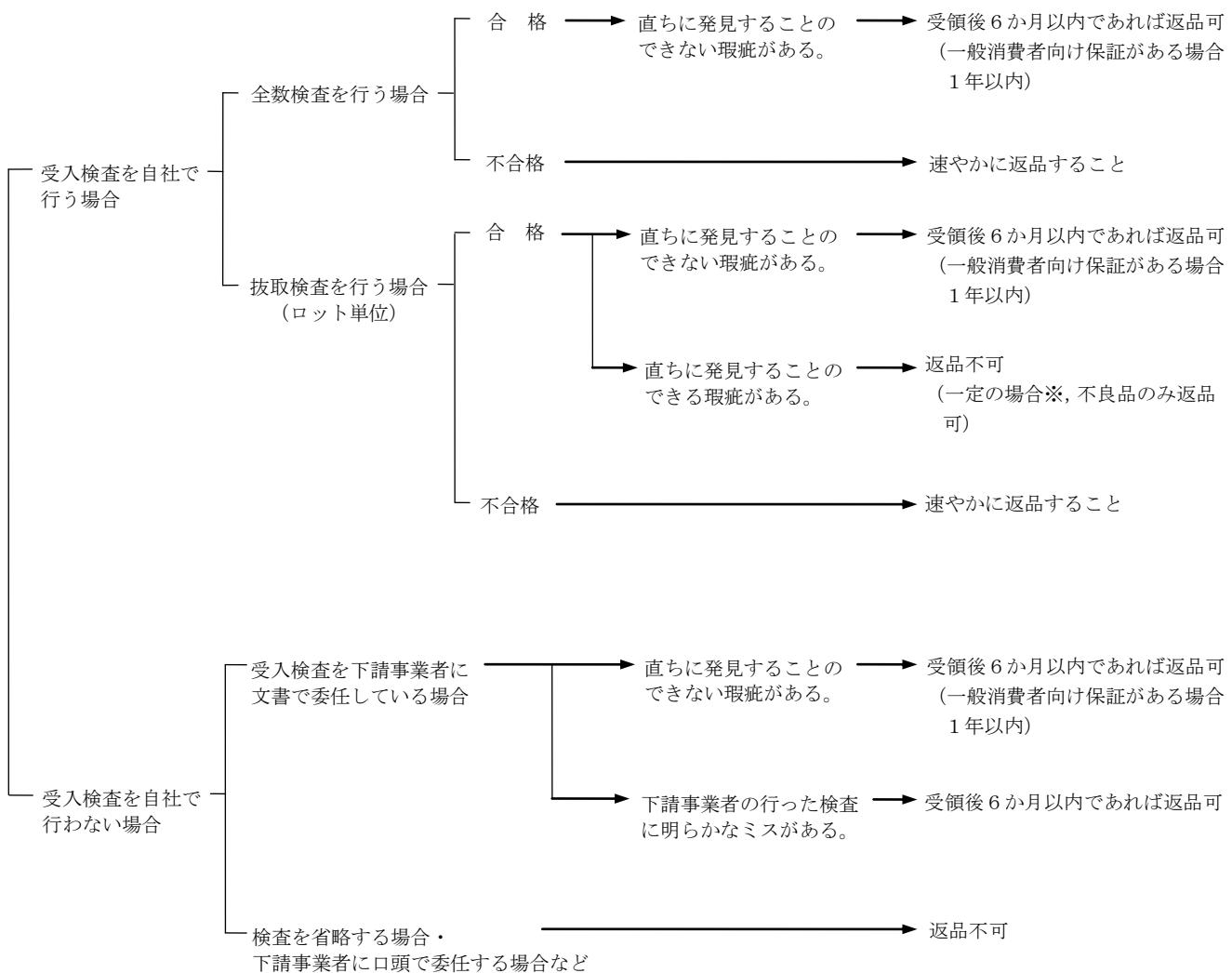
通常の検査で発見できない瑕疵で、ある程度期間が経過した後に発見された瑕疵については、その瑕疵が下請事業者に責任があるものである場合は、当該物品等の受領後6か月以内の返品は問題ないが、6か月を超えた後に返品すると本法違反となる。

ただし、一般消費者に対して6か月を超えて品質保証期間を定めている場合には、その保証期間に応じて最長1年以内であれば親事業者は下請事業者に返品することができる。

● 「返品の禁止」と本法第4条第2項第4号（不当なやり直し）との関係

受領した物品等を返して、再び受け取らないことが「返品」に該当する。受領した物品等をいったん下請事業者に返していても、それを修補させて再納入させたり、良品に交換させたりすることは「やり直し」に該当する。

● 検査方法と返品期間の関係



※ ①継続的な下請取引が行われている場合で、②発注前にあらかじめ、直ちに発見できる不良品について返品を認めることが合意・書面化されており、かつ、③当該書面と3条書面との関連付けがなされているときに、④遅くとも、物品を受領後、当該受領に係る最初の支払時までに返品する場合

【返品の禁止についてのQ & A】

Q78： 下請事業者からの納入品が不良品であった場合、受領後 6か月以内ならいつでも自由に返品できるか。

A： 親事業者が受入検査を行い、いったん合格品として取り扱ったもののうち、直ちに発見することができない瑕疵があったものについては、受領後 6か月以内であれば返品することができる。また、親事業者が下請事業者に検査を文書で委任している場合、直ちに発見することのできない瑕疵や明らかな検査ミスのあるときは受領後 6か月以内であれば返品することができる。
しかし、受入検査の結果、不良品とされたものは速やかに返品すべきで、返品せずそのまま放置しておけば 6か月以内の返品でも本法違反となる。

Q79： 瑕疵担保に関する取決めと下請法とはどちらが優先されるか。

A： 親事業者と下請事業者との当事者間で、瑕疵担保に関する取決めを行う場合があるが、運用基準第4の4(2)エ(140ページ参照)及び同8(3)エ(144ページ参照)に該当する場合には、それが当事者間の取決めよりも優先されるので、実際の取引において下請法違反を生じないよう注意する必要がある(Q98, Q99 参照)。

Q80： 抜取検査でロット合格したが、顧客に渡った時点で使用上重大な瑕疵が見つかったため、販売店を経由して返品されてきた。納入後 1か月を経過しているが下請事業者に返品することは問題ないか。

A： 親事業者は、ロット単位で抜取検査を行う場合、合格としたロットの中の不良品について返品することは認められない。ただし、①継続的な下請取引が行われている場合で、②発注前にあらかじめ、直ちに発見できる不良品について返品を認めることが合意・書面化されている場合であって、③当該書面と3条書面との関連付けがなされているときに、④遅くとも、物品を受領後、当該受領に係る最初の下請代金の支払時までに返品することは認められている。この場合、親事業者と下請事業者との間では、合格ロット内の不良品を返品することを前提に下請代金の額について十分な協議が行われる必要があり、これに反し、親事業者が一方的に従来と同様の単価を設定する場合は買いたたき(本法第4条第1項第5号違反)に該当するおそれがある。また、検査を行わないで返品したり、物品を受領後、当該受領に係る最初の下請代金の支払時を超えて返品することは、違法な返品として本法違反となるので注意する必要がある。

直ちに発見できない瑕疵であった場合、受領後 6か月(一般消費者に 6か月を超える保証期間を定めている場合は最長 1年)以内に限り返品することが認められている。

【違反行為事例】

- ① 受入検査を行わない場合に不良品が発見されたときの返品
衣服の製造を下請事業者に委託しているA社は、納入された衣服の受入検査を行っていないにもかかわらず、受領後に不良品を発見したとして返品を行っていた。
- ② 受領後 6か月を超えた後の返品
織物等の製造を下請事業者に委託しているB社は、納入された商品について直ちに発見できない瑕疵があったとして、当該商品を受領してから 6か月を超えた後に返品を行っていた。

③ 商品の入替え等により不要になったものの返品

衣料品等の製造を下請事業者に委託しているC社は、一部の下請事業者に対し、自己の店舗における商品の入替えや顧客からのキャンセルを理由に、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者から受領した衣料品等を引き取らせていた。

④ 販売不振を理由とした返品

海産物加工食品の製造等を下請事業者に委託しているD社は、販売不振を理由として、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、賞味期限の切れた製品を下請事業者に引き取らせていた。

⑤ 受入検査を口頭で委任したものの返品

菓子の製造を下請事業者に委託しているE社は、納入された商品の受入検査を下請事業者に文書で委任していないにもかかわらず、受領後に不良品を発見したとして返品を行っていた。

オ 買いたたきの禁止（第4条第1項第5号）

親事業者は、発注に際して下請代金の額を決定する際に、発注した内容と同種又は類似の給付の内容に対し通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めると「買いたたき」として本法違反になる。

〔運用基準第4の5 141ページ参照〕

● この規定が設けられたねらい

親事業者が下請事業者と下請代金の額を決定する際に、その地位を利用して、通常支払われる対価に比べて著しく低い額を下請事業者に押し付けることは、下請事業者の利益を損ない、経営を圧迫することになるのでこれを防止するためである。

● 「買いたたきの禁止」と本法第4条第1項第3号（下請代金の減額）との関係

「買いたたき」は、親事業者が下請事業者に発注する時点で生ずるものであるのに対し、「下請代金の減額」は、いったん決定された下請代金の額を事後に減じるものである。

● 「通常支払われる対価」とは

(ア) 同種又は類似の給付の内容（又は役務の提供）について実際に行われている取引の価格（すなわち、市価のこと）をいう。

(イ) 市価の把握が困難な場合は、それと同種又は類似の給付の内容（又は役務の提供）に係る従来の取引価格をいう。

● 買いたたきに該当するか否かは、次のような要素を勘案して総合的に判断される。

(ア) 下請代金の額の決定に当たり、下請事業者と十分な協議が行われたかどうかなど対価の決定方法

(イ) 差別的であるかどうかなど対価の決定内容

(ウ) 「通常支払われる対価」と当該給付に支払われる対価との乖離状況

(エ) 当該給付に必要な原材料等の価格動向

● 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買いたたきに該当するおそれがある。

(ア) 多量の発注をすることを前提として下請事業者に単価の見積りをさせ、その見積単価を少量の発注しかしない場合の単価として下請代金の額を定めること。

(イ) 下請事業者に見積りをさせた段階より発注内容が増えたのにもかかわらず、下請代金の額の見直しをせず、当初の見積価格を下請代金の額として定めること。

(ウ) 一律に一定比率で単価を引き下げて下請代金の額を定めること。

- (エ) 親事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常支払われる対価より低い単価で下請代金の額を定めること。
- (オ) 合理的な理由がないにもかかわらず、特定の下請事業者を差別して取り扱い、他の下請事業者より低い下請代金の額を定めること。
- (カ) 同種の給付について、特定の地域又は顧客向けであることを理由に、通常支払われる対価より低い単価で下請代金の額を定めること。
- (キ) 情報成果物作成委託において給付の内容に知的財産権が含まれている場合、当該知的財産権の対価について、下請事業者と協議することなく、一方的に通常支払われる対価より低い額を定めること。
- (ク) 原材料価格が大幅に高騰したため、下請事業者が単価引上げを求めたにもかかわらず、システム上の取扱いが煩雑になるとして、下請事業者と十分協議することなく、一方的に、従来どおりに単価を据え置くこと。
- (ケ) 発注内容に対応するため、下請事業者が品質改良等に伴う研究開発費用が増加したにもかかわらず、一方的に通常支払われる対価より低い対価で下請代金の額を定めること。

【買いたたきの禁止についてのQ & A】

Q81： 下請代金の支払手段は親事業者が自由に選択できるか。

A： 下請代金の支払手段は親事業者が自由に選択できるが、支払手段を変更する場合には、下請事業者と十分協議する必要があり、下請事業者の合意を得る必要がある。また、本来、下請代金の決定に際しては支払手段も考慮されるべきものであるため、支払手段を変更する場合に下請代金について下請事業者と十分協議して決定することが望ましく、親事業者が一方的に下請代金を定める場合には本法上問題となるおそれがある。

Q82： 指値で下請事業者に注文を出すことは問題ないか。

A： 親事業者が、一方的に単価を指定するいわゆる指値により、通常支払われる対価より低い単価で下請代金の額を定めることは、買いたたきとして、本法第4条第1項第5号の規定に違反するおそれがある。

下請代金は、下請事業者から見積書を提出してもらった上で十分に話し合い、双方の納得のいく額とすることが肝要である。

Q83： 親事業者が決算対策のため、発注単価を一律に引き下げるとは問題ないか。

A： 個別の発注内容の違いを考慮することなく、すべての発注内容について一律に一定比率で引き下げた単価で発注を行った場合は、買いたたきとして、本法第4条第1項第5号の規定に違反するおそれがある。

Q84： 親事業者が、製品を国内にも海外にも販売しており、海外では国内よりも安い販売価格でないと売上げが伸びないため、海外向け製品に用いる部品を国内向け製品に用いる部品よりも低い単価で発注することとしたいが問題ないか。

A： 海外向けに限らず、国内においても、合理的な理由がないにもかかわらず、特定の販売先に対して安く販売するという理由で下請事業者が納入する同一の部品について、他の販売先向けの製品に

用いる部品よりも著しく低い単価を一方的に定めるのであれば買いたたきとして、本法第4条第1項第5号の規定に違反するおそれがある。

Q85： 作業内容を下請事業者に提示し見積りを出してもらい、それを基に単価を決定したいと思うが、見積書が提出された後に、作業内容が当初の予定を大幅に上回ることとなった場合に、見積書を取り直さずに発注すると買いたたきに該当するか。

A： 下請事業者に見積書を提出させた段階より作業内容が増えたにもかかわらず、下請代金の額の見直しをせず、当初の見積単価で発注すれば、下請代金の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたとはいえず、買いたたきとして下請法第4条第1項第5号の規定に違反するおそれがある。したがって、下請事業者から申出のあるなしにかかわらず、最終的な作業内容を反映した再見積りを取り単価の見直しを行う必要がある。

Q86： 下請事業者に知的財産権が発生する情報成果物の作成を委託することを検討しているが、当該知的財産権の譲渡対価の設定が困難なため、知的財産権は譲渡させるが、その対価を含めない通常の取引価格と同じ価格で発注した場合問題となるか。

A： 情報成果物作成委託において給付の内容に知的財産権が含まれている場合、当該知的財産権の対価について、下請事業者と協議することなく、一方的に通常支払われる対価より著しく低い額を定めることは買いたたきに該当するものである。本件の場合、知的財産権の譲渡価格の設定が困難という理由で、一方的に情報成果物の価格に知的財産権の譲渡対価を含まないとすることは、買いたたきとして下請法第4条第1項第5号の規定に違反するおそれがある。

【違反行為事例】

① 大量に発注することを前提にした単価による少量の発注

産業用機械の部品の製造を下請事業者に委託しているA社は、下請事業者に2,000個発注することを前提として下請代金の単価について交渉し合意したところ、実際には300個しか発注しなかったのに2,000個発注することを前提とした単価を適用した。

② 一律一定率の単価引下げ

a 配水機械部品等の製造を下請事業者に委託しているB社は、従来の単価から一律一定率で単価を引き下げて著しく低い単価を定めていた。
b 消防用設備の保守点検業務を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者と十分な協議を行うことなく一方的に、それまで下請代金の額から一定額を差し引いて支払っていた著しく低い金額を、一律に、そのまま下請代金の額として定めた。

③ 親事業者の目標額を基準として一方的に定める買いたたき

a 道路貨物運送を下請事業者に委託しているD社は、下請事業者と協議することなく、自社の目標額をもって著しく低い下請代金の額を決定していた。
b 電線等の加工を下請事業者に委託しているE社は、単価改定の際、下請事業者と協議することなく一方的に単価を決定した後、単価改定書を送付し、通常支払われる対価より著しく低い金額で下請代金を定めていた。

④ 親事業者による一方的な単価の引下げ

プライベートブランド商品の製造を下請事業者に委託しているF社は、下請事業者に対する発注単価の

決定に当たり、個々の下請事業者と十分協議することなく、一部の下請事業者と協議して決めた通常の対価を大幅に下回る単価を、その他多数の下請事業者の単価として決定していた。

⑤ 短納期発注による買いたたき

自動車部品の製造を下請事業者に委託しているG社は、短納期発注を行う場合に、下請事業者に発生する費用増を考慮せずに著しく低い下請代金の額を決定していた。

【想定される違反行為事例】

① 親事業者の予算単価のみを基準とした単価引下げによる買いたたき

親事業者が、下請事業者と年間運送契約を結んでおり、双方に異議のない場合は自動更新されることとなっていたところ、年度末の契約の更新の直前に、人件費、燃料費等について大幅な変更がないのに、翌年度の契約書であるとして前年に比べて大幅に単価を引き下げた運送契約書を下請事業者に送付し、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に下請代金の額を定める場合

② 下請代金を不当に据え置くことによる買いたたき

a 親事業者が、下請事業者との年間運送契約において荷物の積み下ろし作業は親事業者が行うものとしていたが、これを下請事業者が行うこととし、変更を通知したところ、下請事業者は、こうした作業を行うためには従来の運送料金では対応できないとして下請代金の改定を求める見積書を提出したにもかかわらず、一方的に親事業者の予算単価を基準として従来どおりに価格を据え置く場合

b 親事業者は、景気の悪化に伴う収益の悪化を理由として、外注加工費を削減するため、一部の下請事業者に対し、自社の財務状況に係るデータ等を説明し、収益が回復するまでの間の一時的なものである旨の限定を付した上で、下請代金の引き下げによる協力を要請したところ、当該要請を受けた下請事業者は、親事業者の説明に納得し、親事業者の収益が回復した場合には下請代金の額を当初の水準まで引き上げることを条件に、下請代金を大幅に引き下げる受け入れた。その後、景気が回復し、親事業者の収益も回復したところ、引き下げ要請に応じた下請事業者から、下請代金の引き上げを希望する申出がなされたにもかかわらず、親事業者が下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に、下請代金を据え置く場合

c 親事業者から下請事業者に対して、使用することを指定した原材料の価格が高騰していることが明らかな状況において、下請事業者から、従来の単価のままでは対応できないとして単価の引き上げを求めたにもかかわらず、親事業者は、下請事業者と十分に協議をすることなく、一方的に、従来どおりに単価を据え置く場合

d 親事業者が、下請事業者に対してISOの品質マネジメントシステム構築に係る認証の取得を要請し、当該要請に応じない場合には以後の取引を停止する旨通知する一方で、下請事業者における同認証の取得のためには多額の費用を要することが明らかであるにもかかわらず、当該多額の費用を考慮することなく、一方的に、従来どおりに下請代金を据え置く場合

③ 納品後の下請代金の決定による買いたたき

親事業者が、下請代金の額を定めずに部品を発注し、納品された後に下請事業者と協議することなく、通常の対価相当と認められる下請事業者の見積価格を大幅に下回る単価で下請代金の額を定める場合

④ 多頻度小口納入による買いたたき

親事業者は、従来、週一回であった配送を毎日に変更するよう下請事業者に申し入れた。下請事業者は、配送頻度が大幅に増加し、これに伴って1回当たりの配送量が小口化した場合は、運送費等の費用がかさむため従来の配送頻度の場合の下請単価より高い単価になるとしてこの単価で見積書を提出した。しかし、

親事業者が、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に、通常の対価相当と認められる下請事業者の見積価格を大幅に下回る単価で下請代金の額を定める場合

⑤ 知的財産権の譲渡対価の買いたたき

親事業者が、制作を委託する放送番組について、下請事業者の著作権を親事業者に譲渡させることとし、その対価が下請代金に含まれているものの、下請事業者と著作権の対価にかかる十分な協議を行わず、通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定める場合

⑥ 環境対策等に必要な費用の買いたたき

親事業者は、建設資材の製造を下請事業者に委託しているところ、従来から製造委託している製品について、価格交渉時に下請事業者から環境対策に係る法規制等に対応するためのコストが増大したとして、当該対策費用を下請代金の額に含めるよう求められたにもかかわらず、下請事業者と十分協議することなく、一方的に通常の対価相当と認められる下請事業者の見積価格を大幅に下回る単価で下請代金の額を定めた。

力 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）

親事業者は、下請事業者に注文した給付の内容の均一性を維持するためなどの正当な理由がないのに、親事業者の指定する製品（含自社製品）・原材料等を強制的に下請事業者に購入させたり、サービス等を強制的に下請事業者に利用させて対価を支払わさせたりすると「購入・利用強制」として、本法違反となる。

〔運用基準第4の6 142ページ参照〕

● この規定が設けられたねらい

この規定は、正当な理由がある場合を除き、親事業者が指定した「物」又は「役務」を下請事業者に「強制して購入・利用させる」ことを禁止し、親事業者が自社商品やサービス等を下請事業者に押し付け販売することを防止するためである。

● 購入・利用させる対象

購入・利用強制は、「物」の購入強制に限らず、自社が指定する保険、リース、インターネット・プロバイダ等のサービスの利用を強制した場合にも対象となる。

自社が指定する物又は役務であるから、自社の商品のみではなく自社以外の商品の購入を強制した場合も含まれる。例えば、自社商品の販売先である特約店、卸売店等にある自社商品、自社の取引先の商品、子会社・関係会社の商品なども含まれる。

● 「強制」の考え方

自己の指定する「物」又は「役務」を「強制して購入・利用させる」ことが禁止されているのであるから、「強制して」ではなく任意に購入等を依頼する場合は購入・利用強制に該当しないが、下請取引においては、親事業者が任意に購入等を依頼したと思っても、下請事業者にとってはその依頼を拒否できない場合もあり得るので、事実上、下請事業者に購入等を余儀なくさせていると認められるか否かが判断の基準となる。

● 次のような方法で下請事業者に自己の指定する物の購入・役務の利用を要請することは、購入・利用強制に該当するおそれがある。

(ア) 購買・外注担当者等下請取引に影響を及ぼすこととなる者が下請事業者に購入・利用を要請すること。

- (イ) 下請事業者ごとに目標額又は目標量を定めて購入・利用を要請すること。
- (ウ) 下請事業者に対して、応じなければ不利益な取扱いをする旨示唆して購入・利用を要請すること。
- (エ) 下請事業者が購入・利用する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも明らかに購入・利用する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて購入・利用を要請すること。
- (オ) 下請事業者から購入する旨の申出がないのに、一方的に下請事業者に物を送付すること。

【購入・利用強制の禁止についてのQ & A】

Q87： 放送局が放送番組の作成を委託するに当たり、放送局が特定のタレントを起用するよう指示することは、購入・利用強制に該当するか。

A： 放送局が放送番組の作成を委託するに当たり、放送番組の質を確保するために、有償で放送局の指名するタレントを起用させることは、購入・利用強制（本法第4条第1項第6号違反）には該当しない。ただし、このことが発注時には明確にされておらず、この費用を負担しない（又は対価に反映させない）場合には、不当な給付内容の変更（又は買いたたき）として本法第4条第2項第4号（又は本法第4条第1項第5号）の規定に違反するおそれがある。

Q88： 親事業者（広告会社）が、自社が企画したイベントチケットの販売促進を図ることとし、外注担当者を含めて全社員に販売目標数を定めて販売していたところ、一次下請事業者の取引先である二次下請事業者から当該イベントチケットを買わされたとの苦情を受けた。当社としては、どのような点に留意すべきだったか。

A： 親事業者が下請事業者に対し物品等を販売する場合、外注担当者などの取引に影響を及ぼす者が購入を要請することは、事実上、下請事業者に対し購入を余儀なくされることとなるので、購入・利用強制として本法上問題とされるおそれがある。

したがって、今後、外注担当者等を通じて販売しないようにすべきであり、とりわけ販売目標数（ノルマ）を定めること等は問題を生じやすいので留意する必要がある。

【違反行為事例】

① 取引先の製品の購入先の紹介要請

自動車の部品のプレス加工を下請事業者に委託しているA社は、購買担当者を通じて、自社の取引先である自動車メーカーの製品の購入先を紹介するよう下請事業者に要請したため、下請事業者の中には購入先を紹介することができず、自ら自動車を購入することを余儀なくされた者もあった。

② 親事業者の指定する物の購入要請・役務の利用要請

- a 食料品の加工を下請事業者に委託しているB社は、自社製品の売上げを増やすため、外注担当者を通じ下請事業者に対して当該製品の購入を要請し、購入させていた。
- b 番組の制作を下請事業者に委託しているC社は、自社が開催する有料イベントの売上を増やすため、下請事業者に対して当該イベントの入場チケットの購入を要請し、購入させていた。
- c 自動車の修理を下請事業者に委託しているD社は、外注担当者を通じ下請事業者に対して自社が取り扱っている損害保険の利用を要請し、契約させていた。
- d 貨物運送を下請事業者に委託しているE社は、自社が行う物品販売キャンペーンにおいてラーメン等の物品を販売するに当たり、あらかじめ、自社の部門ごとに販売目標数量を定め、下請事業者との取引に係る交渉等を行っている支店長等を通じて具体的な数量を示して、下請事業者に対し、ラーメン等の

物品の購入を要請し、購入させていた。

【想定される違反行為事例】

- ① 取引先の製品の購入先の紹介要請
 - a 広告会社である親事業者は、購買担当者を通じて、自社の取引先の映画チケットの購入先を紹介するよう下請事業者に要請したところ、下請事業者は購入先を紹介することができず、自ら映画チケットを購入することを余儀なくされる場合
 - b 自社の関係会社・親会社の商品の購入要請
親事業者は、下請事業者に対して放送番組の作成を委託しているところ、自社の関連会社が制作した映画等のイベントチケットの購入を数百枚単位であらかじめ下請事業者ごとに枚数を定めて割り振り、下請事業者に購入させる場合
- ② 親事業者の指定する役務の利用の協力要請
 - a 親事業者は、物品の製造委託をする際に、3条書面に代えて、インターネットのウェブサイトを利用した方法としたところ、下請事業者に対して、既に契約しているインターネット接続サービス提供事業者によっても受発注が可能であるにもかかわらず、自ら指定するインターネット接続サービス提供事業者と契約しなければ、今後、製造委託をしない旨を示唆し、既に契約しているインターネット接続サービス提供事業者との契約を解除させ、当該事業者と契約させる場合
 - b 親事業者は、下請事業者に対し、自ら指定するリース会社から工作機械のリース契約を締結するよう要請したところ、下請事業者は既に同等の性能の工作機械を保有していることから、リース契約の要請を断つたにもかかわらず、再三要請し、リース会社とのリース契約を締結させる場合
 - c 親事業者が、船舶貸渡契約を結んでいる貸渡業者に対して自社に出資している保険会社が扱っている船舶保険への加入を要請したところ、貸渡業者は既に別の保険会社の船舶保険に加入しているため、断りたいにもかかわらず、再三要請し、貸渡業者に親事業者の薦める保険に加入させる場合
 - d 広告会社である親事業者が、下請事業者である広告制作会社に年始の名刺広告への参加を要請したところ、下請事業者は名刺広告の効果を把握するために参加したが、効果が乏しく、翌年以降は参加しない旨を親事業者に伝えていたにもかかわらず、翌年から年末になると参加を前提として申込書を送付し、再三参加を要請することにより、当該名刺広告に参加することを余儀なくさせる場合

キ 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）

親事業者は、下請事業者が親事業者の本法違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、その下請事業者に対して取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取扱いをすると本法違反となる。

● この規定が設けられたねらい

下請事業者が親事業者の報復を恐れず公正取引委員会や中小企業庁に対し、親事業者の本法違反行為を申告できるようにするためである。

ク 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）

親事業者は、下請事業者の給付に必要な半製品、部品、付属品又は原材料を有償で支給している場合に、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのにこの有償支給原材料等を用いる給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に、当該原材料等の対価を下請事業者に支払わせたり下請代金から控除（相殺）したりすることにより、下請事業者の利益を不当に害すると本法違反となる。

● この規定が設けられたねらい

親事業者が有償で支給した原材料等の対価を早期に決済することは、下請事業者の受け取るべき下請代金の額を減少させ、支払遅延の場合と同様、資金繰りが苦しくなるなど下請事業者が不利益を被ることになるので、これを防止するためである。

● 下請事業者の責めに帰すべき理由

「下請事業者の責めに帰すべき理由」としては、次のような場合などが考えられる。

- (ア) 下請事業者が支給された原材料等を毀損し、又は損失したため、親事業者に納入すべき物品の製造が不可能となった場合
 - (イ) 支給された原材料等によって不良品や注文外の物品を製造した場合
 - (ウ) 支給された原材料等を他に転売した場合

原材料等を有償で支給する場合、早期決済にならぬようするためには、有償支給原材料等を使って製造等を行い、納入される物品の下請代金の支払制度や検査期間、下請事業者の加工期間を考慮して、下請代金の支払と有償支給原材料等の対価の決済が「見合い相殺」になる仕組みにしておくことが大切である。

● 控除

「控除」とは、下請代金の支払に当たり原材料等の対価を差し引くことのほか、原材料等の対価に充当することとして、支払期日に下請代金を全く支払わないことも含む。現実には、支払期日の到来している下請代金と相殺することにより控除する場合がほとんどであろうが、この規定の目的は、事実上、支払期日に下請代金を支払わない行為を規制しようとするものであるから、相殺という民事法上の用語ではなく、控除という広い意味を指す用語が用いられている。

● 本法第4条第1項第6号（購入強制の禁止）の規定との関係

この規定は、親事業者が原材料等を「自己から購入させた場合」に適用がある。すなわち、下請事業者が納入すべき給付に必要な原材料等を親事業者から購入したときに早期決済の問題が生じるのであり、自己以外の者から購入させた場合にはこの規定は適用されない。

なお、本法第4条第1項第6号（購入強制の禁止）の規定は、自己から購入させた場合及び自己以外の者から購入させた場合のいずれについても適用される。

【有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止についてのQ & A】

Q89： 有償支給原材料の支払代金の決済については、下請代金との相殺によらず、別途支払わせる方法は問題ないか。

A： 別途支払わせる方法でもよいが、有償で支給した原材料の代金を、これを用いて製造した製品の下請代金よりも早く支払わせてはならない。

Q90： 下請事業者の希望により親事業者が下請事業者に代わって原材料等を調達したときには、直ちに決済しても問題ないか。ただし、この調達分には下請事業者が独自に使用する分も含まれている。

A： 下請事業者の希望により下請事業者に代わって親事業者が原材料等を調達した場合であっても、委託に係る下請事業者の給付に必要な分については、早期決済は禁止される。

なお、下請事業者が独自に使用する分は下請取引と関係がないので、その分については、本法は適用されない。

【違反行為事例】

○ 加工期間を考慮しない決済方法を探ったことによる有償支給原材料の早期決済

ヒューム管等の製造を下請事業者に委託しているA社は、下請事業者に有償で原材料を支給しているが、原材料を加工して納品するまでの期間を考慮せずに、当該原材料を使用した物品が納品される前に当該原材料の対価を下請代金から控除するなど、当該原材料を使用した物品に係る下請代金の支払期日よりも早い時期に下請代金から当該原材料の対価を控除していた。

ケ 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）

親事業者は、下請事業者に対し下請代金を手形で支払う場合、一般の金融機関で割り引くことが困難な手形を交付することにより、下請事業者の利益を不当に害すると本法違反となる。

● この規定が設けられたねらい

下請代金が銀行等の一般的な金融機関において割引を受けることが困難な手形で支払われることにより、下請事業者の利益が不当に害されることを防止するためである。

● 一般の金融機関

「一般的な金融機関」とは、銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫等の預貯金の受入れと資金の融通を併せて業とする者をいい、貸金業者は含まれない。

● 割引困難な手形

「割引を受けることが困難であると認められる手形」を一律に定義することは難しいが、一般的にいえば、その業界の商慣習、親事業者と下請事業者との取引関係、その時の金融情勢等を総合的に勘案して、ほぼ妥当と認められる手形期間（現在の運用では繊維業は90日、その他の業種は120日）を超える長期の手形と解される（146ページ、資料8参照）。

【長期手形の交付についてのQ & A】

Q91： 手形期間が120日を超える手形は割引困難な手形であるとのことだが、その理由・経緯は何か。また、どのような措置が採られるか。

A： 公正取引委員会及び中小企業庁は、昭和41年以降、支払手形の手形期間を繊維製品に係る下請取引においては90日以内、その他の下請取引については120日以内にするように指導してきた。

現在では、上記手形期間以内の手形を交付することが商慣習になっており、公正取引委員会及び中小企業庁は、現在、上記手形期間を超えるいわゆる長期手形は、本法第4条第2項第2号の規定（割引困難な手形の交付の禁止）に違反するおそれがあるものとして取り扱い、すべて上記期間内

に改善するよう指導している。

【違反行為事例】

- ① 道路貨物運送を下請事業者に委託しているA社は、下請事業者に対し、手形期間が120日を超える手形を交付していた。
- ② 衣料品の製造を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者に対し、手形期間が90日を超える手形を交付していた。

コ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）

親事業者は、下請事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害すると本法違反となる。

[運用基準第4の7 143ページ参照]

● この規定が設けられたねらい

正当な理由がないのに、下請事業者が親事業者のために協賛金、従業員の派遣等の経済上の利益を提供させられることにより、下請事業者の利益が不当に害されることを防止するためである。

● 金銭、役務その他の経済上の利益

「金銭、役務その他の経済上の利益」とは、協賛金、従業員の派遣等の名目の如何を問わず、下請代金の支払とは独立して行われる金銭の提供、作業への労務の提供等を含む。

● 下請事業者の利益を不当に害する

下請事業者が、「経済上の利益」を提供することが製造委託等を受けた物品等の販売促進につながるなど、提供しない場合に比べて直接の利益になるものとして、自由な意思により提供する場合には「下請事業者の利益を不当に害する」ものではない。しかし、下請事業者が「経済上の利益」を提供することが、下請事業者にとって直接の利益となる（提供することによる利益が不利益を上回る）ことを親事業者が明確にしないで提供させる場合（虚偽の数字を示して提供させる場合も含む。）には、「下請事業者の利益を不当に害する」ものとして問題となる。

● 次のような方法で自己のために経済上の利益の提供を要請することは、不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがある。

- (ア) 購買・外注担当者等下請取引に影響を及ぼすこととなる者が下請事業者に金銭・労働力の提供を要請すること。
 - (イ) 下請事業者ごとに目標額又は目標量を定めて金銭・労働力の提供を要請すること。
 - (ウ) 下請事業者に対して、要請に応じなければ不利益な取扱いをする旨示唆して金銭・労働力の提供を要請すること。
 - (エ) 下請事業者が提供する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも明らかに提供する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて金銭・労働力の提供を要請すること。

● 知的財産権の譲渡における本法第4条第1項第5号（買いたたきの禁止）の規定との関係

情報成果物等の作成に関し、下請事業者に知的財産権が発生する場合があるが、下請事業者の給付の内容に知的財産権を含まない場合において、下請事業者に発生した知的財産権を、作成の目的たる使用の範囲を超えて親事業者に無償で譲渡・許諾させることは、不当な経済上の利益の提供要請に該

当する。

なお、下請事業者の給付の内容に下請事業者に発生した知的財産権を含むこととし、3条書面に明確に記載した場合においても、当該知的財産権の対価について、下請事業者と協議することなく、一方的に通常支払われる対価より低い額を定めることは買いたたきとして問題となる(54ページ参照)。

【不当な経済上の利益の提供要請の禁止についてのQ & A】

Q92： 部品の製造を委託している下請事業者に対し、当社が所有する金型の保管を委託しているが、不当な経済上の利益の提供要請に該当するか。

A： 金型の製造を委託した後、親事業者が所有する当該金型を下請事業者に預けて、部品等の製造を委託している場合に、部品等の製造を大量に発注する時期を終えた後、親事業者が下請事業者に対し部品の発注を長期間行わない事態となることがある。このような場合に、親事業者が自己のために、その金型を下請事業者に無償で保管させると、不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがある。

Q93： 金型の納品に当たり、製造の過程で下請事業者が作成した金型の図面を無償で提供させることは不当な経済上の利益の提供要請に該当するか。

A： 金型の製造委託を行った際に、3条書面上の給付の内容に金型の図面が含まれていないにもかかわらず、金型の納入に併せて当該図面を納品するよう要請した場合には不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがある。

金型と併せてその図面を提供させたいという場合には、別途対価を支払って買い取るか、又はあらかじめ発注内容には金型の図面を含むことを明らかにし、当該図面を含んだ対価を下請事業者との十分な協議の上で設定して発注する必要がある。

Q94： あらかじめ知的財産権を親事業者に譲渡させることを通知し、情報成果物に係る知的財産権の譲渡対価が含まれるような下請代金の額を見積ってもらい、下請事業者の見積額で発注する場合には、不当な経済上の利益の提供要請又は買いたたきには該当しないと考えてよいか。

A： 該当しない。ただし、この場合、3条書面の「下請事業者の給付の内容」に、知的財産権を譲渡する旨記載する必要がある。

Q95： デザインの作成委託において、当初の発注内容は下請事業者に複数のデザインを提出させ、その中から1つを採用し親事業者に知的財産権を譲渡させるというものであったが、納品後、採用デザインだけではなく不採用デザインの知的財産権も譲渡させることは問題ないか。

A： 当初の発注内容にない不採用デザインの譲渡を下請事業者に無償で要求することは、不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがある。この場合、親事業者と下請事業者は双方よく話し合いの上、不採用デザインの知的財産権に係る譲渡対価を決定する必要がある。

Q96： 年末セールの販売活動の手伝いとして、下請事業者から無償で人員を派遣してもらうことを考えている。当該セールでは下請事業者の製品も販売するため、下請事業者にとっても利益があるものと考えるが問題となるか。

A： 下請事業者の金銭・労働力の提供が下請事業者の直接の利益につながることの根拠を明確にしないで提供を要請することは、不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがある。よって、例えば、下請事業者が本件セールに手伝いとして人員を派遣することでどれだけの利益が見込めるかについて、合理的根拠を示して明らかにし、それが派遣することによって発生する不利益を上回ることを明確に示して、下請事業者の同意を得て人員を派遣させれば、不当な経済上の利益の提供要請には該当しないが、そうでなければ本法違反のおそれがある。

【違反行為事例】

① 親事業者による協賛金等の要請

自動車の修理を下請事業者に委託しているA社は、自社の催事に対する協賛金の提供を下請事業者に要請し、協賛金を提供させていた。

② 労務提供の要請

貨物運送を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者に対し、当該下請事業者に委託した取引以外の貨物の積み下ろしの役務提供を要請し、無償で、積み下ろし作業を行わせていた。

【想定される違反行為事例】

① 親事業者の決算対策のための協賛金要請

a 親事業者が、年度末の決算対策として、下請事業者に対して協賛金の提供を要請し、親事業者の指定した銀行口座に振り込ませる場合

b 親事業者が、事前に協賛金を提供させる具体的な目的やその算出根拠を明確にすることなく協賛金を提供させる場合

② 発注内容にない労務提供

a 親事業者が、船内荷役、清掃等の作業は契約により荷主又は親事業者の負担であるとされているにもかかわらず、下請事業者である船舶貸渡業者にその一部を手伝わせる場合

b ソフトウェアの作成を下請事業者に委託している親事業者が、下請事業者の従業員を親事業者の事業所に常駐させ、実際には当該下請事業者への発注とは無関係の事務を行わせている場合

③ 発注内容にない設計図等の譲渡

a 親事業者が、下請事業者に金型の製造を委託しているところ、外国で製造した方が金型の製造単価が安いことから、下請事業者が作成した金型の図面、加工データ等を外国の事業者に渡して、当該金型を製造させるため、下請事業者が作成した図面、加工データ等を、対価を支払わず、提出させる場合

b 親事業者が、下請事業者にデザイン画の作成を委託し、下請事業者はCADシステムで作成したデザイン画を提出したが、後日、委託内容にないデザインの電磁的データについても、対価を支払わず、提出させる場合

サ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（第4条第2項第4号）

親事業者は、下請事業者に責任がないのに、発注の取消若しくは委託内容の変更を行い、又は受領後にやり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害すると本法違反となる。

[運用基準第4の8 144ページ参照]

● この規定が設けられたねらい

下請事業者に責任がないのに、親事業者が下請事業者に対して、費用を負担せずに発注の取消しや委託内容の変更を行い、又はやり直しをさせることは、下請事業者に当初の委託内容からすれば必要ない作業を行わせることとなり、それにより下請事業者の利益が損なわれる所以、これを防止するためである。

● 「給付内容の変更」「やり直し」の考え方

「給付内容の変更」とは、給付の受領前に、3条書面に記載されている委託内容を変更し、当初の委託内容とは異なる作業を行わせることである。発注の取消（契約の解除）も「給付内容の変更」に該当する。また、「やり直し」とは、給付の受領後に、給付に関して追加的な作業を行わせることである。こうした給付内容の変更ややり直しによって、下請事業者がそれまでに行った作業が無駄になり、あるいは下請事業者にとって当初の委託内容にはない追加的な作業が必要となった場合に、親事業者がその費用を負担しないことは、下請事業者の利益を不当に害することとなるものである。

「給付内容の変更」又は「やり直し」のために必要な費用を親事業者が負担するなどにより、下請事業者の利益を不当に害しないと認められる場合には、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの問題とはならない。

● 「給付内容の変更」「やり直し」に該当する場合

次の場合には、親事業者が費用の全額を負担することなく、下請事業者の給付の内容が委託内容と異なること又は下請事業者の給付に瑕疵等があることを理由として、変更又はやり直しを要請することは認められない。

(ア) 下請事業者の給付の受領前に、下請事業者から委託内容を明確にするよう求めがあったにもかかわらず親事業者が正当な理由なく仕様を明確にせず、下請事業者に継続して作業を行わせ、その後、給付の内容が委託内容と異なるとする場合

(イ) 取引の過程において、委託内容について下請事業者が提案し、確認を求めたところ、親事業者が了承したので、下請事業者が当該内容に基づき、製造等を行ったにもかかわらず、給付内容が委託内容と異なるとする場合

(ウ) 慎意的に検査基準を厳しくし、委託内容と異なる又は瑕疵等があるとする場合

(エ) 通常の検査で瑕疵等のあること又は委託内容と異なることを直ちに発見できない下請事業者からの給付について、受領後1年を経過した場合

ただし、親事業者が顧客等（一般消費者に限られない。）に対して1年を超えた瑕疵担保期間を契約している場合に、親事業者と下請事業者がそれに応じた瑕疵担保期間をあらかじめ定めている場合は除く

(注) 通常の検査で直ちに発見できる瑕疵の場合、発見次第速やかにやり直しをさせる必要があることはいうまでもない。

● 下請事業者の責めに帰すべき理由

「下請事業者の責めに帰すべき理由」があるとして、親事業者が費用を全く負担することなく、下請事業者に対して「給付内容の変更」又は「やり直し」をさせることが認められるのは、次の場合に限られる。

(ア) 下請事業者の要請により給付の内容を変更する場合

(イ) 給付を受領する前に下請事業者の給付の内容を確認したところ、給付の内容が3条書面に明記された委託内容とは異なること又は下請事業者の給付に瑕疵等があることが合理的に判断され、給付

の内容を変更させる場合

- (ウ) 下請事業者の給付の受領後、下請事業者の給付の内容が3条書面に明記された委託内容と異なるため又は下請事業者の給付に瑕疵等があるため、やり直しをさせる場合

● 放送番組等の情報成果物作成委託における「給付内容の変更」「やり直し」

放送番組等の情報成果物作成委託において、下請事業者が作成した情報成果物が親事業者の委託内容を満たしているかどうかは、親事業者の価値判断等により評価される部分があり、事前に給付を充足する条件を明確に3条書面に記載することが不可能な場合がある。このような場合において、親事業者が、給付の受領の前後を問わず、3条書面上は必ずしも明確ではないが下請事業者の給付の内容が委託内容と異なる又は瑕疵等があるとし、やり直しをさせたり追加の作業をさせることは、親事業者がやり直し等をさせるに至った経緯等を踏まえ、やり直し等の費用について下請事業者と十分な協議をした上で合理的な負担割合を決定し、それを負担すれば、本法違反とならない。ただし、親事業者が一方的に負担割合を決定することにより下請事業者の利益を不当に害する場合には、本法違反となる。

なお、この場合においても、前記「●「給付内容の変更」「やり直し」に該当する場合」の(ア)から(イ)に該当する場合には、親事業者が費用の全額を負担することなく、下請事業者の給付の内容が委託内容と異なる又は瑕疵等があることを理由としてやり直し等を要請することは認められない。

● 「やり直し」と本法第4条第1項第4号（返品の禁止）の規定との関係

受領した物品等を返して、再び受け取らないことが「返品」に該当する。受領した物品等をいったん下請事業者に返していても、それを補修させて再納入させたり、良品に交換させたりすることは「やり直し」に該当する。

● 「書面の交付」と「取引記録の保存」

当初の委託内容と異なる作業を要請することが新たな製造委託等をしたと認められる場合には、3条書面を改めて交付する必要がある。

また、取引の過程で、3条書面に記載されている委託内容を変更し又は明確化した場合には、親事業者は、これらの内容を記載した書面を下請事業者に交付し、本法第5条の規定に基づき作成・保存しなければならない書類の一部として保存する必要がある。

さらに、情報成果物作成委託においては、事前に委託内容を充足する条件を明確に3条書面に記載することが不可能な場合に、3条書面上は必ずしも明確ではないが下請事業者の給付の内容が委託内容と異なる又は瑕疵等があるとし、やり直しをさせ又は追加の作業をさせた際には、親事業者は、これらの内容を記載した書類を保存する必要がある。

【不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止についてのQ & A】

Q97： 発注後に当初の発注数量を増加させることは給付内容の変更に当たるか、それとも新たな発注となるか。

A： 発注後に行う発注の追加は、給付内容の変更ではなく新たな製造委託等をしたと認められる。したがって、3条書面の交付が必要となる。

Q98： 下請事業者との契約に当たり3年の瑕疵担保期間を契約しているが、当社の顧客に対する瑕疵担保期間は1年である。この場合問題ないか。

A：顧客に対する瑕疵担保期間が1年を超えない場合は、下請事業者の給付に瑕疵がある場合に親事業者が費用を負担せずにやり直しを求めることができるのは受領後1年までである。下請事業者との間でそれ以上に長い瑕疵担保契約を締結することは直ちに問題となるものではないが、契約の定めにかかわらず1年を超えて費用の全額を負担することなくやり直しをさせることは本法違反となる（Q79参照）。

Q99：最終顧客への保証期間が5年であれば、受領から5年後にやり直しを要求することは問題ないか。

A：最終顧客への保証期間が5年であり、下請事業者との間でも事前に受領から5年の瑕疵担保期間を定めているのであれば、その期間内に下請事業者の給付に瑕疵があることが判明した場合、費用を負担せずにやり直しを要求しても不当な給付内容の変更には該当しない（Q79参照）。

Q100：情報成果物作成委託においては、作成が遅延して下請事業者が納期を守らないことがある。この場合、発注内容を変更しなければ下請事業者が不利益を受けることがあり得るので、下請事業者との合意の上で給付内容を変更することは問題ないか。

A：下請事業者に実質的に損害が生じず、下請事業者の要請により給付内容を変更することは、不当な給付内容の変更には該当しない。

Q101：親事業者は、放送番組の作成を委託するに当たり、給付を充足する条件を明確に書面に記載することが不可能なため、下請事業者と十分な協議をした上で、当初から何度もやり直しすることを見込んだ価格を設定している。この場合においても、3条書面に記載していない事項を充足させるためのやり直しについて、別途、その費用を負担しなければやり直しさせることは問題となるか。

A：当初から下請事業者と十分な協議の上で何度もやり直しすることを見込んだ価格を設定している場合に、当初の想定の範囲内でやり直しをさせることは問題ないが、それを理由に3条書面に記載されていない事項について無制限にやり直しをさせができるものではないので、下請代金の額の設定時に想定していないような費用が発生するやり直しの場合には、下請事業者と十分な協議をした上で合理的な負担割合を決定し、それを負担する必要がある。

Q102：親事業者が発注を取り消す際には、下請事業者が当該給付の目的物を作成するために要した費用を全額負担する必要があるとのことだが、例えば、下請事業者が当該給付の目的物の作成に必要な機器と人員を手配している場合に、下請事業者に解約可能な範囲は解約してもらい、解約できずやむを得ず負担することとなった部分を負担すれば問題ないか。

A：結果として下請事業者が負担することとなった費用を親事業者がすべて負担すれば、不当な給付内容の変更には該当しない。

【違反行為事例】

① 取引先からの発注内容の変更による不当な給付内容の変更

貨物の運送等を下請事業者に委託しているA社は、取引先からの発注内容の変更を理由として、下請事業者に対する発注内容を変更したが、下請事業者が当該発注内容の変更のために要した費用を全額負担し

ていなかった。

② 需要予測の見込み違いによる不当な給付内容の変更

広告物の制作等を下請事業者に委託しているB社は、販売予測の見込み違いを理由に発注内容の変更を行ったが、下請事業者が当該発注内容の変更のために要した費用を全額負担していなかった。

③ 顧客からの要請による不当なやり直し

自動車の修理を下請事業者に委託しているC社は、顧客からの要請を理由に、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、修理のやり直しをさせたが、下請事業者がやり直しに要した費用を全額負担していなかった。

【想定される違反行為事例】

① 発注取消による不当な給付内容の変更

a 親事業者が、下請事業者に部品の製造を委託し、これを受け下請事業者が既に原材料等を調達しているにもかかわらず、輸出向け製品の売れ行きが悪く製品在庫が急増したという理由で、下請事業者が要した費用を支払うことなく、部品の発注の一部を取り消す場合

b 親事業者が、下請事業者に清掃を委託し、下請事業者は清掃に必要な清掃機器及び人員を手配したところ、親事業者が発注を取り消し、下請事業者が要した費用を負担しない場合

② 親事業者・最終顧客の担当者の確認後に納品されたものの不当なやり直し

a 親事業者が、テレビ番組の制作を委託していた下請事業者に対して、いったん親事業者のプロデューサーの審査を受けて受領された番組について、これの試写を見た親事業者の役員の意見により、下請事業者に撮り直しをさせたにもかかわらず、撮り直しに要した下請事業者の費用を負担しない場合

b 親事業者が、定期的に放送されるテレビCMの作成を下請事業者に委託し、いったん広告主の担当者まで了解を得て納入されたテレビCMについて、放映されたテレビCMを見た広告主の担当役員から修正するよう指示があったことを理由として、下請事業者に対して、修正を行わせ、それに要した追加費用を負担しない場合

③ 親事業者の仕様変更による不当な給付内容の変更

親事業者が、既に一定の仕様を示して下請事業者にソフトウェアの開発を委託していたが、最終ユーザーとの打ち合わせの結果仕様が変更されたとして途中で仕様を変更し、このため下請事業者が当初の指示に基づいて行っていた作業が無駄になったが、当初の仕様に基づいて行われた作業は仕様変更後に納入されたソフトウェアとは関係がないとして当該作業に要した費用を負担しない場合

④ 親事業者の指示不明確による不当な給付内容の変更

親事業者が、下請事業者に対してソフトウェアの開発を委託し、仕様についてはユーザーを交えた打合せ会で決めていたが、決められた内容について書面で確認することをせず、下請事業者から確認を求められても明確な指示を行わなかったため、下請事業者は自分の判断に基づいて作業を行い納入をしようとしたところ、決められた仕様と異なるとして下請事業者に対して無償でやり直しを求める場合

⑤ 検査基準の変更によるやり直し

親事業者が下請事業者に対して金型の製造を委託しているところ、従来の基準では合格していた金型について、検査基準を一方的に変更し、下請事業者に無償でやり直しを求める場合

⑥ 親事業者の担当者変更による不当な給付内容の変更

親事業者が下請事業者に対してデザインの作成を委託したところ、親事業者の担当者が人事異動により

交代し、新しい担当者の指示により委託内容が変更され追加の作業が発生したが、それに要した追加費用を親事業者が負担しない場合

(6) 立入検査・勧告・罰則等（第6条～12条）

ア 報告・立入検査

(ア) 公正取引委員会

公正取引委員会は、親事業者下請事業者に対する製造委託等に関する取引を公正ならしめるため必要があると認めるときは、親事業者・下請事業者の双方に対し、下請取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者の事業所等で立入検査を行わせることができる。

(イ) 中小企業庁

中小企業庁長官は、下請事業者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、親事業者・下請事業者の双方に対し、下請取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者の事業所等で立入検査を行わせることができる。

(ウ) 当該下請取引に係る事業の所管官庁

親事業者又は下請事業者の営む事業を所管する官庁（例：運送…国土交通省、テレビ放送…総務省）も、中小企業庁等の調査に協力するため、所管事業を営む親事業者・下請事業者の双方に対し、下請取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者の事業所等で立入検査を行わせることができる。

（注）公正取引委員会と中小企業庁では、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして違反行為の発見に努めてきている。

〔平成21年度書面調査状況〕

親事業者調査 75,899 社（公正取引委員会 36,342 社、中小企業庁 39,557 社）

下請事業者調査 390,769 名（公正取引委員会 201,005 名、中小企業庁 189,764 名）

イ 勧告等

公正取引委員会は、違反親事業者に対して違反行為の是正やその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。勧告した場合は原則として事業者名、違反事実の概要、勧告の概要等を公表することとしている。

中小企業庁長官は、違反親事業者に対して、行政指導を行うとともに、公正取引委員会に対し措置請求を行うことができる。

親事業者が公正取引委員会の勧告に従わない場合には、独占禁止法に基づく排除措置命令や課徴金納付命令が行われることがある。

なお、親事業者の自発的な改善措置が、下請事業者の受けた不利益を早期に回復させることに役立つことから、公正取引委員会が当該違反行為に係る調査に着手する前に、親事業者から当該違反行為の自発的な申出がなされ、かつ、一定の事由が認められた場合には、勧告を行わないこととしている（157ページ、資料14参照）。

ウ 罰則

罰則は両罰規定であり、次のような場合は、代表者・行為者（担当者）個人が罰せられるほか、会社（法人）も罰せられることになる（50万円以下の罰金）。

(ア) 書面の交付義務違反

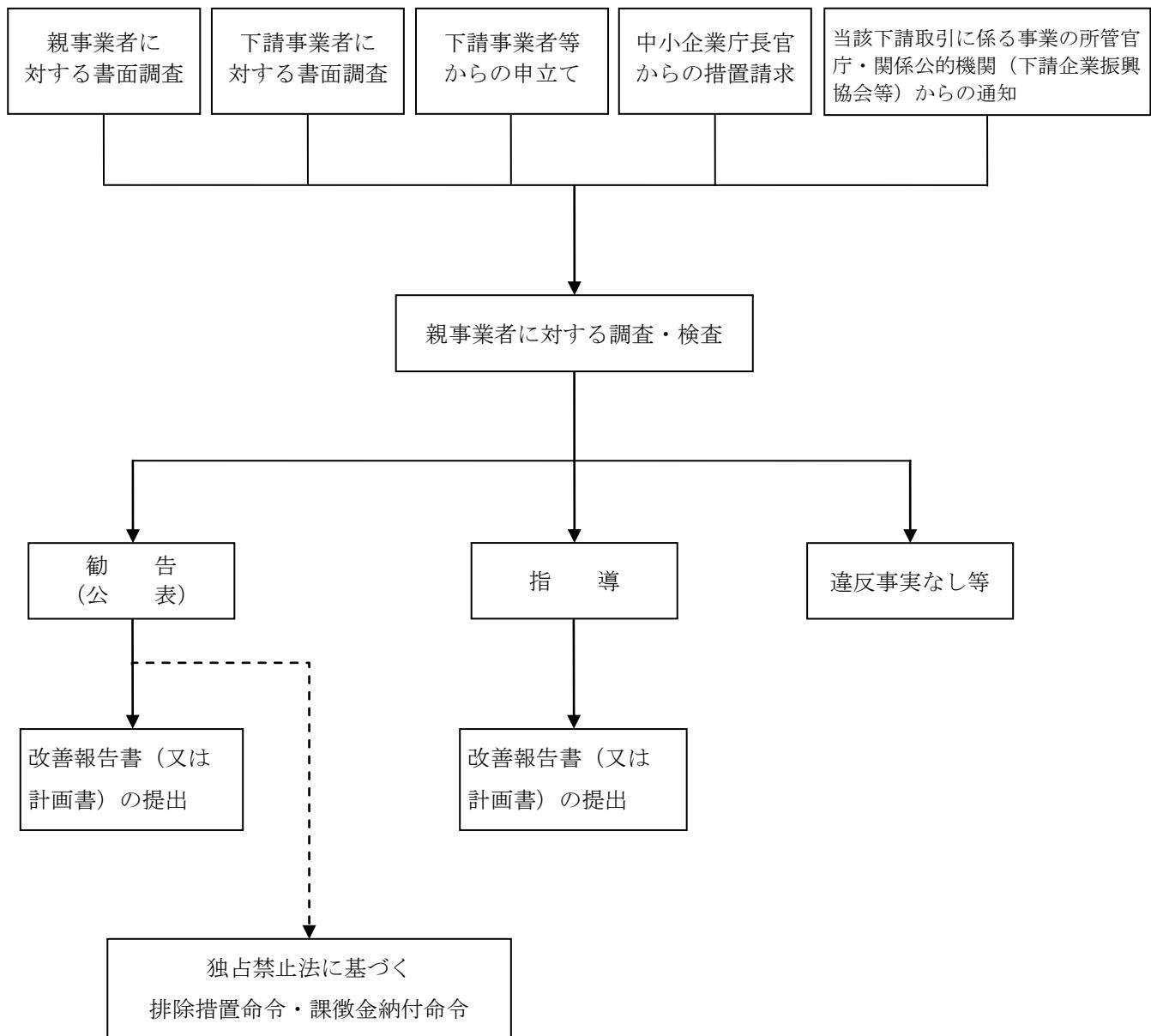
(イ) 書類の作成及び保存義務違反

(ウ) 報告徴収に対する報告拒否、虚偽報告

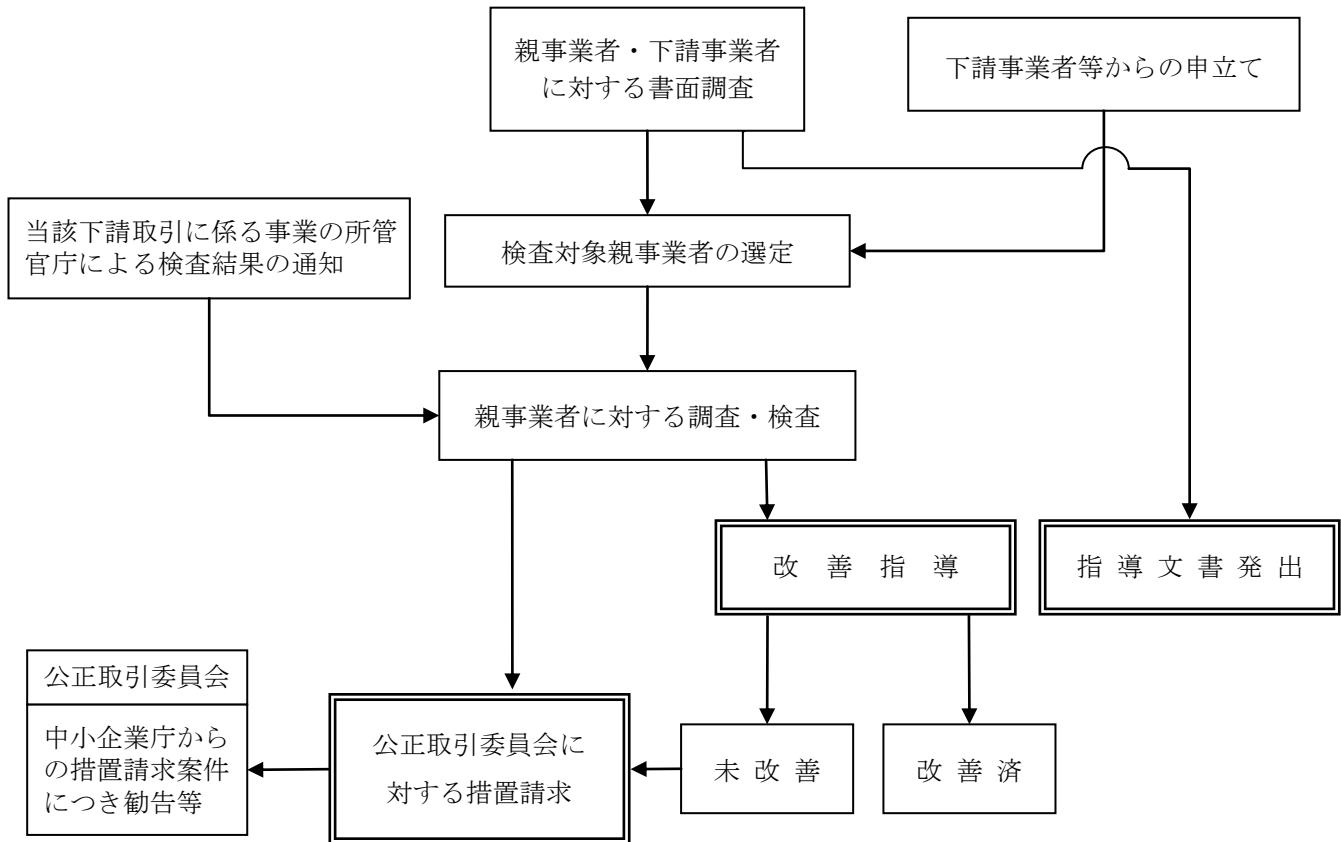
(イ) 立入検査の拒否, 妨害, 忌避

(7) 本法事件処理フローチャート

公正取引委員会



中小企業庁



2 下請代金支払遅延等防止法第3条に規定する書面に係る参考例

1 下請代金支払遅延等防止法第3条に規定する書面（3条書面）には、「下請代金支払遅延等防止法第3条の書面の記載事項等に関する規則（3条規則）」に定める事項をすべて記載する必要があるが、その様式には特に制約はないので、それぞれの親事業者において、発注、納品、経理等の個々の下請取引の内容に即したものを作成することが可能である。また、親事業者と下請事業者の間で取り交わされる契約書等の内容が、3条規則で定める事項をすべて網羅している場合には、当該契約書等を3条書面とすることが可能であるので、別に書面を作成する必要はない。

2 一般に、3条書面の様式としては、

- ① 3条規則に定めるすべての記載事項を1つの様式に含める場合
- ② 下請代金の額の記載を算定方法による場合
- ③ 当初書面に記載することができない特定事項がある場合
- ④ 共通記載事項に係る文書をあらかじめ下請事業者に交付しておく場合

が考えられる。このそれぞれについて、3条書面の参考例を作成したので、3条書面の作成に当たり参考とされたい。

3 なお、これらの書面が印紙税法上の課税文書になるか否かは、当事者間（親事業者と下請事業者との間）において請負契約等の成立を証する目的で作成する文書に該当するか否かにより判断することとなる。

参考例は、そのいずれも単に親事業者から下請事業者に対して、一方的に取引条件等を通知するとともに、その作業を依頼するために作成される文書（いわゆる「発注書」）であって、下請契約の成立を証明する文書には該当しないことから、課税文書には該当しない。

(注) これらの書面に請負契約等の課税事項が追加記載される場合には、課税文書となる場合があるので留意すること。例えば、下請事業者が署名又は押印の上返送する若しくは「承諾した」旨の記載をした上返送する場合には、依頼文書（発注書）に対して承諾文書（請書）を作成・交付したこととなることから、この場合の承諾文書（請書）が印紙税法上の課税文書となり、下請事業者が印紙税の納税義務者となる。

(書式例1) 汎用的な3条書面の例（規則で定める事項を1つの書式に含めた場合）

注 文 書	平成〇年〇月〇日			
<hr/> 殿				
〇〇〇株式会社				
品名及び規格・仕様等				
納 期		納入場所	検査完了期日	
数量(単位)	単価(円)	代金(円)	支払期日	支払方法
○ 本注文書の金額は、消費税・地方消費税抜きの金額です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して支払います。				

注：1 発注する数量が1個の場合は、「数量」と「単価」欄は不要。

2 (1) 下請代金については、本体価格だけでなく、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の額も明示することが望ましく、例えば次のような記載方法がある。

- ① 本体価格と消費税等額分を区分してそれぞれの額を記載する。
- ② 本体価格を記載するとともに同単価に消費税等額分（基本的には、消費税等の税率を乗じて算出した額）を加算した額を下請代金として支払う旨を記載する。

また、いわゆる内税方式として消費税及び地方消費税込みの下請代金を記載する場合には、その旨を明確に記載する必要がある。

(2) 下請代金から、下請代金を下請事業者の金融機関口座へ振り込む際の手数料を差し引いて支払う場合には、その旨を記載する必要がある。

3 それぞれの記載事項についての留意点や記載例は、次のとおり。

『納 期』 注文品を受領する期日を具体的に記入する。社内作業の場合は、その作業を完了する期日を記入する。

『納入場所』 注文品を受領する場所を具体的に記入する。

- (例) ア. 弊社本社〇〇課
 イ. 弊社〇〇工場〇〇係
 ウ. 〇〇市〇〇町〇〇 〇〇株式会社〇〇課（他社に納入させる場合）

『品名及び規格・仕様等』　注文品や作業等の内容が十分に理解できるように記入する（仕様書、図面、検査基準等を別に交付している場合は、そのことを付記する。）。

下請事業者の知的財産権を発注の内容に含み譲渡・許諾させる場合には、譲渡・許諾の範囲を記載する必要がある。

(例)　「当社の発注の作成過程において発生する貴社の○○権については、発注の内容に含み、当社が譲渡を受けるものとします。」

『検査完了期日』　検収締切制度、納品締切制度にかかわらず、検査を行う場合は必ず記入しなければならない。
検査完了の年月日を記入する代わりに、「納品後○日」としてもかまわない。

『支払期日』　下請代金の支払年月日を具体的に記入することが望ましいが、支払制度を記入しても差し支えない。

なお、「支払条件」として、「支払期日」と次の「支払方法」とを合わせて記入してもかまわない。

- (例)
- ア. 每月○日納品締切、翌月○日支払
 - イ. 検収締切日毎月○日、支払日翌月○日
 - ウ. 納品締切日毎月○日
- (手形支払日翌月○日
現金支払日翌月○日)

※「納品後○日以内」との記載は、支払期日が特定されないので認められない。

『支払方法』　下請代金を金融機関への口座振込により支払う場合において、支払期日が金融機関の休業日に当たる場合に当該金融機関の翌営業日に支払うこととする場合には、下請事業者と合意した上で、その旨記入する（ただし、順延後の支払期日が受領から60日を超える場合には、順延期間は2日以内に限られる。）。

下請代金の支払手段として手形を交付しようとする場合には、その額又は支払額に占める割合及び支払手形の満期日を記入する。満期日に代えて振出日から満期日までの日数（期間）を記入してもかまわない。

下請代金の支払手段として一括決済方式を用いる場合には、①下請事業者がこの方式により下請代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができる金融機関の名称、②当該貸付け又は支払を受けることができる額（支払額に占める一括決済方式による割合でも可）、③この方式により支払う下請代金の額に相当する金銭を親事業者が金融機関に支払う期日を記載する。

下請代金の支払手段として電子記録債権を用いる場合には、①親事業者及び下請事業者が電子記録債権の発生記録をし又は譲渡記録をする場合の当該電子記録債権の額（支払額に占める電子記録債権による割合でも可）、②電子記録債権の満期日（電子記録債権法第16条第1項第2項に規定する当該電子記録債権の支払期日）を記載する。

- (例)
- ア. 全額現金払（口座振込による。支払期日が金融機関の休業日に当たる場合、順延期間が2日以内の場合には当該金融機関の翌営業日に支払う。）
 - イ. 手形○%，手形期間○日
 - ウ. 現金○%，手形○%（手形期間○日、総額○万円未満のときは全額現金払）
 - エ. 支払総額○万円以上のときは手形払、期間○日
 - オ. 支払総額○万円未満全額現金

支払総額○万円以上のときは、
（手形○%（期間○日）
　　残額現金）

カ． 現金○%

一括決済方式○%（金融機関名， 金融機関との決済期日○年○月○日）

又は（金融機関名， 決済は支払期日から起算して○日目）

キ． 手形○%， 手形期間○日

電子記録債権○%（電子記録債権の満期日○年○月○日）

又は（決済は支払期日から起算して○日目）

(書式例 2) 汎用的な 3 条書面の例 (算定方法による場合)

(1) 3 条書面の例

注 文 書		
平成〇年〇月〇日		
殿		
〇〇〇株式会社		
品名及び規格・仕様等		
納 期	納入場所	検査完了期日
支払期日	支払方法	
<p>○ 本注文書の金額は、消費税・地方消費税抜きの金額です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して支払います。</p> <p>○ 代金については、別添の単価表に基づき算定された金額に、作成に要した交通費、〇〇費、〇〇費の実費を加えた額を支払います。</p>		

(別添：作業内容・時間に応じて代金を支払う場合の単価表の記載例)

バージョン	内容等	単価
1	基本作業〇〇	円
2	ランク A 技術者	1 H 円
3	ランク B 技術者	1 H 円
4	ランク C 技術者	1 H 円

(2) 下請代金が確定した後に親事業者が下請事業者に通知する書面の例

支払代金通知書			
平成〇年〇月〇日			
殿			
〇〇〇株式会社			
〇月分の_____代金は下記のとおりとなりましたので、通知します。			
内 容	単 価	数	代 金
合 計			
消費税等			
支 払 額			

(書式例3) 汎用的な3条書面の例（当初書面に記載することができない特定事項がある場合）

(1) 当初書面の記載例

注 文 書		
平成〇年〇月〇日		
<u>殿</u>		
〇〇〇株式会社		
品名及び規格・仕様等		
品名「〇〇」		
詳細仕様は未定（後日交付する「〇〇仕様書」による。）		
納 期 未定	納入場所 弊社本社〇〇課	検査完了期日 納品後〇日
代金(円) 未定	支払期日 毎月〇日納品締切 翌月〇日支払	支払方法 全額現金払
・ 未定の事項の内容が定められない理由		ユーザーの仕様が未確定
・ 未定の事項の内容を定めることとなる予定期日		平成〇年〇月〇日

注： 当初書面に記載することができない特定事項がある場合には、当初書面には、特定事項の内容が定められない理由と特定事項の内容を定めることとなる具体的な予定期日を記載する必要がある。

(2) 補充書面の記載例

注 文 書		
平成〇年〇月〇日		
<u>殿</u>		
〇〇〇株式会社		
品名及び規格・仕様等 「〇〇仕様書」のとおり		
納 期 平成〇年〇月〇日	納入場所	検査完了期日
代金(円) 〇〇〇〇円	支払期日	支払方法
<ul style="list-style-type: none">本注文書の金額は、消費税・地方消費税抜きの金額です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して支払います。本注文書は、平成〇年〇月〇日付け注文書の記載事項を補充するものです。		

注： 補充書面には、当初書面との関連性を確認することができるようにする必要がある（関連付けについては、
当初書面の交付日付でなくても、当初書面と補充書面の注文番号を同じとするなど、当初書面の内容を補充
する書面であることが分かる記載があればよく、書式・内容は問わない。）。

(書式例4) 汎用的な3条書面の例（共通記載事項がある場合）

(1) 3条書面の例

注 文 書		
平成〇年〇月〇日		
<u>殿</u>		
〇〇〇株式会社		
品名及び規格・仕様等		
納 期		
納入場所		
数量(単位)	単価(円)	代金(円)
<ul style="list-style-type: none">本注文書の金額は、消費税・地方消費税抜きの金額です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して支払います。支払期日・方法等は現行「支払方法等について」によります。		

注： 「支払方法等について」の書面（契約書、規定等これと同性格のものを含む。以下同じ。）を別途交付するときは、個々の3条書面にその他の取引条件については当該文書による旨を明記する必要がある。

- (例) ア. 支払条件等は〇年〇月〇日付け「支払方法等について」による。
イ. 支払条件等は〇年〇月〇日交付の当社支払規定による。

(悪い例) ア. 支払条件等は別途通知のとおり。【通常、別途通知形式の文書がいくつもあり、不明確である。】
イ. その他当社規定による。【何の規定か不明確である。】

(2) 共通記載事項に係る文書の記載例

平成〇年〇月〇日

殿

〇〇〇株式会社

支払方法等について

当社が今後発注する場合の支払方法等については下記のとおりとしたいので、御承諾ください。
なお、御承諾の場合は、御連絡ください。

記

1 支払制度 納品毎月〇日締切 翌月〇日払

2 支払方法 支払総額〇円未満現金

〃 ○円以上

現金〇%
手形〇% 手形期間〇日
一括決済方式〇%
(金融機関名 決済は支払期日から起算して〇日目)
電子記録債権〇%
(決済は支払期日から起算して〇日目)

なお、現金による支払は金融機関への口座振込によります。支払期日が金融機関の休業日に当たる場合、順延期間が2日以内の場合には当該金融機関の翌営業日に支払います。振込手数料については、当社が負担するものとします。

3 検査完了期日 納品後〇日

4 実施期間 平成〇年〇月〇日から、本通知の内容に変更があり新たに通知するまでの間
(新たな通知の実施期間の開始日の前日まで)

以上

- 注：1 「支払方法等について」の内容に変更があった場合、当該変更部分のみ通知するのではなく、全体を通知し直す必要がある。
- 2 なお、親事業者から「支払方法等について」の承諾の通知を求められた場合、下請事業者がその通知を文書で行うこととすると、その承諾書が印紙税課税文書となる。
- 3 支払期日が金融機関の休業日に当たる場合における2日以内の順延が認められるには、親事業者及び下請事業者との双方が合意し、書面化する必要がある。

(書式例 5) 製造委託の 3 条書面の例 (規則で定める事項を 1 つの書式に含めた場合)

注 文 書	平成〇年〇月〇日				
<u>殿</u>					
〇〇〇株式会社					
注番	注文年月日	納期	納入場所		
品名・規格			数量(単位)	単価(円)	金額(円)
原材料 先持 有償 無償	有償支給原材料の品名	原材料引渡日	数量(単位)	単価(円)	金額(円)
検査完了期日	支払期日	支払方法	有償支給原材料代金の決済期日及び決済方法		
<p>○ 本注文書の単価は、消費税・地方消費税抜きの単価です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して支払います。</p>					

注： 「有償支給原材料代金の決済期日及び方法」欄には、有償支給原材料代金の決済期日及びその方法を記入する。決済制度を記入しても差し支えない。

(例) ア. 決済期日及び決済方法

支給原材料のうち、製品として納入された分について、その下請代金の支払期日に控除

イ. 納品分の下請代金支払時にその使用原材料分を控除

(悪い例) 毎月〇日買掛金と相殺【有償支給原材料の締切日があいまいである。】

※ その他については、汎用的な 3 条書面の例 (書式例 1) の注に同じ。

(書式例6) 製造委託の3条書面の例(有償支給原材料に係る記載事項を別の書面にする場合)

(1) 3条書面(有償支給原材料に係る記載を除く。)の例

① 発注内容ごとに単価と消費税等額分を分けてそれぞれの額を記載する場合

注文書						
平成 年 月 日						
注文番号 _____						
殿						
○○○株式会社						
整理番号	品名及び規格	数量(単位)	納期	単価(円)	消費税等額(円)	金額(消費税等込み)(円)
					合計(消費税等込み)	
					納入場所 検査完了期日 支払期日 支払方法 有償支給原材料代金の決済期日 及び決済方法	※
					原 材 料	先持 有償 無償

※ 有償支給原材料の品名等については、本注文書と同日付けの「有償支給原材料明細書」によります。

- ・ 消費税等額は、法定税率による消費税額と地方消費税額を合わせたものです。

② 発注内容ごとに消費税等抜き単価を記載し、3条書面ごとに消費税等額を記載する場合

注文書						
平成 年 月 日						
注文番号 _____						
殿						
○○○株式会社						
整理番号	品名及び規格	数量(単位)	納期	単価(円)	金額(円)	
					合計(消費税等抜き)	
					消費税等額	
					支 払 額	
					納入場所 検査完了期日 支払期日 支払方法 有償支給原材料代金の決済期日 及び決済方法	※
					原 材 料	先持 有償 無償

※ 有償支給原材料の品名等については、本注文書と同日付けの「有償支給原材料明細書」によります。

- ・ 消費税等額は、法定税率による消費税額と地方消費税額を合わせたものです。

- ③ 3条書面に、消費税等抜き単価を記載し、支払期日には、消費税等額分を加算して支払う旨を記載する場合

注文書 平成 年 月 日 注文番号 _____ <u>殿</u>					
○○○株式会社					
整理番号	品名及び規格	数量(単位)	納期	単価(円)	金額(円)
合計(消費税等抜き)					
購買条件	納入場所 検査完了期日 支払期日 支払方法 有償支給原材料代金の決済期日 及び決済方法				※
	原 料	先持	有 償	無 償	

※ 有償支給原材料の品名等については、本注文書と同日付けの「有償支給原材料明細書」によります。

- ・ 本注文書の金額は消費税・地方消費税抜きの金額です。
支払期日には、法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して支払います。

(2) 3条書面（有償支給原材料明細書の例）

有償支給原材料明細書					
平成 年 月 日 No. _____					
<u>御中</u>					
○○○株式会社					
原材料引渡日	平成 年 月 日				
注番	品名及び規格	数量(単位)	単価(円)	金額(円)	

・ 本明細書の単価は、消費税・地方消費税抜きの単価です。決済期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して決済します。

・ 本明細書は、平成〇年〇月〇日付け注文書に記載すべき事項のうち、有償支給原材料に係る事項を別紙として記載したものです。

(書式例 7) 役務提供委託の3条書面の例（規則で定める事項を1つの書式に含めた場合）

作業依頼書			
<u>殿</u>			
○○○株式会社			
注文年月日	委託内容	委託期間(日)	
場所	代金(円)	支払期日	支払方法
○ 本注文書の金額は、消費税・地方消費税抜きの金額です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して支払います。			

注：1 (1) 下請代金については、本体価格だけでなく、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の額も明示することが望ましく、例えば次のような記載方法がある。

- ① 本体価格と消費税等額分を区分してそれぞれの額を記載する。
- ② 本体価格を記載するとともに同単価に消費税等額分（基本的には、消費税等の税率を乗じて算出した額）を加算した額を下請代金として支払う旨を記載する。

また、いわゆる内税方式として消費税及び地方消費税込みの下請代金を記載する場合には、その旨を明確に記載する必要がある。

- (2) 下請代金から、下請代金を下請事業者の金融機関口座へ振り込む際の手数料を差し引いて支払う場合には、その旨を記載する必要がある。

2 それぞれの記載事項についての留意点や記載例は、次のとおり。

『委託期間(日)』 役務を提供する期間(日)を具体的に記入する。

(例) ○月○○日～○月○○日

『場所』 役務を提供する場所を具体的に記入する。

(例) ア. ビルメンテナンスの委託の場合…㈱○○本社ビル
イ. イベントの委託の場合…日比谷公会堂
ウ. 情報処理サービスの委託の場合…弊社本社○○課

なお、委託内容に委託場所が記されている場合には、委託場所の記載は不要である。

(例) 運送の委託の場合…

委託内容：貨物積込先 ○○㈱ (○○区○○町所在) →取卸先 △△㈱ (△△市△△町所在)
また、委託内容から場所の特定が不可能な委託内容の場合には、場所の記載は要しない。

(例) 委託内容：○○商品のサポートサービス業務（場所が記載できない。）

『委託内容』 委託内容が十分に理解できるように記入する（仕様書等の別に詳細に内容を記した書面を交付している場合は、そのことを付記する。）。

『支払期日』 下請代金の支払年月日を具体的に記入することが望ましいが、支払制度を記入しても差し支えない。

なお、「支払条件」として、「支払期日」と次の「支払方法」とを合わせて記入してもかまわない。

- (例) ア. 毎月○日締切、翌月○日支払
イ. 締切日毎月○日

$$\begin{cases} \text{手形支払日翌月○日} \\ \text{現金支払日翌月○日} \end{cases}$$

※「提供後○日以内」との記載は、支払期日が特定されないので認められない。

『支払方法』 下請代金を金融機関への口座振込により支払う場合において、支払期日が金融機関の休業日に当たる場合に当該金融機関の翌営業日に支払うこととする場合には、下請事業者と合意した上で、その旨記入する（ただし、順延後の支払期日が受領から60日を超える場合には、順延期間は2日以内に限られる。）。

下請代金の支払手段として手形を交付しようとする場合には、その額又は支払額に占める割合及び支払手形の満期日を記入する。満期日に代えて振出日から満期日までの日数（期間）を記入してもかまわない。

下請代金の支払手段として一括決済方式を用いる場合には、①下請事業者がこの方式により下請代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができる金融機関の名称、②当該貸付け又は支払を受けることができる額（支払額に占める一括決済方式による割合でも可）、③この方式により支払う下請代金の額に相当する金銭を親事業者が金融機関に支払う期日を記載する。

下請代金の支払手段として電子記録債権を用いる場合には、①親事業者及び下請事業者が電子記録債権の発生記録をし又は譲渡記録をする場合の当該電子記録債権の額（支払額に占める電子記録債権による割合でも可）、②電子記録債権の満期日（電子記録債権法第16条第1項第2項に規定する当該電子記録債権の支払期日）を記載する。

- (例) ア. 全額現金払（口座振込による。支払期日が金融機関の休業日に当たる場合、順延期間が2日以内の場合には当該金融機関の翌営業日に支払う。）

- イ. 手形○%，手形期間○日
ウ. 現金○%，手形○%（手形期間○日、総額○万円未満のときは全額現金払）
エ. 支払総額○万円以上のときは手形払、期間○日
オ. 支払総額○万円未満全額現金

支払総額○万円以上のときは、
$$\begin{cases} \text{手形○% (期間○日)} \\ \text{残額現金} \end{cases}$$

- カ. 現金○%

一括決済方式○%（金融機関名、金融機関との決済期日○年○月○日）

又は（金融機関名、決済は支払期日から起算して○日目）

- キ. 手形○%，手形期間○日

電子記録債権○%（電子記録債権の満期日○年○月○日）

又は（決済は支払期日から起算して○日目）

(書式例8) 一定期間の連続的な役務提供委託における3条書面の例（算定方法による場合）

(1) 3条書面の例

作業依頼書		
<u>殿</u>		
○○○株式会社		
注文年月日	委託内容・場所 (別添のとおり)	委託期間
支払期日	支払方法	
<p>○ 本注文書の単価は、消費税・地方消費税抜きの単価です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して決済します。</p> <p>○ 代金については、別添の単価表に基づき算定された金額に、提供に要した交通費、○○費、○○費の実費を加えた額を支払います。</p>		

注： 下請代金の支払が月単位で設定される締切対象期間の末日までに提供した役務に対して行われる場合には、その旨を記載する必要がある（「支払期日」欄に「毎月○日締切、翌月（翌々月）○日支払」と記載することで可）。

※ その他については、役務提供委託の3条書面の例（書式例7）の注に同じ。

別添

(作業内容・時間に応じて代金を支払う場合の単価表の記載例)

パートン	作業内容等	場所	単価
1	○○作業	弊社本社○○課	1 H 円
2	△△作業 (ランク A)	弊社○○事務所	1 H 円
3	△△作業 (ランク B)	同 上	1 H 円
4	△△作業 (ランク C)	同 上	1 H 円

(運送委託における単価表の記載例)

パートン	運送区間等	車種	運送料	備考
1	集荷配達業務 (○○エリア内)	2 トン	1 日 円	8 H以上の業務は1 H当たり○○円割増
2	東京～大阪間輸送業務 (往復)	10 トン	1 運行 円	
3	東京～静岡～浜松間輸送 (片道)	10 トン	1 運行 円	

(2) 下請代金が確定した後に親事業者が下請事業者に通知する書面の例

支払代金通知書

平成〇年〇月〇日

殿

〇〇〇株式会社

〇月分の_____代金は下記のとおりとなりましたので、通知します。

内 容	単 價	数	代 金

合 計

消費税等

支 払 額

(書式例9) 一定期間の連続的な役務提供委託の3条書面の例（更に共通記載事項がある場合）

(1) 3条書面の例

作業依頼書		
平成〇年〇月〇日		
<u>殿</u>		
〇〇〇株式会社		
委託内容	場所	委託期間(日)

○ 本注文書の単価は、消費税・地方消費税抜きの単価です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して決済します。

○ 支払代金・期日・方法等は現行「支払方法等について」によります。

注： 「支払方法等について」の書面（契約書、規定等これと同性格のものを含む。以下同じ。）を別途交付するときは、個々の3条書面にその他の取引条件については当該文書による旨を明記する必要がある。

- (例) ア. 支払条件等は〇年〇月〇日付け「支払方法等について」による。
イ. 支払条件等は〇年〇月〇日交付の当社支払規定による。

(悪い例) ア. 支払条件等は別途通知のとおり。【通常、別途通知形式の文書がいくつもあり、不明確である。】
イ. その他当社規定による。【何の規定か不明確である。】

(2) 共通記載事項に係る文書の記載例

平成〇年〇月〇日

殿

〇〇〇株式会社

支払方法等について

当社が今後発注する場合の支払方法等については下記のとおりとしたいので、御承諾ください。
なお、御承諾の場合は、御連絡ください。

記

1 支払制度 每月〇日締切 翌月〇日払

2 支払方法 支払総額〇円未満現金

〃 ○円以上

現金〇%
手形〇% 手形期間〇日
一括決済方式〇%
(金融機関名 決済は支払期日から起算して〇日目)
電子記録債権〇%
(決済は支払期日から起算して〇日目)

なお、現金による支払は金融機関への口座振込によります。支払期日が金融機関の休業日に当たる場合、順延期間が2日以内の場合には当該金融機関の翌営業日に支払います。振込手数料については、当社が負担するものとします。

3 支払代金 下記に基づき算定された金額に、提供に要した交通費、〇〇費、〇〇費の実費を加えた額を支払います。

バージョン	処理内容等	場所	単価
1	〇〇作業	弊社本社〇〇課	1 H 円
2	△△作業 (ランクA)	弊社〇〇事務所	1 H 円
3	△△作業 (ランクB)	同 上	1 H 円
4	△△作業 (ランクC)	同 上	1 H 円

4 実施期間 平成〇年〇月〇日から、本通知の内容に変更があり新たに通知するまでの間
(新たな通知の実施期間の開始日の前日まで)

以上

- 注：1 「支払方法等について」の内容に変更があった場合、当該変更部分のみ通知するのではなく、全体を通じ直す必要がある。
- 2 なお、親事業者から「支払方法等について」の承諾の通知を求められた場合、下請事業者がその通知を文書で行うこととすると、その承諾書が印紙税課税文書となる。
- 3 支払期日が金融機関の休業日に当たる場合における2日以内の順延が認められるには、親事業者及び下請事業者との双方が合意し、書面化する必要がある。

3 電磁的方法による発注・取引記録の保存

(1) 関係規定

下請取引において、本法第3条の書面に記載すべき事項を書面に代えて電磁的方法によって提供することや下請取引の経緯を電磁的記録として作成・保存する場合には、親事業者は以下の規定等に沿って行う必要がある。

- 本法第3条、第5条
- 下請代金支払遅延等防止法施行令（以下「施行令」という。）
- 下請代金支払遅延等防止法第3条の書面の記載事項等に関する規則（以下「3条規則」という。）
- 下請代金支払遅延等防止法第5条の書類又は電磁的記録の作成及び保存に関する規則（以下「5条規則」という。）
- 下請取引における電磁的記録の提供に関する留意事項（以下「留意事項」という。）

(2) 書面の交付に代えることができる電磁的記録の提供の方法及びその留意点

ア 下請事業者の承諾

(ア) 承諾の方法

親事業者は、下請取引において、本法第3条の書面に記載すべき事項を電磁的方法によって提供する場合には、あらかじめ、下請事業者に対して、使用する電磁的方法の種類（電子メール、ウェブ等）及び内容（word2003、一太郎バージョン10以上などのファイルへの記録方法）を示して、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない（法第3条第2項、施行令第2条第1項、3条規則第3条）。

(イ) 承諾の撤回等

親事業者は、下請事業者の承諾を得た後であっても、下請事業者から、書面又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合には、親事業者は、下請事業者の申出以降の下請取引においては、書面に記載すべき事項を電磁的方法によって提供してはならない。ただし、下請事業者が、再び、電磁的方法による提供を受けることを承諾した場合には、親事業者は書面に記載すべき事項を電磁的方法によって提供することができる（施行令第2条第2項）。

(ウ) 留意事項

親事業者が下請事業者に対して、承諾しない場合には、取引の数量を減じ、取引を停止し、取引の条件又は実施について不利益な取扱いをすること等を示唆するなど承諾を余儀なくさせる場合には、本法及び独占禁止法上の問題が生じ得ることから、下請事業者の承諾を得るに当たっては、費用負担の内容、電磁的記録の提供を受けない旨の申出を行うことも併せて提示することが必要となる。なお、親事業者が今後の下請取引について書面の交付に代えて電磁的記録の提供を行うことを下請事業者から一括して承諾を得た場合には、製造委託等をする都度承諾を得る必要はない（留意事項第2-1）。

イ 書面の交付に代えることができる電磁的方法

(ア) 電磁的方法

下請取引において書面の交付に代えることができる電磁的方法は以下のとおりであり、いずれの方法を用いる場合であっても、下請事業者が電磁的記録を出力して書面を作成が必要となる（3条規則第2条）。

- 電気通信回線を通じて送信し、下請事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（以下「下請事業者のファイル」という）に記録する方法（例えば、電子メール、EDI等）
- 電気通信回線を通じて下請事業者の閲覧に供し、当該下請事業者のファイルに記録する方法（例えば、ウェブの利用等）
- 下請事業者に磁気ディスク、CD-ROM等を交付する方法

(イ) 留意事項

a 電子メールにより提供する場合

書面の交付に代えて電子メールにより電磁的記録の提供を行う場合は、下請事業者の使用に係るメールボックスに送信しただけでは提供したとはいえない、下請事業者がメールを自己の使用に係る電子計算機に記録しなければ提供したことにはならない。例えば、通常の電子メールであれば、少なくとも、下請事業者が当該メールを受信していることが必要となる（留意事項第1-1-(2)）。

なお、携帯電話に電子メールを送付する方法については、電子メールを記録する機能のない携帯電話端末への送付は認められないが、携帯電話端末にメモリー機能が備わっており、下請事業者が所有する特定の携帯電話端末のメールアドレスに必要事項を電子メールで送付することが予め合意されているなど、下請事業者のファイルに記録する方法と認められる場合には、3条規則第2条第1項第1号イに規定する電磁的方法に該当する。

b 書面の交付に代えてウェブのホームページを閲覧させる場合

書面の交付に代えてウェブのホームページを閲覧させる場合は、下請事業者がブラウザ等で閲覧しただけでは、下請事業者のファイルに記録したことにはならず、下請事業者が閲覧した事項について、別途、電子メールで送信するか、ホームページにダウンロード機能を持たせるなどして下請事業者のファイルに記録できるような方策等の対応が必要となる（留意事項第1-1-(2)）。

c ファックスで提供する場合

受信と同時に書面により出力されるファックスへ送信する方法は、書面の交付に該当するが、電磁的記録をファイルに記録する機能を有するファックスに送信する場合には、電磁的方法による提供に該当する（留意事項第1-1-(1)）。

ウ 本法第4条及び独占禁止法上の留意事項

(ア) 費用負担

a 電磁的記録の提供に係るシステム開発費等

親事業者が下請事業者に電磁的記録の提供を行うため、システム開発費等親事業者が負担すべき費用を下請事業者に負担させることは、本法第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）又は独占禁止法第19条（優越的地位の濫用）に違反するおそれがある。ただし、「下請事業者の利用に応じて追加的に発生する費用」については、下請事業者が得る利益の範囲内の負担を求める場合は、例外的に認められる（留意事項第2-2-(1)）。

「下請事業者の利用に応じて追加的に発生する費用」とは、例えば、親事業者が電子受発注に利用しているシステムにおいて、下請事業者に対して、統計情報、商品の需要予測等の情報も提供できる仕組みとなっている場合、下請事業者が、このような情報を利用することによって発生する費用などが該当する。

b 電子情報機器等の購入等

下請事業者が電磁的記録の提供を受けるために必要な通信機器、電子計算機等の機器、ソフトウェア等を購入することやインターネットプロバイダ、システムサービス事業者等からの役務の提供を受けることがある。このような場合において、親事業者が下請事業者に対して、書面の交付に代えて電磁的記録の提供を求めることが自体は、直ちに、本法又は独占禁止法上問題となるものではないが、例えば、次のような場合には、本法第4条第1項第6号（購入・利用強制の禁止）又は独占禁止法第19条（優越的地位の濫用）に違反するおそれがある（留意事項第2-2-(2)）。

- 正当な理由がないのに、自己の指定する通信機器、電子計算機等の機器、ソフトウェア等を購入させ、又は自己の指定するインターネットプロバイダ、システムサービス事業者等からの役務の提供を受けさせること。
- 親事業者が提供するシステムの一部の機能しか下請事業者が利用しないにもかかわらず、そのほとんどの機能を利用するなどを前提とした費用の負担を求める。

c 通信費用等の負担

電磁的方法による提供に伴う通信費用を下請代金から減額するなどして下請事業者に負担させることは、本法第4条第1項第3号（減額の禁止）又は独占禁止法第19条（優越的地位の濫用）に違反するおそれがある。ただし、下請事業者が親事業者から送信された電磁的記録を受信するために要する通信費用について、あらかじめ下請事業者の承諾を受けたときは、この限りではない（留意事項第2-2-(3)）。

(イ) 電磁的方法による提供を承諾しない下請事業者等への不利益な取扱い

電磁的方法による提供を行うことを承諾しない下請事業者又は書面の交付に代えて電磁的記録の提供を受けない旨の申出をした下請事業者に対し、不当に取引の条件又は実施について不利益な取扱いをすることは、独占禁止法第19条（優越的地位の濫用）に違反するおそれがある（留意事項第2-3）。

(ウ) 電磁的記録の提供を行うことができなかつたときの措置

親事業者がシステムの故障等により下請事業者に対して、直ちに書面の交付に代えて電磁的方法により提供を行うことができない場合は、当該下請事業者に書面を交付する必要がある。また、電磁的方法による提供を行うに当たって、電磁的記録を送信し又は下請事業者が閲覧した場合であっても、下請事業者のファイルに記録されなかつたときは、本法第3条に違反することとなるので、親事業者において下請事業者のファイルに記録されたか否かを確認することが必要となる。また、電磁的方法による提供を行うに当たって、当該電磁的記録が下請事業者のファイルに記録されなかつた場合において、下請事業者が納期までに納品できないこと等を理由に、受領を拒否したり、下請代金の額を減じることは、本法第4条第1項第1号（受領拒否の禁止）及び第3号（減額の禁止）に違反する（留意事項第2-4）。

(3) 取引記録の作成・保存の要件（第5条関係）

下請取引の経緯に係る電磁的記録を作成・保存する場合には、公正取引委員会等の検査に当たって、その内容が容易に確認できるようにするため、以下の要件を満たす必要がある（5条規則第2条第3項）。

- 記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できること。
- 必要に応じて電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に出力できること。
- 下請事業者の名称等や範囲指定した発注日により、電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能を有していること。

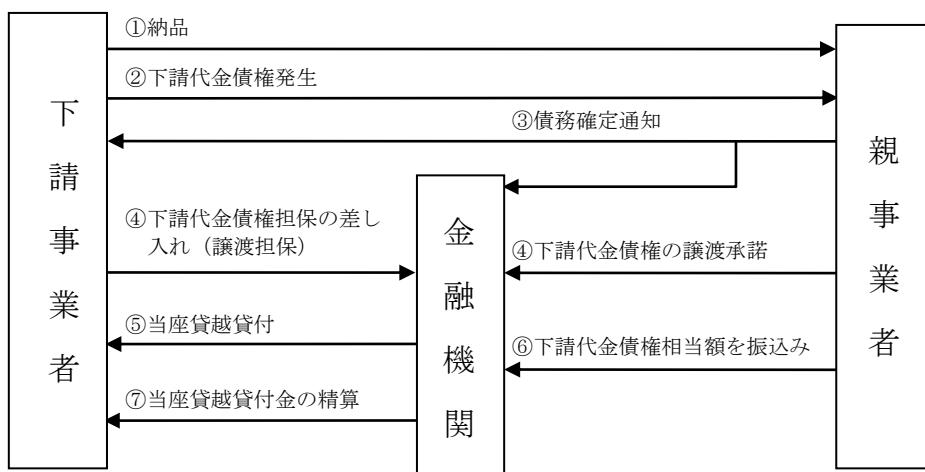
4 一括決済方式の概要

一括決済方式は、手形の発行量の増大に伴い手形発行・受取に係る業務量が親事業者・下請事業者双方にとって大きな負担となってきたため、手形に代わる手段として考案されたもので、第4図のとおり、手形と実質的に同じ機能を果たすものである。

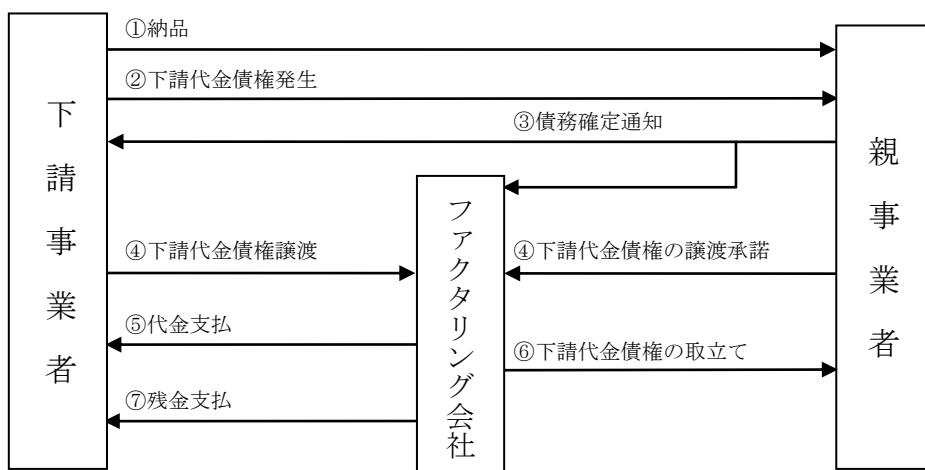
(注) 一括決済方式とは、下請代金の支払につき、親事業者、下請事業者及び金融機関の間の約定に基づき、下請事業者が債権譲渡担保方式（下請事業者が、下請代金の額に相当する下請代金債権を担保として、金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の貸付けを受ける方式）又はファクタリング方式（下請事業者が、下請代金の額に相当する下請代金債権を金融機関に譲渡することにより、当該金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の支払を受ける方式）若しくは併存的債務引受方式（下請事業者が、下請代金の額に相当する下請代金債務を親事業者と共に負った金融機関から、当該下請代金の額に相当する金銭の支払を受ける方式）により金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができるることとし、親事業者が当該下請代金債権又は当該下請代金債務の額に相当する金銭を当該金融機関に支払うこととする方式をいう。

債権譲渡担保方式、ファクタリング方式及び併存的債務引受方式の概要は、以下のとおりである。

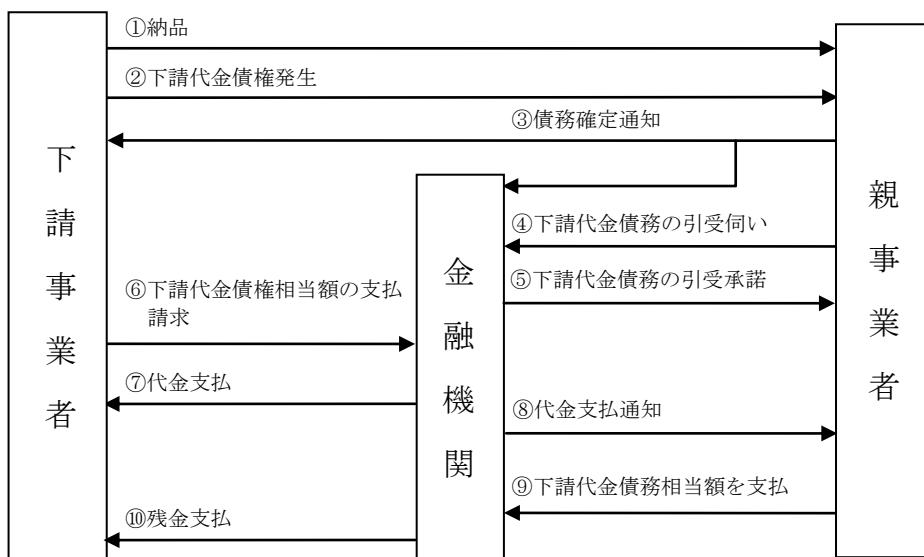
第1図 債権譲渡担保方式の概要



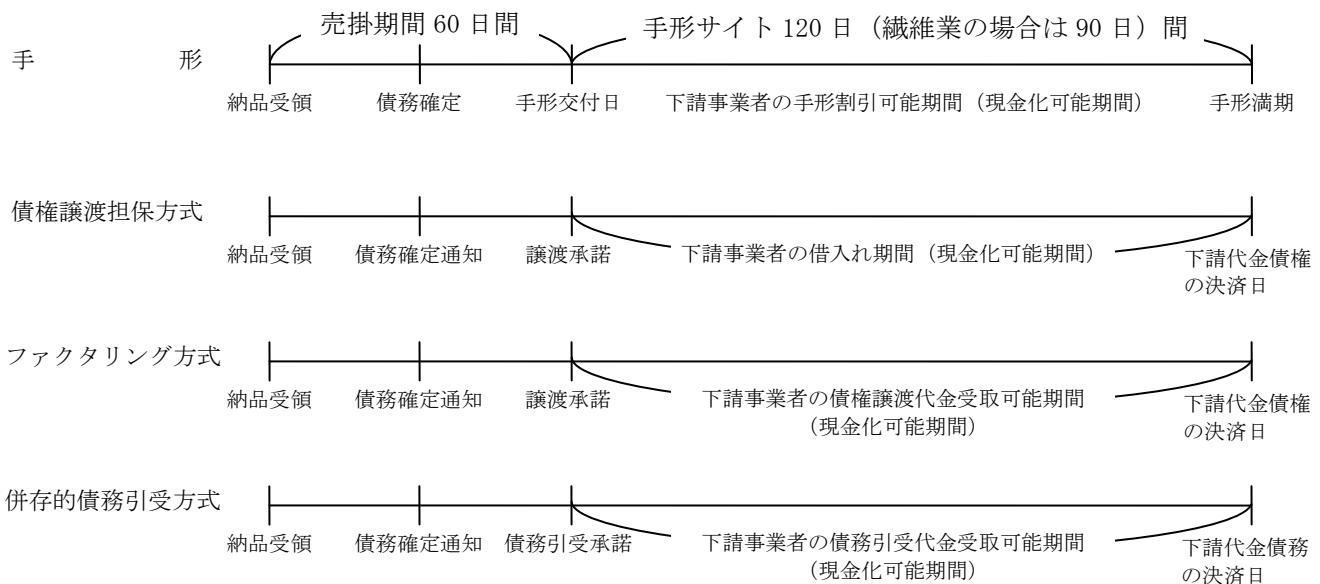
第2図 ファクタリング方式の概要



第3図 併存的債務引受方式の概要



第4図 手形と一括決済方式の対比



(1) 一括決済方式は、手形と実質的に同様の機能を果たすものであり、現金に準ずる支払手段として、下請代金の支払手段として認められるものである。一括決済方式により下請代金を支払う場合の本法第3条の書面及び本法第5条の書類の記載事項は、次のとおりである。

(本法第3条の書面)

- ① 金融機関の名称
- ② 金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとする額
- ③ 下請代金債権又は下請代金債務の額に相当する金銭を当該金融機関に支払う期日

一括決済方式の場合の本法第3条の書面への記載事項を現金払の場合又は手形払の場合の記載事項と対比すると次のとおりである。

現金払の場合	手形払の場合	一括決済方式の場合
下請代金の支払期日	下請代金の支払期日	下請代金の支払期日
下請代金の額	下請代金の額	下請代金の額
—	手形の金額	下請事業者が金融機関から貸付け又は支払を受けることができるこ ^ト とが ^{する} こととする額
—	手形の満期	下請代金債権又は下請代金債務の額に相当する金銭を金融機関に支払う期日
—	—	下請事業者が貸付け又は支払を受けることができるこ ^ト とが ^{する} 金融機関の名称

(本法第5条の書類)

- ① 金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額
- ② 金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした期間の始期
- ③ 下請代金債権又は下請代金債務の額に相当する金銭を当該金融機関に支払った日

一括決済方式の場合の本法第5条の書類への記載事項を現金払の場合又は手形払の場合の記載事項と対比すると次のとおりである。

現金払の場合	手形払の場合	一括決済方式の場合
支払った下請代金の額	支払った下請代金の額	支払った下請代金の額
下請代金を支払った日	下請代金を支払った日	下請代金を支払った日
—	手形の金額	下請事業者が金融機関から貸付け又は支払を受けるこ ^ト とが ^{する} こととした額
—	手形を交付した日	下請事業者が金融機関から貸付け又は支払を受けるこ ^ト とが ^{する} こととした期間の始期
—	手形の満期	下請代金債権又は下請代金債務の額に相当する金銭を金融機関に支払った日

(2) 公正取引委員会では、一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられる場合の本法及び独占禁止法の運用の方針を明らかにしている（昭和60年12月25日付け事務局長通達第13号。148ページ、資料9参照）。

また、一括決済方式はその導入のされ方、運用のされ方いかんによっては、下請事業者の取引先金融機関の選択の幅が狭められたり、下請代金の支払条件が下請事業者にとって不利に変更されたりする等不利益を受けるおそれがあるので、一括決済方式を導入する親事業者が遵守すべき事項を示し、これを基に親事業者を指導している（同日付け取引部長通知。149ページ、資料10参照）。

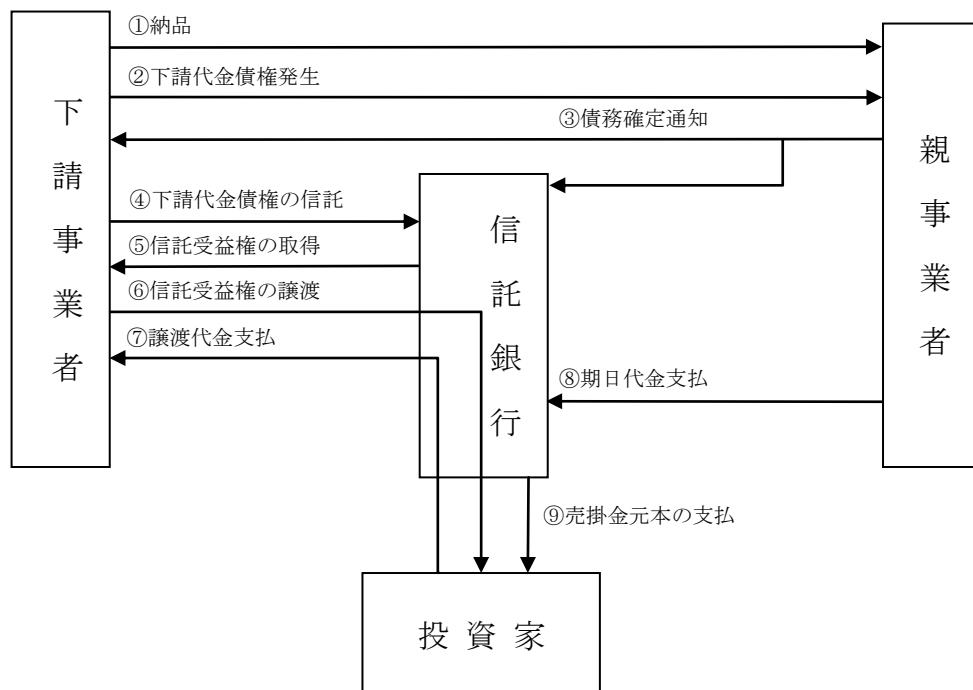
【一括決済方式についてのQ & A】

Q103: 信託方式（親事業者に対する下請事業者の債権を信託銀行に信託譲渡することにより下請事業者が信託受益権を取得し、下請事業者の要望に応じて信託銀行が当該信託受益権を投資家に販売することにより、下請事業者が信託銀行から金銭の支払を受ける方式）による一括決済の方式は、本法又は独占禁止法上問題ないか。

A: 本問のような信託を用いた一括決済方式は、「下請代金支払遅延等防止法第3条の書面の記載事

項等に関する規則」にいう「ファクタリング方式」に該当すると考えられるので、制度自体が本法又は独占禁止法上禁止されるものではないが、「一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられる場合の下請代金支払遅延等防止法及び独占禁止法の運用について」（148ページ、資料9参照）及び「一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導方針について」（149ページ、資料10参照）に則った形で実施される必要がある。

第5図 信託を用いた一括決済方式の概要

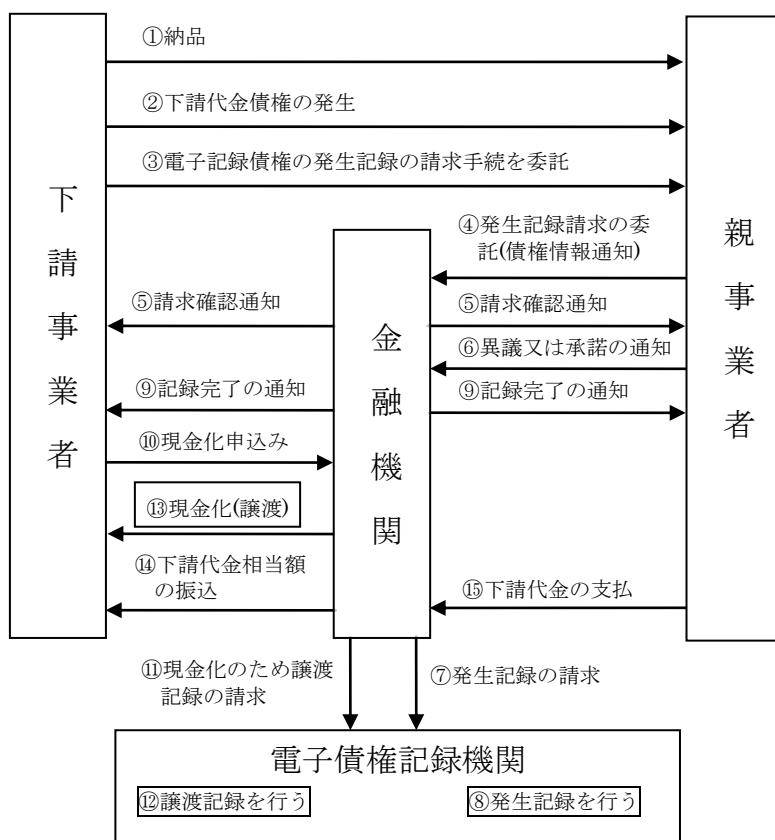


5 電子記録債権を用いた支払の概要

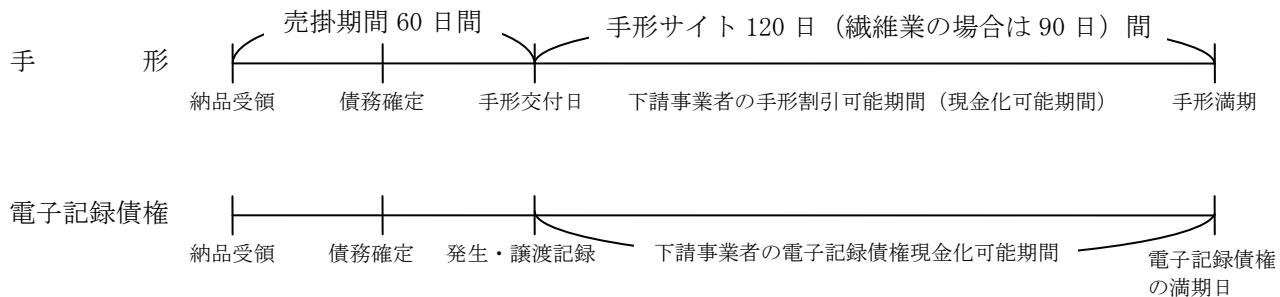
電子記録債権は、事業者の資金調達の円滑化などを図るために、手形とも指名債権とも異なる新しい類型の金銭債権として新たに創設されたものである。手形と異なり、発行・管理・交換上の不便さと印紙税の負担等を要せず、また、権利取得の不確実性や権利実現の不確実性を克服するような制度設計がなされており、下請取引においても、電子記録債権を用いた支払が手形に代わる手段として利用されることが想定されるものである。

(注) 電子記録債権を用いた下請代金の支払形態は1つに限られるものではないため、以下では一例として親事業者、下請事業者、金融機関及び電子債権記録機関の4者による場合の概要を記載する。

第1図 電子記録債権を用いた支払の概要



第2図 手形と電子記録債権を用いた支払の対比



- (1) 電子記録債権を用いた下請代金の支払は、手形と実質的に同様の機能を果たすものであり、現金に準ずる支払手段として、認められるものである。電子記録債権を下請代金の支払手段として用いる場合の本法第3条の書面及び本法第5条の書類の記載事項は、次のとおりである。

(本法第3条の書面)

- ① 下請代金の支払につき、親事業者及び下請事業者が電子記録債権の発生記録をし又は譲渡記録をする場合の当該電子記録債権の額（電子記録債権の額）
- ② 電子記録債権法第16条第1項第2号に規定する当該電子記録債権の支払期日（電子記録債権の満期日）

電子記録債権を支払手段として用いる場合の本法第3条の書面への記載事項を現金払の場合又は手形払の場合の記載事項と対比すると次のとおりである。

現金払の場合	手形払の場合	電子記録債権を用いた支払の場合
下請代金の支払期日	下請代金の支払期日	下請代金の支払期日
下請代金の額	下請代金の額	下請代金の額
—	手形の金額	電子記録債権の額
—	手形の満期	電子記録債権の満期日

(本法第5条の書類)

- ① 下請代金の支払につき、親事業者及び下請事業者が電子記録債権の発生記録又は譲渡記録をした場合の当該電子記録債権の額（電子記録債権の額）
- ② 下請事業者が下請代金の支払を受けることとした期間の始期
- ③ 電子記録債権法第16条第1項第2号に規定する当該電子記録債権の支払期日（電子記録債権の満期日）

電子記録債権を下請代金の支払手段として用いる場合の本法第5条の書類への記載事項を現金払の場合又は手形払の場合の記載事項と対比すると次のとおりである。

現金払の場合	手形払の場合	電子記録債権を用いた支払の場合
支払った下請代金の額	支払った下請代金の額	支払った下請代金の額
下請代金を支払った日	下請代金を支払った日	下請代金を支払った日
—	手形の金額	電子記録債権の額
—	手形を交付した日	下請事業者が下請代金の支払を受けることとした期間の始期
—	手形の満期	電子記録債権の満期日

(2) 公正取引委員会では、電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合の本法及び独占禁止法の運用の方針を明らかにしている（平成21年6月19日付け事務総長通達第12号。151ページ、資料11参照）。

また、電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合はその導入のされ方、運用のされ方いかんによっては、下請事業者の取引先金融機関の選択の幅が狭められたり、下請代金の支払条件が下請事業者にとって不利に変更されたりする等不利益を受けるおそれがあるので、電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合に親事業者が遵守すべき事項を示し、これを基に親事業者を指導している（同日付け取引部長通知。152ページ、資料12参照）。

【電子記録債権を用いた支払についてのQ & A】

Q104： 親事業者が電子記録債権を下請代金の支払手段として用いる場合に留意すべき点は何か。

A： 親事業者が留意すべき点を事務総長通達（151ページ、資料11参照）及び取引部長通知（152ページ、資料12参照）に明記しているので参考されたい。また、下請事業者に対して十分な説明を行い、下請事業者の合意を得る必要があることに留意する必要がある。

6 本法違反行為の未然防止の指導

下請取引を公正化するためには、取締りの強化だけでなく、親事業者及び下請事業者に対して、本法の趣旨・内容を周知徹底して違反行為の未然防止を図ることが肝要である。

このため、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、公正取引委員会と中小企業庁はそれぞれ下請取引適正化推進講習会を開催するほか、たれ幕・ポスターの掲示、新聞・雑誌等のマスメディアによる広報等を幅広く実施している。

以上のほか、

(1) 公正取引委員会では、

本法の的確な運用に資するため、次のような事業を実施し、必要な情報や意見等の提供を受け、違反行為の未然防止に努めている。

ア 下請取引改善協力委員

中小企業の経営者などの民間有識者等に下請取引改善協力委員（定員153名）を委嘱し、下請取引の状況等について意見・要望を聴取。

イ 都道府県との相互協力体制

本法をきめ細かく、かつ、的確に運用して全国各地の下請事業者の利益保護を図るためには、地域経済に密着した行政を行っている都道府県との協力が必要であることから、昭和60年4月から都道府県と相互に協力し、本法を普及・啓発。

ウ 業種別講習会

製造委託等分野、コンテンツ制作分野等に係る親事業者を対象にして、本法に関する研修会を開催。

(2) 中小企業庁では、

下請中小企業の不合理な取引慣行を排除し適正な下請取引の推進のため、次のような事業を実施している。

ア 下請取引改善講習制度

受発注企業の外注担当者等を対象に本法等の知識修得のための講習会を開催。

イ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン及びベストプラクティス集の作成・普及

親事業者と下請事業者の間の望ましい取引関係の構築を図るため、業種別の「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」（下請ガイドライン）を策定し、それぞれの業種の特性に応じて下請法や独占禁止法上問題となる行為の具体的な解説を行うとともに、望ましい取引事例（ベストプラクティス）を紹介。また、その望ましい取引事例等のうち、他の業種にも普及すべきものを共通的な事項としたベストプラクティス集を作成し、普及・啓発。

ウ 下請取引に関する相談・紛争処理

中小企業庁及び各経済産業局に置かれている下請代金検査官が相談に応じているほか、全国48ヶ所に設置した「下請かけこみ寺」で企業間取引に関する相談及び裁判外紛争解決（ADR）手続を実施。

参考 下請中小企業振興法の内容

(1) 下請中小企業振興法による施策の概要

下請中小企業振興法（以下「下請振興法」という。）の目的は、親事業者の協力のもとに、下請中小企業の体質を根本的に改善し、下請性を脱した独立性のある企業に育てあげることにあり、次の3つの柱からなっている。

第1は、下請中小企業の振興のための下請事業者、親事業者によるべき振興基準の策定とそれに定める事項についての指導及び助言である。（振興基準の詳細は(5)参照）

第2は、下請事業者の組織する事業協同組合等がその親事業者の協力を得ながら作成し、推進する振興事業計画制度である。この制度に基づく計画が適当である旨の承認を受けた場合は、金融上の優遇措置等が講じられている。なお、現在までに12件の計画が承認されている。

第3は、下請中小企業と親事業者との取引円滑化のための下請企業振興協会の充実・強化である。下請企業振興協会の主な業務は次のとおりである。

- 下請取引のあっせんを行うこと。
- 下請取引に関する苦情又は紛争について相談に応じ、その解決についてあっせん又は調停を行うこと。
- 下請中小企業の振興のために必要な調査又は情報の収集若しくは提供を行うこと。

(2) 基本的性格

下請振興法は、親事業者の協力のもとに、下請事業者自らが、その事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に發揮することができるよう体質を根本的に改善し、下請性を脱して独立性のある企業に育つことを目的としている。

したがって、同じく下請事業者を対象にした下請法が指導・規制法規であるのに対し、下請振興法は下請中小企業の支援法としての性格を有する法律である。

(3) 下請振興法の一部改正

経済のサービス化にともない、近年、サービス業等の役務分野においても下請分業関係の発達がみられるところから、サービス業等を含めた下請中小企業の振興を図るため、平成15年6月に法改正を行い、役務委託（ソフトウェア等の情報成果物作成委託を含む。）、修理委託を対象に追加した（平成15年6月18日公布、平成15年11月1日施行）。

○ 主な改正内容

① 振興の対象をサービス業等の下請中小企業に拡大

- ・修理委託
- ・情報成果物作成委託
- ・役務提供委託

② 振興事業計画作成に係る業種指定の撤廃、任意グループの追加

これまで、特定の業種に属する親事業者と下請中小企業の事業協同組合に限り共同で作成することとなっていた振興事業計画につき、今回、業種指定を撤廃し、また、組合以外の任意グループも親事業者と計画を作成できることとする。

③ 流動資産担保保険の特例の導入

振興事業計画の承認を受けた下請中小企業の資金調達の円滑化を図るために、下請中小企業が親事業者に

対する売掛金を活用する場合、保険の付保限度額を2倍にし（2億円→4億円）、保険料率を低くする（0.46%→0.29%）特例を設ける。

④ 罰金の上限額の引上げ

3万円 → 50万円

(4) 法の適用範囲

下請振興法では、「親事業者」を、資本金又は出資金（個人の場合は従業員数）が自己より小さい中小企業者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為を委託することを業として行うものと定義し、「下請事業者」を、資本金等が自己より大きいものから委託を受けて、次の各号のいずれかに掲げる行為を業として行う中小企業者と定義している。

- 一 その者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造又はその者がその使用し若しくは消費する物品の製造を業として行う場合におけるその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造
- 二 その者が業として行う販売又は業として請け負う製造の目的物たる物品又はその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造のための設備又はこれに類する器具の製造（前号に掲げるものを除く。）又は修理
- 三 その者が業として請け負う物品の修理の行為の全部若しくは一部又はその者がその使用する物品の修理を業として行う場合におけるその修理の行為の一部（前号に掲げるものを除く。）
- 四 その者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物※の作成の行為の全部若しくは一部又はその者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合におけるその情報成果物の作成の行為の全部若しくは一部
- 五 その者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部

※ 「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）
- 二 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの
- 三 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの
- 四 上記のほか、これらに類するもので政令で定めるもの

次に、下請振興法と下請法とでは法の適用範囲が次の5点において異なる。

第1は、対象となる下請取引の決め方である。

下請法は、規制法規であることから、その対象を限定する必要があるため、資本金等に一定の区分を設けて親事業者と下請事業者の関係を決めているのに対し、下請振興法は単に資本金等の大小又は従業員の大小で決めている。

第2は、建設請負の取扱いである。

建設工事に係る下請事業者保護の観点から、建設業法において下請法と類似する規定が既になされていることから、下請法では建設請負が対象取引から除外されている。一方、下請振興法は、広く下請振興を図る観点から、全ての下請取引を対象としている。

第3は、下請取引の範囲の違いである。

下請法では、金型以外の製造設備については親事業者自らが業として製造・修理している場合のみ対象となるのに対し、下請振興法では、製造設備とこれに類する器具（金型含む）については、親事業者自らが業として製造・修理しない場合も対象となる。

第4は、下請法は規制法としての性格上、1回限りの委託もその対象となるが、下請振興法は、「委託することを業として行う」と規定しているので、継続的な委託関係にあるものを対象としている。

第5は、下請法における下請事業者は個人又は法人たる事業者であるが、下請振興法における下請事業者は会社、個人、企業組合、協業組合となっている。

したがって、下請法では、公益法人や事業協同組合等も下請事業者となるが、下請振興法では、公益法人や事業協同組合等は下請事業者とはならない。

(5) 振興基準

振興基準は、下請中小企業の振興を図るため、下請事業者及び親事業者によるべき一般的な基準として下請振興法第3条の規定に基づき、経済産業省告示で具体的な内容が定められている。

また、振興基準は、主務大臣（下請事業者、親事業者の事業を所管する大臣）が必要に応じて下請事業者及び親事業者に対して指導、助言を行う際に用いられている。

振興基準の中で親事業者の遵守すべき主な事項は次のとおりである。

- ① 発注分野の明確化及び発注方法の改善
- ② 長期発注計画の提示及び発注契約の長期化
- ③ 発注の安定化及び発注量の平準化
- ④ 納期の適正化
- ⑤ 発注の手続事務及び支給材の支給、設備器具等の貸与等に関する手續事務の円滑化、明確化
- ⑥ 設計、仕様書等の明確化による発注内容の明確化
- ⑦ 取引停止及び大幅な取引減少の場合の予告
- ⑧ 施設又は設備の導入、技術の向上、経営管理等の改善、事業の共同化を行う下請事業者への配慮
- ⑨ 電子受発注等を行う場合の下請事業者への配慮
- ⑩ 対価の決定方法の改善
- ⑪ 納品の検査の方法の改善
- ⑫ 支給材の支給及び設備等の貸与方法の改善
- ⑬ 下請代金の支払方法（一括決済方式を含む。）の改善
- ⑭ 基本契約の締結
- ⑮ 下請事業者の売掛債権の譲渡承諾
- ⑯ 知的財産の取扱いの明確化
- ⑰ 海外進出等を行う場合の下請事業者への配慮
- ⑱ 工場移転等を行う場合の下請事業者への情報提供と支援
- ⑲ 経済情勢の急激な変化に伴う下請事業者への配慮

(6) 振興事業計画

親事業者と特定下請組合等が協議して、当該下請中小企業の経営基盤の強化を図るための計画を作成し、主務大臣の承認を受けることにより金融上の支援策等が活用できる制度。

- ① 下請事業者の施設又は設備の導入計画
- ② 共同利用施設の設置計画
- ③ 下請事業者の技術の向上計画
- ④ その他共同化計画等下請事業者の振興に関する計画

親事業者は、設定された計画が達成されるよう次の①～③のすべてについて計画を設定する。

- ① 発注分野の明確化
- ② 発注方法の改善
- ③ 取引条件の改善

振興事業計画に対する支援策は以下のとおり。

- ① 高度化資金貸付 [中小企業基盤整備機構、都道府県]

下請中小企業者が共同で行う事業（共同利用施設の設置事業、設備リース業等）に必要な資金を無利子で貸付

- ② 流動資産担保保険の特例 [中小企業金融公庫]

保険の付保限度額を2倍にし（2億円→4億円）、保険料の引下げ（0.46%→0.29%）の特例を設けている。

(7) 下請企業振興協会

下請企業振興協会は、下請振興法第11条に基づき下請取引の円滑化を図ることによって下請中小企業を振興しようとする民法上の公益法人の機関で全都道府県に設置されており、「取引のあっせん」や「下請取引に関する苦情又は紛争の処理」、「下請中小企業に対する各種情報提供」等を主たる事業としている。

また、都道府県の協会の中核機関として、昭和54年度に全国下請企業振興協会が設立され、以来、広域かつ組織的な取引のあっせん体制の強化をはじめとする下請中小企業の振興に努めている（平成18年4月1日より（財）全国中小企業取引振興協会へと名称変更を行った。）。

資料 1

下請代金支払遅延等防止法

(制 定)	昭 和 3 1 .	6 .	1	法 律 第 1 2 0 号
(改 正)	昭 和 3 7 .	5 .	1 5	法 律 第 1 3 5 号
(改 正)	昭 和 3 8 .	7 .	2 0	法 律 第 1 5 7 号
(改 正)	昭 和 4 0 .	6 .	1 0	法 律 第 1 2 5 号
(改 正)	昭 和 4 8 .	1 0 .	1 5	法 律 第 1 1 5 号
(改 正)	平 成 1 1 .	1 2 .	3	法 律 第 1 4 6 号
(改 正)	平 成 1 2 .	1 1 .	2 7	法 律 第 1 2 6 号
(改 正)	平 成 1 5 .	6 .	1 8	法 律 第 8 7 号
(改 正)	平 成 1 7 .	4 .	2 7	法 律 第 3 5 号
(改 正)	平 成 1 7 .	7 .	2 6	法 律 第 8 7 号
(改 正)	平 成 2 1 .	6 .	1 0	法 律 第 5 1 号

(目的)

第1条 この法律は、下請代金の支払遅延等を防止することによって、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もつて国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造(加工を含む。以下同じ。)の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することをいう。

2 この法律で「修理委託」とは、事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合にその修理の行為の一部を他の事業者に委託することをいう。

3 この法律で「情報成果物作成委託」とは、事業者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。

4 この法律で「役務提供委託」とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること(建設業(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第2項に規定する建設業をいう。以下この項において同じ。)を営む者が業として請け負う建設工事(同条第1項に規定する建設工事をいう。)の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせることを除く。)をいう。

5 この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。

6 この法律で「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。

一 プログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。)

- 二 映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの
 - 三 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの
 - 四 前3号に掲げるもののほか、これらに類するもので政令で定めるもの
- 7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 一 資本金の額又は出資の総額が3億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第14条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第1号及び第2号において同じ。）をするもの
 - 二 資本金の額又は出資の総額が1000万円を超え3億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第14条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が1000万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの
 - 三 資本金の額又は出資の総額が5000万円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第14条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が5000万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託（それぞれ第1号の政令で定める情報成果物又は役務に係るもの）を除く。次号並びに次項第3号及び第4号において同じ。）をするもの
 - 四 資本金の額又は出資の総額が1000万円を超え5000万円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第14条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が1000万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をするもの
- 8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下の法人たる事業者であつて、前項第1号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの
 - 二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が1000万円以下の法人たる事業者であつて、前項第2号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの
 - 三 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が5000万円以下の法人たる事業者であつて、前項第3号に規定する親事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの
 - 四 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が1000万円以下の法人たる事業者であつて、前項第4号に規定する親事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの
- 9 資本金の額又は出資の総額が1000万円を超える法人たる事業者から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受け、かつ、その事業者から製造委託等を受ける法人たる事業者が、その製造委託等に係る製造、修理、作成又は提供の行為の全部又は相当部分について再委託をする場合（第7項第1号又は第2号に該当する者がそれぞれ前項第1号又は第2号に該当する者に対し製造委託等をする場合及び第7項第3号又は第4号に該当する者がそれぞれ前項第3号又は第4号に該当する者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をする場合を除く。）において、再委託を受ける事業者が、役員の任免、業務の執行又は存立について支配をし、かつ、製造委託等をする当該事業者から直接製造委託等を受けるものとすれば前項各号のいずれかに該当することとなる事業者であるときは、この法律の適用については、再委託をする事業者は親事業者と、再委託を受ける事業者は下請事業者とみなす。
- 10 この法律で「下請代金」とは、親事業者が製造委託等をした場合に下請事業者の給付（役務提供委託をした場合にあつては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

(下請代金の支払期日)

- 第2条の2** 下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。次項において同じ。）から起算して、60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。
- 2 下請代金の支払期日が定められなかつたときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日が、前項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して60日を経過した日の前日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。

(書面の交付等)

- 第3条** 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。
- 2 親事業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該下請事業者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて公正取引委員会規則で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該親事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

(親事業者の遵守事項)

- 第4条** 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第1号及び第4号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。
- 一 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の受領を拒むこと。
 - 二 下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと。
 - 三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。
 - 四 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること。
 - 五 下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。
 - 六 下請事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。
 - 七 親事業者が第1号若しくは第2号に掲げる行為をしている場合若しくは第3号から前号までに掲げる行為をした場合又は親事業者について次項各号の一に該当する事実があると認められる場合に下請事業者が公正取引委員会又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。
- 2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第1号を除く。）に掲げる行為をすることによって、下請事業者の利益を不当に害してはならない。
- 一 自己に対する給付に必要な半製品、部品、附属品又は原材料（以下「原材料等」という。）を自己から購入させた場合に、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該原材料等を用いる給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料等の対価の全部若しくは一部を控除し、又は当該原材料等の対価の全部若しくは一部を支払わせること。

- 二 下請代金の支払につき、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること。
- 三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
- 四 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させ、又は下請事業者の給付を受領した後に（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後に）給付をやり直させること。

（遅延利息）

第4条の2 親事業者は、下請代金の支払期日までに下請代金を支払わなかつたときは、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日）から起算して60日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

（書類等の作成及び保存）

第5条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、公正取引委員会規則で定めるところにより、下請事業者の給付、給付の受領（役務提供委託をした場合にあつては、下請事業者がした役務を提供する行為の実施）、下請代金の支払その他の事項について記載し又は記録した書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成し、これを保存しなければならない。

（中小企業庁長官の請求）

第6条 中小企業庁長官は、親事業者が第4条第1項第1号、第2号若しくは第7号に掲げる行為をしているかどうか若しくは同項第3号から第6号までに掲げる行為をしたかどうか又は親事業者について同条第2項各号の一に該当する事実があるかどうかを調査し、その事実があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置をとるべきことを求めることができる。

（勧告）

第7条 公正取引委員会は、親事業者が第4条第1項第1号、第2号又は第7号に掲げる行為をしていると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の給付を受領し、その下請代金若しくはその下請代金及び第4条の2の規定による遅延利息を支払い、又はその不利益な取扱いをやめるべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

2 公正取引委員会は、親事業者が第4条第1項第3号から第6号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

3 公正取引委員会は、親事業者について第4条第2項各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第8条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第20条及び第20条の6の規定は、公正取引委員会が前条第1項から第3項までの規定による勧告をした場合において、親事業者がその勧告に従つたときに限り、親事業者のその勧告に係る行為については、適用しない。

(報告及び検査)

第9条 公正取引委員会は、親事業者の下請事業者に対する製造委託等に関する取引(以下単に「取引」という。)を公正ならしめるため必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者若しくは下請事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 中小企業庁長官は、下請事業者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に親事業者若しくは下請事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 親事業者又は下請事業者の営む事業を所管する主務大臣は、中小企業庁長官の第6条の規定による調査に協力するため特に必要があると認めるときは、所管事業を営む親事業者若しくは下請事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 前3項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 第1項から第3項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした親事業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、50万円以下の罰金に処する。

- 一 第3条第1項の規定による書面を交付しなかつたとき。
- 二 第5条の規定による書類若しくは電磁的記録を作成せず、若しくは保存せず、又は虚偽の書類若しくは電磁的記録を作成したとき。

第11条 第9条第1項から第3項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50万円以下の罰金に処する。

第12条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附 則	略
附 則 (昭和37年法律第135号)	略
附 則 (昭和38年法律第157号)	略
附 則 (昭和40年法律第125号)	略
附 則 (昭和48年法律第115号)	略
附 則 (平成11年法律第146号)	略
附 則 (平成12年法律第126号)	略

附 則（平成 15 年法律第 87 号）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日（平成 16 年 4 月 1 日）から施行する。ただし、第 10 条及び第 11 条の改正規定は、公布の日から起算して 30 日を経過した日（平成 15 年 7 月 18 日）から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律による改正後の下請代金支払遅延等防止法（以下「新法」という。）の規定は、この法律の施行前にした新法第 2 条第 1 項の製造委託（金型の製造に係るものに限る。），同条第 3 項の情報成果物作成委託及び同条第 4 項の役務提供委託に該当するものについては、適用しない。

第3条 新法第 3 条第 1 項の規定は、この法律の施行後にした製造委託等について適用し、この法律の施行前にした製造委託又は修理委託については、なお従前の例による。

第4条 新法第 4 条第 1 項第 6 号（役務を強制して利用させることに係る部分に限る。）並びに第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定は、この法律の施行前にした製造委託又は修理委託については、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第5条 この法律の施行前にした行為及び附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第6条 附則第 2 条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要となる経過措置は、政令で定める。

（検討）

第7条 政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成 17 年法律第 35 号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日（平成 18 年 1 月 4 日）から施行する。〔後略〕

附 則（平成 17 年法律第 87 号） 抄

（施行期日）

この法律は、会社法の施行の日（平成 18 年 5 月 1 日）から施行する。〔後略〕

附 則（平成 21 年法律第 51 号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日（平成 22 年 1 月 1 日）から施行する。〔後略〕

資料2

下請代金支払遅延等防止法施行令

(制定) 平成 13. 1. 4 政令第 5 号

(改正) 平成 15. 10. 3 政令第 452 号

内閣は、下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第 2 条第 7 項第 1 号の政令で定める情報成果物及び役務）

第 1 条 下請代金支払遅延等防止法（以下「法」という。）第 2 条第 7 項第 1 号の政令で定める情報成果物は、プログラムとする。

2 法第 2 条第 7 項第 1 号の政令で定める役務は、次に掲げるものとする。

- 一 運送
- 二 物品の倉庫における保管
- 三 情報処理

（情報通信の技術を利用する方法）

第 2 条 親事業者は、法第 3 条第 2 項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該下請事業者に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た親事業者は、当該下請事業者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該下請事業者に対し、法第 3 条第 2 項に規定する事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該下請事業者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

附 則

この政令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律（平成 12 年法律第 126 号）の施行の日（平成 13 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則（平成 15 年政令第 452 号）

この政令は、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律の施行の日（平成 16 年 4 月 1 日）から施行する。

資料3

下請代金支払遅延等防止法第3条の書面の記載事項等に関する規則

(全部改正) 平成 15. 12. 11 公正取引委員会規則第 7 号
(改正) 平成 21. 6. 19 公正取引委員会規則第 3 号

下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）第 3 条の規定に基づき、下請代金支払遅延等防止法第 3 条の書面の記載事項等に関する規則（昭和 60 年公正取引委員会規則第 3 号）の全部を改正する規則を次のように定める。

下請代金支払遅延等防止法第 3 条の書面の記載事項等に関する規則

第1条 下請代金支払遅延等防止法（以下「法」という。）第 3 条の書面には、次に掲げる事項を明確に記載しなければならない。

- 一 親事業者及び下請事業者の商号、名称又は事業者別に付された番号、記号その他の符号であって親事業者及び下請事業者を識別できるもの
- 二 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託（以下「製造委託等」という。）をした日、下請事業者の給付（役務提供委託の場合は、提供される役務。以下同じ。）の内容並びにその給付を受領する期日（役務提供委託の場合は、下請事業者が委託を受けた役務を提供する期日（期間を定めて提供を委託するものにあっては、当該期間））及び場所
- 三 下請事業者の給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日
- 四 下請代金の額及び支払期日
- 五 下請代金の全部又は一部の支払につき手形を交付する場合は、その手形の金額及び満期
- 六 下請代金の全部又は一部の支払につき、親事業者、下請事業者及び金融機関との間の約定に基づき、下請事業者が債権譲渡担保方式（下請事業者が、下請代金の額に相当する下請代金債権を担保として、金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の貸付けを受ける方式）又はファクタリング方式（下請事業者が、下請代金の額に相当する下請代金債権を金融機関に譲渡することにより、当該金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の支払を受ける方式）若しくは併存的債務引受方式（下請事業者が、下請代金の額に相当する下請代金債務を親事業者と共に負った金融機関から、当該下請代金の額に相当する金銭の支払を受ける方式）により金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることとなる場合は、次に掲げる事項
 - イ 当該金融機関の名称
 - ロ 当該金融機関から貸付け又は支払を受けることとなる額
 - ハ 当該下請代金債権又は当該下請代金債務の額に相当する金銭を当該金融機関に支払う期日
- 七 下請代金の全部又は一部の支払につき、親事業者及び下請事業者が電子記録債権（電子記録債権法（平成 19 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発生記録（電子記録債権法第 15 条に規定する発生記録をいう。）をし又は譲渡記録（電子記録債権法第 17 条に規定する譲渡記録をいう。）をする場合は、次に掲げる事項
 - イ 当該電子記録債権の額
 - ロ 電子記録債権法第 16 条第 1 項第 2 号に規定する当該電子記録債権の支払期日

八 製造委託等に関し原材料等を親事業者から購入させる場合は、その品名、数量、対価及び引渡しの期日並びに決済の期日及び方法

- 2 前項第4号の下請代金の額について、具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情がある場合には、下請代金の具体的な金額を定めることとなる算定方法を記載することをもって足りる。
- 3 法第3条第1項ただし書の規定に基づき、製造委託等をしたときに書面に記載しない事項（以下「特定事項」という。）がある場合には、特定事項以外の事項のほか、特定事項の内容が定められない理由及び特定事項の内容を定めることとなる予定期日を、製造委託等をしたときに交付する書面（以下「当初書面」という。）に記載しなければならない。

第2条 法第3条第2項の公正取引委員会規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 親事業者の使用に係る電子計算機と下請事業者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 親事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて下請事業者の閲覧に供し、当該下請事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第3条第2項前段に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、親事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを作成する方法
- 2 前項に掲げる方法は、下請事業者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。
- 3 第1項第1号の「電子情報処理組織」とは、親事業者の使用に係る電子計算機と、下請事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第3条 下請代金支払遅延等防止法施行令（平成13年政令第5号）第2条第1項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第1項に規定する方法のうち親事業者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

第4条 第1条第1項各号に掲げる事項が一定期間における製造委託等について共通であるものとしてこれを明確に記載した書面によりあらかじめ下請事業者に通知されたときは、当該事項については、その期間内における製造委託等に係る法第3条の書面への記載は、その通知したところによる旨を明らかにすることをもって足りる。

- 2 法第3条第2項の規定に基づき書面の交付に代えて電磁的方法により提供する場合には、第1条第1項各号に掲げる事項が一定期間における製造委託等について共通であるものとして、あらかじめ、書面により通知され、又は電磁的方法により提供されたときは、当該事項については、その期間内における製造委託等に係るファイルへの記録は、当該事項との関連性を確認することができるよう記録することをもって足りる。

第5条 法第3条第1項ただし書の規定に基づき、特定事項の内容を記載した書面を交付するときは、当初書面との関連性を確認することができるようにしなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の下請代金支払遅延等防止法第 3 条の書面の記載事項等に関する規則の規定は、この規則の施行前にした下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律（平成 15 年法律第 87 号）による改正後の下請代金支払遅延等防止法第 2 条第 1 項の製造委託（金型の製造に係るものに限る。），同条第 3 項の情報成果物作成委託及び同条第 4 項の役務提供委託に該当するものについては、適用しない。
- 3 この規則の施行前にした製造委託又は修理委託については、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年公正取引委員会規則第 3 号）

この規則は、平成 21 年 6 月 19 日から施行する。

資料 4

下請代金支払遅延等防止法第4条の2の規定による遅延利息の率を定める規則

(制定) 昭和 37. 5. 15 公正取引委員会規則第 1 号

(改正) 昭和 45. 5. 8 公正取引委員会規則第 1 号

下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）第 4 条の 2 の規定に基づき、この規則を定める。

下請代金支払遅延等防止法第4条の2の規定による遅延利息の率を定める規則

下請代金支払遅延等防止法第 4 条の 2 の規定による下請代金の支払遅延に対する遅延利息の率は、年 14.6 パーセントとする。

附 則

この規則は、昭和 37 年 6 月 14 日から施行する。

附 則（昭和 45 年公正取引委員会規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

資料5

下請代金支払遅延等防止法第5条の書類又は電磁的記録の作成及び保存に関する規則

(全部改正) 平成 15. 12. 11 公正取引委員会規則第 8 号

(改正) 平成 21. 6. 19 公正取引委員会規則第 4 号

下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）第 5 条の規定に基づき、下請代金支払遅延等防止法第 5 条の書類又は電磁的記録の作成及び保存に関する規則（昭和 60 年公正取引委員会規則第 4 号）の全部を改正する規則を次のように定める。

下請代金支払遅延等防止法第 5 条の書類又は電磁的記録の作成及び保存に関する規則

第1条 下請代金支払遅延等防止法（以下「法」という。）第 5 条の書類又は電磁的記録には、次に掲げる事項を明確に記載し又は記録しなければならない。

- 一 下請事業者の商号、名称又は事業者別に付された番号、記号その他の符号であって下請事業者を識別できるもの
- 二 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託（以下「製造委託等」という。）をした日、下請事業者の給付（役務提供委託の場合は、役務の提供。以下同じ。）の内容及びその給付を受領する期日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をする期日（期間を定めて提供を委託するものにあっては、当該期間），並びに受領した給付の内容及びその給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者からその役務が提供された日（期間を定めて提供されたものにあっては、当該期間））
- 三 下請事業者の給付の内容について検査をした場合は、その検査を完了した日、検査の結果及び検査に合格しなかった給付の取扱い
- 四 下請事業者の給付の内容を変更させ、又は給付の受領後に（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後に）給付をやり直させた場合には、その内容及びその理由
- 五 下請代金の額及び支払期日並びにその額に変更があった場合は増減額及びその理由
- 六 支払った下請代金の額、支払った日及び支払手段
- 七 下請代金の全部又は一部の支払につき手形を交付した場合は、その手形の金額、手形を交付した日及び手形の満期
- 八 下請代金の全部又は一部の支払につき、親事業者、下請事業者及び金融機関との間の約定に基づき、下請事業者が債権譲渡担保方式（下請事業者が、下請代金の額に相当する下請代金債権を担保として、金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の貸付けを受ける方式）又はファクタリング方式（下請事業者が、下請代金の額に相当する下請代金債権を譲渡することにより、当該金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の支払を受ける方式）若しくは併存的債務引受方式（下請事業者が、下請代金の額に相当する下請代金債務を親事業者と共に負った金融機関から、当該下請代金の額に相当する金銭の支払を受ける方式）により金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができることとした場合は、次に掲げる事項
 - イ 当該金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期
 - ロ 当該下請代金債権又は当該下請代金債務の額に相当する金銭を当該金融機関に支払った日

九 下請代金の全部又は一部の支払につき、親事業者及び下請事業者が電子記録債権（電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発生記録（電子記録債権法第15条に規定する発生記録をいう。）をし又は譲渡記録（電子記録債権法第17条に規定する譲渡記録をいう。）をした場合は、次に掲げる事項

- イ 当該電子記録債権の額
 - ロ 下請事業者が下請代金の支払を受けることができることとした期間の始期
 - ハ 電子記録債権法第16条第1項第2号に規定する当該電子記録債権の支払期日
- 十 製造委託等に関し原材料等を親事業者から購入させた場合は、その品名、数量、対価及び引き渡しの日並びに決済をした日及び決済の方法
- 十一 下請代金の一部を支払い又は下請代金から原材料等の対価の全部若しくは一部を控除した場合は、その後の下請代金の残額
- 十二 遅延利息を支払った場合は、その遅延利息の額及び遅延利息を支払った日
- 2 法第3条の書面において下請代金の額として算定方法を記載した場合は、前項第5号の下請代金の額について、当該算定方法及びこれにより定められた具体的な金額並びに当該算定方法に変更があったときは変更後の算定方法、当該変更後の算定方法により定められた具体的な金額及びその理由を明確に記載し又は記録しなければならない。
- 3 法第3条第1項ただし書の規定に基づき、製造委託等をしたときに書面に記載しない事項（以下「特定事項」という。）がある場合には、特定事項の内容が定められなかった理由、特定事項の内容を記載した書面を交付した日及びそれに記載した特定事項の内容を明確に記載し又は記録しなければならない。
- 4 第1項から第3項までに掲げる事項は、その相互の関係を明らかにして、それぞれ別の書類又は電磁的記録に記載又は記録をすることができる。

第2条 前条第1項から第3項までに掲げる事項の記載又は記録は、それぞれその事項に係る事実が生じ、又は明らかになったときに、速やかに当該事項について行わなければならない。

- 2 前条第1項から第3項までに掲げる事項を書類に記載する場合には、下請事業者別に記載しなければならない。
- 3 前条第1項から第3項までに掲げる事項について記録した電磁的記録を作成し、保有する場合には、次に掲げる要件に従って作成し、保存しなければならない。
- 一 前条第1項から第3項までに掲げる事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認すること。
 - 二 必要に応じ電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に出力すること。
 - 三 電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を有していること。
- イ 前条第1項第1号に掲げる事項を検索の条件として設定できること。
 - ロ 製造委託等をした日については、その範囲を指定して条件を設定できること。

第3条 法第5条の書類又は電磁的記録の保存期間は、第1条第1項から第3項までに掲げる事項の記載又は記録を終った日から2年間とする。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の下請代金支払遅延等防止法第5条の書類又は電磁的記録の作成及び保存に関する規則の規定は、この規則の施行前にした下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律（平成15年法律第

87号)による改正後の下請代金支払遅延等防止法第2条第1項の製造委託(金型の製造に係るものに限る。),
同条第3項の情報成果物作成委託及び同条第4項の役務提供委託に該当するものについては, 適用しない。

3 この規則の施行前にした製造委託又は修理委託については, なお従前の例による。

附 則 (平成21年公正取引委員会規則第4号)

この規則は, 平成21年6月19日から施行する。

資料 6

下請取引における電磁的記録の提供に関する留意事項

平成 13 年 3 月 30 日

公正取引委員会

改正：平成 22 年 1 月 1 日

平成 12 年 11 月に成立した「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律」によって下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）が改正された（平成 13 年 4 月 1 日施行）。この改正に伴い、「下請代金支払遅延等防止法施行令」を制定するとともに、「下請代金支払遅延等防止法第 3 条の書面の記載事項等に関する規則」及び「下請代金支払遅延等防止法第 5 条の書類の作成及び保存に関する規則」を改正したところである。

今般の下請法の改正に伴い、下請法第 3 条第 1 項の書面の交付に代えて電磁的記録の提供を行うことが可能となるなど、下請法の適用を受ける取引（以下「下請取引」という。）において情報通信の技術を利用した受注及び発注（以下「電子受発注」という。）ができることが下請法上明確になったことから、下請取引において電子受発注が活用されることが予想されるところである。このため、下請法第 3 条第 1 項の書面の交付に代えて行うことができる電磁的記録の提供の方法に関する留意事項を取りまとめた。

また、例えば、親事業者が下請事業者に一方的に電子受発注を押し付けたり、親事業者から下請事業者に不当な費用負担を押し付けられるのではないかとの懸念がある。このため、電子受発注に伴って、下請事業者の利益を害するような行為その他下請法の趣旨に反する行為が行われることのないよう、下請法及び独占禁止法上の留意事項を取りまとめた。

なお、本留意事項の策定に伴い、「親事業者が磁気記録媒体等の交付等によって発注を行う場合及び下請取引の経緯を磁気記録媒体等に記録し保存する場合の指導方針について」（昭和 60 年 12 月 25 日取引部長通知）は廃止する。

第 1 電磁的記録の提供の方法に関する留意事項

1 電磁的記録の提供の方法

下請法第 3 条第 1 項の書面の交付に代えて行うことができる電磁的記録の提供の方法は、以下のいずれかの方法であって、下請事業者がファイルへの記録を出力することによって書面を作成することができるものをいう。

(1) 電気通信回線を通じて送信し、下請事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（以下「下請事業者のファイル」という。）に記録する方法（例えば、電子メール、取引データをまとめてファイルとして一括送信する方法（E D I 等）、電磁的記録をファイルに記録する機能を有するファックス等に送信する方法等）

(注 1) 受信と同時に書面により出力されるファックスへ送信する方法は、書面の交付に該当する。

(注 2) 電子計算機とは、内部に C P U （中央演算装置）やメモリーを有し、電気通信回線を通じて電磁的記録を受信できるものをいう。

- (2) 電気通信回線を通じて下請事業者の閲覧に供し、当該下請事業者のファイルに記録する方法(例えば、ウェップのホームページを利用する方法等)
- (3) 下請事業者に磁気ディスク、シー・ディー・ロム等を交付する方法

2 電子メール等による電磁的記録の提供に係る留意事項

- (1) 書面の交付に代えて電子メールにより電磁的記録の提供を行う場合は、下請事業者の使用に係るメールボックスに送信しただけでは提供したとはいはず、下請事業者がメールを自己の使用に係る電子計算機に記録しなければ提供したことにはならない。例えば、通常の電子メールであれば、少なくとも、下請事業者が当該メールを受信していることが必要となる。また、携帯電話に電子メールを送信する方法は、電磁的記録が下請事業者のファイルに記録されないので、下請法で認められる電磁的記録の提供に該当しない。
- (2) 書面の交付に代えてウェップのホームページを閲覧させる場合は、下請事業者がブラウザ等で閲覧しただけでは、下請事業者のファイルに記録したことにはならず、下請事業者が閲覧した事項について、別途、電子メールで送信するか、ホームページにダウンロード機能を持たせるなどして下請事業者のファイルに記録できるような方策等の対応が必要となる。

第2 下請取引における電子受発注に伴う下請法及び独占禁止法上の留意事項

1 下請事業者の承諾

親事業者が書面の交付に代えて電磁的記録の提供を行う場合、事前に、下請事業者の承諾を得ることが必要となるが、親事業者が下請事業者に対して、承諾しない場合には、取引の数量を減じ、取引を停止し、取引の条件又は実施について不利益な取扱いをすること等を示唆するなど承諾を余儀なくさせることも懸念される。このような場合には、下請法及び独占禁止法上の問題が生じ得ることから、下請事業者の承諾を得るに当たっては、費用負担の内容、電磁的記録の提供を受けない旨の申出を行うことも併せて提示することが必要となる。

なお、親事業者が今後の下請取引について書面の交付に代えて電磁的記録の提供を行うことを下請事業者から一括して承諾を得た場合には、製造委託又は修理委託をする都度承諾を得る必要はない。

2 費用負担

(1) 電磁的記録の提供に係るシステム開発費等

親事業者が下請事業者に電磁的記録の提供を行うため、システム開発費等親事業者が負担すべき費用を下請事業者に負担させることは、下請法第4条第2項第3号(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)又は独占禁止法第19条(同法第2条第9項第5号 優越的地位の濫用)に違反するおそれがある。ただし、下請事業者の利用に応じて追加的に発生する費用については、下請事業者が得る利益の範囲内での負担を求めるることはこの限りでない。

(2) 電子情報機器等の購入等

下請事業者が電磁的記録の提供を受けるために必要な通信機器、電子計算機等の機器、ソフトウェア等を購入することやインターネットプロバイダ、システムサービス事業者等からの役務の提供を受けることとなつても、親事業者が下請事業者に対して、書面の交付に代えて電磁的記録の提供を求めるこ

自体は、直ちに、下請法又は独占禁止法上問題となるものではない。しかしながら、親事業者が下請事業者に対して、次のような行為を行う場合は、下請法第4条第1項第6号（購入強制の禁止）又は独占禁止法第19条（同法第2条第9項第5号 優越的地位の濫用）に違反するおそれがある。

ア 正当な理由がないのに、自己の指定する通信機器、電子計算機等の機器、ソフトウェア等を購入させ、又は自己の指定するインターネットプロバイダ、システムサービス事業者等からの役務の提供を受けさせること。

イ 親事業者が提供するシステムの一部の機能しか下請事業者が利用しないにもかかわらず、そのほとんどの機能を利用するなどを前提とした費用の負担を求める。

(3) 通信費用等の負担

親事業者が下請事業者に書面の交付に代えて電磁的記録の提供を行うために要する通信費用を下請代金から減額するなどして下請事業者に負担させることは、下請法第4条第1項第3号（減額の禁止）又は独占禁止法第19条（同法第2条第9項第5号 優越的地位の濫用）に違反するおそれがある。ただし、下請事業者が親事業者から送信された電磁的記録を受信するために要する通信費用について、あらかじめ下請事業者の承諾を受けたときは、この限りでない。

3 電磁的記録の提供を承諾しない下請事業者等への不利益な取扱い

書面の交付に代えて電磁的記録の提供を行うことを承諾しない下請事業者又は書面の交付に代えて電磁的記録の提供を受けない旨の申出をした下請事業者に対し、不当に取引の条件又は実施について不利益な取扱いをすることは、独占禁止法第19条（同法第2条第9項第5号 優越的地位の濫用）に違反するおそれがある。

4 電磁的記録の提供を行うことができなかったときの措置

親事業者がシステムの故障等により下請事業者に対して、直ちに書面の交付に代えて電磁的記録の提供を行うことができない場合は、当該下請事業者に書面を交付する必要がある。また、親事業者が書面の交付に代えて電磁的記録の提供を行うに当たって、電磁的記録を送信し又は下請事業者が閲覧した場合であっても、下請事業者のファイルに記録されなかったときは、下請法第3条に違反することとなるので、親事業者において下請事業者のファイルに記録されたか否かを確認することが必要となる。

また、書面の交付に代えて電磁的記録の提供を行うに当たって、当該電磁的記録が下請事業者のファイルに記録されなかった場合において、下請事業者が納期までに納品できないこと等を理由に、受領を拒否したり、下請代金を減じることは、下請法第4条第1項第1号（受領拒否の禁止）及び第3号（減額の禁止）に違反する。

平成 年 月 日

(親事業者) 殿

○○○株式会社

承 諾 書

貴社から御提案を受けた下記の条件に基づき、今後の下請取引について、下請法第3条第1項の規定による書面の交付に代えて電磁的記録の提供を受けることを承諾します。

記

電磁的記録の提供の方法 (電子メール、Web上の情報をダウンロード等)	
記録に用いられるソフトウェア及びバージョン (Word2003、一太郎12、Excel2003等)	
費用負担の内容 (関連機器及びソフトウェア購入費用、通信費用等)	

本承諾後であっても、電磁的記録の提供を受けない旨の申出があった場合は、(親事業者)は、申出以降の下請取引については書面を交付することとする。

資料7

下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準

(全部改正) 平成 15. 12. 11 公正取引委員会事務総長通達第 18 号

第1 運用に当たっての留意点

- 1 下請代金支払遅延等防止法（以下「法」という。）の運用に当たっては、違反行為の未然防止が重要であることにかんがみ、特に次のような点に留意する必要がある。
 - (1) 下請取引において親事業者が遵守しなければならない行為のうち、受領拒否の禁止、下請代金の減額の禁止、返品の禁止並びに不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止は、発注時に下請事業者との間で取り決めた取引条件及び支払条件を、下請事業者の責に帰すべき理由がある場合を除き、誠実に履行することを求めているものである。

したがって、これらの違反行為の未然防止の観点からも、発注時の取引条件等を明確にする書面（法第3条の規定に基づき下請事業者に交付しなければならない書面。以下「3条書面」という。）の交付を徹底させることとする。
 - (2) 買いたたきの禁止、購入・利用強制の禁止及び経済上の利益の提供要請の禁止については、これらの違反行為が、下請代金の決定に当たって下請事業者と十分協議を尽くさないこと、あるいは下請取引に影響を及ぼすこととなる者が下請事業者に物の購入、役務の利用や経済上の利益の提供を要請すること等によって発生することが多いことにかんがみ、違反行為を未然に防止する観点から、親事業者に対し、下請代金の決定、物の購入、役務の利用要請や経済上の利益の提供要請をする際に配慮すべき事項についても指導することとする。
 - (3) 違反行為の未然防止のためには、法遵守のための親事業者の社内体制の整備が不可欠であることにかんがみ、親事業者に対し、経営責任者を中心とする遵法管理体制を確立するとともに、遵法マニュアル等を作成し、これを購買・外注担当者をはじめ社内に周知徹底するよう指導することとする。
- 2 違反事件については、迅速かつ適正な処理に努め、違反行為が認められた場合には、親事業者に対して、下請事業者が被った不利益の原状回復措置を講じるよう指導するとともに、必要があれば、親事業者に対し、経営責任者を中心とする遵法管理体制を確立するとともに、遵法マニュアル等を作成し、これを購買・外注担当者をはじめ社内に周知徹底するよう指導する等の再発防止措置を講じさせる等効果的な対応を図ることとする。

なお、どのような行為が違反となるかの判断の参考として、第3（親事業者の書面交付の義務）及び第4（親事業者の禁止行為）の各項に違反行為事例及び想定される違反行為事例を掲げているが、これらは代表的なものであって、これら以外は問題とならないということではないので留意する必要がある。

第2 法の対象となる取引

法の対象となる取引は、第2条第1項から第4項に定める「製造委託」、「修理委託」、「情報成果物作成委託」及び「役務提供委託」の4種類の委託取引である。

法第2条第7項に規定される一定の資本金要件に該当する法人事業者が、法第2条第8項に規定される一定の資本金要件に該当する法人事業者及び個人事業者に対し上記の委託をする場合、下請法上の「親事業者」として法が適用される。また、法第2条第8項に規定される一定の資本金要件に該当する法人事業者及び個人事業者が、法第2条第7項に規定される一定の資本金要件に該当する法人事業者から上記の委託を受ける場合、下請法上の「下請事業者」として法が適用される。

なお、この法律で「委託」とは、事業者が、他の事業者に対し、給付に係る仕様、内容等を指定して物品等の製造（加工を含む。）若しくは修理、情報成果物の作成又は役務の提供を依頼することをいう。

1 製造委託

- (1) 「製造委託」とは、「事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消

費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託すること」をいう（法第2条第1項）。

(2) この法律で「業として」とは、事業者が、ある行為を反復継続的に行っており、社会通念上、事業の遂行とみることができる場合を指す（修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託においても同様である。）。

(3) 「製造」とは、原材料たる物品に一定の工作を加えて新たな物品を作り出すことをいい、「加工」とは、原材料たる物品に一定の工作を加えることによって、一定の価値を付加することをいう。

「物品」とは、動産をいい、不動産は含まれない。

「半製品」とは、目的物たる物品の製造過程における中間状態にある製造物をいい、「部品」とは、目的物たる物品にそのままの状態で取り付けられ、物品の一部を構成することとなる製造物をいう。

「附属品」とは、目的物たる物品にそのまま取り付けられたり目的物たる物品に附属されることによって、その効用を増加させる製造物をいい、「原材料」とは、目的物たる物品を作り出すための基になる資材（原料・材料）をいう。

「これらの製造に用いる金型」とは、「物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料」の製造を行うために使用する当該物品等の外形をかたどった金属製の物品をいう。なお、金型の製造を委託した親事業者が、それを用いて自ら物品等の製造を行う場合に限らず、更に別の事業者に対しその金型を用いて製造するよう委託する場合の金型も含む。

(4) 製造委託には、次の4つの類型がある。

類型1-1 事業者が業として行う販売の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託すること。

(例)

- 自動車製造業者が、販売する自動車を構成する部品の製造を部品製造業者に委託すること。
- 大規模小売業者が、自社のプライベートブランド商品の製造を食品加工業者に委託すること。
- 出版社が、販売する書籍の印刷を印刷業者に委託すること。
- 電気器具製造業者が、販売する電気器具を構成する部品の製造に用いる金型の製造を金型製造業者に委託すること。

類型1-2 事業者が業として請け負う製造の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託すること。

(例)

- 精密機械製造業者が、製造を請け負う精密機械の部品の製造を部品製造業者に委託すること。
- 建築材製造業者が、製造を請け負う建築材の原材料の製造を原材料製造業者に委託すること。
- 金属製品製造業者が、製造を請け負う金属製品の製造に用いる金型の製造を金型製造業者に委託すること。

類型1-3 事業者が業として行う物品の修理に必要な部品又は原材料の製造を他の事業者に委託すること。

(例)

- 家電製品製造業者が、消費者向けに家電製品の修理を行うために必要な部品の製造を部品製造業者に委託すること。
- 工作機械製造業者が、自社で使用する工作機械の修理に必要な部品の製造を部品製造業者に委託すること。

類型1-4 事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託すること。

(例)

- 輸送用機器製造業者が、自社の工場で使用する輸送用機器を自社で製造している場合に、当該輸送用機器の部品の製造を部品製造業者に委託すること。

- 工作機器製造業者が、自社の工場で使用する工具を自社で製造している場合に、一部の工具の製造を他の工作機械製造業者に委託すること。

2 修理委託

- (1) 「修理委託」とは、「事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合にその修理の行為の一部を他の事業者に委託すること」をいう（法第2条第2項）。
- (2) 「修理」とは、元来の機能を失った物品に一定の工作を加え、元来の機能を回復させることをいう。「請け負う物品の修理」には、事業者が販売する物品について保証期間中にユーザーに対して行われる修理も含まれる。
- (3) 修理委託には、次の2つの類型がある。

類型2-1 事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

(例)

- 自動車ディーラーが、請け負う自動車修理を修理業者に委託すること。
- 船舶修理業者が、請け負う船舶修理を他の船舶修理業者に委託すること。

類型2-2 事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合にその修理の行為の一部を他の事業者に委託すること。

(例)

- 製造業者が、自社の工場で使用している工具の修理を自社で行っている場合に、その修理の一部を修理業者に委託すること。
- 工作機械製造業者が、自社の工場で使用している工作機械の修理を自社で行っている場合に、その修理の一部を修理業者に委託すること。

3 情報成果物作成委託

- (1) 「情報成果物作成委託」とは、「事業者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること」をいう（法第2条第3項）。
- (2) 「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。
 - ① プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）（法第2条第6項第1号）
例：テレビゲームソフト、会計ソフト、家電製品の制御プログラム、顧客管理システム
 - ② 映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの（法第2条第6項第2号）
例：テレビ番組、テレビCM、ラジオ番組、映画、アニメーション
 - ③ 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの（法第2条第6項第3号）
例：設計図、ポスターのデザイン、商品・容器のデザイン、コンサルティングレポート、雑誌広告
 - ④ 前三号に掲げるもののほか、これらに類するもので政令で定めるもの（法第2条第6項第4号）
現時点において、政令で定めているものはない。
- (3) 情報成果物の「提供」とは、事業者が、他者に対し情報成果物の販売、使用許諾を行うなどの方法により、当該情報成果物を他者の用に供することをいい、情報成果物それ自体を単独で提供する場合のほか、物品等の附属品（例：家電製品の取扱説明書の内容、CDのライナーノーツ）として提供する場合、制御プログラムとして物品に内蔵して提供する場合、商品の形態、容器、包装等に使用するデザインや商品の設計等を商品に化体して提供する場合等も含む。

「業として行う提供」とは、反復継続的に社会通念上、事業の遂行とみることができる程度に行っている提供のことをいい、純粋に無償の提供であれば、これに当たらない。

「事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合」とは、事業者が、自らの事業のために用いる情報成果物の作成を反復継続的に社会通念上、事業の遂行とみることができる程度に行っている場合をいい、例えば、①事務用ソフトウェア開発業者が社内で使用する会計用ソフトを自ら作成する場

合、②ビデオ制作会社が自社の社員研修用のビデオを自ら作成する場合がこれに該当する。他方、社内にシステム部門があっても作成を委託しているソフトウェアと同種のソフトウェアを作成していない場合等、単に作成する能力が潜在的にあるにすぎない場合は作成を「業として」行っているとは認められない。

(4) 「情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること」とは、情報成果物の作成のうち、①情報成果物それ自体の作成、②当該情報成果物を構成することとなる情報成果物の作成を、他の事業者に委託することをいう。

(例)

情報成果物	構成することとなる情報成果物
ゲームソフト	(例) ・プログラム ・映像データ ・BGM等の音響データ ・シナリオ ・キャラクターデザイン
放送番組	(例) ・コーナー番組 ・番組のタイトルCG ・BGM等の音響データ ・脚本 ・オリジナルテーマ曲の楽譜
アニメーション	(例) ・セル画、背景美術等 ・BGM等の音響データ ・脚本 ・絵コンテ ・キャラクターデザイン ・オリジナルテーマ曲の楽譜

(5) 事業者が提供等する情報成果物の作成においては、情報成果物の作成に必要な役務の提供の行為を他の事業者に委託する場合がある。この場合、当該役務が、委託事業者が他者に提供する目的たる役務である場合には、第2条第4項の「役務提供委託」に該当するが、当該役務が専ら自ら用いる役務である場合には、当該委託取引は、本法の対象とならない（下記の「4 役務提供委託」を参照）。

(6) 情報成果物作成委託には、次の3つの類型がある。

類型3—1 事業者が業として行う提供の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

(例)

- ソフトウェア開発業者が、消費者に販売するゲームソフトのプログラムの作成を他のソフトウェア開発業者に委託すること。
- ソフトウェア開発業者が、ユーザーに提供する汎用アプリケーションソフトの一部の開発を他のソフトウェア開発業者に委託すること。
- 放送事業者が、放送するテレビ番組の制作を番組制作業者に委託すること。
- パッケージソフトウェア販売業者が、販売するソフトウェアの内容に係る企画書の作成を他のソフトウェア業者に委託すること。
- 家電製品製造業者が、消費者に販売する家電製品に内蔵する制御プログラムの開発をソフトウェア開発業者に委託すること。
- 家電製品製造業者が、消費者に販売する家電製品の取扱説明書の内容の作成を他の事業者に委託すること。

類型 3-2 事業者が業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

(例)

- 広告会社が、広告主から制作を請け負うテレビCMを広告制作業者に委託すること。
- ソフトウェア開発業者が、ユーザーから開発を請け負うソフトウェアの一部の開発を他のソフトウェア開発業者に委託すること。
- デザイン業者が、作成を請け負うポスター・デザインの一部の作成を他のデザイン業者に委託すること。
- テレビ番組制作業者が、制作を請け負うテレビ番組のBGM等の音響データの制作を他の音響制作業者に委託すること。
- テレビ番組制作業者が、制作を請け負うテレビ番組に係る脚本の作成を脚本家に委託すること。
- 建築設計業者が、施主から作成を請け負う建築設計図面の作成を他の建築設計業者に委託すること。
- 工作機械製造業者が、ユーザーから製造を請け負う工作機械に内蔵するプログラムの開発をソフトウェア開発業者に委託すること。

類型 3-3 事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

(例)

- 事務用ソフトウェア開発業者が、自社で使用する会計用ソフトウェアの一部の開発を他のソフトウェア開発業者に委託すること。
- デザイン業者が、コンペ（試作競技）に参加するに当たり、デザインの作成を他のデザイン業者に委託すること。

4 役務提供委託

(1) 「役務提供委託」とは、「事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること（建設業（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第2項に規定する建設業をいう。）を営む者が業として請け負う建設工事（同条第1項に規定する建設工事をいう。）の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせることを除く。）」をいう（法第2条第4項）。

(2) 「業として行う提供の目的たる役務」のうち「業として行う提供」とは、反復継続的に社会通念上事業の遂行とみることができる程度に行っている提供のことをいい、純粹に無償の提供であればこれに当たらない。また、「提供の目的たる役務」とは、委託事業者が他者に提供する役務のことであり、委託事業者が自ら用いる役務はこれに該当しないので、自ら用いる役務を他の事業者に委託することは、法にいう「役務提供委託」に該当しない。他の事業者に役務の提供を委託する場合に、その役務が他者に提供する役務の全部若しくは一部であるか、又は自ら用いる役務であるかは、取引当事者間の契約や取引慣行に基づき判断する。

(3) 役務提供委託の類型は、次のとおりである。

類型 4-1 事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

(例)

- 貨物自動車運送業者が、請け負った貨物運送のうちの一部の経路における運送を他の貨物自動車運送業者に委託すること。
- 貨物自動車運送業者が、貨物運送に併せて請け負った梱包を梱包業者に委託すること。
- 貨物利用運送事業者が、請け負った貨物運送のうちの一部を他の運送事業者に委託すること。
- 内航運送業者が、請け負う貨物運送に必要な船舶の運航を他の内航運送業者又は船舶貸渡業者に委託すること。
- 自動車ディーラーが、請け負う自動車整備の一部を自動車整備業者に委託すること。
- ビルメンテナンス業者が、請け負うメンテナンスの一部たるビルの警備を警備業者に委託すること。
- 広告会社が、広告主から請け負った商品の総合的な販売促進業務の一部の行為である商品の店頭配布をイベント会社に委託すること。

- ビル管理会社が、ビルオーナーから請け負うビルメンテナンス業務をビルメンテナンス業者に委託すること。
- ソフトウェアを販売する事業者が、当該ソフトウェアの顧客サポートサービスを他の事業者に委託すること。

第3 親事業者の書面交付の義務

1 3条書面の記載事項

(1) 3条書面に記載すべき事項は、「下請代金支払遅延等防止法第3条の書面の記載事項等に関する規則」(以下「3条規則」という。) 第1条第1項に定められており、親事業者は、これらの事項について明確に記載しなければならない。

親事業者は、製造委託等をした都度、3条規則第1条第1項に定められた事項（以下「必要記載事項」という。）を3条書面に記載し、交付する必要があるが、必要記載事項のうち、一定期間共通である事項（例：支払方法、検査期間等）について、あらかじめこれらの事項を明確に記載した書面により下請事業者に通知している場合には、これらの事項を製造委託等をする都度交付する書面に記載することは要しない。この場合、当該書面には、「下請代金の支払方法等については〇年〇月〇日付けで通知した文書によるものである」等を記載することにより、当該書面と共通事項を記載した書面との関連性を明らかにする必要がある。

(2) 3条書面に記載する「下請代金の額」は、下請事業者の給付（役務提供委託をした場合にあっては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金の額であり、3条書面には具体的な金額を明確に記載することが原則であるが、3条規則第1条第2項に基づき、「具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情がある場合」には「具体的な金額を定めることとなる算定方法」を記載することも認められている。この算定方法は、下請代金の額の算定の根拠となる事項が確定すれば、具体的な金額が自動的に確定することとなるものでなければならず、下請代金の具体的な金額を確定した後、速やかに、下請事業者に通知する必要がある。

「具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情」があり、具体的な金額ではなく「具体的な金額を定めることとなる算定方法」を記載することが認められる場合とは、例えば、次のような場合である。

- 原材料費等が外的な要因により変動し、これに連動して下請代金の額が変動する場合
- プログラム作成委託において、プログラム作成に従事した技術者の技術水準によってあらかじめ定められている時間単価及び実績作業時間に応じて下請代金の総額が支払われる場合
- 一定期間を定めた役務提供であって、当該期間における提供する役務の種類及び量に応じて下請代金の額が支払われる場合（ただし、提供する役務の種類及び量当たりの単価があらかじめ定められている場合に限る。）

(3) 3条書面に記載する「下請事業者の給付の内容」とは、親事業者が下請事業者に委託する行為が遂行された結果、下請事業者から提供されるべき物品及び情報成果物（役務提供委託をした場合にあっては、下請事業者から提供されるべき役務）であり、3条書面には、その品目、品種、数量、規格、仕様等を明確に記載する必要がある。

また、主に、情報成果物作成委託に係る作成過程を通じて、情報成果物に関し、下請事業者の知的財産権が発生する場合において、親事業者は、情報成果物を提供させるとともに、作成の目的たる使用の範囲を超えて知的財産権を自らに譲渡・許諾させることを「下請事業者の給付の内容」とすることがある。この場合は、親事業者は、3条書面に記載する「下請事業者の給付の内容」の一部として、下請事業者が作成した情報成果物に係る知的財産権の譲渡・許諾の範囲を明確に記載する必要がある。

2 3条書面の交付の時期

(1) 親事業者は、下請事業者に対して製造委託等をした場合は、「直ちに」書面を交付しなければならない。ただし、必要記載事項のうち「その内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない」とされており、必要記載事項のうち、その内容が定められないことについて正当な理由があり記載しない事項（以下「特定事項」という。）がある場合には、これらの特定事項以外の事項を記載した書面（以下「当初書面」という。）を交付した上で、特

定事項の内容が定まった後には、直ちに、当該特定事項を記載した書面（以下「補充書面」という。）を交付しなければならない。また、これらの書面については相互の関連性が明らかになるようにする必要がある。

(2) 「その内容が定められることについて正当な理由がある」とは、取引の性質上、製造委託等をした時点では必要記載事項の内容について決定することができないと客観的に認められる理由がある場合であり、次のような場合はこれに該当する。ただし、このような場合であっても、親事業者は、特定事項がある場合には、特定事項の内容が定められない理由及び特定事項の内容を定めることとなる予定期日を当初書面に記載する必要がある。また、これらの特定事項については、下請事業者と十分な協議をした上で、速やかに定めなくてはならず、定めた後は、「直ちに」、当該特定事項を記載した補充書面を下請事業者に交付しなければならない。

- ソフトウェア作成委託において、委託した時点では最終ユーザーが求める仕様が確定しておらず、下請事業者に対する正確な委託内容を決定することができない等のため、「下請事業者の給付の内容」、「下請代金の額」、「下請事業者の給付を受領する期日」又は「受領場所」が定まっていない場合
- 広告制作物の作成委託において、委託した時点では制作物の具体的な内容が決定できない等のため、「下請事業者の給付の内容」、「下請代金の額」又は「下請事業者の給付を受領する期日」が定まっていない場合
- 修理委託において、故障箇所とその程度が委託した時点では明らかでないため、「下請事業者の給付の内容」、「下請代金の額」又は「下請事業者の給付を受領する期日」が定まっていない場合
- 過去に前例のない試作品等の製造委託であるため、委託した時点では、「下請事業者の給付の内容」又は「下請代金の額」が定まっていない場合
- 放送番組の作成委託において、タイトル、放送時間、コンセプトについては決まっているが、委託した時点では、放送番組の具体的な内容については決定できず、「下請代金の額」が定まっていない場合

(3) 親事業者は、製造委託等をした時点で、必要記載事項の内容について決定できるにもかかわらず、これを決定せず、これらの事項の内容を記載しない当初書面を交付することは認められない。また、下請代金の額として「具体的な金額を定めることとなる算定方法」を3条書面に記載することが可能である場合には、下請代金の額について「その内容が定められることについて正当な理由がある」とはいえず、3条書面に算定方法を記載し、交付する必要がある。

3 電磁的方法による提供

親事業者は、法第3条第2項に基づき、3条書面の交付に代えて、電磁的方法により、委託内容、下請代金の額等の必要記載事項の提供を行うことが認められているが、この場合には、親事業者は下請事業者に対して、事前に、電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。また、親事業者は、3条書面に代えて電磁的方法による場合には、下請事業者に不利益を与えないようするため、「下請取引における電磁的記録の提供に関する留意事項」（平成13年3月30日）を踏まえる必要がある。

〈書面交付に係る違反行為事例〉

- ① 緊急を要するため、親事業者が下請事業者に口頭（電話）で発注し、その後、注文書を交付しない場合
- ② 親事業者が下請事業者に対して、発注単価をコンピュータに登録してこれを帳票に印字する方法で書面を作成しているが、新規部品の製造委託の発注時に、既に単価が決定しているにもかかわらずコンピュータには未登録のため、結果として書面に単価が表示されることなく発注する場合
- ③ 親事業者が下請事業者に対して、電子メールで発注することについて下請事業者の事前の承諾を得ることなく、書面の交付に代えて電子メールで発注する場合
- ④ 親事業者は下請事業者に対して、原材料A金属の加工を委託しているところ、下請代金の額は、下請事業者が原材料A金属を購入した日のA金属〇〇市場の終値に使用した数量を乗じた金額に加工賃を加えて定められることとなっており、下請事業者に委託した時点では、下請事業者が購入するA金属の終

- 値が分からないので具体的な金額を記載することができないとして算定方法を記載することが可能であるにもかかわらず、当初書面に具体的な金額も算定方法も記載せずに交付している場合
- ⑤ 親事業者は下請事業者に対して、ユーザーから開発を請け負ったソフトウェアの一部のプログラムの作成を委託しているところ、委託した時点では、ユーザーの求める仕様が確定しておらず、正確な仕様を決定することができないため発注の内容及び下請代金の額を定めることができないことを理由として、これらが確定するまで、書面を一切交付しない場合

第4 親事業者の禁止行為

1 受領拒否

- (1) 法第4条第1項第1号で禁止されている受領拒否とは、「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の受領を拒むこと」である。
- ア 「給付の受領」とは、物品の製造又は修理委託においては、給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付の目的物を受け取り、自己の占有下に置くことである。
- イ 情報成果物の作成委託における「給付の受領」とは、情報成果物を記録した媒体がある場合には、給付の目的物として作成された情報成果物を記録した媒体を自己の占有下に置くことであり、また、情報成果物を記録した媒体がない場合には、当該情報成果物を自己の支配下に置くことであり、例えば、当該情報成果物が親事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されることである。
- ウ 「受領を拒む」とは、下請事業者の給付の全部又は一部を納期に受け取らないことであり、納期を延期すること又は発注を取り消すことにより発注時に定められた納期に下請事業者の給付の全部又は一部を受け取らない場合も原則として受領を拒むことに含まれる。
- (2) 「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして下請事業者の給付の受領を拒むことが認められるのは、次のア及びイの場合に限られる。
- ア 下請事業者の給付の内容が3条書面に明記された委託内容と異なる場合又は下請事業者の給付に瑕疵等がある場合
- なお、次のような場合には委託内容と異なること又は瑕疵等があることを理由として受領を拒むことは認められない。
- (ア) 3条書面に委託内容が明確に記載されておらず、又は検査基準が明確でない等のため、下請事業者の給付の内容が委託内容と異なることが明らかでない場合
- (イ) 検査基準を恣意的に厳しくして、委託内容と異なる又は瑕疵等があるとする場合
- (ウ) 取引の過程において、委託内容について下請事業者が提案し、確認を求めたところ、親事業者が了承したので、下請事業者が当該内容に基づき、製造等を行ったにもかかわらず、給付内容が委託内容と異なるとする場合
- イ 下請事業者の給付が3条書面に明記された納期に行われない場合
- なお、次のような場合には、納期遅れを理由として受領を拒むことは認められない。
- (ア) 3条書面に納期が明確に記載されていない等のため、納期遅れであることが明らかでない場合
- (イ) 下請事業者の給付について親事業者が原材料等を支給する場合において、親事業者の原材料等の支給が発注時に取り決めた引渡日より遅れた場合
- (ウ) 納期が下請事業者の事情を考慮しないで一方的に決定されたものである場合

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

- 1-1 親事業者は、下請事業者に部品の製造を委託し、これを受けて下請事業者が既に受注部品を完成させているにもかかわらず、自社の生産計画を変更したという理由で、下請事業者に納期の延期を通知し、当初の納期に受領しなかった。
- 1-2 親事業者は、下請事業者に部品の製造を委託し、これを受けて下請事業者が生産を開始したところ、親事業者はその後設計変更したとして当初委託した規格とは異なる規格のものを納付するよう指示した。この下請事業者が既に完成させた旨を伝えると、親事業者は、当初委託した部品は不要であるとして、同社が生産した部品の受領を拒否した。
- 1-3 親事業者は、当初、発注日の1週間後を納期としていたが急に発注日から2日後に納入するよう下請事業者に申し入れた。下請事業者は、従業員の都合がつかないことを理由に断ったが親事業者は下請事

業者の事情を考慮しないで一方的に納期を指示した。そこで下請事業者は、従業員を残業させて間に合わせようと努めたが、期日までに納入できなかった。親事業者は、納期遅れを理由に、下請事業者が生産した部品の受領を拒否した。

〈情報成果物作成委託において想定される違反行為事例〉

- 1-4 親事業者が下請事業者に放送番組の制作を委託し、下請事業者は放送番組の作成を既に完了したところ、親事業者が指定した番組出演者に係る不祥事が発生したことを理由として当該番組を放送しないこととし、当該放送番組のVTRテープを受領しない場合
- 1-5 親事業者（物品製造業者）が、下請事業者に対して設計図面の作成を委託したが、自社製品の製造計画が変更になったとして当該設計図面を受領しない場合
- 1-6 親事業者（広告会社）が、下請事業者に対して広告の制作を委託したが、広告主の意向により、テレビ放送を用いた広告を行うことを取りやめたため、既に下請事業者が制作したテレビCMのVTRテープを受領しない場合

2 支払遅延

- (1) 法第4条第1項第2号で禁止されている支払遅延とは、「下請代金を支払期日の経過後なお支払わないこと」である。「支払期日」は法第2条の2により、下請代金の支払期日は、「給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。次項において同じ。）から起算して、60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない」とされている。「支払期日」を計算する場合の起算日は「給付を受領した日」であることから、納入以後に行われる検査や最終ユーザーへの提供等を基準として支払期日を定める制度を探っている場合には、制度上支払遅延が生じることのないよう、納入以後に要する期間を見込んだ支払制度とする必要がある。
- (2) 物品の製造委託において、下請事業者が親事業者の指定する倉庫に製造委託を受けた部品を預託し、親事業者は当該部品を倉庫から出庫し、使用する方式を採用することがある。このような方式の下では、下請事業者が、3条書面記載の受領日以前に、親事業者の指定する倉庫に製造委託を受けた部品を預託する場合には、預託された日が支払期日の起算日となる。しかし、例えば、下請事業者が倉庫に預託した部品のうち、3条書面記載の納期日前に預託された部品については、親事業者又は倉庫事業者を占有代理人として、下請事業者が自ら占有していることとし、3条書面記載の納期日に、同記載の数量の部品の所有権が親事業者に移転することがあらかじめ書面で合意されていれば、倉庫に預託した部品のうち、3条書面記載の受領日前の預託数量については、実際の預託日にかかわらず、3条書面記載の納期日（ただし、親事業者が当該納期日前に出庫し、使用した場合にはおいては、出庫した日）に受領があったものとして取り扱い、「支払期日」の起算日とする（ただし、このような方式の下では、支払遅延のほか、受領拒否、買いたたき等の規定に抵触しないよう留意する必要がある。）。
- (3) また、情報成果物作成委託においては、親事業者が作成の過程で、委託内容の確認や今後の作業についての指示等を行うために、情報成果物を一時的に自己の支配下に置くことがある。親事業者が情報成果物を支配下に置いた時点では、当該情報成果物が委託内容の水準に達し得るかどうか明らかではない場合において、あらかじめ親事業者と下請事業者との間で、親事業者が支配下に置いた当該情報成果物が一定の水準を満たしていることを確認した時点で、給付を受領したこととすることを合意している場合には、当該情報成果物を支配下に置いたとしても直ちに「受領」したものとは取り扱わず、支配下に置いた日を「支払期日」の起算日とはしない。ただし、3条書面に明記された納期日において、親事業者の支配下にあれば、内容の確認が終わっているかどうかを問わず、当該期日に給付を受領したものとして、「支払期日」の起算日とする。
- (4) 役務提供委託にあっては、「支払期日」の起算日は、「下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日（役務提供に日数を要する場合は役務提供が終了した日）」であり、原則として、下請事業者が提供する個々の役務に対して「支払期日」を設定する必要がある。ただし、個々の役務が連続して提供される役務であって、次の要件を満たすものについては、月単位で設定された締切対象期間の末日に当該役務が提供されたものとして取り扱う。
 - 下請代金の額の支払は、下請事業者と協議の上、月単位で設定される締切対象期間の末日までに提供した役務に対して行われることがあらかじめ合意され、その旨が3条書面に明記されていること。

- 3条書面において当該期間の下請代金の額が明記されていること、又は下請代金の具体的な金額を定めることとなる算定方式（役務の種類・量当たりの単価があらかじめ定められている場合に限る。）が明記されていること。
- 下請事業者が連續して提供する役務が同種のものであること。

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

- 2-1** 親事業者は、毎月末日納入締切、翌月末日支払とする支払制度を探っていたが、検査完了をもって納入があったものとみなし、当月末日までに納入されたものであっても検査完了が翌月となった場合には翌月に納入があったものとして計上していたため、一部の給付に対する下請代金の支払が、下請事業者の給付を受領してから60日を超えて支払われていた。
- 2-2** 親事業者は、一部の材料について、緊急時の受注に対応するためとして、常に一定量を納入させこれを倉庫に保管し、同社が使用した分についてのみ、下請代金の額として支払の対象とする使用高払方式を探っていたため、納入されたものの一部について支払遅延が生じていた。

〈情報成果物作成委託、役務提供委託において想定される違反行為事例〉

- 2-3** 親事業者が、放送番組の制作を下請事業者に委託し、放送日を起算日とする支払制度を探っているところ、放送が当初の予定日より遅れるなどして受領日と放送日が開くことにより、納入後60日を超えて支払が行われる場合
- 2-4** 親事業者が、毎月1本ずつ放送される放送番組の作成を下請事業者に委託しているところ、下請事業者から数回分まとめて納入され、それを受領したにもかかわらず、放送された放送番組に対して下請代金の額を支払う制度を採用していたため、一部についての支払が納入後60日を超える場合
- 2-5** 親事業者は、下請事業者にプログラムの作成を委託し、検収後支払を行う制度を採用しているところ、納入されたプログラムの検査に3か月を要したため、支払が納入後60日を超える場合
- 2-6** 親事業者が、下請事業者に対してユーザー向けソフトウェアの開発を委託しているが、ユーザーからの入金が遅れていることを理由として、下請事業者に対して、あらかじめ定めた支払期日に下請代金を支払わない場合

3 下請代金の減額

(1) 法第4条第1項第3号で禁止されている下請代金の減額とは、「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること」である。

下請代金の額を「減ずること」には、親事業者が下請事業者に対して、

ア 消費税・地方消費税額相当分を支払わないこと。

イ 下請代金の総額はそのままにしておいて、数量を増加させること。

ウ 支払手段としてあらかじめ「手形支払」と定めているのを一時的に現金で支払う場合において、手形払の場合の下請代金の額から短期の自社調達金利相当額を超える額を差し引くこと。

エ 下請事業者と合意することなく、下請代金を下請事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を下請事業者に負担させ、下請代金から差し引くこと。

等も含まれる。

なお、ボリュームディスカウント等合理的理由に基づく割戻金（例えば、親事業者が、一の下請事業者に対し、一定期間内に一定数量を超える発注を達成した場合に、当該下請事業者が親事業者に支払うこととなる割戻金）であって、あらかじめ、当該割戻金の内容を取引条件とすることについて合意がなされ、その内容が書面化されており、当該書面における記載と発注書面に記載されている下請代金の額とを合わせて実際の下請代金の額とすることが合意されており、かつ、発注書面と割戻金の内容が記載されている書面との関連付けがなされている場合には、当該割戻金は下請代金の減額には当たらない。

(2) 「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして下請代金の額を減ずることが認められるのは、次のア及びイの場合に限られる。

ア 「1 受領拒否」(2) 又は「4 返品」(2)にいう下請事業者の責に帰すべき理由があるとして、下請事業者の給付の受領を拒んだ場合又は下請事業者の給付を受領した後その給付に係るものを受け取らせた場合（減ずる額は、その給付に係る下請代金の額に限られる。）

イ 「1 受領拒否」 (2) 又は「4 返品」 (2) にいう下請事業者の責に帰すべき理由があるとして受領を拒むこと又は給付を受領した後その給付に係るものを引き取らせることができるので、下請事業者の給付を受領し、又はこれを引き取らせなかった場合において、委託内容に合致させるために親事業者が手直しをした場合又は瑕疵等の存在若しくは納期遅れによる商品価値の低下が明らかな場合（減ずる額は、客観的に相当と認められる額に限られる。）

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

- 3-1 親事業者は、下請事業者から納品される部品を使って製作した製品を国内向け及び輸出向けに販売しているところ、輸出向けの製品に用いる部品については、「輸出特別処理」と称して、発注価格（国内向け製品に用いる部品の発注価格と同一）から一定額を差し引いて下請代金を支払った。
- 3-2 親事業者は、「製品を安値で受注した」との理由であらかじめ定められた下請代金から一定額を減額した。
- 3-3 親事業者は、4月と10月との年2回、下請単価の改定を行っているところ、従来は、単価改定時の2か月前頃から改定交渉を開始していたが、上記の単価改定については、需要見通し作業が遅れたため下請事業者への発注量が決まらず、このため下請事業者との単価改定交渉の開始が遅れ、単価の引下げについての合意をみたのが、新決算期に入った4月20日であった。引下げ後の新単価は、合意日（4月20日）以降に発注する分について適用すべきであるところ、同社は合意日前に発注した分について新単価を適用することにより旧単価と新単価の差額分を減額した。
- 3-4 親事業者は、1か月分の下請代金を納品締切日（月末）から90日後に現金で支払っていたが、下請法違反であるとの指摘を受け、60日間早めて翌月末に支払うこととした。同社は、その後、支払期間を早めたことを理由として下請代金から一定額を減じて支払った。
- 3-5 親事業者は、サイト120日の手形を交付することによって下請代金を支払っていたが、支払期日に現金での支払を希望する下請事業者に対しては、下請代金から親事業者の短期の調達金利相当額を超える額を割引料として減じて支払った。
- 3-6 親事業者は、自社工場が水害を被ったことを理由に損害回復協力金として下請代金から一定額を6か月間にわたって減額した。
- 3-7 親事業者は、月末納品締切翌月末現金支払で下請代金を支払っているところ、業界他社は4か月（120日）サイトの手形で支払っているとして、下請代金から一定額を差し引いて支払った。
- 3-8 親事業者は、当初、発注日の1週間後を納期としていたが、急に発注日から2日後に納入するよう下請事業者に申し入れた。下請事業者は、従業員の都合がつかないことを理由に断ったが、親事業者は下請事業者の事情を考慮しないで一方的に納期を指示した。そこで下請事業者は、従業員を残業させて間に合わせようと努めたが、期日までに納入できなかった。下請事業者がその翌日納品したところ、親事業者は受領したが、納期遅れを理由として下請代金を減額した。
- 3-9 親事業者は、販売拡大と新規販売ルートの獲得を目的としたキャンペーンの実施に際し、下請事業者に対して、下請代金の総額はそのままにして、現品を添付させて納入数量を増加させることにより、下請代金を減額した。

〈情報成果物作成委託、役務提供委託において想定される違反行為事例〉

- 3-10 親事業者が、下請事業者との間で毎月の役務の提供に対して下請代金を支払うこととしているところ、契約を改定することにより、単価の引下げを行い、引き下げられた単価をさかのぼって適用し、当初の単価で計算された下請代金と新単価で計算された下請代金との差額を翌月の下請代金の支払から一括して差し引く場合
- 3-11 親事業者が、下請事業者との間で年間の役務提供契約を締結しているところ、年度末に、年間の一定の期間についてその期間は契約の対象外であったことに対する旨の通知を行い、季節協力金という名目で下請代金から差し引く場合
- 3-12 親事業者が、下請事業者に対して運送委託を行っており、運賃については、発注書面に記載した単価表によって定めているところ、発注書面に記載している単価表を改定し、当初の単価で計算された下請代金と新単価で計算された下請代金との差額を翌月の下請代金の支払から一括して差し引く場合

- 3-13 親事業者が、一定期間に運ぶ荷物の量にかかわらず一定額の代金を支払う契約を運送事業者と結んでいるところ、運ぶべき荷物が減少したため、実際の支払については荷物の量に応じた方式に基づいて算定することとし、当初の下請代金の額を下回る額を支払う場合
- 3-14 親事業者が、下請事業者に対してプログラムの作成を委託しているところ、作業の途中で当初指示した仕様の変更を申し入れ、下請事業者は、プログラマーの都合がつかないことを理由に断ったが、親事業者は一方的に仕様を変更し、下請事業者は残業してこの変更に対応しようとしたが納期に間に合わず、親事業者が納期遅れを理由として下請代金から減額を行う場合
- 3-15 親事業者が、自ら請け負った運送を下請事業者に再委託し、運送中の荷物が毀損したので荷主から損失の補償を求められていると称して、損害額の算定根拠を明らかにしないまま、代金から毀損額を上回る一定額を差し引いている場合
- 3-16 新商品の総合的な販売促進業務を請け負った親事業者が、下請事業者に対してポスターに使用するデザインの作成を委託したが、親事業者が他の事業者に委託した他の販売促進にかかる経費に予定よりも多く出費したため、予算が無いことを理由として下請代金の減額を行った場合

4 返品

- (1) 法第4条第1項第4号で禁止されている返品とは、「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること」である。
- (2) 「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして、下請事業者の給付を受領した後に下請事業者にその給付に係る物を引き取らせることが認められるのは、下請事業者の給付の内容が3条書面に明記された委託内容と異なる場合若しくは下請事業者の給付に瑕疵等がある場合において、当該給付を受領後速やかに引き取らせる場合又は給付に係る検査をロット単位の抜取りの方法により行っている継続的な下請取引の場合において当該給付受領後の当該給付に係る下請代金の最初の支払時までに引き取らせる場合に限られる。ただし、給付に係る検査をロット単位の抜取りの方法により行っている継続的な下請取引の場合において当該給付受領後の当該給付に係る下請代金の最初の支払時までに引き取らせる場合にあっては、あらかじめ、当該引取りの条件について合意がなされ、その内容が書面化され、かつ、当該書面と発注書面との関連付けがなされていなければならない。

なお、次のような場合には委託内容と異なること又は瑕疵等があることを理由として下請事業者にその給付に係るものを引き取らせることは認められない。

- ア 3条書面に委託内容が明確に記載されておらず、又は検査基準が明確でない等のため、下請事業者の給付の内容が委託内容と異なることが明らかでない場合
- イ 検査基準を恣意的に厳しくして、委託内容と異なる又は瑕疵等があるとする場合
- ウ 給付に係る検査を下請事業者に文書により明確に委任している場合において当該検査に明らかな手落ちの認められる給付について、受領後6か月を経過した場合
- エ 委託内容と異なること又は瑕疵等のあることを直ちに発見することができない給付について、受領後6か月（下請事業者の給付を使用した親事業者の製品について一般消費者に対し6か月を超える保証期間を定めている場合においては、それに応じて最長1年）を経過した場合

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

- 4-1 親事業者は、自己のブランドを付した衣料品を下請事業者に作らせ納入させているところ、シーズン終了時点で売れ残った分を下請事業者に引き取らせた。
- 4-2 親事業者は、染加工を下請事業者に委託しているところ、下請事業者の納品したものといったん受領した後、以前には問題としていなかったような色むらを指摘して、下請事業者に引き取らせた。
- 4-3 親事業者は、下請事業者から納入された機械部品を受領し、10か月後に瑕疵があるとの理由で下請事業者にこれを引き取らせた。

〈情報成果物作成委託において想定される違反行為事例〉

- 4-4 親事業者が、下請事業者から受領した放送番組について、毎週継続的に放送する予定であったが、視聴率が低下したことを理由として放送を打ち切り、納入された放送番組が記録されたVTRテープを下請事業者に引き取させる場合

5 買いたたき

(1) 法第4条第1項第5号で禁止されている買いたたきとは、「下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不正に定めること」である。

「通常支払われる対価」とは、当該給付と同種又は類似の給付について当該下請事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価（以下「通常の対価」という。）をいう。ただし、通常の対価を把握することができないか又は困難である給付については、例えば、当該給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、従前の給付に係る単価で計算された対価を通常の対価として取り扱う。

買いたたきに該当するか否かは、下請代金の額の決定に当たり下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法、差別的であるかどうか等の決定内容、通常の対価と当該給付に支払われる対価との乖離状況及び当該給付に必要な原材料等の価格動向等を勘案して総合的に判断する。

(2) 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買いたたきに該当するおそれがある。

ア 多量の発注をすることを前提として下請事業者に見積りをさせ、その見積価格の単価を少量の発注しかしない場合の単価として下請代金の額を定めること。

イ 一律に一定比率で単価を引き下げて下請代金の額を定めること。

ウ 親事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常の対価より低い単価で下請代金の額を定めること。

エ 合理的な理由がないにもかかわらず特定の下請事業者を差別して取り扱い、他の下請事業者より低い下請代金の額を定めること。

オ 同種の給付について、特定の地域又は顧客向けであることを理由に、通常の対価より低い単価で下請代金の額を定めること。

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

5-1 親事業者は、単価の決定に当たって、下請事業者に1個、5個及び10個製作する場合の見積書を提出させた上、10個製作する場合の単価（この単価は1個製作する場合の通常の対価を大幅に下回るものであった。）で1個発注した。

5-2 親事業者は、国際競争力を強化するためにはコストダウンをする必要があるとして主要な部品について一律に一定率引き下げた額を下請単価と定めたため、対象部品の一部の単価は通常の対価を大幅に下回るものとなった。

5-3 親事業者は、下請代金の額を定めずに部品を発注し、納品された後に下請事業者と協議することなく、通常の対価相当と認められる下請事業者の見積価格を大幅に下回る単価で下請代金の額を定めた。

5-4 親事業者は、下請事業者との間で単価等の取引条件については年間取決めを行っているが、緊急に短い納期で発注する場合は別途単価を決めることとしていた。親事業者は、週末に発注し週明け納入を指示した。下請事業者は、深夜勤務、休日出勤により納期に間に合わせ、当該加工費用は人件費が相当部分を占めることから年間取決め単価に深夜・休日勤務相当額を上乗せした下請単価で見積書を提出した。しかし、親事業者は、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に、通常の対価相当と認められる下請事業者の見積価格を大幅に下回る年間取決め単価で下請代金の額を定めた。

5-5 親事業者は、従来、週一回であった配送を毎日に変更するよう下請事業者に申し入れた。下請事業者は、配送頻度が大幅に増加し、これに伴って1回当たりの配送量が小口化した場合は、運送費等の費用がかさむため従来の配送頻度の場合の下請単価より高い単価になるとしてこの単価で見積書を提出した。しかし、親事業者は、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に、通常の対価相当と認められる下請事業者の見積価格を大幅に下回る単価で下請代金の額を定めた。

〈情報成果物作成委託、役務提供委託において想定される違反行為事例〉

5-6 親事業者が、荷主から前年比5%の運送料金の引下げ要請があったことを理由として、下請事業者と協議することなく、一方的に前年から5%引き下げた単価を定める場合

5-7 親事業者は、自ら作成・販売するゲームソフトを構成するプログラムの作成を、下請事業者に対して下請代金の額を定めずに委託したところ、当該プログラムの受領後に、下請事業者と十分に協議をすることなく、通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定める場合

5-8 親事業者が、下請事業者と年間運送契約を結んでおり、双方に異議のない場合は自動更新されることとなっていたところ、年度末の契約の更新の直前に、人件費、燃料費等について大幅な変更がないのに、

翌年度の契約書であるとして前年に比べて大幅に単価を引き下げた運送契約書を下請事業者に送付し、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に下請代金の額を定める場合

5-9 親事業者が、下請事業者との年間運送契約において荷物の積み下ろし作業は親事業者が行うものとしていたが、これを下請事業者が行うこととし、変更を通知したところ、下請事業者は、こうした作業を行うためには従来の運送料金では対応できないとして下請代金の改定を求める見積書を提出したにもかかわらず、親事業者は下請事業者と十分な協議をすることなく、従来どおりに価格を据え置く場合

5-10 親事業者が、制作を委託した放送番組について、下請事業者が有する著作権を親事業者に譲渡させることとしたが、その代金は下請代金に含まれているとして、下請事業者と著作権の対価にかかる十分な協議を行わず、通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定める場合

6 購入・利用強制

(1) 法第4条第1項第6号で禁止されている購入・利用強制とは、「下請事業者の給付の内容を均質にし、又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること」により、下請事業者にその対価を負担されることである。

「自己の指定する物」とは、原材料等だけでなく、親事業者又は関連会社等が販売する物であって、下請事業者の購入の対象として特定した物がすべて含まれる。また、「役務」とは、親事業者又は関連会社等が提供するものであって、下請事業者の利用の対象となる役務がすべて含まれる。

「強制して」購入させる又は利用させるとは、物の購入又は役務の利用を取引の条件とする場合、購入又は利用しないことに対して不利益を与える場合のほか、下請取引関係を利用して、事実上、購入又は利用を余儀なくさせていると認められる場合も含まれる。

(2) 次のような方法で下請事業者に自己の指定する物の購入又は役務の利用を要請することは、購入・利用強制に該当するおそれがある。

ア 購買・外注担当者等下請取引に影響を及ぼすこととなる者が下請事業者に購入又は利用を要請すること。

イ 下請事業者ごとに目標額又は目標量を定めて購入又は利用を要請すること。

ウ 下請事業者に対して、購入又は利用しなければ不利益な取扱いをする旨示唆して購入又は利用を要請すること。

エ 下請事業者が購入若しくは利用する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも明らかに購入若しくは利用する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて購入又は利用を要請すること。

オ 下請事業者から購入する旨の申出がないのに、一方的に物を下請事業者に送付すること。

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

6-1 親事業者は、自社製品のセールスキャンペーンに当たり、各工場の購買・外注担当部門等を通じて下請事業者に対し、下請事業者ごとに目標額を定めて、自社製品の購入を要請し、購入させた。

6-2 親事業者は、自社製品拡販運動を実施するに当たり、自社工場入口に「当社製車両以外構内乗入れは御遠慮下さい。」と表示した看板を立て、下請事業者が納入のため他社製車両で乗り入れる都度「他社製車両乗入れ願」を提出させるとともに、納入カード・納品書に「納入は当社の車でお願いします。」と表示して、下請事業者に自社製車両の購入を要請し、購入させた。

6-3 親事業者は、自社製品の販促キャンペーンを実施するに当たり、下請事業者も販売の対象とし、購買・外注担当者を通じて下請事業者に自社製品の購入を再三要請し、購入させた。

6-4 親事業者は、自社の取扱部品の販売キャンペーンとして、購買・外注担当者と協力工場との会議の席上及び協力工場の製品納入時に、当該部品の販売先の紹介を要請するとともに、下請事業者の紹介先の購入実績を購買・外注窓口に貼り出すこと等により、紹介先のない下請事業者に自ら購入することを余儀なくさせた。

6-5 親事業者は、物品の製造委託をする際に、3条書面に代えて、インターネットのウェブサイトを利用した方法としたところ、下請事業者に対して、既に契約しているインターネット接続サービス提供事業者によっても受発注が可能であるにもかかわらず、自ら指定するインターネット接続サービス提供事

業者と契約しなければ、今後、製造委託をしない旨を示唆し、既に契約しているインターネット接続サービス提供事業者との契約を解除させ、当該事業者と契約させた。

6-6 親事業者は、下請事業者に対し、自ら指定するリース会社から工作機械のリース契約を締結するよう要請したところ、下請事業者は既に同等の性能の工作機械を保有していることから、リース契約の要請を断つたにもかかわらず、再三要請し、リース会社とのリース契約を締結させた。

〈情報成果物作成委託、役務提供委託において想定される違反行為事例〉

6-7 親事業者が、自社に出資している保険会社が扱っている船舶保険への加入を船舶貸渡契約を結んでいる貸渡業者に対して要請し、貸渡業者は既に別の保険会社の船舶保険に加入しているため、断りたい事情にあるにもかかわらず、度々要請し、貸渡業者に親事業者の薦める保険に加入させる場合

6-8 親事業者は、下請事業者に対して放送番組の作成を委託しているところ、自社の関連会社が制作した映画等のイベントチケットの購入を数百枚単位であらかじめ下請事業者ごとに枚数を定めて割り振り、下請事業者に購入させる場合

6-9 広告会社である親事業者が、広告制作会社に年始の名刺広告への参加を要請したのに対して、名刺広告の効果を把握するために参加したが、効果が乏しく、翌年以降は参加しない旨を親事業者に伝えていたにもかかわらず、翌年から年末になると参加を前提として申込書を送付し、再三参加を要請することにより、当該名刺広告に参加することを余儀なくさせる場合

6-10 家庭用電気製品製造・販売事業者の物流子会社である親事業者が、下請事業者である運送事業者に対して毎年末にノルマを定めて家庭用電気製品製造・販売事業者の取扱い商品の購入を要請し、今後の契約を懸念した下請事業者に当該商品を購入させる場合

7 不当な経済上の利益の提供要請

(1) 法第4条第2項第3号で禁止される不当な経済上の利益の提供要請とは、親事業者が下請事業者に対して「自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供されること」により、「下請事業者の利益を不当に害」することである。

(2) 「金銭、役務その他の経済上の利益」とは、協賛金、協力金等の名目のいかんを問わず、下請代金の支払とは独立して行われる金銭の提供、作業への労務の提供等を含むものである。

親事業者が下請事業者に「経済上の利益」の提供を要請する場合には、当該「経済上の利益」を提供することが製造委託等を受けた物品等の販売促進につながるなど下請事業者にとっても直接の利益となる場合もあり得る。「経済上の利益」が、その提供によって得ることとなる直接の利益の範囲内であるものとして、下請事業者の自由な意思により提供する場合には、「下請事業者の利益を不当に害」するものであるとはいえない。

他方、親事業者と下請事業者との間で、負担額及びその算出根拠、使途、提供の条件等について明確になっていない「経済上の利益」の提供等下請事業者の利益との関係が明らかでない場合、親事業者の決算対策等を理由とした協賛金等の要請等下請事業者の直接の利益とならない場合は、法第4条第2項第3号に該当する。

(3) また、親事業者が、「6 購入・利用強制」(2)のような方法で、下請事業者に経済上の利益の提供を要請することは、法第4条第2項第3号に該当するおそれがある。

(4) 情報成果物等の作成に関し、下請事業者の知的財産権が発生する場合において、親事業者が、委託した情報成果物等に加えて、無償で、作成の目的たる使用の範囲を超えて当該知的財産権を親事業者に譲渡・許諾させることは、法第4条第2項第3号に該当する。

〈想定される違反行為事例〉

7-1 親事業者が、下請事業者に対して年度末の決算対策として、協賛金の提供を要請し、親事業者の指定した銀行口座に振込みを行わせている場合

7-2 親事業者が、船内荷役、清掃等の作業は契約により荷主又は親事業者の負担であるとされているにもかかわらず、下請事業者である船舶貸渡業者にその一部を手伝わせる場合

7-3 親事業者が、自らが貨物自動車運送事業の免許を有し、顧客から商品の配送を請け負っている大規模小売事業者であるところ、荷物の配送を委託している下請事業者に対して、店舗の営業の手伝いのために従業員の派遣を行わせる場合

- 7-4 ソフトウェアの作成を下請事業者に委託している親事業者が、下請事業者の従業員を親事業者の事業所に常駐させ、実際には当該下請事業者への発注とは無関係の事務を行わせている場合
- 7-5 親事業者が、下請事業者に金型の製造を委託しているところ、外国で製造した方が金型の製造単価が安いことから、下請事業者が作成した金型の図面、加工データ等を外国の事業者に渡して、当該金型を製造させるため、下請事業者が作成した図面、加工データ等を対価を支払わず、提出させる場合
- 7-6 親事業者が、下請事業者にデザイン画の作成を委託し、下請事業者はCADシステムで作成したデザイン画を提出したが、後日、委託内容にないデザインの電磁的データについても、対価を支払わず、提出させる場合

8 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し

- (1) 法第4条第2項第4号で禁止されている不当な給付内容の変更及び不当なやり直しとは、親事業者が下請事業者に対して「下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させ、又は受領後に（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後に）給付をやり直されること」により、「下請事業者の利益を不当に害」することである。
- (2) 「下請事業者の給付の内容を変更させること」とは、給付の受領前に、3条書面に記載されている委託内容を変更し、当初の委託内容とは異なる作業を行わせることである。また、「受領後に給付をやり直させること」とは、給付の受領後に、給付に関して追加的な作業を行わせることである。こうした給付内容の変更ややり直しによって、下請事業者がそれまでに行った作業が無駄になり、あるいは下請事業者にとって当初の委託内容にはない追加的な作業が必要となった場合に、親事業者がその費用を負担しないことは「下請事業者の利益を不当に害」することとなるものである。
- やり直し等のために必要な費用を親事業者が負担するなどにより、下請事業者の利益を不当に害しないと認められる場合には、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの問題とはならない。
- (3) 「下請事業者の責めに帰すべき理由」があるとして、親事業者が費用を全く負担することなく、下請事業者に対して給付の内容を変更させることができるのは、下請事業者の要請により給付の内容を変更する場合、若しくは給付を受領する前に親事業者が下請事業者の給付の内容を確認したところ、下請事業者の給付の内容が3条書面に明記された委託内容とは異なること又は下請事業者の給付に瑕疵等があることが合理的に判断される場合に限られる。また、「下請事業者の責めに帰すべき理由」があるとして、親事業者が費用を全く負担することなく、受領後に給付をやり直せることができる場合は、下請事業者の給付の内容が3条書面に明記された委託内容と異なる場合又は下請事業者の給付に瑕疵等がある場合に限られる。
- なお、次の場合には、親事業者が費用の全額を負担することなく、下請事業者の給付の内容が委託内容と異なること又は瑕疵等があることを理由として給付内容の変更又はやり直しを要請することは認められない。
- ア 下請事業者の給付の受領前に、下請事業者から委託内容を明確にするよう求めがあったにもかかわらず親事業者が正当な理由なく仕様を明確にせず、下請事業者に継続して作業を行わせ、その後、給付の内容が委託内容と異なるとする場合
- イ 取引の過程において、委託内容について下請事業者が提案し、確認を求めたところ、親事業者が了承したので、下請事業者が当該内容に基づき、製造等を行ったにもかかわらず、給付内容が委託内容と異なるとする場合
- ウ 検査基準を恣意的に厳しくして委託内容と異なる又は瑕疵等があるとする場合
- エ 委託内容と異なること又は瑕疵等のあることを直ちに発見することができない給付について、受領後1年を経過した場合（ただし、親事業者の瑕疵担保期間が1年を超える場合において、親事業者と下請事業者がそれに応じた瑕疵担保期間を定めている場合を除く。）
- (4) 情報成果物作成委託においては、親事業者の価値判断等により評価される部分があり、事前に委託内容として給付を充足する十分条件を明確に3条書面に記載することが不可能な場合がある。このような場合には、親事業者がやり直し等をさせるに至った経緯等を踏まえ、やり直し等の費用について下請事業者と十分な協議をした上で合理的な負担割合を決定し、当該割合を負担すれば、やり直し等をさせることは下請法上問題とならない。ただし、親事業者が一方的に負担割合を決定することにより下請事業者に不当に不利益を与える場合には、「不当なやり直し」等に該当する。

なお、この場合においても、(3)ア、イ、ウ及びエに該当する場合には、親事業者が費用の全額を負担することなく、下請事業者の給付の内容が委託内容と異なること又は瑕疵等があることを理由として給付内容の変更又はやり直しを要請することは認められない。

- (5) 当初の委託内容と異なる作業を要請することが新たな製造委託等をしたと認められる場合には、委託内容、下請代金の額等の必要記載事項を記載した3条書面を改めて交付する必要がある。

また、親事業者は下請事業者に対して製造委託等をする際には、委託内容を満たしているか否か双方で争いが生じることのないよう、委託内容を明確に記載する必要があり、製造委託等をした時点では委託内容が確定せず、3条書面に記載していない場合であっても、委託内容が定められた後、直ちに委託内容を明確に記載した書面を交付する必要がある。また、取引の過程で、3条書面に記載された委託内容が変更され、又は明確化されることもあるので、このような場合には、親事業者は、これらの内容を記載した書面を下請事業者に交付する必要があり、法第5条の規定に基づき作成・保存しなければならない書類の一部として保存する必要がある。

〈想定される違反行為事例〉

- 8-1 親事業者が、下請事業者に部品の製造を委託し、これを受け下請事業者が既に原材料等を調達しているにもかかわらず、輸出向け製品の売行きが悪く製品在庫が急増したという理由で、下請事業者が要した費用を支払うことなく、発注した部品の一部の発注を取り消す場合
- 8-2 親事業者が、テレビ番組の制作を委託していた下請事業者に対して、いったん親事業者のプロデューサーの審査を受けて受領された番組について、これの試写を見た親事業者の役員の意見により、下請事業者に撮り直しをさせたにもかかわらず、撮り直しに要した下請事業者の費用を負担しない場合
- 8-3 親事業者が、既に一定の仕様を示して下請事業者にソフトウェアの開発を委託していたが、最終ユーザーとの打ち合わせの結果仕様が変更されたとして途中で仕様を変更し、このため下請事業者が当初の指示に基づいて行っていた作業が無駄になったが、当初の仕様に基づいて行われた作業は納入されたソフトウェアとは関係がないとして当該作業に要した費用を負担しない場合
- 8-4 親事業者が、下請事業者に対してソフトウェアの開発を委託したが、仕様についてはユーザーを交えた打合せ会で決めることとしていたところ、決められた内容については書面で確認することをせず、下請事業者から確認を求められても明確な指示を行わなかったため、下請事業者は自分の判断に基づいて作業を行い納入をしようとしたところ、決められた仕様と異なるとして下請事業者に対して無償でやり直しを求める場合
- 8-5 親事業者が下請事業者に対して金型の製造を委託しているところ、従来の基準では合格していた金型について、検査基準を一方的に変更し、下請事業者に無償でやり直しを求める場合
- 8-6 親事業者が、定期的に放送されるテレビCMの作成を下請事業者に委託したところ、完成品が納入された後、放映されたテレビCMを見た広告主の担当役員から修正するよう指示があったことを理由として、親事業者は、下請事業者に対して、いったん広告主の担当まで了解を得て納入されたテレビCMについて修正を行わせ、それに要した追加費用を負担しない場合
- 8-7 親事業者が、下請事業者に清掃を委託し、下請事業者は清掃に必要な清掃機器及び人員を手配したところ、親事業者が発注を取り消し、下請事業者が要した費用を負担しない場合
- 8-8 親事業者が下請事業者に対してデザインの作成を委託したところ、親事業者の担当者が人事異動により交代し、新しい担当者の指示により委託内容が変更され追加の作業が発生したが、それに要した追加費用を親事業者が負担しない場合

附 則

この通達は平成16年4月1日から施行する。

資料8－(1)

41公取下第169号

41企 庁第339号

昭和41年3月11日

(繊維以外の業種) 殿

公正取引委員会事務局長 竹中 喜満太
中小企業庁長官 山本 重信

下請代金の支払手形のサイト短縮について

上記のことについては、かねてより強く要請してきたところであるが、遺憾ながら最近の状況をみると必ずしも改善されているとは認められません。

政府としては、このような事態に対処して下請代金支払遅延等防止法の趣旨にそい、下請取引の適正化をはかるために、下請代金の支払に係る手形のサイトの短縮について下記により措置を講じることにしました。

については貴会においても政府の方針を十分ご了知のうえ、さん以下の工業会およびその所属親事業者に対し、周知徹底するとともに、さらに積極的に下請取引の適正化をはかるようご指導をお願いします。

記

手形サイトは業種業態に応じかなりの長短があるので、今後実情に即した標準を定める方針であるが、(繊維以外の業種)については、さしあたり、親事業者は、下請代金の支払のために振り出す手形のサイトを原則として**120日以内**とし、さらに経済情勢の好転に即応しつつ短縮するよう努力することとする。

上記のサイトを越える手形を振り出している親事業者に対しては、実情聴取のうえ業種形態に応じ所要の改善指導を行なうとともに下請事業者の利益を不当に侵害している親事業者に対しては、下請代金支払遅延等防止法に基づき必要かつ適切な措置をとるものとする。

なお、親事業者は、手形サイトの短縮にあたって、現金支払率の低下、支払期日の延長、外注量の削減等取引条件を悪化させてはならない。また、現在120日未満のサイトの手形を交付している親事業者は、これを維持するよう努めることとする。

資料 8-(2)

41 公取下第 233 号

41 企 庁 第 467 号

昭和 41 年 3 月 31 日

(織 維 業) 殿

公正取引委員会事務局長 竹 中 喜満太
中小企業庁長官 山 本 重 信

下請代金の支払手形のサイト短縮について

上記のことについては、かねてより強く要請してきたところであるが、遺憾ながら最近の状況をみると必ずしも改善されているとは認められません。

政府としては、このような事態に対処して下請代金支払遅延等防止法の趣旨にそい、下請取引の適正化をはかるために、下請代金の支払に係る手形のサイトの短縮について下記により措置を講じることにしました。

ついては貴会においても政府の方針を十分ご了知のうえ、さん下の所属親事業者に対し、周知徹底させるとともに、さらに積極的に下請取引の適正化をはかるようご指導をお願いします。

記

織維工業については、さしあたり、親事業者は、下請代金の支払のために振り出す手形のサイトを原則として**90日以内**とし、さらに経済情勢の好転に即応しつつ短縮するよう努力することとする。

上記のサイトを越える手形を振り出している親事業者に対しては、実情聴取のうえ所要の改善指導を行なうとともに下請事業者の利益を不当に侵害している親事業者に対しては、下請代金支払遅延等防止法に基づき必要かつ適切な措置をとるものとする。

なお、親事業者は、手形サイトの短縮にあたって、現金支払率の低下、支払期日の延長、外注量の削減等取引条件を悪化させてはならない。また、現在 90 日未満のサイトの手形を交付している親事業者は、これを維持するよう努めることとする。

資料9

一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられる場合の下請代金支払遅延等防止法及び独占禁止法の運用について

(昭和 60 年 12 月 25 日事務局長通達第 13 号)

(改正) 平成 11 年 7 月 1 日事務総長通達第 16 号

公正取引委員会事務局長

親事業者、下請事業者及び金融機関の間の約定に基づき、下請事業者が債権譲渡担保方式又はファクタリング方式若しくは併存的債務引受方式により金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができることとし、親事業者が当該下請代金債権又は当該下請代金債務の額に相当する金銭を当該金融機関に支払うこととする方式（以下「一括決済方式」という。）により下請代金を支払う場合の下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第 3 条の書面の記載事項及び同法第 5 条の書類の記載事項については、下請代金支払遅延等防止法第 3 条の書面の記載事項等に関する規則（昭和 60 年公正取引委員会規則第 3 号）及び下請代金支払遅延等防止法第 5 条の書類の作成及び保存に関する規則（昭和 60 年公正取引委員会規則第 4 号）で定められたところであるが、一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられる場合の下請法及び独占禁止法の運用の方針は下記のとおりであるので、事務処理にあたつては、これにより適切に処理されたい。

記

- 1 一括決済方式により下請代金を支払う場合の下請法第 2 条の 2（下請代金の支払期日）等に規定する下請代金の「支払期日」は、下請事業者が金融機関から下請代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができることとする期間の始期とする。したがつて、この期間の始期は、親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して、60 日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならないこととなる。
- 2 一括決済方式により下請代金を支払う場合に、下請事業者が金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の全額について貸付け又は支払を受けることができないときは、下請法第 4 条第 1 項第 2 号（下請代金の支払遅延の禁止）の規定に違反するものとして扱う。
- 3 一括決済方式により下請代金を支払うこととする場合に、不當に、下請事業者に対し、一括決済方式による下請代金の支払に応じることを強制し、又は一括決済方式による下請代金の支払に応じないことを理由として取引の条件又は実施について不利な取扱いをするときは、独占禁止法第 19 条（不公正な取引方法の禁止）の規定に違反するおそれがあるものとして扱う。

資料 10

一括決済方式が下請代金の支払手段として用いられる場合の 指導方針について

(昭和 60 年 12 月 25 日取引部長通知)

改正 平成 11 年 7 月 1 日取引部長通知

公正取引委員会事務局取引部長

一括決済方式（昭和 60 年 12 月 25 日付け事務局長通達第 13 号の「一括決済方式」をいう。）を下請代金の支払手段として用いる場合には、下請事業者の利益を保護する観点から、親事業者に対し、下記の事項を遵守し、かつ、3 から 9 までに掲げる事項については一括決済方式に関する契約において明確にするよう指導されたい。

記

（加入の自由及び不利益変更の禁止）

- 1 一括決済方式への加入は、下請事業者の自由な意思によることとし、
 - ア 加入した下請事業者に対し、支払条件を従来に比して実質的に不利となるよう変更しないこと及び一括決済方式に変更することによって生じる費用を負担させないこと。
 - イ 加入しない下請事業者に対し、これを理由として不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。

（三者契約）

- 2 親事業者、下請事業者及び金融機関（組合員に対する事業資金の貸付けを行う中小企業等協同組合及び商工組合を含む。）の間の三者契約（金融機関が複数となる契約を含む。）によること。

（脱退の自由）

- 3 契約期間は 1 年以内とし、かつ、契約期間の中途においても相当の予告期間において解約できるものとすること。

なお、契約を自動更新とする場合には、当分の間、下請事業者に対して文書により更新の意思の有無を確認すること。

（手形の交付）

- 4 一括決済方式に加入した下請事業者が下請代金の一部につき手形による支払を希望する場合には、手形により支払うこと。

（親事業者の下請代金支払義務）

- 5 下請代金の支払期日に金融機関から一括決済方式により支払う下請代金の全額について下請事業者が貸付け又は支払を受けられるものとし、下請事業者が当該金銭の貸付け又は支払を受けられなくなったときは、自らその全額を支払うこと。

（支払期日）

6 下請事業者が金融機関から下請代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができることとする期間の始期は、親事業者が下請代金債権の担保差し入れ若しくは譲渡を承諾する期日又は金融機関が下請代金債務を親事業者と共に負うことを承諾する期日と一致するようにすること。

(決済期間)

7 下請代金の支払期日から下請代金債権の額に相当する金銭を金融機関に支払う期日までの期間（手形の交付日から手形の満期までの期間に相当）は、120日以内（繊維業の場合は90日以内）とすること。

(担保追徴の禁止等)

8 一括決済方式のうち債権譲渡担保方式により下請代金の支払を行う場合には、下請事業者が当該下請代金債権以外のものを担保とする必要がないようにすること。当該貸付けに係る金銭が預金として拘束されることのないようにすること。また、一括決済方式に係る下請事業者の口座は、この方式専用のものとすること。

(償還請求権の放棄)

9 一括決済方式のうちファクタリング方式及び併存的債務引受方式により下請代金の支払を行う場合には、理由のいかんを問わず、金融機関が下請事業者に当該下請代金の額に相当する金銭を支払った後にその返還を求めることのないようなものとすること。

(決済状況の把握)

10 公正取引委員会等の下請代金支払遅延等防止法第9条の規定に基づく調査に際し、一括決済方式による下請代金の支払状況に関する報告をすることができるよう、金融機関からこれに関する資料の提供を受けられるようにしておくこと。

(貸付けが受けられる金融機関)

11 債権譲渡担保方式による場合には、下請事業者が従来取引している金融機関からもこの方式による貸付けが受けられるように配慮すること。

資料 11

電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合の下請代金支払遅延等防止法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の運用について

平成 21 年 6 月 19 日事務総長通達第 12 号
公正取引委員会事務総長

親事業者が、電子記録債権（電子記録債権法（平成 19 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子記録債権をいう。以下同じ。）の発生記録（電子記録債権法第 15 条に規定する発生記録をいう。以下同じ。）又は譲渡記録（電子記録債権法第 17 条に規定する譲渡記録をいう。以下同じ。）をすることにより、下請代金を支払う場合の下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第 3 条の書面の記載事項及び同法第 5 条の書類の記載事項については、下請代金支払遅延等防止法第 3 条の書面の記載事項等に関する規則（平成 15 年公正取引委員会規則第 7 号）及び下請代金支払遅延等防止法第 5 条の書類又は電磁的記録の作成及び保存に関する規則（平成 15 年公正取引委員会規則第 8 号）で定められたところであるが、電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合の下請法及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）の運用の方針は下記のとおりであるので、事務処理に当たっては、これにより適切に処理されたい。

記

- 1 電子記録債権の発生記録又は譲渡記録により下請代金を支払う場合の下請法第 2 条の 2（下請代金の支払期日）等に規定する下請代金の「支払期日」は、下請事業者が当該電子記録債権の譲渡記録をすることにより金融機関から下請代金の額に相当する金銭の支払を受けることができる期間の始期とする。
- 2 電子記録債権の発生記録又は譲渡記録により下請代金を支払う場合に、下請事業者が当該下請代金の額に相当する金銭の全額について支払を受けることができないときは、下請法第 4 条第 1 項第 2 号（下請代金の支払遅延の禁止）の規定に違反するものとして扱う。
- 3 電子記録債権の発生記録又は譲渡記録により下請代金を支払うこととする場合に、不当に、下請事業者に対し、電子記録債権の発生記録若しくは譲渡記録による下請代金の支払に応じることを強制し、又は電子記録債権の発生記録若しくは譲渡記録による下請代金の支払に応じないことを理由として取引の条件又は実施について不利な取扱いをするときは、独占禁止法第 19 条（不公正な取引方法の禁止）の規定に違反するおそれがあるものとして扱う。

資料 12

電子記録債権が下請代金の支払手段として用いられる場合 の指導方針について

平成 21 年 6 月 19 日取引部長通知
公正取引委員会事務総局取引部長

電子記録債権（平成 21 年 6 月 19 日付け事務総長通達第 12 号の電子記録債権をいう。以下同じ。）を下請代金の支払手段として用いる場合には、下請事業者の利益を保護する観点から、親事業者に対し、下記の事項を遵守するよう指導されたい。

記

1 電子記録債権の現金化

電子記録債権の発生記録又は譲渡記録により下請代金の支払を受けた下請事業者が、金融機関に当該電子記録債権についての譲渡記録をすることにより金銭の支払を確実に受けられるようなものとすること。

2 決済期間

下請代金の支払期日から電子記録債権の満期日（電子記録債権法第 16 条第 1 項 2 号に規定する支払期日をいう。）までの期間（手形の交付日から手形の満期までの期間に相当）は、120 日以内（繊維業の場合は 90 日以内）とすること。

3 電子記録保証

電子記録債権の譲渡記録により下請代金の支払を行う場合には、親事業者は当該電子記録債権に電子記録保証（電子記録債権法第 2 条第 9 項に規定する電子記録保証をいう。）を付すこと。

4 不利益変更の禁止

- (1) 支払手段を電子記録債権の発生記録又は譲渡記録による支払に変更する場合に、下請事業者に対し支払条件を従来に比して実質的に不利となるよう変更しないこと。
- (2) 電子記録債権に係る支払が行われる際に、下請事業者が利用する一般の金融機関の預金口座を利用できないこととしないこと。

5 決済状況の把握

公正取引委員会等の下請代金支払遅延等防止法第 9 条の規定に基づく調査に際し、電子記録債権の発生記録又は譲渡記録による下請代金の支払状況に関する報告をすることができるよう、金融機関及び電子債権記録機関からこれに関する資料の提供を受けられるようにしておくこと。

資料 13

サプライチェーン・マネジメントに関する考え方

公取企第 29 号
平成 15 年 3 月 31 日

(親 事 業 者) 殿

公正取引委員会事務総局
経済取引局取引部長

事業者等の活動に係る事前相談について（回答）

貴社から平成 15 年 3 月 13 日付で申出のあった事業者等の活動に係る事前相談について、下記のとおり回答します。

記

1 本件相談の概要

- (1) 下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）の適用を受ける取引（以下「下請取引」という。）において、以下の方式のサプライチェーン・マネジメント（以下「SCM」という。）を採用した受発注を実施しようとしているところ、下請法に違反するおそれがあるかどうか。
- (2) 当該方式では下請事業者が毎日配送する必要があるために、下請事業者が親事業者の指定する倉庫に一定数量を預託し、親事業者は倉庫から出庫・使用する方式を採用する場合があるが、この場合は下請法に違反するおそれがあるかどうか。

（相談の方式）

親事業者と下請事業者との間で、以下の内容を合意した基本契約を書面で締結した上で、製品の販売状況等に応じて発注量が変動する部品について SCM を採用した製造委託を実施。

- ア 親事業者は、1週間に一度、先行所要情報（例：1週間毎に更新、先 8 週間程度の下請事業者に対する需要予測データ）をオンライン又は web 上で下請事業者に提示する。
- イ 親事業者は下請事業者に対して、当該部品の生産リードタイムにおいて（例えば 1 週間）、下請法第 3 条第 1 項に基づき、納期、部品の数量等を記載した書面（以下「3 条書面」という。）を交付する。
- ウ 親事業者は下請事業者に対して、3 条書面記載の数量の微調整を行うため、納期の 1 日前に納入指示書を交付し、下請事業者は納入指示書の数量に基づき、親事業者に納品する。
- エ 親事業者は、SCM を採用した部品の製造委託が終了した際に、親事業者が受領した数量の合計が 3 条書面記載の数量の合計を下回る場合には、書面記載の数量を引き取る。
- オ 下請代金の支払は、親事業者が受領した数量を月末に締め、それに対応する下請代金を翌月末に支払う。
- カ 先行所要情報は需要予測データであり、3 条書面記載の数量を超えて、当該需要予測データに基づき

生産した数量の部品は、親事業者は引き取る義務はない。

2 相談に対する考え方

(1) 親事業者が、下請取引において、SCMを採用することは、親事業者と下請事業者が長期の需要予測データを共有することによって、効率的な生産体制を構築し、市場の変化による需要の増減に対して機動的に対応することが可能となるなど、親事業者及び下請事業者の双方の利益となると考えられる。他方、親事業者が提示する需要予測データと実際の製造委託数量にかい離が生じる際に、親事業者の部品の引き取り範囲を明確にしていない場合には、下請事業者に在庫負担を強いるおそれもある。

(2) 相談の方式に対する下請法上の考え方を示すと以下のとおりである。

ア 下請法第3条に基づく書面の交付について

親事業者が下請事業者に対して製造委託をする場合は、直ちに、下請代金の額、納期、発注数量等を記載した書面を交付する必要がある。

相談の方式では、親事業者は下請事業者に対して、当該部品の生産から納品に要するリードタイムを3条書面を交付することとしており、この方法自体は、下請法上、問題となるものではない。

相談の方式では、発注書面を交付した後、確定数量の納入の指示は納入指示書に基づき行われており、発注書面記載の数量は納入指示書によって微調整が行われることとなるが、次のような場合には、当該発注書面は発注数量が記載されているものであって、3条書面であると認められる。

- ① 発注書面記載の数量と納入指示書の数量のかい離が生じないように努め、かい離がある場合には、そのために下請事業者に生じる費用（保管費用、運送費用等）を親事業者が負担すること。
- ② 当該部品の製造委託が終了する際には、発注書面記載の数量の部品を発注書面記載の単価で親事業者がすべて受領すること。

イ 部品の受領及び下請代金の支払について

親事業者は下請代金の支払期日を「給付を受領した日」（受領日）から起算して60日の期間内において定める義務がある（下請法第2条の2）。また、親事業者は、3条書面に記載された数量の部品を下請事業者から受領し、支払期日までに下請代金を支払う義務がある（下請法第4条第1項第1号、第2号）。

- (ア) 相談の方式では、3条書面に記載された日ごとの納入数量は日々の納入指示書によって調整が行われるため、3条書面に記載された数量が受領されない場合が発生することとなるが、以下の措置が講じられる場合には、下請事業者に不利益を与えるものではなく、下請法第4条第1項第1号（受領拒否）に違反しない。

- ① 3条書面記載の数量と納入指示書の数量のかい離が生じないように努めることとし、当該部品の製造委託が終了する際には、3条書面記載の数量の部品を親事業者がすべて受領すること。
- ② 毎月の下請代金の額を算定するための締切日において、親事業者が実際に受領した数量が3条書面記載の数量の合計を下回る場合、そのかい離は親事業者と下請事業者であらかじめ合意した可能な限り最小限の範囲内とし、当該範囲を超えて下回る数量がある場合には、締切日において受領すること。

③ 3条書面記載の数量と納入指示書の数量にかい離がある場合に、あらかじめ合意された範囲内であるとしても、そのかい離によって下請事業者に生じる費用（保管費用、運送費用等）は親事業者が負担すること。

(イ) 次に、相談の方式では、下請事業者が毎日配送する必要があるため、下請事業者が親事業者の指定する倉庫に部品を預託し、親事業者は倉庫から出庫し、使用する方式（以下「預託方式」という。）を採用する場合には、下請事業者は、3条書面記載の受領日以前にも、親事業者の指定する倉庫に部品を預託することとなる。

この預託方式を採用する場合、下請事業者が倉庫に預託した部品は、親事業者が自由に倉庫から出庫し、使用することが可能となることから、特別の定めがなければ、下請事業者が預託した日が受領日とされ、当該期日から起算して60日の期間内において下請代金を支払わなければ支払遅延が生じることとなる。

しかし、例えば、下請事業者が倉庫に預託した部品のうち、3条書面記載の受領日前に預託された数量の部品については、親事業者又は倉庫事業者を占有代理人として、下請事業者が自ら占有していることとし、3条書面記載の受領日に、同記載の数量の部品の所有権が親事業者に移転するがあらかじめ合意されていれば、下請法上は、倉庫に預託した部品のうち、受領日前の預託数量については、実際の預託日にかかわらず、3条書面記載の受領日に受領があったものとして取り扱う。

また、一般的な預託方式では、親事業者が倉庫から出庫し、使用した数量の部品に対して下請代金の額を支払うこととなり、毎月の下請代金の額を算定するための締切日において、親事業者が実際に出庫・使用した数量が3条書面記載の数量の合計を下回る場合が生じることとなるが、以下の措置が講じられる場合には、下請事業者に不利益を与えるものではなく、下請法第4条第1項第1号（受領拒否）及び第2号（支払遅延）に違反しない。

- ① 当該部品の製造委託が終了する際には、3条書面記載の数量の部品を親事業者がすべて受領すること。
- ② 毎月の下請代金の額を算定するための締切日において、親事業者が実際に出庫・使用した数量が3条書面記載の数量の合計を下回る場合、そのかい離の範囲を親事業者と下請事業者との間で可能な限り最小限の範囲内にあらかじめ合意し、当該範囲を超えて下回る数量がある場合には、締切日に当該範囲を超えて下回る数量を親事業者が受領すること。
- ③ 親事業者が実際に出庫・使用した数量と3条書面記載の数量の合計のかい離があらかじめ合意された範囲内であるとしても、そのかい離によって下請事業者に生じる費用（保管費用、運送費用等）は、親事業者が負担すること。

ウ 下請代金の設定

下請取引においては、親事業者が下請事業者に対して、通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定める場合には、下請法第4条第1項第5号（買いたたき）に違反する。

したがって、下請取引においてSCMを採用する場合にも、親事業者は、下請事業者と十分協議を行い、運送費など下請事業者に生じる費用を踏まえ、下請代金の額を設定しなければならない。

また、例えば、親事業者は、単価を、需要予測に基づく数量を前提に設定したにもかかわらず、実際の製造委託数量が当該予測を著しく下回る場合には、下請法第4条第1項第5号（買いたたき）に違反するおそれがあり、このような場合には、親事業者は下請代金の額の見直しが必要となる。

エ SCMの採用に係る取引条件の設定

下請取引においてSCMを採用する場合には、前記(ア)及び(イ)のとおり、下請法上の問題が生じるおそれがあることから、親事業者は下請事業者と十分協議の上で行うことが必要であり、下請事業者の自由な意思によることとし、参加しない下請事業者に対し、これを理由として不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしてはならない。

また、前記のような問題点が生じないようにするために、親事業者は下請事業者と十分協議の上で、次のような事項についてあらかじめ書面で合意する必要がある。

- ① 親事業者は、下請事業者に対して正確な需要予測データを提示するよう努めること。また、親事業者が下請事業者に提示する需要予測データは予測であり、製造委託を確約するものではないこと。
- ② 3条書面の交付時期をリードタイムを踏まえて明確に定めること。
- ③ 毎月の下請代金の額を算定するための締切日において、親事業者が実際に受領した数量が3条書面記載の数量の合計を下回る場合に、そのかい離の範囲を可能な限り最小限の範囲内にあらかじめ定めることとし、かい離が当該範囲を超えて下回る数量については、親事業者は締切日に受領すること。
- ④ 当該部品の製造委託が終了する際には、3条書面記載の数量の部品を親事業者がすべて受領すること。
- ⑤ 親事業者が実際に受領した数量と3条書面記載の数量の合計がかい離する場合に、数量のかい離があらかじめ合意された範囲内にあるとしても、そのかい離によって下請事業者に生じる費用（保管費用、運送費用等）は親事業者が負担すること。
- ⑥ 親事業者が下請事業者に対して、十分な時間的余裕をもって製造委託の開始時期及び終了時期を通知すること。

3 結論

親事業者は、下請取引においてSCMを採用する場合には、前記2(2)アからウまでの点に留意し、下請事業者と十分協議し、前記(2)エの各事項についてあらかじめ書面で合意した上で実施する必要があり、相談の方式は、これらの点を十分踏まえて実施した場合には、下請法上問題となるものではない。

資料 14

下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者の取扱いについて

平成 20 年 12 月 17 日
公正取引委員会

公正取引委員会は、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）に違反し下請事業者に重大な不利益を与えた親事業者に対して、下請法第 7 条の規定に基づき、下請事業者が受けた不利益を回復するために必要な措置を探ることなどを勧告することとしているところ、最近、下請法違反行為を行っていた親事業者が当委員会に対して自発的に違反行為を申し出た事案があった。

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することにかんがみ、当該事案については、以下のような事由が認められたことから、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を探ることを勧告するまでの必要はないものとした。

今後、当該事案と同様の自発的な申出が親事業者からなされ、かつ、以下のような事由が認められた場合には、親事業者の法令遵守を促す観点から、同様の取扱いをすることになる。

- 1 公正取引委員会が当該違反行為に係る調査に着手する前に、当該違反行為を自発的に申し出ている。
- 2 当該違反行為を既に取りやめている。
- 3 当該違反行為によって下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置（注）を既に講じている。
- 4 当該違反行為を今後行わないための再発防止策を講じることとしている。
- 5 当該違反行為について公正取引委員会が行う調査及び指導に全面的に協力している。

（注） 下請代金を減じていた当該事案においては、減じていた額の少なくとも過去 1 年間分を返還している。

資料 15

下請中小企業振興法

(制定) 昭和45. 12. 26法律第145号
最終 (改正) 平成19. 6. 1法律第 70号

(目的)

第1条 この法律は、下請中小企業の経営基盤の強化を効率的に促進するための措置を講ずるとともに、下請企業振興協会による下請取引のあつせん等を推進することにより、下請関係を改善して、下請関係にある中小企業者が自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に発揮することができるよう下請中小企業の振興を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号に掲げる業種及び第3号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 二 資本の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、サービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 四 企業組合
 - 五 協業組合
- 2 この法律において「親事業者」とは、法人にあつては資本の額若しくは出資の総額が自己より小さい法人たる中小企業者又は常時使用する従業員の数が自己より小さい個人たる中小企業者に対し次の各号のいずれかに掲げる行為を委託することを業として行うもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より小さい中小企業者に対し次の各号のいずれかに掲げる行為を委託することを業として行うものをいう。
- 一 その者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造又はその者がその使用し若しくは消費する物品の製造を業として行う場合におけるその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造
 - 二 その者が業として行う販売又は業として請け負う製造の目的物たる物品又はその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造のための設備又はこれに類する器具の製造（前号に掲げるものを除く。）又は修理
 - 三 その者が業として請け負う物品の修理の行為の全部若しくは一部又はその者がその使用する物品の修理を業として行う場合におけるその修理行為の一部（前号に掲げるものを除く。）
 - 四 その者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部若しくは一部又はその者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合におけるその情報成果物の作成の行為の全部若しくは一部
 - 五 その者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部
- 3 この法律において「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたもの）をいう。
 - 二 映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの
 - 三 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの
 - 四 前3号に掲げるもののほか、これらに類するもので政令で定めるもの
- 4 この法律において「下請事業者」とは、中小企業者のうち、法人にあつては資本の額若しくは出資の総額が自己より大きい法人又は常時使用する従業員の数が自己より大きい個人から委託を受けて第2項各号のいずれかに掲げる行為を業として行うもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より大きい法人又は個人から委託を受けて同項各号のいずれかに掲げる行為を業として行うものをいう。

(振興基準)

第3条 経済産業大臣は、下請中小企業の振興を図るため下請事業者及び親事業者によるべき一般的な基準（以下「振興基準」という。）を定めなければならない。

- 2 振興基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 下請事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項
 - 二 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善に関する事項
 - 三 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項
 - 四 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項
 - 五 下請事業者の連携の推進に関する事項
 - 六 その他下請中小企業の振興のため必要な事項
- 3 経済産業大臣は、振興基準を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。

(指導及び助言)

第4条 主務大臣は、下請中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、下請事業者又は親事業者に対し、振興基準に定める事項について指導及び助言を行うものとする。

(振興事業計画)

第5条 親事業者及び特定下請組合等（事業協同組合その他の団体（政令で定める基準に従つた定款又は規約を有しているものに限る。）であつてその構成員の大部分が当該親事業者の営む事業について第2条第2項各号のいずれかに掲げる行為を行つているものをいう。以下同じ。）は、当該親事業者が当該特定下請組合等の構成員である場合を除き、当該親事業者の発注分野の明確化、当該特定下請組合等の構成員である下請事業者の施設又は設備の導入、共同利用施設の設置、技術の向上及び事業の共同化その他の下請中小企業の振興に関する事業（以下「振興事業」という。）について下請中小企業振興事業計画（以下「振興事業計画」という。）を作成し、これを主務大臣に提出して、当該振興事業計画が適当である旨の承認を受けることができる。

- 2 振興事業計画には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 振興事業の目標及び内容
 - 二 振興事業の実施時期
 - 三 振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法
- 3 親事業者は、特定下請組合等が振興事業計画の作成について協議したい旨を申し出たときは、当該特定下請組合等と協議し、振興事業計画の作成に協力しなければならない。

(承認の基準)

第6条 主務大臣は、前条第1項の承認の申請があつた場合において、当該振興事業計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同項の承認をするものとする。

- 一 前条第2項第1号に掲げる事項が振興基準に照らして適切なものであり、かつ、当該親事業者及び特定下請組合等がその事項を達成するのに必要な適格性を有するものであること。
- 二 前条第2項第2号及び第3号に掲げる事項が当該振興事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 当該特定下請組合等の構成員が当該振興事業に参加することについて不当に差別されないものであること。
- 四 当該特定下請組合等の構成員である下請事業者の大部分が当該振興事業に参加することであること。

(振興事業計画の変更等)

第7条 第5条第1項の承認を受けた親事業者及び特定下請組合等は、当該承認に係る振興事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

- 2 主務大臣は、第5条第1項の承認を受けた親事業者又は特定下請組合等が当該承認に係る振興事業計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のものとし、以下「承認計画」という。）に従つて振興事業を実施していないと認めるときは、当該承認を取り消すことができる。
- 3 前条の規定は、第1項の承認に準用する。

(中小企業信用保険法の特例)

第8条 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4第1項に規定する流動資産担保保険（以下「流動資産担保保険」という。）の保険関係であつて、下請振興関連保証（同項に規定する債務の保証（承認計画に従つて振興事業を実施する親事業者（特定下請組合等の構成員であるものを含む。）に対する売掛金債権を担保として提供させるものに限る。）であつて、下請事業者が当該承認計画に従つて振興事業を行うのに必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての同項の規定の適用については、同項中「保険価額の合計額が」とあるのは、「下請中小企業振興法第8条第1項に規定する下請振興関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」とする。

2 流動資産担保保険の保険関係であつて、下請振興関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第4条の規定にかかわらず、保険金額の100分の2以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

(資金の確保)

第9条 政府は、承認計画に従つて振興事業を実施するのに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(報告の徴収)

第10条 主務大臣は、第5条第1項の承認を受けた親事業者又は特定下請組合等に対し、振興事業の実施状況について報告を求めることができる。

(下請企業振興協会)

第11条 国及び都道府県は、一般社団法人又は一般財団法人であつて次に掲げる業務を行うもの（以下「下請企業振興協会」という。）に対し、下請取引の円滑化を促進して下請中小企業の振興を図るため、その業務に関する必要な指導及び助言を行うように努めるものとする。

- 一 下請取引のあつせんを行うこと。
- 二 下請取引に関する苦情又は紛争について相談に応じ、その解決についてあつせん又は調停を行うこと。
- 三 下請中小企業の振興のために必要な調査又は情報の収集若しくは提供を行うこと。

第12条 下請企業振興協会は、その業務を公正的確に、かつ、広域にわたり効率的に遂行するように努めるものとする。

(主務大臣等)

第13条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 第4条の規定による指導又は助言については、当該下請事業者又は親事業者の事業を所管する大臣とする。
 - 二 第5条第1項、第6条若しくは第7条第1項の規定による承認、同条第2項の規定による承認の取り消し又は第10条の規定による報告の徴収については、当該振興事業計画に従つて振興事業を実施すべき事業者の事業を所管する大臣とする。
- 2 経済産業大臣は、振興基準を定めようとするときは、下請事業者及び親事業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない。

(罰則)

第14条 第10条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、50万円以下の罰金に処する。

- 2 法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日（平成15年11月1日）から施行する。

資料 16

下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準

(昭和46年3月12日 通商産業省告示第82号)
最終 平成15年11月4日 経済産業省告示第370号

前文

下請中小企業は、我が国産業の多くの分野において広汎に存在し、国民経済の重要な担い手として我が国経済の著しい発展を支えてきたが、近年の環境変化の中で、さらなる対応を求められている。

まず、近年の経済のサービス化に伴い、サービス業等の役務委託取引においても下請分業関係の発達が見られており、サービス業等の下請中小企業の経営基盤強化が必要である。

ついで、下請中小企業を取り巻く環境として、国内面をみると消費者ニーズの多様化・高度化、商品のライフサイクルの短命化、技術革新、情報化の進展の中で、下請中小企業に対する要請も品質、性能、コスト等あらゆる面で多様化、高度化しており、下請事業者としてもこれに適切に対応していかなければならなくなっている。

また、国外との関係に目を向けると、特に製造業をはじめとして、国際化の進展に伴い親企業の海外進出、海外との競争が進むことにより、下請中小企業を取り巻く環境は一層厳しくなっており、こうした状況に対処するために、また、東アジア地域の発展等により我が国企業の従来の比較優位が失われつつある中で、親企業と下請中小企業双方が共存し競争力を維持し発展していくためにも、親事業者、下請事業者ともに高度化する需要側の要請への対応や新たな需要の創出が重要となっている。

他方、人材・労働力確保という面については、依然として下請中小企業にとって、経営上の大問題である。

特に、一般的に「働き手」とされる生産年齢人口（15～64歳人口）は今後減少していくと考えられること、近年の国民の豊かさ指向の強まりを背景として労働者の勤労に関する意識の変化が見られること等から下請中小企業が今後とも労働力を確保していくことは依然として容易ではない状況にある。こうした中で、下請中小企業がその経営を存続するため、円滑に人材・労働力確保を行っていくためには、労働時間短縮を始めとする労働条件の改善や職場環境改善、福利厚生施設の整備等、さらには、情報化や技術の向上への積極的対応等による企業イメージの向上等を通じた魅力ある職場づくりが必要となっている。

下請中小企業としては、このような環境の変化及び自らの実情を十分認識し、

- ① 親事業者にとって不可欠の企業となる
- ② 親事業者を複数化・多角化する
- ③ 製品、情報成果物及び役務（以下「製品等」という。）の自社開発により独立化をめざす等多様な対応を図っていく必要があるが、いずれの場合にしても技術力の向上を中心とした体質改善、経営基盤の強化が不可欠であり、そのための一層の自助努力が必要である。

また、下請中小企業には、独自の技術力やノウハウを有すること等により、親企業と対等なパートナーシップを確立しているものもあるものの、その事業活動が親企業の発注の在り方に左右されやすい面があることから、下請中小企業が体質改善、経営基盤の強化や労働時間の短縮等を図っていくためには、発注方式等の面における親企業の協力が必要である。

親企業としても、下請中小企業の存在なくしては、より付加価値の高い製品・サービスを生み出していくことが困難であり、自らの発展もあり得ないという点を十分認識し、親企業としての立場を利用して下請中小企業に不当な取引条件を押しつけることなく、下請中小企業の体質改善、経営基盤の強化に対しその自主性を尊重しつつ積極的な協力をを行うとともに、納期、納入頻度等における配慮等下請中小企業の労働時間短縮のための発注方式の改善等の協力をを行うことが必要である。さらに、自らの努力により自主的に事業を運営し得る有能な企業に脱皮し、自立化や魅力ある職場づくりを行っていこうとする下請中小企業に対しては、その努力を阻害することなく、必要に応じこれに対する支援を行うことが望まれる。

今後とも我が国経済が健全な発展を遂げ、同時に豊かな国民生活を実現していくためには、我が国経済に広範に広がる下請分業システムにおける不公正、不透明な取引を排除するとともに、親企業と下請中小企業とが相互の理解と信頼の下に協力関係を築き、共存共栄を図っていくことが必要である。

この基準は、このような観点から、下請事業者に対して努力の方向を示すとともに、これに対して親事業者がどのような協力を示すべきかを示すことにより、下請中小企業の振興を図ろうとするものである。

第1 下請事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項

1) 下請事業者の努力

今後、生産年齢人口が減少していくと考えられ、また、近年の国民の豊かさ指向の強まりを背景として労働者の勤労に関する意識の変化が見られる中で、下請事業者が円滑に人材・労働力の確保を図るために、労働時間の短縮を始めとする労働条件の改善等魅力ある職場づくりに努めていくことが必要である。

また、下請事業者に対する技術の向上等の要請に対応した一層の設備投資、技術開発を実施するため、また、経済の国際化の一層の進展に適切に対応するため、その経営基盤の強化を図ることも必要である。

下請事業者は、このような課題を達成することができるよう、生産性の向上に努めるとともに、高度化する下請中小企業に対する親企業の要求に応え、製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質（以下「製品の品質等」という。）の向上に努めることが必要である。

2) 親事業者の協力

親事業者は、下請事業者が生産性の向上又は製品の品質等の改善のための措置を円滑に進めうるよう、必要な協力をするよう努めるものとする。

第2 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善に関する事項

1) 発注分野の明確化

(1) 親事業者は、下請事業者が長期的な需要見通しの下にその生産、投資、技術開発等について長期的な経営方針を樹立しうるよう、相当期間における親事業者の下請事業者に対する発注分野（下請事業者に対して何を発注し、親事業者自らがどのような物品を製造、修理し、どのような情報成果物を作成し又はどのような役務を提供するのかの区分をいう。以下同じ。）を極力具体的に定め、これを親事業者との取引関係を有する下請事業者に明示するものとする。

なお、提示期間（発注分野が示される相当期間をいう。以下同じ。）中において下請事業者に対する発注分野を変更することが予定される場合には、その内容を併せて示すものとする。

(2) 親事業者は、提示期間における下請事業者に対する発注は、前号の規定により明示した発注分野に沿ってこれを行うものとする。

(3) 第1号の規定により明示した発注分野は、当該提示期間中においてはこれを変更しないものとする。

技術革新により親事業者が発注を必要としなくなる場合その他これに類するやむを得ない理由により、発注分野を変更しようとするときは、その変更を行う時より相当期間前に、下請事業者に対し、当該変更の内容を明示するものとする。

(4) 親事業者は、下請事業者に対する発注分野を変更するときは、当該変更に係る発注を受ける下請事業者に対し、他の種類の発注、技術指導等を実施する等その経営に著しい影響を及ぼさないよう十分に配慮するものとする。

(5) 下請事業者は、親事業者から要請のあった場合には、第1号の規定により明示された発注分野に係る秘密を守るものとする。

2) 長期発注計画の提示及び発注契約の長期化

(1) 親事業者は、継続的な取引関係を有する下請事業者に対し、下請事業者が安定的かつ合理的な生産を行いうるよう、相当期間にわたる長期発注計画を提示するものとする。

(2) 親事業者は、長期発注計画の期間の長期化に努めるものとする。

(3) 親事業者は、下請事業者に対する具体的発注は、第1号の規定により提示した長期発注計画に沿ってこれを行うよう努めるものとする。

(4) 親事業者は、下請事業者に対する発注量を大幅に変動させないよう配慮するものとし、特に、発注量を親事業者の生産量の変動の程度以上に変動させないよう努めるものとする。

(5) 親事業者は、具体的発注についての契約を締結する場合には、できる限りその期間を長期化するよう努めるものとする。

(6) 下請事業者は、親事業者から要請のあった場合には、第1号の規定により提示された長期発注計画に係る秘密を守るものとする。

3) 発注の安定化等

(1) 親事業者は、下請事業者が合理的な生産を行い得るよう、下請事業者に対する発注に係る物品、情報成果物及び役務（以下「物品等」という。）の種類等の安定化及び発注量の平準化に努めるものとする。

また、将来の発注計画についての事前の情報提供及び事前情報の精度の向上、あるいは一定の在庫の保有等による事前情報と確定発注の乖離の縮小化等を通じて下請中小企業の計画的生産、生産平準化に協力するものとする。

(2) 親事業者は、下請事業者が合理的な生産を行いうるよう、下請事業者に対する発注に係る物品等について、標準化及び規格の整理統合を推進するものとする。

4) 納期、納入頻度の適正化等

(1) 納期、納入頻度は、下請事業者の受注状況、設備及び技術の能力等を勘案して、下請事業者にとって無理がなく、かつ、下請中小企業の労働時間の短縮が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して

決定するものとする。また、親事業者は、下請中小企業の労働時間短縮の妨げとなる週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入、発注内容の変更等について、抑制を図るものとするとともに、あらかじめ指定した納入日以前の納入（指定納入日前納入）に応じる等の措置を通じて、下請中小企業の納入事務の軽減等に協力するものとする。

- (2) 親事業者は、発注後における発注内容の変更、支給材（親事業者から支給される原材料、半製品、部品、資材等をいう。以下同じ。）の支給の遅延等により、前号の規定により定めた納期が下請事業者にとって無理なものとなった場合には、その納期を変更する等、下請事業者の不利益にならないよう十分に配慮するものとする。

5) 発注の手続事務の円滑化等

親事業者は、下請事業者に対する発注の手続事務及び支給材の支給、設備、器具等（以下「設備等」という。）の貸与等に関する手続事務の円滑化、明確化に努めるものとする。また、親事業者は、下請中小企業の労働時間の短縮のため、下請事業者の要請に応じて、生産・配送システムの見直し等の取組みを共同して行うものとする。

6) 設計・仕様書等の明確化による発注内容の明確化

- (1) 親事業者は、不当なやり直しが生じないよう、発注に際して下請事業者に対して示すべき設計図、仕様書等の内容を明確化することにより、発注内容を明確にすることに努めるものとする。
- (2) 親事業者は、既に発注した物品等に係る設計、仕様等を変更しようとするときは、下請事業者に損失を与えることとならないよう十分に配慮するものとする。

7) 取引停止の予告

親事業者は、継続的な取引関係を有する下請事業者との取引を停止し、又は大幅に取引を減少しようとす場合には、下請事業者の経営に著しい影響を与えないよう配慮し、相当の猶予期間をもって予告するものとする。

第3 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項

1) 施設又は設備の導入

- (1) 下請事業者は、生産性の向上及び製品の品質等の向上、従業者の労働時間短縮、高齢者等の有効活用等を図るため、その行う物品の製造等の技術的特性、数量等の実態に即して、高性能設備、専用設備、省力化設備、省エネルギー設備、作業軽減のための設備等の導入に努めるとともに、設備間及び工程間の有機的な関連の確保という観点から、設備の配置及び種類について検討を行い、その改善に努めるものとする。
- (2) 親事業者は、下請事業者の要請に応じ、下請事業者の施設又は設備の導入に際し、発注品目、発注量等の変更、設備の選定、配置、その効率的利用方法等に関する指導を実施する等の協力をを行うものとする。

2) 技術の向上

- (1) 下請事業者は、研究開発体制の整備、拡充により、従来の製品等の改良、新しい製品等の開発、新材料の開発利用等に努めるとともに、これらに必要な設計技術の向上を図るものとする。
- (2) 下請事業者は、製品等の不良発生原因の追及、合理的工程の検討、作業標準の設定、内部検査基準の設定、検査設備及び検査体制の拡充等により、品質管理技術等の向上に努めるものとする。
- (3) 下請事業者は、従業員の研修及び職業訓練の実施等により、現場作業技術の向上に努めるものとする。
- (4) 下請事業者は、その行う製造の特性等に応じ、専門化技術及び量産化技術又は多品種少量生産技術等の高度な技術の取得に努めるものとする。
- (5) 下請事業者は、省エネルギー技術、公害防止技術及び安全衛生技術等の取得に努めるものとする。
- (6) 親事業者は、下請事業者の要請に応じ、下請事業者の技術の向上について、技術指導員の派遣、講習会の開催、下請事業者の従業員の研修の受入れを実施する等の協力をを行うものとする。
- (7) 親事業者は、下請事業者の要請に応じ、下請事業者の技術開発に協力するとともに、可能な範囲内において、自己の所有する知的財産を提供するものとする。

また、親事業者は、自らの技術指導や研究者派遣等の協力により、下請事業者が開発した技術の実施及びその成果の帰属につき下請事業者の適正な利益に十分配慮するものとする。

この考えを踏まえ、親事業者、下請事業者の双方が寄与した技術・ノウハウ等の帰属については、両者の知的貢献度を十分踏まえた上で、契約書において明確化するよう努めるとともに、取引において相手方の技術・ノウハウ等を知りうる場合は、機密保持契約を締結し、また、対価の考え方を正当に定め明確化するよう努めるものとする。

3) 経営管理等の改善

- (1) 下請事業者は、長期経営方針、利益計画、資金計画、設備計画、生産計画等の経営計画の作成、価値分析の実施、計数管理方式の導入等その経営の実態に即した効果的な経営管理手法の採用により、経営管理の改善に努めるものとする。また、労働力需給の中長期的動向を踏まえ、労働力の確保を図るために必要な労働時間の短縮、職場環境の改善等人事・労務管理の改善に努めるものとする。

(2) 親事業者は、下請事業者の要請に応じ、下請事業者の経営管理及び人事・労務管理の改善について、講習会、研究会を開催する等の協力をを行うものとする。

4) 事業の共同化

- (1) 下請事業者は、その業種、業態等の実態に応じて、量産化、専門化、付加価値の増大、施設又は設備の導入、研究開発の効率化、販売力の強化、原材料等の購買の合理化、情報収集の効率化、人材・労働力確保の円滑化、福利厚生施設の整備、海外進出の円滑化等を効果的に推進するため、他事業者との共同化を積極的に実施するものとする。
- (2) 親事業者は、下請事業者の要請に応じて、発注品目、発注量等の変更、発注方法の整備、技術指導、経営指導を実施する等、下請事業者の共同化を進めやすくするよう適切な措置を講ずるものとする。

5) 情報化への積極的対応

- (1) 下請事業者は、管理能力の向上、受注から給付の提供に至るまでの事務量軽減、事務の迅速化等を効率的に推進するため、情報関連機器の積極的導入に努めるとともに、電子受発注等に対しても、その効果等を十分検討の上基本的にはこれに積極的に対応していくことが必要である。
- (2) 親事業者は、下請事業者が情報化の進展に円滑に対応することができるよう、下請事業者の要請に応じ、管理能力の向上についての指導、標準的なコンピュータ又はソフトウェアの提供、データベースの提供、オペレータの研修、コンピュータ、ソフトウェア等に係る費用負担軽減のための援助等の協力をを行うものとする。
- (3) 親事業者は、下請事業者に対し電子受発注等を行う場合には次の事項に配慮するものとする。
 - ① 電子受発注等を行うこととするかどうかの決定にあたっては、下請事業者の自主的判断を十分尊重することとし、これに応じないことを理由として、不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。
 - ② 下請事業者に対し、正当な理由なく、自己の指定するコンピュータその他の機器又はソフトウェア等の購入又は使用を求めないこと。
 - ③ 下請事業者に対する電子受発注等に係る指導等の際、併せてその経営、財務等の情報を把握すること等により、その経営の自主性を侵さないこと。
 - ④ 自己が負担すべき費用を下請事業者に負担させないこと。
 - ⑤ 下請事業者が電子受発注等に円滑に対応することができるよう、長期発注計画の提示、発注の安定化及び納期の適正化には特に留意すること。
 - ⑥ 下請事業者が不測の不利益を被ることがないよう、両事業者間の費用分担、取引条件等について、事前に基本契約書又はこれに準ずる文書により明確に定めておくこと。
 - ⑦ その他政府により定められている電子受発注等についての指針を遵守すること。

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

1) 対価の決定の方法の改善

- (1) 取引対価は、取引数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、品質、材料費、労務費、運送費、在庫保有費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した、合理的な算定方式に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定するものとする。

その際、取引の対象となる物品等に係る特許権、著作権等知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価並びに当該物品等の製造等を行う過程で生じた財産的価値を有する物品等や技術に係る知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価についても十分考慮するものとする。

- (2) 前号の協議は、下請事業者が作成する見積書に基づき継続的な発注に係る物品等については少なくとも定期的に、その他の物品等については発注の都度行うものとする。

また、材料費の大幅な変更等経済情勢の変化や発注内容の変更に応じ、対価について隨時再協議を行うものとする。

さらにこれらの協議の記録については両事業者において保存するものとする。

2) 納品の検査の方法の改善

- (1) 親事業者が下請事業者に対し発注をしようとする場合には、下請事業者及び親事業者は、納品（役務の提供を含む給付の提供をいう。以下同じ。）の検査の実施方法、実施時期、当該発注に係る物品等の適正な検査基準、検査の結果不合格となった物品等の取扱い及び納品の過不足の場合の処理の方法を、あらかじめ、協議して定めるものとする。

- (2) 親事業者は、納品の検査は、前号の規定により定めた検査の実施方法及び検査基準に基づき、当該納入後、速やかに、これを行うものとする。

3) 支給材の支給及び設備等の貸与の方法の改善

- (1) 親事業者が下請事業者に対し支給材を支給しようとする場合又は設備等を貸与しようとする場合には、下請事業者及び親事業者は、支給材又は設備等の保管の方法及び瑕疵ある場合の取扱い、支給材の所要量の算定方法及び残材の処理の方法、支給又は貸与の時期並びに対価の決定方法その他支給又は貸与について必要な規定を、あらかじめ、協議して定めるものとする。
- (2) 親事業者は、下請事業者に対する支給材の支給又は設備等の貸与は、前号により定めた規定に基づき、これを行うものとする。
- 4) 下請代金の支払方法の改善
- (1) 親事業者は、下請代金の支払は、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに、これを行うものとする。また、下請代金はできる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。
- (2) 親事業者は、下請代金を手形で支払う場合には、手形期間の短縮化に努めるものとし、親事業者が政府により標準手形期間が定められている業種に属するものであるときは、少なくとも当該手形期間を超えないものとする。
- (3) 親事業者は、下請代金の支払方法として一括決済方式（親事業者、下請事業者及び金融機関の間の約定に基づき、下請事業者が下請代金の全部又は一部に相当する下請代金債権を担保とし又は譲渡して金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払を受けることができることとし、親事業者が当該下請代金債権の額に相当する金銭を当該金融機関に支払うこととする方式をいう。以下同じ。）を用いる場合には、次の事項に配慮するものとする。
- ① 一括決済方式への加入及び脱退は下請事業者の自主的判断を十分尊重すること。
- ② 一括決済方式に加入した下請事業者に対し、支払条件を従来に比して実質的に不利となるよう変更しないこと及び一括決済方式に変更することによって生じる費用を負担させないこと。また、加入しない下請事業者に対し、これを理由として不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。
- ③ その他政府により定められている一括決済方式についての指針を遵守すること。

第5 下請事業者の連携の推進に関する事項

- (1) 下請事業者は、施設又は設備の導入、技術の向上、経営の合理化、事業の共同化等をグループとして効率的に推進するため、及び親事業者と下請事業者との円滑な関係を確立するため、事業協同組合による組織化等の連携を積極的に進めるものとする。
- (2) 下請事業協同組合等下請事業者の連携による団体（以下「下請団体」という。）は、自主的かつ積極的に活動するものとする。
- (3) 下請団体は、下請事業者の連携をより効果的なものとするため、他の下請団体との連携を図るものとする。このため、下請団体相互の連合組織の拡大強化に努めるものとする。
- (4) 親事業者は、下請事業者の連携に協力し、その育成に努めるものとする。
また、親事業者は、下請団体の自主的な運営を阻害してはならないものとする。
- (5) 親事業者と下請団体は、発注分野の明確化、発注方法の改善、取引条件の改善その他の適正な取引慣行の樹立その他親事業者と下請事業者との間の円滑な関係の推進を図るため、定期的な協議を行うよう努めるとともに、必要に応じ、隨時、協議を行うものとする。

第6 その他下請中小企業の振興のため必要な事項

1) 一般的留意事項

- (1) 下請事業者の自主性の尊重
親事業者は、下請事業者との取引、下請事業者に対する指導等に際し、下請事業者の自主性を尊重するよう留意するものとする。特に、下請事業者の取引先の開拓、変更等について不当に干渉してはならないものとする。
- (2) 下請関係円滑化のための親事業者の体制の整備
親事業者は、下請事業者との取引、下請事業者に関する指導その他下請事業者との関係全般について、下請事業者が容易に親事業者との連絡協議を図ることができ、その連絡協議に対し、親事業者としての責任ある処理をなしうるよう、親事業者内の体制の整備に努めるものとする。
また、親事業者は、その外注担当者が、下請取引を行う上で必要な関係法令等に対する理解を深めるよう努めるものとする。
- (3) 基本契約の締結
下請事業者及び親事業者は、継続的取引に関しては、その取引に関する基本的な事項を定めた契約を締結し、当該契約に基づき、取引を行うものとする。
- (4) 国等の他の施策との関連
① 下請事業者及び親事業者は、試験研究機関等による技術指導、技術情報の提供等国又は地方公共団体による施策を積極的に活用するものとする。

- ② 下請事業者は、その属する業種について、中小企業経営革新支援法による業種別の経営基盤強化計画等が定められている場合には、当該計画に定める事項を達成するよう努めるものとし、親事業者は、これに協力するものとする。
 - ③ 親事業者は、下請企業振興協会による下請取引のあっせんに対する協力等を通じ、下請事業者の仕事量の確保に努めるものとする。
 - ④ 複数の取引先を有する下請中小企業にとって、取引先の休日の不一致は、休日取得の妨げとなることから、下請中小企業の労働時間短縮を推進するため、親事業者は休日カレンダーの作成等により、業種や地域の特性を踏まえつつ、その事業所間、あるいは親企業相互の休日の調整を進めていくものとする。
 - ⑤ 下請事業者及び親事業者は、本基準の遵守その他事業の運営にあたり、省エネルギー対策、公害の防止、リサイクル、地球温暖化防止等の環境保全対策及び労働基準・安全衛生の確保その他国の施策との関連に十分に配慮するものとする。
- (5) 本基準遵守のための下請事業者との協力関係等
- ① 下請事業者、下請団体、親事業者及び親事業者を主たる構成員とする団体（以下「親事業者団体」という。）は、互いに意思の十分な疎通を図りつつ、本基準の円滑な実施に努めるものとする。
 - ② 下請事業者、下請団体、親事業者及び親事業者団体は、それぞれ、本基準の実施に関して、都道府県、各省庁の地方支分部局及び各省庁並びに下請企業振興協会の指導、助言等を積極的に活用するとともに、これらの機関からの指導、助言に十分に協力するものとする。
- (6) 売掛債権の譲渡承諾
- 親事業者は、下請事業者が売掛債権を担保等として資金を調達できるよう、売掛債権の譲渡の承諾に適切に努めるものとする。
- (7) 知的財産の取扱いについて
- ① 下請事業者は、自己の所有する知的財産について、特許権、著作権等権利の取得、機密保持契約による営業秘密化等により、管理保護に努めるものとする。
 - ② 下請事業者及び親事業者は、特許権、著作権等知的財産権や、営業秘密等知的財産の取扱いに関して、契約書の締結及び契約内容の明確化に努めるものとする。
 - ③ 親事業者は、契約上知り得た下請事業者の特許権、著作権等知的財産権や営業秘密等の知的財産の取扱いに関して、下請事業者に損失を与えることのないよう、十分な配慮を行うものとする。

2) 最近の経済環境の変化に伴う留意点

(1) 国際化の進展に伴う留意点

- ① 下請事業者は次の事項に留意するものとする。
 - イ. 下請事業者は、親事業者の海外進出の進展等の動きを踏まえ、その技術力、経営基盤等の強化に努め、自ら取引の可能性の幅を拡大するよう努めること。
 - ロ. 下請事業者は、自ら海外進出を行う場合には、十分な事前準備を行うほか、共同化を図るなどにより、その円滑な実施に努めること。
- ② 親事業者は次の事項に配慮するものとする。
 - イ. 親事業者は、海外進出等に際しては、その計画について下請事業者に必要な情報を逐次提供しつつ、製品等の多角化、新規親事業者の開拓等下請事業者が対応を図ることに対し、下請事業者の要請に応じ積極的支援を行うこと。
 - ロ. 下請事業者に対し、海外進出を要請する場合には、下請事業者の自主的判断を十分尊重するとともに、親事業者としての立場を利用して海外進出を強制し又は要請に応じないことを理由として不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。
 - ハ. 下請事業者が親事業者とともに海外進出を行う場合には、親事業者は下請事業者に対し現地の労働面、市場面その他の面の事情について、十分な情報提供、指導その他必要な協力をすること。

(2) 親事業者の事業再編の進展に伴う留意点

- ① 下請事業者は親事業者の事業所の集約化等に伴う移転、閉鎖、内製化等（以下「工場移転等」という。）の事業再編の動きを踏まえ、その技術力、経営基盤等の強化に努め、自らの取引の可能性の幅を拡大するよう努めるものとする。
- ② 親事業者は、工場移転等に際してはその計画について下請事業者に必要な情報を逐次提供しつつ、製品等の多角化、新規親事業者の開拓等下請事業者が対応を図ることに対し、下請事業者の要請に応じ積極的支援を行うものとする。

(3) 経済情勢の急激な変化に伴う下請事業者への配慮

短期間ににおける経済情勢の急激な変化により、親事業者が影響を受ける場合には、その影響は極力親事業者自身が吸収するとともに、下請事業者に不当に転嫁しないよう努めるものとする。

附 則

1. この規準は、平成 15 年 11 月 1 日から適用する。
2. 平成 3 年 2 月 8 日付け 3 企庁第 108 号は廃止する。

資料 17

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(独占禁止法)(抄)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいう。事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者は、次項又は第3章〔事業者団体〕の規定の適用については、これを事業者とみなす。

4 この法律において「競争」とは、2以上の事業者がその通常の事業活動の範囲内において、かつ、当該事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく次に掲げる行為をし、又はすることができる状態をいう。

一 同一の需要者に同種又は類似の商品又は役務を供給すること

二 同一の供給者から同種又は類似の商品又は役務の供給を受けること

9 この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ 繼続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。口において同じ。）に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

ロ 繼続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの

ホ 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。

ヘ 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不当に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、唆し、若しくは強制すること。

(不公正な取引方法の禁止)

第19条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

(排除措置)

第20条 前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第8章第2節〔手続〕に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の差止め、契約条項の削除その他当該行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

第20条の6 事業者が、第19条〔不公正な取引方法の禁止〕の規定に違反する行為（第2条第9項第5号〔優越的地位の濫用〕に該当するものであつて、継続してするものに限る。）をしたときは、公正取引委員会は、第8章第2節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が3年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて3年間とする。）における、当該行為の相手方との間における政令で定める方法により算定した売上額（当該行為が商品又は役務の供給を受ける相手方に対するものである場合は当該行為の相手方との間における政令で定める方法により算定した購入額とし、当該行為の相手方が複数ある場合は当該行為のそれぞれの相手方との間における政令で定める方法により算定した売上額又は購入額の合計額とする。）に100分の1を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が100万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

第7章 差止請求及び損害賠償

(差止請求権)

第24条 第8条第5号〔事業者団体による不公正な取引方法の禁止〕又は第19条〔不公正な取引方法の禁止〕の規定に違反する行為によってその利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、これにより著しい損害を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、その利益を侵害する事業者若しくは事業者団体又は侵害するおそれがある事業者若しくは事業者団体に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

(無過失損害賠償責任)

第25条 第3条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕、第6条〔特定の国際的協定又は契約の禁止〕又は第19条〔不公正な取引方法の禁止〕の規定に違反する行為をした事業者（第6条の規定に違反する行為をした事業者にあつては、当該国際的協定又は国際的契約において、不当な取引制限をし、又は不公正な取引方法を自ら用いた事業者に限る。）及び第8条〔事業者団体の禁止行為〕の規定に違反する行為をした事業者団体は、被害者に対し、損害賠償の責めに任ずる。

2 事業者及び事業者団体は、故意又は過失がなかったことを証明して、前項に規定する責任を免れることができない。

(損害賠償請求権の裁判上の主張の制限、消滅時効)

第26条 前条の規定による損害賠償の請求権は、第49条第1項〔排除措置命令〕に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかつた場合にあつては、第50条第1項〔課徴金の納付命令〕に規定する納付命令（第8条第1号〔事業者団体による競争の実質的制限の禁止〕又は第2号〔事業者団体による国際的協定又は契約の禁止〕の規定に違反する行為をした事業者団体の構成事業者に対するものを除く。））又は第66条第4項〔違法宣言審決〕の審決が確定した後でなければ、裁判上これを主張することができない。

2 前項の請求権は、同項の排除措置命令若しくは納付命令又は審決が確定した日から3年を経過したときは、時効によつて消滅する。

資料 18

不公正な取引方法

(昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号)

(改正) 平成 21 年 10 月 28 日公正取引委員会告示第 18 号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 51 号）の施行に伴い、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する（昭和 22 年法律第 54 号）第 2 条第 9 項第 6 号の規定に基づき、不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）の一部を次のように改正する。

不公正な取引方法

（共同の取引拒絶）

1 正当な理由がないのに、自己と競争関係にある他の事業者（以下「競争者」という。）と共同して、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。

- (1) ある事業者から商品若しくは役務の供給を受けることを拒絶し、又は供給を受ける商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること。
- (2) 他の事業者に、ある事業者から商品若しくは役務の供給を受けることを拒絶させ、又は供給を受ける商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限させること。

（その他の取引拒絶）

2 不當に、ある事業者に対し取引を拒絶し若しくは取引に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限し、又は他の事業者にこれらに該当する行為をさせること。

（差別対価）

3 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「法」という。）第 2 条第 9 項第 2 号に該当する行為のほか、不當に、地域又は相手方により差別的な対価をもつて、商品若しくは役務を供給し、又はこれらの供給を受けること。

（取引条件等の差別取扱い）

4 不當に、ある事業者に対し取引の条件又は実施について有利な又は不利な取扱いをすること。

（事業者団体における差別取扱い等）

5 事業者団体若しくは共同行為からある事業者を不當に排斥し、又は事業者団体の内部若しくは共同行為においてある事業者を不當に差別的に取り扱い、その事業者の事業活動を困難にさせること。

（不当廉売）

6 法第 2 条第 9 項第 3 号に該当する行為のほか、不當に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。

（不当高価購入）

7 不當に商品又は役務を高い対価で購入し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。

（ぎまん的顧客誘引）

8 自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について、実際のもの又は競争者に係るものよりも著しく優良又は有利であると顧客に誤認されることにより、競争者の顧客を自己と取引するように不當に誘引すること。

(不当な利益による顧客誘引)

9 正常な商慣習に照らして不当な利益をもつて、競争者の顧客を自己と取引するように誘引すること。

(抱き合わせ販売等)

10 相手方に対し、不当に、商品又は役務の供給に併せて他の商品又は役務を自己又は自己の指定する事業者から購入させ、その他自己又は自己の指定する事業者と取引するように強制すること。

(排他条件付取引)

11 不当に、相手方が競争者と取引しないことを条件として当該相手方と取引し、競争者の取引の機会を減少させるおそれがあること。

(拘束条件付取引)

12 法第2条第9項第4号又は前項に該当する行為のほか、相手方とその取引の相手方との取引その他相手方の事業活動を不当に拘束する条件をつけて、当該相手方と取引すること。

(取引の相手方の役員選任への不当干渉)

13 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、取引の相手方である会社に対し、当該会社の役員（法第2条第3項の役員をいう。以下同じ。）の選任についてあらかじめ自己の指示に従わせ、又は自己の承認を受けさせること。

(競争者に対する取引妨害)

14 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他いかなる方法をもつてするかを問わず、その取引を不当に妨害すること。

(競争会社に対する内部干渉)

15 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある会社の株主又は役員に対し、株主権の行使、株式の譲渡、秘密の漏えいその他いかなる方法をもつてするかを問わず、その会社の不利益となる行為をするように、不当に誘引し、そそのかし、又は強制すること。

附 則

この告示は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第51号）の施行の日（平成22年1月1日）から施行する。

資料 19

特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法

(平成 16 年 3 月 8 日公正取引委員会告示第 1 号)
(改定) 平成 18 年 3 月 27 日公正取引委員会告示第 5 号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 2 条第 9 項の規定に基づき、特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法を次のように指定する。

特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法

- 1 特定荷主が、特定物流事業者に対し運送委託又は保管委託をした場合に、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。
 - 一 特定物流事業者の責に帰すべき理由がないのに、代金をあらかじめ定めた支払期日の経過後なお支払わないこと。
 - 二 特定物流事業者の責に帰すべき理由がないのに、あらかじめ定めた代金の額を減じること。
 - 三 特定物流事業者の運送又は保管の内容と同種又は類似の内容の運送又は保管に対し通常支払われる対価に比し著しく低い代金の額を不当に定めること。
 - 四 正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。
 - 五 代金の支払につき、当該代金の支払期日までに一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付することにより、特定物流事業者の利益を不当に害すること。
 - 六 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、特定物流事業者の利益を不当に害すること。
 - 七 特定物流事業者の運送若しくは保管の内容を変更させ、又は運送若しくは保管を行った後に運送若しくは保管をやり直させることにより、特定物流事業者の利益を不当に害すること。
 - 八 特定物流事業者が前各号に掲げる事項の要求を拒否したことを理由として、特定物流事業者に対して、取引の量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。
- 2 特定荷主が前項に掲げる行為をしていた場合に、特定物流事業者が公正取引委員会に対しその事実を知らせ、又は知らせようとしたことを理由として、取引の量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

備 考

- 1 この告示において「特定荷主」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者をいう（下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）第 2 条第 4 項に規定する役務提供委託に該当する場合を除く。）。
 - 一 資本金の額又は出資の総額が 3 億円を超える事業者であって、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が 3 億円以下の事業者に対し物品の運送又は保管を委託するもの
 - 二 資本金の額又は出資の総額が 1000 万円を超え 3 億円以下の事業者であって、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が 1000 万円以下の事業者に対し物品の運送又は保管を委託するもの

- 三 前2号に掲げるもののほか、物品の運送又は保管を委託する事業者であって、受託する事業者に対し取引上優越した地位にあるもの
- 2 この告示において「特定物流事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者をいう。
- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下（資本金の額又は出資の総額が3億円を超える事業者の子会社を除く。）の事業者であって、前項第1号に規定する特定荷主から継続的に物品の運送又は保管を受託するもの
- 二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が1000万円以下（資本金の額又は出資の総額が1000万円を超える事業者の子会社を除く。）の事業者であって、前項第2号に規定する特定荷主から継続的に物品の運送又は保管を受託するもの
- 三 前2号に掲げるもののほか、前項第3号に規定する特定荷主から継続的に物品の運送又は保管を受託する事業者であって、当該特定荷主に対し取引上の地位が劣っているもの
- 3 事業者がその子会社に対し継続的に物品の運送又は保管を委託し、子会社がその運送委託に係る運送の行為又はその保管委託に係る保管の行為について再委託をする場合において、再委託を受ける事業者が、運送又は保管を委託する当該事業者から直接運送委託又は保管委託を受けるものとすれば前項各号のいずれかに該当することとなる事業者であるときは、この告示の適用については、再委託をする事業者は特定荷主と、再委託を受ける事業者は特定物流事業者とみなす。
- 4 この告示において「代金」とは、事業者が他の事業者に対し物品の運送又は保管を委託した場合に受託した事業者の運送又は保管に対し支払うべき運賃又は料金をいう。
- 5 この告示において「子会社」とは、会社がその総株主（総社員を含む。以下この項において同じ。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項において同じ。）の過半数を有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその1若しくは2以上の子会社又は当該会社の1若しくは2以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

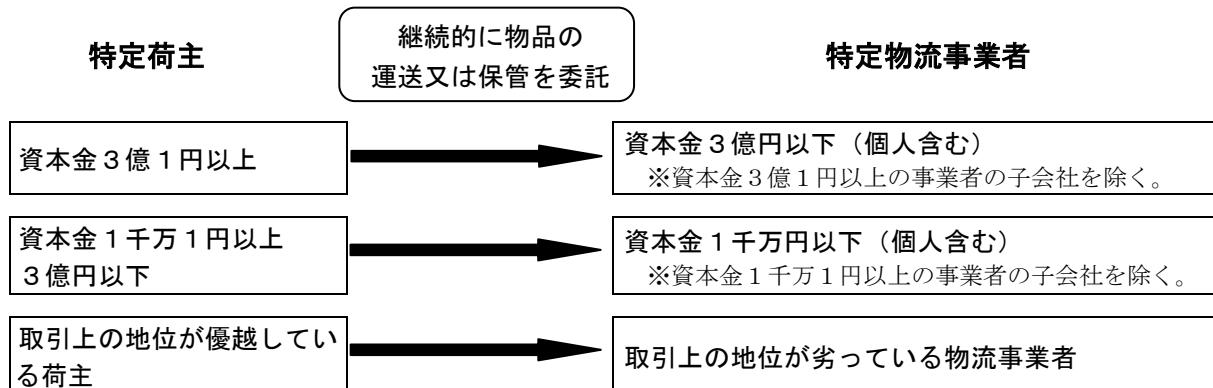
附 則（平成18年3月27日公正取引委員会告示第5号）

この告示は、会社法（平成17年法律第86号）の施行の日（平成18年5月1日）から施行する。

資料 20

「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（物流特殊指定）の概要

1 規制対象となる取引（取引の内容・事業者の格差）



(注 1) 会社が、議決権の過半数（間接保有によるものを含む。）を有する他の会社を「子会社」といいます。

(注 2) 荷主(a)が、自社の物流子会社(b)に継続的に物品の運送又は保管を委託し、当該物流子会社(b)が、物流事業者(c)に継続的に荷主から受託した物品の運送又は保管を再委託する場合において、荷主(a)と物流事業者(c)に上記の格差が認められるときは、当該物流子会社(b)を特定荷主とみなします。

(注 3) 下請法で規制されている取引は、物流特殊指定の規制対象から除かれます。

2 荷主の禁止行為（9類型）

類型	問題となり得る荷主の行為の概要
①支払遅延 (物流特殊指定第 1 項第 1 号)	特定物流事業者に責任がある場合を除き、代金を支払期日までに支払わないこと。
②減額 (同指定第 1 項第 2 号)	特定物流事業者に責任がある場合を除き、あらかじめ定められた代金の額を減じること。
③買いたたき (同指定第 1 項第 3 号)	代金を決定するときに、通常支払われる対価に比べて著しく低い額を特定物流事業者と十分協議することなく決定すること。
④購入・利用強制 (同指定第 1 項第 4 号)	正当な理由がないのに、特定物流事業者に対して物品又は役務を強制して購入・利用させること。
⑤割引困難な手形の交付 (同指定第 1 項第 5 号)	支払期日までに一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形を交付すること。
⑥不当な経済上の利益の提供要請 (同指定第 1 項第 6 号)	自己のために、特定物流事業者に対してお金やサービス、その他の経済上の利益を提供させ、特定物流事業者の利益を不当に害すること。
⑦不当な給付内容の変更及びやり直し (同指定第 1 項第 7 号)	契約内容を変更したり、運送若しくは保管をやり直し（追加）させたりすることで、特定物流事業者の利益を不当に害すること。
⑧要求拒否に対する報復措置 (同指定第 1 項第 8 号)	上記①～⑦の各類型に該当する要求を拒否したことを理由として、特定物流事業者に対して取引量を減じたり、取引を停止したりすること。
⑨情報提供に対する報復措置 (同指定第 2 項)	上記①～⑧の各類型に該当する行為をしていたことを公正取引委員会に通報したことを理由として、特定物流事業者に対して、取引量を減じたり、取引を停止したりすること。

資料 21

下請法勧告一覧（平成 19 年度以降）

平成 19 年度

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
1	A社は、照明器具等の製造委託等に関し、「出来高CR」と称して下請代金から一定額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(13名に対し、総額 3659万 3760円を減額)。 (注) 本件は、改正下請法が施行された平成 16 年 4 月以降、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、勧告公表する初めての事案である。	第 4 条第 1 項 第 3 号 (減額の禁止)	平成 19 年 4 月 6 日
2	B社は、冷凍加工食品の製造委託に関し、「割戻金」又は「拡売費」と称して、4か月若しくは9か月ごとの発注数量に一定額を乗じて得た額又は1か月、半期若しくは1年ごとの下請代金に一定率を乗じて得た額を支払わせることにより、下請代金の額を減じていた(9名に対し、総額 1 億 14 万 1407 円を減額)。	第 4 条第 1 項 第 3 号 (減額の禁止)	平成 19 年 6 月 13 日
3	C社は、貨物運送に係る役務提供委託に関し、「値引き」等と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(58名に対し、総額 2332 万 452 円を減額)。	第 4 条第 1 項 第 3 号 (減額の禁止)	平成 19 年 6 月 22 日
4	D社は、貨物運送に係る役務提供委託に関し、「値引き」又は「手数料」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(63名に対し、総額 3639 万 8034 円を減額)。	第 4 条第 1 項 第 3 号 (減額の禁止)	平成 19 年 9 月 28 日
5	E社は、貨物運送に係る役務提供委託に関し、「値引き」等と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(101名に対し、総額 5303 万 4888 円を減額)。	第 4 条第 1 項 第 3 号 (減額の禁止)	平成 19 年 10 月 2 日
6	F社は、①消防用設備の保守点検に係る役務提供委託に関し、「出精値引」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(20名に対し、総額 2 億 1551 万 5911 円を減額)。 ②前記①の減額行為を取りやめることとした上で単価改定を行ったが、その際、下請事業者と十分な協議を行うことなく一方的に、下請代金の額を定めていた(下請事業者 20 名に対し、下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を決定)。	第 4 条第 1 項 第 3 号 (減額の禁止) 第 4 条第 1 項 第 5 号 (買いたたき)	平成 19 年 12 月 6 日
7	G社は、貨物運送に係る役務提供委託に関し、「値引き」等と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(7名に対し、総額 4254 万 7476 円を減額)。	第 4 条第 1 項 第 3 号 (減額の禁止)	平成 19 年 12 月 17 日
8	H社は、ショッピングバッグ、紙器製品等の製造及びこれらのデザイン等の情報成果物の作成委託に関し、「歩引き」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(121名に対し、総額 4462 万 7636 円を減額)。	第 4 条第 1 項 第 3 号 (減額の禁止)	平成 19 年 12 月 18 日
9	I社は、トラックへの部品の取付けに係る製造及びトラックの修理委託に関し、「レス」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(98名に対し、総額 9894 万 7267 円を減額)。	第 4 条第 1 項 第 3 号 (減額の禁止)	平成 20 年 1 月 18 日
10	J社は、貨物運送に係る役務提供委託に関し、「割戻し」、「値引き」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(344名に対し、総額 1 億 1723 万	第 4 条第 1 項 第 3 号 (減額の禁止)	平成 20 年 3 月 26 日

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
	6276 円を減額)。		
11	K社は、印刷、製本、製版等の製造委託に関し、「協力値引き」等と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(48名に対し、総額 2763万 7006円を減額)。	第4条第1項 第3号 (減額の禁止)	平成 20 年 3 月 27 日
12	L社は、貨物運送に係る役務提供委託に関し、「値引き」等と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(21名に対し、総額 1 億 5791 万 9405 円を減額)。	第4条第1項 第3号 (減額の禁止)	平成 20 年 3 月 28 日
13	M社は、貨物運送に係る役務提供委託に関し、「単価修正額」等と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引き、さらに、「単価修正」と称して下請代金から前期「単価修正額」等と称して差し引いた金額が 30 万円以上の場合は同金額の 1000 円未満の端数の額を差し引くことなどにより、下請代金の額を減じていた(159 社に対し、総額 3341 万 9511 円を減額)。	第4条第1項 第3号 (減額の禁止)	平成 20 年 3 月 28 日

平成 20 年度

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
1	A社は、菓子の内容物又は包装資材等の製造委託等に関し、「仕入歩引」、「物流手数料」若しくは「支払手数料」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額又は「伝票代」と称して同社が下請事業者に代わり作成した当該下請事業者との取引に係る伝票の発行枚数若しくは当該伝票の記載行数に一定額を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(156名に対し、総額 6924 万 1789 円を減額)。	第4条第1項 第3号 (減額の禁止)	平成 20 年 4 月 2 日
2	B社は、システムキッチン等の部品等の製造委託等に関し、「販売協力金」等と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額又は取引数量に一定額を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(39 社に対し、総額 3995 万 4238 円を減額)。 (注) 本件は、改正下請法が施行された平成 16 年 4 月以降、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、勧告公表する 2 件目の事案である	第4条第1項 第3号 (減額の禁止)	平成 20 年 4 月 9 日
3	C社は、貨物運送に係る役務提供委託に関し、同社の部門ごとに販売目標数量を定め、取引に係る交渉等を行っている支店等の長等を通じて具体的な数量を示す等、ラーメン等の物品の購入を要請していた。下請事業者は、今後の取引を考えやむを得ずラーメン等の物品を購入した(241 社に対し、総額 2469 万 1440 円分の物品の購入を強制)。	第4条第1項 第6号 (購入・利用強制の禁止)	平成 20 年 4 月 17 日
4	D社ほか 2 社は、農業機械の部品の製造委託に関し、親会社が D 社ほか 2 社の下請事業者に対して、「コストダウン協力金」と称して負担するよう要請した額を、親会社の指示に基づき、下請代金の額からそれぞれ減じて支払っていた(延べ 67 名(実数 55 名)に対し、総額 10 億 9222 万 7023 円を減額)。	第4条第1項 第3号 (減額の禁止)	平成 20 年 5 月 16 日
5	E社は、家具及びインテリア用品の製造委託に関し、「協定販売促進費」と称して、一定期間における下請代金の額が一定額を超えた場合又は前記期間における下請代金の額がそれ以前の一定期間における下請代金の額に比して所定の率を超えて増加した場合には、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(71名に対し、総額 3 億 2945 万 6054 円を減額)。	第4条第1項 第3号 (減額の禁止)	平成 20 年 6 月 17 日
6	F社は、乗用車及びトラックに使用する部品の製造委託に関し、単	第4条第1項	平成 20 年 6 月 27 日

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
	価決定の合意日前に発注した部品について単価改訂後の単価をさかのぼって適用し、単価改訂前の単価と単価改訂後の単価との差額に相当する額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(58社に対し、総額7億7863円を減額)。	第3号 (減額の禁止)	
7	G社は、看板、標識等の製造及びシルクスクリーン印刷により看板、標識等を印刷する際に用いるデータである情報成果物の作成委託に関し、「分引き」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(37名に対し、総額4155万1505円を減額)。	第4条第1項 第3号 (減額の禁止)	平成20年10月29日
8	H社は、美粧段ボール製品の加工(製造委託)に関し、「協力値引き」等と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を又は振込手数料として下請代金の額から自社が実際に支払う振込手数料を超える額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(34名に対し、総額1103万7999円を減額)。	第4条第1項 第3号 (減額の禁止)	平成20年11月6日
9	I社は、バス車体に使用する部品の製造委託に関し、「一括値引き」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(6名に対し、総額1358万7634円を減額)。 (注)本件は、改正下請法が施行された平成16年4月以降、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、勧告公表する3件目の事案である。	第4条第1項 第3号 (減額の禁止)	平成20年12月11日
10	J社は、自動車用部品の製造委託に関し、「一時金」と称して一定額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(30名に対し、総額2877万6923円を減額)。	第4条第1項 第3号 (減額の禁止)	平成20年12月18日
11	K社は、家具等の製造委託に関し、「協賛金」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(31名に対し、総額1930万1887円を減額)。	第4条第1項 第3号 (減額の禁止)	平成20年12月25日
12	L社は、革製履物の製造委託及び修理委託に関し、「物流及び情報システム使用料」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(68名に対し、総額2768万1545円を減額)。 (注)本件は、改正下請法が施行された平成16年4月以降、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、勧告公表する4件目の事案である。	第4条第1項 第3号 (減額の禁止)	平成21年2月2日
13	M社は、貨物運送に係る役務提供委託に関し、「手数料」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(670名に対し、総額5億1810万7572円を減額)。	第4条第1項 第3号 (減額の禁止)	平成21年2月5日
14	N社は、同社オリジナル記念グッズの製造委託に関し、同社は、同グッズの販売を取りやめたことから、下請代金の額のうち一部のみを支払うことにより、下請代金の額を減じていた(11名に対し、総額1億1172万4032円を減額)。	第4条第1項 第3号 (減額の禁止)	平成21年2月25日
15	O社は、塗料等の製造委託に関し、「割引料」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(53名に対し、総額4138万7392円を減額)。 (注)本件は、改正下請法が施行された平成16年4月以降、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、勧告公表する5件目の事案である。	第4条第1項 第3号 (減額の禁止)	平成21年3月25日

平成 21 年度

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
1	A社は、自動車製造業者が製造する自動車を出荷する前の修理委託及び貨物運送の役務提供委託に関し、「原価低減」等と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(28名に対し、総額 3347万 7511円を減額)。	第4条第1項 第3号 (減額の禁止)	平成 21 年 4 月 16 日
2	B社は、エアゾール製品の製造委託に関し、「販売奨励金」等と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額又は販売数量に一定額を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 (5社に対し、総額 7626万 558円を減額)。 (注) 本件は、改正下請法が施行された平成 16 年 4 月以降、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、勧告公表する 6 件目の事案である。	第4条第1項 第3号 (減額の禁止)	平成 21 年 4 月 21 日
3	C社は、冷凍調理食品等の製造委託に関し、 ① 「協賛金」、「不良品歩引き」等と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(19社に対し、総額 1966万 8979円を減額)。 ② 「販売対策協力金」等と称して、仕入数量に一定額を乗じて得た額又は販売数量に一定額を乗じて得た額を支払っていた(22社に、総額 1709万 5550円の不当な経済上の利益を提供させた)。	第4条第1項 第3号 (減額の禁止) 第4条第2項 第3号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)	平成 21 年 4 月 24 日
4	D社は、冷凍・空調用自動制御機器の部品の製造委託に関し、「原価低減」と称して一定額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(3社に対し、総額 1312万 7565円を減額)。	第4条第1項 第3号 (減額の禁止)	平成 21 年 6 月 23 日
5	E社は、生地又は婦人服等の既製服の製造委託に関し、「歩引き」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(104名に対し、総額 2416万 1351円を減額)。	第4条第1項 第3号 (減額の禁止)	平成 21 年 6 月 24 日
6	F社は、貨物運送又は倉庫における保管に係る役務提供委託に関し、「取扱手数料」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(6社に対し、総額 1673万 7291円を減額)。	第4条第1項 第3号 (減額の禁止)	平成 21 年 6 月 30 日
7	G社は、呉服等の製造委託に関し、 ① 「仕入値引」と称して一定額を、 ② 「宣伝引」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を、 ③ 支払うべき下請代金の額が一定額以上の場合には手形により、また、一定額に満たない場合には現金により、それぞれ支払を行うこととしているが、(1)手形の交付に代えて現金による支払を行うに当たって、手形期間分の金利相当分として自社の短期調達金利相当額を超える額を、(2)現金による支払を行うに当たって、下請代金の額に一定率を乗じて得た額をそれぞれ差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(92名に対し、総額 5686万 6934円を減額)。	第4条第1項 第3号 (減額の禁止)	平成 21 年 8 月 6 日
8	H社は、天窓等の部品又は額縁等の製造委託、温室等の設計図面の情報成果物作成委託及び天窓等の保守・点検の役務提供委託に関し、「値引」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(71名に対し、総額 2129万 4627円を減額)。	第4条第1項 第3号 (減額の禁止)	平成 21 年 8 月 7 日

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
9	I社は、婦人服等の製造委託に関し、「歩引」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(69名に対し、総額 2555万 6089円を減額)。	第4条第1項 第3号 (減額の禁止)	平成 21 年 10 月 21 日
10	J社は、チラシ等の印刷の製造委託、チラシ等の印刷に用いるデータ等の情報成果物作成委託に関し、 ① 「決算協力値引き」又は「協力割戻し金」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を、 ② 支払うべき下請代金の額が一定額以上の場合に手形により支払うこととしているが、手形の交付に代えて現金による支払を行うに当たって、手形期間分の金利相当分として自社の短期調達金利相当額を超える額を それぞれ差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(27名に対し、総額 1099万 5429円を減額)。	第4条第1項 第3号 (減額の禁止)	平成 21 年 12 月 15 日
11	K社は、貨物運送に係る役務提供委託に関し、「取扱手数料」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(30名に対し、総額 3715万 1656円を減額)。 (注) 本件は、改正下請法が施行された平成 16 年 4 月以降、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、勧告公表する 7 件目の事案である。	第4条第1項 第3号 (減額の禁止)	平成 22 年 1 月 27 日
12	L社は、貨物運送に係る役務提供委託に関し、「値引き」又は「手数料」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(3社に対し、総額 1783万 2868円を減額)。	第4条第1項 第3号 (減額の禁止)	平成 22 年 1 月 27 日
13	M社は、タオル等の製造委託に関し、 ① 「歩引」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を、 ② 下請代金を手形により支払うこととしているが、手形の交付に代えて現金による支払を行うに当たって、手形期間分の金利相当分として自社の短期調達金利相当額を超える額を それぞれ差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(15名に対し、総額 1793万 4880円を減額)。	第4条第1項 第3号 (減額の禁止)	平成 22 年 1 月 29 日
14	N社は、食料品等の製造委託に関し、 ① 「仕入割戻金」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を、 ② 「EOS情報処理料」と称して一定額及び仕入伝票の記載行数に一定額を乗じて得た額を、 ③ 「ピッキングシール代」と称してシールの使用枚数に一定額を乗じ得た額を それぞれ差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(32社に対し、総額 1066万 6388円を減額)。	第4条第1項 第3号 (減額の禁止)	平成 22 年 2 月 2 日
15	O社は、電池製造用自動設備等の部品等の製造委託に関し、「協力値引き」又は「値引き」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(27名に対し、総額 1086万 7771円を減額)。	第4条第1項 第3号 (減額の禁止)	平成 22 年 3 月 24 日

平成 22 年度

	事件の概要	違反法条	勧告年月日
1	A社は、自動車の修理委託又は自動車整備に係る委託に関し、「レス」又は「値引き」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(35名に対し、総額2365万3822円を減額)。 (注) 本件は、改正下請法が施行された平成16年4月以降、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、勧告公表する8件目の事案である。	第4条第1項 第3号 (減額の禁止)	平成22年4月16日
2	B社は、繊維織物の製造委託に関し、「支払加工料値引」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(47名に対し、総額1325万9887円を減額)。	第4条第1項 第3号 (減額の禁止)	平成22年4月21日
3	C社は、建築材料、園芸用品、日用品等の製造委託に関し、 ① 「早期決済奨励金」と称して下請代金の額に一定率を乗じて得た額を ② 「伝票処理料」と称して電子発注システムにより発注している店舗数及び同システムによる発注に係る仕入伝票の記載行数又はファクシミリによる発注書の送付枚数に、それぞれ異なる一定額を乗じて得た額を それぞれ差し引くことにより、下請代金の額を減じていた(14社に対し、総額1024万9880円を減額)。	第4条第1項 第3号 (減額の禁止)	平成22年4月22日

下請ガイドラインについて

経済産業省、国土交通省及び総務省では、親事業者と下請事業者の間の望ましい取引関係の構築を図るため「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」（以下、「下請ガイドライン」という。）を策定し、普及を推進しています。

1. 下請ガイドラインの目的

- 大企業の生産性向上による収益性向上を中小企業へも波及させることを目指すもの。
(親事業者と下請事業者の”win-win”の取引関係)
- 例えば、親下事業者が改善提案等を出し合い、コスト削減となる生産性向上を行い価格上昇分を吸収し、その成果を共有することで競争力を高めつつ双方が収益性を確保するような関係構築を目指すもの。

2. 下請ガイドラインの内容

- 各業界の特性に応じたベストプラクティス事例（理想的な良い取引関係）を例示。
- また、下請法等で問題となりうる行為、望ましくない取引慣行について例示。

3. 業種別ガイドライン担当部署

	ガイドライン名称	問い合わせ先	
①	自動車産業適正取引ガイドライン	経済産業省 製造産業局 自動車課	TEL. 03-3501-1511 (経済産業省代表)
②	素形材産業取引ガイドライン（素形材産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン）	経済産業省 製造産業局 素形材産業室	
③	繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン	経済産業省 製造産業局 繊維課	
④	産業機械・航空機等における下請適正取引等の推進のためのガイドライン	経済産業省 製造産業局 産業機械課 又は航空機武器宇宙産業課	
⑤	情報通信機器産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン	経済産業省 商務情報政策局 情報通信機器課	
⑥	情報サービス・ソフトウェア産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン	経済産業省 商務情報政策局 情報処理振興課	
⑦	広告業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン	経済産業省 商務情報政策局 文化情報関連産業課	
⑧	建材・住宅設備産業取引ガイドライン（建材・住宅設備産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン）	経済産業省 製造産業局 住宅産業窯業建材課	
⑨	鉄鋼産業における下請適正化ガイドライン	経済産業省 製造産業局 鉄鋼課	
⑩	化学産業下請適正取引ガイドライン	経済産業省 製造産業局 化学課	
⑪	紙・紙加工品産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン	経済産業省 製造産業局 紙業生活文化用品課	
⑫	印刷産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン	経済産業省 商務情報政策局 文化情報関連産業課	
⑬	トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン	国土交通省 自動車交通局 貨物課	TEL. 03-5253-8111 (国土交通省代表)
	(トラック運送業における燃料サーチャージ)	国土交通省 自動車交通局 貨物課	
⑭	建設業法令遵守ガイドライン（改訂）-元請負人と下請負人の関係に係る留意点	国土交通省 総合政策局 建設業課	
⑮	放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン	総務省 情報流通常行政局 コンテンツ振興課 (情報通信作品振興課)	TEL. 03-5253-5111 (総務省代表)

索引（主要なページに限る。〔 〕内は関係する内容である。）

あ 行

- 一括決済方式 98
- 親子会社間の取引〔適用範囲〕 16
- E D I（電子データ交換）〔発注書面〕 27, 29

か 行

- 買いたたきの禁止についての Q&A 55
- 瑕疵担保 53, 67, 68
- 金型〔製造委託〕 5
- 仮単価〔発注書面〕 26
- 勧告〔措置〕 71
- 業として〔適用範囲〕 5
- 金融機関の休業日〔支払遅延〕 39
- 景品〔製造委託〕 18
- 減額の禁止についての Q&A 47
- 減額の名目 45
- 検査方法と返品期間 52
- 検収締切制度〔支払遅延〕 38
- 建設工事〔適用範囲〕 13, 17
- 控除〔有償支給原材料等の対価〕 61
- 購入・利用強制の禁止についての Q&A 59
- コーディング作業〔適用範囲〕 19
- 顧客渡し〔適用範囲〕 20
- コック方式〔支払遅延〕 40

さ 行

- 再委託〔役務提供委託〕 13, 14
- 指値〔買いたたき〕 55
- 算定方法〔発注書面〕 24
- 試作品〔発注書面〕 24, 28
- 支払遅延の禁止についての Q&A 40
- 支払制度 38
- 支払方法等について〔発注書面〕 23, 84, 94
- ジャスト・イン・タイム生産方式〔受領拒否〕 36
- 受領 35
- 受領拒否の禁止についての Q&A 35
- 商社〔適用範囲〕 16
- 使用高払方式〔支払遅延〕 40
- 情報処理〔適用範囲〕 4
- 情報成果物 9
- 書面の交付義務についての Q&A 26
- 書類の作成・保存義務についての Q&A 32
- 相殺〔早期決済〕 61

た 行

- 多頻度小口納入〔買いたたき〕 57

- 試打ち品〔支払遅延〕 41
- 短期調達金利相当額〔減額〕 47
- 遅延利息 33, 121
- 知的財産権 24, 56, 63
- 長期手形の交付についての Q&A 62
- 提供〔情報成果物作成委託〕 10
- 手形期間 62
- 適用範囲についての Q&A 16
- 電子記録債権 102
- 電子受発注 25, 125
- 電磁的方法 95
- 当初書面〔発注書面〕 25
- 取次ぎ〔適用範囲〕 16
- トンネル会社 15

な 行

- 抜取検査〔返品〕 51, 52, 53

は 行

- 罰則 71
- 必要記載事項〔発注書面〕 23, 32
- 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止についての Q&A 67
- 不当な経済上の利益の提供要請の禁止についての Q&A 64
- 歩引き〔減額〕 47, 49
- プライベートブランド〔製造委託〕 5
- 振込手数料〔減額〕 48, 49
- プログラム〔適用範囲〕 4
- 返品の禁止についての Q&A 53
- 補充書面〔発注書面〕 26
- 保証期間〔返品〕 51
- ボリュームディスカウント〔減額〕 46

ま 行

- 自ら用いる役務〔役務提供委託〕 13
- 無償〔適用範囲〕 10, 13, 21

ら 行

- リベート〔減額〕 45
- 労働者派遣〔適用範囲〕 17

わ 行

- 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止についての Q&A 61

～ご相談やご質問は、全国の相談窓口までお気軽はどうぞ。～

公正取引委員会 事務総局

経済取引局 取引部 企業取引課

〒100-8987 千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館B棟

TEL 03(3581)3375 (直) <http://www.jftc.go.jp>

(管轄区域:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県)

北海道事務所 下請課

〒060-0042 札幌市中央区大通西 12 札幌第 3 合同庁舎

TEL 011(231)6300 (代)

(管轄区域:北海道)

東北事務所 下請課

〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎

TEL 022(225)8420 (直)

(管轄区域:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

中部事務所 下請課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館

TEL 052(961)9424 (直)

(管轄区域:富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)

近畿中国四国事務所 下請課

〒540-0008 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館

TEL 06(6941)2176 (直)

(管轄区域:福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

近畿中国四国事務所 中国支所 下請課

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 4 号館

TEL 082(228)1501 (代)

(管轄区域:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)

近畿中国四国事務所 四国支所 下請課

〒760-0068 高松市松島町 1-17-33 高松第 2 地方合同庁舎

TEL 087(834)1441 (代)

(管轄区域:徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

九州事務所 下請課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁舎別館

TEL 092(431)6032 (直)

(管轄区域:福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

沖縄総合事務局 総務部 公正取引室

〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館

TEL 098(866)0049 (直)

(管轄区域:沖縄県)

中小企業庁

事業環境部 取引課

〒100-8912 千代田区霞が関 1-3-1

TEL 03(3501)1669 (直) <http://www.chusho.meti.go.jp>

北海道経済産業局 産業部中小企業課

〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1-1 札幌第 1 合同庁舎

TEL 011(709)1783 (直)

(管轄区域:北海道)

東北経済産業局 産業部中小企業課

〒980-8403 仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎

TEL 022(221)4922 (直)

(管轄区域:青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

関東経済産業局 産業部中小企業課

〒330-9715 さいたま市中央区新都心 1-1

さいたま新都心合同庁舎第 1 号館

TEL 048(600)0325 (直)

(管轄区域:茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県)

中部経済産業局 産業部中小企業課

〒460-8510 名古屋市中区三の丸 2-5-2

TEL 052(951)2748 (直)

(管轄区域:富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県)

近畿経済産業局 産業部中小企業課

〒540-8535 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館

TEL 06(6966)6037 (直)

(管轄区域:福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

中国経済産業局 産業部中小企業課

〒730-8531 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 2 号館

TEL 082(224)5661 (直)

(管轄区域:鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)

四国経済産業局 産業部中小企業課

〒760-8512 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎

TEL 087(811)8529 (直)

(管轄区域:徳島県、香川県、愛媛県、高知県)

九州経済産業局 産業部中小企業課

〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎

TEL 092(482)5450 (直)

(管轄区域:福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)

沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課

〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館

TEL 098(866)1755 (直)

(管轄区域:沖縄県)